

平成 27 年度
水道水及び水道用薬品等に関する調査業務
報 告 書

平成 28 年 3 月

株式会社 三菱化学テクノリサーチ

目次

1. 業務概要	1
1-1. 業務目的	1
1-2. 業務内容	2
1) 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理	2
2) 水質基準項目等の水質検査結果の整理	2
3) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	2
4) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理(平成 27 年 3 月 31 日時点)	2
5) 報告書作成	2
2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理	3
2-1. 調査概要	3
2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表	8
2-3. 調査結果	18
2-4. 測定値の度数分布表	24
3. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し	47
3-1. 基準項目等の分類に関する考え方	47
1) 定期見直しの進め方	47
2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況	50
3-2. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新	112
4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理	140
4-1. 調査概要	140
4-2. 集計結果	141
5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理	155
5-1. 各国における薬品基準等の概要	155
1) 日本	155
2) アメリカ	156
3) ヨーロッパ	158
4) 中国	159
5) 韓国	159
5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格	160
6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理 他	164
6-1. 業務目的	164

6-2. 業務内容	164
6-3. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理	165
6-3-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質	165
6-3-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理	186
6-4. 水質基準等に関する情報の更新	198
6-4-1. 水質基準等の見直しの動向	198
6-4-2. データベースの整理・情報更新	220
6-5. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ	231
6-5-1. 要検討項目への追加候補物質の検討	231
6-5-2. 追加すべき候補物質の検討	235
6-6. 会議資料の作成	238
<資料>平成26年度 水道水質関連調査結果等整理業務 報告書(図表抜粋)	240

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査業務においては、水道法の水質基準等の水質検査結果の整理、水道事業体における要検討項目等の検出状況に関する調査結果の整理ならびに水道用の薬品基準、資機材材質基準及び給水装置浸出性能基準（以下「薬品基準等」という。）に関する各国の動向等の収集・整理等を行うことにより、もって水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、水質基準を逐次改正する際の薬品基準等の見直しの検討に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1) 水道事業者における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 25 年度及び 26 年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

2) 水質基準項目等の水質検査結果の整理

(1) 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（浄水）を、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会での結論（資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、評価値の 10%、50%、100% 値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

(2) 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 25 年度統計）より収集した情報及び前記 1) により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

3) クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

平成 22 年度以降、厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

4) 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理（平成 27 年 3 月 31 日時点）

米国（NSF）、EU、中国・韓国等のアジア圏各国における薬品基準等の①概要（改正経緯含む）、②現行基準の内容と設定根拠を収集・整理し、日本（JWWA、JIS）の規格も含めた比較一覧表として整理した。

5) 報告書作成

以上の調査結果を報告書としてとりまとめた。

2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 21 年度～26 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

(1) 調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 21 年度～26 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

(2) 調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 152 項目とした。項目の一覧を表 2-1 表 2 1 に示す。

- ・ 要検討項目 48 項目（うち 1 項目削除）
- ・ 農薬類 100 項目（要検討：16 項目、その他：84 項目）

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-01	銀	—
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	—
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	—
要検討項目	検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	—
要検討項目	検-13	2, 4-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-14	2, 6-トルエンジアミン	—
要検討項目	検-15	N, N-ジメチルアニリン	—
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)
要検討項目	検-18	トリエチレンテトラミン	—
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールA	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	—
要検討項目	検-22	1, 2-ブタジエン	—

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討項目	検-23	1, 3-ブタジエン	—
要検討項目	検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.01
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5P
要検討項目	検-26	マイクロキシチン-LR	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すず化合物	0.0006P (TBTO)
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	—
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	—
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	—
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	—
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	—
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	—
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	—
要検討項目	検-38	MX	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	—
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	—
要検討項目	検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-007	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-008	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1
要検討農薬類	要-009	ピラクロホス	-
要検討農薬類	要-010	フルスルファミド	-
要検討農薬類	要-011	ブロマシル	-
要検討農薬類	要-012	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-013	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-014	メタアルデヒド	0.06

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
要検討農薬類	要-015	メチルイソチオシアネート	-
要検討農薬類	要-016	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MC PM)	-
その他農薬類	他-002	2, 4-DB	-
その他農薬類	他-003	DBEDC	-
その他農薬類	他-004	MCPB	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.1
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマズスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールP	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	-
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキソリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル (TCTP)	-
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.03
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフエン	0.3

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	-
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス (CVMP)	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	-
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサバックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロブトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	-
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラゾスルフロリエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトビル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.03
その他農薬類	他-069	プロパニル (DCPA)	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット (BPPS)	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロポキスル (PHC)	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.06
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ (チアジアジン)	-

表 2-1 検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等 (mg/L)
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-2 に示す。

ここでは次の 2 ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《a》 最大値が目標値の 10% 値（農薬においては 1% 値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10% 値以下（農薬においては 1% 値以下）で検出された地点

（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (1/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合				
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水		
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合			
検-01	銀	-	-	H25	91	115	0	0	0.0%	0.0%	3	1	3.3%	0.9%	0.001	目標値比	0.001	目標値比
				H26	101	129	0	0	0.0%	0.0%	4	1	4.0%	0.8%	0.001	目標値比	0.001	目標値比
検-02	バリウム	0.7	-	H25	111	143	4	0	3.6%	0.0%	59	65	53.2%	45.5%	0.7	100.0%	0.06	8.6%
				H26	129	159	2	0	1.6%	0.0%	68	72	52.7%	45.3%	0.10	14.3%	0.06	8.6%
検-03	ビスマス	-	-	H25	79	91	0	1	0.0%	1.1%	2	0	2.5%	0.0%	0.001	目標値比	0.003	目標値比
				H26	93	98	0	0	0.0%	0.0%	3	0	3.2%	0.0%	0.001	目標値比	ND	目標値比
検-04	モリブデン	0.07	-	H25	288	343	2	0	0.7%	0.0%	39	24	13.5%	7.0%	0.02	28.6%	0.007	10.0%
				H26	354	436	2	0	0.6%	0.0%	34	19	9.6%	4.4%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	-	H25	23	33	0	0	0.0%	0.0%	6	3	26.1%	9.1%	0.000011	2.2%	0.000013	2.6%
				H26	32	47	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.1%	0.0%	0.00003	6.0%	ND	0%
検-06	アクリル酸	-	-	H25	6	9	1	1	16.7%	11.1%	0	0	0.0%	0.0%	0.002	目標値比	0.002	目標値比
				H26	9	22	0	0	0.0%	0.0%	1	1	11.1%	4.5%	0.002	目標値比	0.002	目標値比
検-07	17-β-エストラジオール (E2)	0.00008 (P)	-	H25	26	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	31	48	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.2%	0.0%	0.000003	3.8%	ND	0%
検-08	エチニル-エストラジオール (EE2)	0.00002 (P)	-	H25	23	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	29	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5	-	H25	43	38	0	0	0.0%	0.0%	15	13	34.9%	34.2%	0.019	3.8%	0.0133	2.7%
				H26	58	50	0	0	0.0%	0.0%	19	15	32.8%	30.0%	0.0167	3.3%	0.014	2.8%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004 (P)	-	H25	25	32	2	0	8.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	38	39	5	0	13.2%	0.0%	0	1	0.0%	2.6%	0.0004	100.0%	0.00004	10.0%
検-11	塩化ビニル	0.002	-	H25	35	31	0	3	0.0%	9.7%	2	0	5.7%	0.0%	0.0002	10.0%	0.0006	30.0%
				H26	54	41	0	3	0.0%	7.3%	5	1	9.3%	2.4%	0.0002	10.0%	0.0007	35.0%
検-12	酢酸ビニル	-	-	H25	21	19	2	0	9.5%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	目標値比	ND	目標値比
				H26	32	25	0	0	0.0%	0.0%	5	0	15.6%	0.0%	0.001	目標値比	ND	目標値比
検-13	2,4-トルエンジアミン	-	-	H25	3	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値比	ND	目標値比
				H26	3	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値比	ND	目標値比
検-14	2,6-トルエンジアミン	-	-	H25	3	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値比	ND	目標値比
				H26	3	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値比	ND	目標値比
検-15	N,N-ジメチルアニリン	-	-	H25	27	29	3	1	11.1%	3.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.002	目標値比	0.002	目標値比
				H26	36	26	0	0	0.0%	0.0%	6	1	16.7%	3.8%	0.002	目標値比	0.002	目標値比
検-16	ステレン	0.02	-	H25	40	57	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.0%	0.0%	0.001	5.0%	ND	0%
				H26	55	51	0	0	0.0%	0.0%	8	3	14.5%	5.9%	0.001	5.0%	0.00003	0.2%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (P)	-	H25	399	360	53	1	13.3%	0.3%	326	306	81.7%	85.0%	1.8	180.0%	0.11	11.0%
				H26	380	324	47	2	12.4%	0.6%	307	278	80.8%	85.8%	1.5	150.0%	0.19	19.0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (2/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
検-18	トリエチレントラミン	-	H25	1	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND	目標値以下
				H26	1	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND
検-19	ノニルフェノール	0.3 (P)	H25	75	125	0	0	0.0%	0.0%	3	1	4.0%	0.8%	0.03	10.0%	0.003	1.0%
				H26	83	112	0	0	0.0%	0.0%	1	1	1.2%	0.9%	0.003	1.0%	0.003
検-20	ビスフェノールA	0.1 (P)	H25	78	139	0	0	0.0%	0.0%	17	4	21.8%	2.9%	0.01	10.0%	0.001	1.0%
				H26	85	114	7	0	8.2%	0.0%	14	3	16.5%	2.6%	0.08	80.0%	0.001
検-21	ヒドラジン	-	H25	1	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND	目標値以下
				H26	1	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND
検-22	1, 2-ブタジエン	-	H25	4	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND	目標値以下
				H26	4	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND
検-23	1, 3-ブタジエン	-	H25	4	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND	目標値以下
				H26	4	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値以下	ND
検-24	フタル酸ジ (n-ブチル)	0.2 (P)	H25	93	153	0	0	0.0%	0.0%	6	2	6.5%	1.3%	0.01	5.0%	0.002	1.0%
				H26	119	163	0	3	0.0%	1.8%	9	5	7.6%	3.1%	0.01	5.0%	0.03
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (P)	H25	92	146	0	0	0.0%	0.0%	3	0	3.3%	0.0%	0.01	2.0%	ND	0%
				H26	117	156	0	0	0.0%	0.0%	5	0	4.3%	0.0%	0.01	2.0%	ND
検-26	マイクロキستن-LR	0.0008 (P)	H25	53	53	10	0	18.9%	0.0%	4	1	7.5%	1.9%	0.15	18750.0%	0.000014	1.8%
				H26	40	57	7	0	17.5%	0.0%	4	0	10.0%	0.0%	0.02	2500.0%	ND
検-27	有機すず化合物	0.0006 (P) (TB TO)	H25	-	4	0	0	-	0.0%	0	0	-	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	6	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	-	H25	17	164	0	58	0.0%	35.4%	0	8	0.0%	4.9%	ND	目標値以下	0.01	目標値以下
				H26	22	178	1	31	4.5%	17.4%	0	19	0.0%	10.7%	0.01	目標値以下	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	-	H25	10	121	0	39	0.0%	32.2%	0	1	0.0%	0.8%	ND	目標値以下	0.03	目標値以下
				H26	14	136	1	8	7.1%	5.9%	0	18	0.0%	13.2%	0.03	目標値以下	0.03
検-30	ジブロモクロロ酢酸	-	H25	10	121	0	5	0.0%	4.1%	0	6	0.0%	5.0%	ND	目標値以下	0.03	目標値以下
				H26	14	138	1	3	7.1%	2.2%	0	7	0.0%	5.1%	0.03	目標値以下	0.03
検-31	ブロモ酢酸	-	H25	26	206	1	5	3.8%	2.4%	0	0	0.0%	0.0%	0.002	目標値以下	0.005	目標値以下
				H26	31	217	1	0	3.2%	0.0%	1	5	3.2%	2.3%	0.005	目標値以下	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	-	H25	17	164	0	32	0.0%	19.5%	0	6	0.0%	3.7%	ND	目標値以下	0.005	目標値以下
				H26	21	178	1	11	4.8%	6.2%	0	14	0.0%	7.9%	0.005	目標値以下	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	-	H25	10	121	0	2	0.0%	1.7%	0	5	0.0%	4.1%	ND	目標値以下	0.03	目標値以下
				H26	14	138	1	2	7.1%	1.4%	0	4	0.0%	2.9%	0.03	目標値以下	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	-	H25	21	184	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	1.1%	ND	目標値以下	0.001	目標値以下
				H26	24	190	1	0	4.2%	0.0%	0	4	0.0%	2.1%	0.001	目標値以下	0.001

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (3/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
検-35	プロモクロロアセトニトリル	-	H25	19	147	0	0	0.0%	0.0%	0	8	0.0%	5.4%	ND	目標値が	0.001	目標値が
			H26	22	156	1	0	4.5%	0.0%	0	6	0.0%	3.8%	0.001	目標値が	0.001	目標値が
検-36	ジプロモアセトニトリル	0.06	H25	25	185	0	0	0.0%	0.0%	0	7	0.0%	3.8%	ND	0%	0.002	3.3%
			H26	31	198	0	0	0.0%	0.0%	1	9	3.2%	4.5%	0.001	1.7%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	-	H25	21	134	0	22	0.0%	16.4%	3	12	14.3%	9.0%	0.001	目標値が	0.005	目標値が
			H26	21	141	1	18	4.8%	12.8%	0	12	0.0%	8.5%	0.002	目標値が	0.004	目標値が
検-38	MX	0.001	H25	3	18	0	0	0.0%	0.0%	3	3	100.0%	16.7%	0.000008	0.1%	0.000020	0.2%
			H26	6	21	0	0	0.0%	0.0%	3	3	50.0%	14.3%	0.000007	0.1%	0.000014	0.1%
検-40	キシレン	0.4	H25	308	392	0	0	0.0%	0.0%	3	5	1.0%	1.3%	0.001	0.3%	0.001	0.3%
			H26	325	395	0	0	0.0%	0.0%	6	8	1.8%	2.0%	0.001	0.3%	0.001	0.3%
検-41	過塩素酸	0.025	H25	37	61	5	8	13.5%	13.1%	9	15	24.3%	24.6%	0.007	28.0%	0.0038	15.2%
			H26	41	56	3	2	7.3%	3.6%	13	13	31.7%	23.2%	0.0038	15.2%	0.0031	12.4%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	-	H25	101	125	0	0	0.0%	0.0%	31	26	30.7%	20.8%	0.00003	目標値が	0.00002	目標値が
			H26	88	109	17	23	19.3%	21.1%	5	3	5.7%	2.8%	0.000015	目標値が	0.000011	目標値が
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	-	H25	100	124	0	0	0.0%	0.0%	52	46	52.0%	37.1%	0.000051	目標値が	0.000071	目標値が
			H26	88	109	33	42	37.5%	38.5%	7	7	8.0%	6.4%	0.000049	目標値が	0.000056	目標値が
検-44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001	H25	32	51	4	0	12.5%	0.0%	13	16	40.6%	31.4%	0.000014	14.0%	0.000009	9.0%
			H26	35	56	0	0	0.0%	0.0%	8	5	22.9%	8.9%	0.000005	5.0%	0.000003	3.0%
検-45	アニリン	0.02	H25	29	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	34	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	H25	24	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	32	37	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.1%	0.0%	0.00001	10.0%	ND	0%
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	H25	31	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	37	55	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	H25	26	34	0	0	0.0%	0.0%	7	3	26.9%	8.8%	0.0019	1.0%	0.0005	0.3%
			H26	30	44	0	0	0.0%	0.0%	4	0	13.3%	0.0%	0.0007	0.4%	ND	0%
要-001	アセタミプリド	0.2	H25	11	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	29	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	H25	43	46	0	0	0.0%	0.0%	12	10	27.9%	21.7%	0.00015	0.2%	0.00014	0.1%
			H26	25	29	0	0	0.0%	0.0%	1	1	4.0%	3.4%	0.00003	0.0%	0.00001	0.0%
要-003	エチブロール	0.01	H25	26	26	1	0	3.8%	0.0%	2	0	7.7%	0.0%	0.0002	2.0%	ND	0%
			H26	5	6	0	0	0.0%	0.0%	3	1	60.0%	16.7%	0.0001	1.0%	0.00001	0.1%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (4/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 測定地点数 に対する割合		検出地点数		検出率 測定地点数 に対する割合		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
要-004	クロロピクリン	-	H25	17	50	0	0	0.0%	0.0%	12	10	70.6%	20.0%	ND	目標値が	ND	目標値が
				9	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が
要-005	テブコナゾール	0.07	H25	5	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				41	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-006	テフリルトリオン	0.002	H25	24	24	6	0	25.0%	0.0%	4	0	16.7%	0.0%	0.00015	7.5%	ND	0%
				19	21	15	0	78.9%	0.0%	0	1	0.0%	4.8%	0.00049	24.5%	0.00001	0.5%
要-007	バラチオンメチル	0.04	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要-008	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	H25	23	21	1	1	4.3%	4.8%	0	0	0.0%	0.0%	0.039	39.0%	0.039	39.0%
				1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	ND	0%	-	-
要-009	ピラクロホス	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				31	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が
要-010	フルスルファミド	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が
要-011	プロマシル	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				26	21	6	0	23.1%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00021	目標値が	ND	目標値が
要-012	ペントキサゾン	0.6	H25	22	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				10	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	ホサロン	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				31	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が
要-014	メタアルデヒド	0.06	H25	27	22	1	0	3.7%	0.0%	2	0	7.4%	0.0%	0.002	3.3%	ND	0%
				6	1	1	0	16.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	1.7%	ND	0%
要-015	メチルイソチオシアネート	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
要-016	メトラクロール	0.2	H25	4	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				38	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				-	1	-	0	-	0.0%	-	0	-	0.0%	-	目標値が	ND	目標値が
他-002	2, 4-D B	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
他-003	D B E D C	-	H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	目標値が	-	目標値が
他-004	M C P B	0.08	H25	5	5	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				1	3	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	33.3%	ND	0%	0.00001	0.0%

注) 検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (5/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合					
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水			
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合				
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-006	アジムスルフロン	0.2	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-007	アミトロール	0.003	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-008	アメトリン	0.2	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	19	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-009	イナベンフィド	0.3	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-010	イマゾスルフロン	0.2	H25	24	21	0	0	0.0%	0.0%	4	0	16.7%	0.0%	0.00056	0.3%	—	ND	0%	
			H26	24	21	0	0	0.0%	0.0%	6	1	25.0%	4.8%	0.00074	0.4%	0.00005	0.0%	—	—
他-011	ウニコナゾールP	0.04	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	31	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-012	エトキシスルフロン	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	9	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-013	エトベンザニド	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	19	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-014	エンドタール	—	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	1	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	—	—	—	—	—
他-015	オキサジアルギル	0.02	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-016	オキサミル	0.05	H25	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-017	オキシリニック酸	0.05	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-018	キザロホップエチル	0.02	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-019	クロチアニジン	0.2	H25	17	10	0	0	0.0%	0.0%	1	1	5.9%	10.0%	0.00002	0.0%	0.00003	0.0%	—	—
			H26	22	14	0	0	0.0%	0.0%	3	1	13.6%	7.1%	0.00002	0.0%	0.00001	0.0%	—	—
他-020	クロマフェノジド	0.7	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	—	—
他-021	クロルタルジメチル (TCTP)	—	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値ナ	ND	目標値ナ	—	—

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (6/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《 a 》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《 b 》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《 c 》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合					
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水			
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水								
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルフアムロン	0.08	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	1	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	ND	0%	—	—	—	—
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	0.006	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	1	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	—	—	ND	0%	—
他-026	ジクロメジン	0.05	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルプロップ	0.06	H25	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル (ケルセン)	0.06	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	1	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	—	—	ND	0%	—
他-029	シノスルフロン	0.2	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	H25	21	18	0	0	0.0%	0.0%	4	2	19.0%	11.1%	0.0008	0.1%	0.0002	0.0%	0.0002	0.0%
			H26	23	23	0	0	0.0%	0.0%	7	5	30.4%	21.7%	0.0010	0.2%	0.0004	0.1%	0.0004	0.1%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	ND	0%	ND	0%
			H26	34	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-033	ジフルベンズロン	0.03	H25	2	2	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	ND	0%	ND	0%
			H26	34	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
他-035	シプロジニル	0.07	H25	4	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
			H26	37	29	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.7%	0.0%	0.00013	0.2%	ND	0%	ND	0%
他-036	シベルメトリン	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-037	シメコナゾール	0.02	H25	7	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%
			H26	28	20	0	0	0.0%	0.0%	2	2	7.1%	10.0%	0.00005	0.3%	0.0002	0.1%	0.0002	0.1%
他-038	ジメチルピホス	0.01	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			H26	29	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (7/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合		
他-039	シラフルオフェン	0.3	H25	9	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	15	13	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	7.7%	ND	0%	0.00001
他-040	シンメチリン	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	29	20	0	0	0.0%	0.0%	1	0	3.4%	0.0%	0.00009	0.1%	ND
他-041	スピノサド	0.06	H25	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-042	セトキシジム	0.4	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	—	1	—	0	—	0.0%	—	—	0.0%	—	—	—	ND
他-043	チアクロプリド	—	H25	9	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND	目標値が
				H26	24	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND
他-044	チアマトキサム	0.05	H25	14	11	1	0	7.1%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0013	2.6%	ND	0%
				H26	38	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-045	チオシクラム	0.03	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-046	チフルザミド	0.04	H25	4	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	37	28	0	0	0.0%	0.0%	3	2	8.1%	7.1%	0.00002	0.1%	0.00002
他-047	テクロフタラム	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-048	テトラクロルピホス (CVMP)	0.01	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	31	23	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-049	テトラコナゾール	—	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値が	—	目標値が
				H26	19	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND
他-050	テブフェノジド	0.04	H25	5	4	0	0	0.0%	0.0%	3	0	60.0%	0.0%	0.00027	0.7%	ND	0%
				H26	13	13	0	0	0.0%	0.0%	4	0	30.8%	0.0%	0.00010	0.3%	ND
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	—	—
				H26	5	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-052	トリフルミゾール	—	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値が	—	目標値が
				H26	23	19	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	目標値が	ND
他-053	トルフェンピラド	0.01	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-054	ナプロアニリド	0.02	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND
他-055	ニテンピラム	1.3	H25	22	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
				H26	26	20	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (8/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定 地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目 は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上 かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下) で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量 下限値と等しい地点)				《c》 最大値 及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数 に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する 割合
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水						
他-056	バクロブトラゾール	0.05	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-057	バリダマイシン	—	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	目標値が	—	目標値が
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値が	—	目標値が
他-058	ビスピリバック	0.03	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	—	—
			H26	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	—	—
他-059	ピメトロジン	0.03	H25	3	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	13	13	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	7.7%	ND	0%	0.0001	0.0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	H25	8	8	1	0	12.5%	0.0%	3	0	37.5%	0.0%	0.00126	1.3%	ND	0%
			H26	16	18	0	0	0.0%	0.0%	4	1	25.0%	5.6%	0.00062	0.6%	0.00002	0.0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	H25	7	7	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	32	29	0	0	0.0%	0.0%	4	5	12.5%	17.2%	0.00004	0.1%	0.0002	0.4%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	—	—
			H26	34	25	0	0	0.0%	0.0%	0	1	0.0%	4.0%	ND	0%	0.00001	0.0%
他-063	ピレトリン	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-064	フェノキサニル	0.02	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-065	フェンバレレート	0.05	H25	—	5	0	0	—	0.0%	0	0	—	0.0%	—	—	ND	0%
			H26	—	5	0	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	—	ND	0%
他-066	フラチオカルブ	0.008	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	—	1	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	—	ND	0%
他-067	フラメトピル	0.02	H25	8	9	0	0	0.0%	0.0%	3	1	37.5%	11.1%	0.00008	0.4%	0.00001	0.1%
			H26	26	21	0	0	0.0%	0.0%	3	1	11.5%	4.8%	0.00006	0.3%	0.00002	0.1%
他-068	フルアジホップ	0.03	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-069	プロパニル (DCPA)	0.04	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	17	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロパホス	0.001	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロバルギット (BPPS)	0.02	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	4	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-2 測定地点数、検出地点数及び検出率 (9/9)

物質 No.	物質名称	目標値 (mg/L)	年度	測定地点数		《a》 最大値が目標値の10%値 (農業は1%値、目標値がない項目は定量下限値) を超過して検出された地点				《b》 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下 (農業は1%値以下)で検出された地点 (目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点)				《c》 最大値及び 最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		検出地点数		検出率 (測定地点数に対する割合)		原水		浄水	
						原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合	濃度※ (mg/L)	目標値 に対する割合
他-073	プロポキスル (PHC)	0.2	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	33	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.06	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	21	17	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ペルメトリン	0.1	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	1	—	1	—	100.0%	—	0	—	0.0%	—	0.047	47.0%	—	—
他-076	ベンスルタップ	0.09	H25	1	—	0	0	0.0%	—	0	0	0.0%	—	ND	0%	—	—
			H26	2	—	0	—	0.0%	—	0	—	0.0%	—	ND	0%	—	—
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	8	8	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	H25	7	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	39	28	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.1%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
他-080	ミルネブ (チアジアジン)	—	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値ナシ	—	目標値ナシ
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	目標値ナシ	—	目標値ナシ
他-081	メタミドホス	0.002	H25	17	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	24	16	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他-083	モノクロトホス	0.002	H25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			H26	8	9	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-084	リニューロン	0.02	H25	4	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H26	11	12	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注) 検出地点数と検出率が“—”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-3. 調査結果

(1) 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値が目標値の10%値（農薬においては1%値）を超過した項目の一覧を表 2-3 に示す。

表 2-3 最大値が目標値の10%値（農薬は1%値）を超過した項目（H25・H26の2年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■100%	(■9%)
検-04	モリブデン	0.07	■29%	■10%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■100%	■10%
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	■35%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■180%	■19%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	■10%	(■1%)
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■80%	(■1%)
検-24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(P)	(■5%)	■15%
検-26	マイクロキチン-LR	0.0008(P)	■18750%	(■2%)
検-41	過塩素酸	0.025	■28%	■15%
検-44	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	0.0001	■14%	(■9%)
検-46	キノリン	0.0001	■10%	(ND)
要-003	エチプロール	0.01	■2%	(■0%)
要-006	テフリルトリオン	0.002	■25%	■1%
要-008	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	0.1	■39%	■39%
要-014	メタアルデヒド	0.06	■3%	(ND)
他-044	チアメトキサム	0.05	■3%	(ND)
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	■1%	(■0%)
他-075	ペルメトリン	0.1	■47%	(ND)

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

(2) 目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-4 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-4 目標値のない項目の最大値（H25・H26 の 2 年分）

物質No.	物質名称	採水年度	種別最大値 (mg/L)	
			原水	浄水
検-01	銀	H25	0.001	0.001
		H26	0.001	0.001
検-03	ビスマス	H25	0.001	0.003
		H26	0.001	ND
検-06	アクリル酸	H25	0.002	0.002
		H26	0.002	0.002
検-12	酢酸ビニル	H25	0.001	0
		H26	0.001	ND
検-13	2, 4-トルエンジアミン	H25	0	0
		H26	ND	ND
検-14	2, 6-トルエンジアミン	H25	0	0
		H26	ND	ND
検-15	N, N-ジメチルアニリン	H25	0.002	0.002
		H26	0.002	0.002
検-18	トリエチレンテトラミン	H25	0	0
		H26	ND	ND
検-21	ヒドラジン	H25	0	0
		H26	ND	ND
検-22	1, 2-ブタジエン	H25	0	0
		H26	ND	ND
検-23	1, 3-ブタジエン	H25	0	0
		H26	ND	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	H25	0	0.01
		H26	0.01	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	H25	0	0.03
		H26	0.03	0.03
検-30	ジブロモクロロ酢酸	H25	0	0.03
		H26	0.03	0.03
検-31	ブロモ酢酸	H25	0.002	0.005
		H26	0.005	0.005
検-32	ジブロモ酢酸	H25	0	0.005
		H26	0.005	0.005
検-33	トリブロモ酢酸	H25	0	0.03
		H26	0.03	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	H25	0	0.001
		H26	0.001	0.001
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	H25	0	0.001
		H26	0.001	0.001
検-37	アセトアルデヒド	H25	0.001	0.005
		H26	0.002	0.004
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	H25	0.00003	0.00002
		H26	0.000015	0.000011
検-43	パーフルオロオクタン酸 (PFOA)	H25	0.000051	0.000071
		H26	0.000049	0.000056
要-004	クロロピクリン	H25	0	0
		H26	ND	ND
要-009	ピラクロホス	H25	—	—
		H26	ND	ND
要-010	フルスルファミド	H25	—	—
		H26	ND	ND
要-011	プロマシル	H25	—	—
		H26	0.00021	ND
要-013	ホサロン	H25	—	—
		H26	ND	ND
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	H25	—	—
		H26	—	ND
他-014	エンドタール	H25	—	—
		H26	—	ND
他-021	クロルタールジメチル (CTP)	H25	—	—
		H26	ND	ND
他-043	チアクロブリド	H25	0	0
		H26	ND	ND
他-049	テトラコナゾール	H25	—	—
		H26	ND	ND
他-052	トリフルミゾール	H25	—	—
		H26	ND	ND
他-057	バリダマイシン	H25	0	—
		H26	—	—

(3) 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目
 調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬においては1%値）以下であった項目の一覧を表 2-5 に示す。

表 2-5 最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値（農薬は1%値）以下であった項目
 (H25・H26の2年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	■9%
検-04	モリブデン	0.07	(>10%)	■10%
検-05	アクリルアミド	0.0005	■6%	■3%
検-07	17-β-エストラジオール(E2)	0.00008(P)	■4%	(ND)
検-09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	■4%	■3%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	(>10%)	■10%
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	(>10%)
検-16	スチレン	0.02	■5%	■0%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	■10%	■1%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(P)	■2%	(ND)
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	■2%	■3%
検-38	MX	0.001	■0%	■0%
検-40	キシレン	0.4	■0%	■0%
検-44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	(>10%)	■9%
検-46	キノリン	0.0001	■10%	(ND)
検-48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	■1%	■0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	■0%	■0%
要-006	テフリルトリオン	0.002	(>1%)	■1%
他-004	MCPB	0.08	(ND)	■0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■0%	■0%
他-019	クロチアニジン	0.2	■0%	■0%
他-030	ジノテフラン	0.6	■0%	■0%
他-035	シプロジニル	0.07	■0%	(ND)
他-037	シメコナゾール	0.02	■0%	■0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	(ND)	■0%
他-040	シンメチリン	0.1	■0%	■0%
他-046	チフルザミド	0.04	■0%	■0%
他-050	テブフェノジド	0.04	■1%	■0%
他-059	ピメロジン	0.03	(ND)	■0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.1	■1%	■0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■0%	■0%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■0%	■0%
他-067	フラメピル	0.02	■0%	■0%
他-079	ボスカリド	0.1	■0%	(ND)

注) ■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

(4) 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-6 に示す。

表 2-6 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H25・H26の2年分)(1/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-08	エチニルーエストラジオール(EE2)	0.00002(P)	■	■
検-13	2, 4-トルエンジアミン	—	■	■
検-14	2, 6-トルエンジアミン	—	■	■
検-18	トリエチレンテトラミン	—	■	■
検-21	ヒドラジン	—	■	■
検-22	1, 2-プタジエン	—	■	■
検-23	1, 3-プタジエン	—	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
検-45	アニリン	0.02	■	■
検-47	1, 2, 3-トリクロロベンゼン	0.02	■	■
要-001	アセタミプリド	0.2	■	■
要-005	テブコナゾール	0.07	■	■
要-012	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-016	メトラクロール	0.2	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-021	クロルタルジメチル(TCTP)	—	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルフアムロン	0.08	■	■
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	0.006	■	■
他-025	シクロプロトリン	0.008	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-028	ジコホル(ケルセン)	0.06	■	■
他-029	シノスルフロン	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.03	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-042	セトキシジム	0.4	■	■
他-043	チアクロプリド	—	■	■
他-048	テトラクロルビンホス(CVMP)	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	—	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■
他-052	トリフルミゾール	—	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-057	バリダマイシン	—	■	(未測定)
他-058	ビスピリバック	0.03	■	(未測定)
他-065	フェンバレレート	0.05	(未測定)	■
他-066	フラチオカルブ	0.008	(未測定)	■
他-068	フルアジホップ	0.03	■	■
他-069	プロパニル(DCPA)	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット(BPPS)	0.02	■	■
他-073	プロボキスル(PHC)	0.2	■	■
他-074	プロメリン	0.06	■	■
他-076	ベンスタップ	0.09	■	(未測定)

表 2-6 全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H25・H26の2年分)(2/2)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニュロン	0.02	■	■

(5) 測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-7 に示す。

表 2-7 測定されていなかった項目 (H25・H26 の 2 年分)

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)
要-007	パラチオンメチル	0.04
要-015	メチルイソチオシアネート	—
他-002	2, 4—DB	—
他-003	DBEDC	—
他-006	アジムスルフロン	0.2
他-007	アミトロール	0.003
他-017	オキシリニック酸	0.05
他-036	シベルメトリン	0.1
他-045	チオンクラム	0.03
他-047	テクロフタラム	0.1
他-053	トルフェンピラド	0.01
他-063	ピレトリン	0.1
他-064	フェノキサニル	0.02
他-072	プロヘキサジオン	0.5
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	—
他-082	メチルイソシアネート	0.006

2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を表 2-8～表 2-28 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

- ・ 要検討項目 ----- 表 2-8～表 2-14
- ・ 要検討農薬類 ----- 表 2-15～表 2-18
- ・ その他農薬類 ----- 表 2-19～表 2-28

表 2-8 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その1）

検-01 銀

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H25	原水	91	88	3												
	浄水	115	114	1												
H26	原水	101	97	4												
	浄水	129	128	1												

ND: 定量下限値未満

検-02 バリウム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満 <0.07	10% 0.07	10%超過 20%以下 ≤0.14	20%超過 30%以下 ≤0.21	30%超過 40%以下 ≤0.28	40%超過 50%以下 ≤0.35	50%超過 60%以下 ≤0.42	60%超過 70%以下 ≤0.49	70%超過 80%以下 ≤0.56	80%超過 90%以下 ≤0.63	90%超過 100%以下 ≤0.7	100%超過 >0.7		
H25	原水	111	48	59	2											2
	浄水	143	78	65												
H26	原水	129	121		8											
	浄水	159	159													

検-03 ビスマス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H25	原水	79	77	2												
	浄水	91	90		1											
H26	原水	93	90	3												
	浄水	98	98													

ND: 定量下限値未満

検-04 モリブデン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満 <0.007	10% 0.007	10%超過 20%以下 ≤0.014	20%超過 30%以下 ≤0.021	30%超過 40%以下 ≤0.028	40%超過 50%以下 ≤0.035	50%超過 60%以下 ≤0.042	60%超過 70%以下 ≤0.049	70%超過 80%以下 ≤0.056	80%超過 90%以下 ≤0.063	90%超過 100%以下 ≤0.07	100%超過 >0.07		
H25	原水	288	247	39	1	1										
	浄水	343	319	24												
H26	原水	354	352		1	1										
	浄水	436	436													

検-05 アクリルアミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0005mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満 <0.00005	10% 0.00005	10%超過 20%以下 ≤0.0001	20%超過 30%以下 ≤0.00015	30%超過 40%以下 ≤0.0002	40%超過 50%以下 ≤0.00025	50%超過 60%以下 ≤0.0003	60%超過 70%以下 ≤0.00035	70%超過 80%以下 ≤0.0004	80%超過 90%以下 ≤0.00045	90%超過 100%以下 ≤0.0005	100%超過 >0.0005		
H25	原水	23	17	6												
	浄水	33	30	3												
H26	原水	32	32													
	浄水	47	47													

検-06 アクリル酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002		
H25	原水	6	5													1
	浄水	9	8													1
H26	原水	9	8													1
	浄水	22	21													1

ND: 定量下限値未満

検-07 17-β-エストラジオール(E2)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.00008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満 <0.000008	10% 0.000008	10%超過 20%以下 ≤0.000016	20%超過 30%以下 ≤0.000024	30%超過 40%以下 ≤0.000032	40%超過 50%以下 ≤0.00004	50%超過 60%以下 ≤0.000048	60%超過 70%以下 ≤0.000056	70%超過 80%以下 ≤0.000064	80%超過 90%以下 ≤0.000072	90%超過 100%以下 ≤0.00008	100%超過 >0.00008		
H25	原水	26	26													
	浄水	40	40													
H26	原水	31	31													
	浄水	48	48													

表 2-9 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その2）

検-08 エチルローエストラジオール(EE2)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.0002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.00008	≤0.0001	≤0.00012	≤0.00014	≤0.00016	≤0.00018	≤0.0002	>0.0002
H25	原水	23	23											
	浄水	38	38											
H26	原水	29	29											
	浄水	47	47											

検-09 エチレンジアミン四酢酸(EDTA)

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.05	0.05	≤0.1	≤0.15	≤0.2	≤0.25	≤0.3	≤0.35	≤0.4	≤0.45	≤0.5	>0.5
H25	原水	43	28	15										
	浄水	38	25	13										
H26	原水	58	58											
	浄水	50	50											

検-10 エピクロロヒドリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.0004mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00004	0.00004	≤0.00008	≤0.00012	≤0.00016	≤0.0002	≤0.00024	≤0.00028	≤0.00032	≤0.00036	≤0.0004	>0.0004
H25	原水	25	23											2
	浄水	32	32											
H26	原水	38	33											5
	浄水	39	38	1										

検-11 塩化ビニル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.0008	≤0.001	≤0.0012	≤0.0014	≤0.0016	≤0.0018	≤0.002	>0.002
H25	原水	35	33	2										
	浄水	31	28		3									
H26	原水	54	49	5										
	浄水	41	37	1		2	1							

検-12 酢酸ビニル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
			H25	原水	21	19								
浄水	19	19												
H26	原水	32	27											5
	浄水	25	25											

ND: 定量下限値未満

検-13 2,4-トルエンジアミン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H25	原水	3	3								
浄水	6	6												
H26	原水	3	3											
	浄水	6	6											

ND: 定量下限値未満

検-14 2,6-トルエンジアミン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.00005	≤0.0001	≤0.00015	≤0.0002	≤0.00025	≤0.0003	≤0.00035	≤0.0004	≤0.00045	≤0.0005	>0.0005
			H25	原水	3	3								
浄水	6	6												
H26	原水	3	3											
	浄水	6	6											

ND: 定量下限値未満

表 2-10 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その3）

検-15 N,N-ジメチルアニリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)															
			ND	≤0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001				
H25	原水	27	24															3
	浄水	29	28															1
H26	原水	36	30															6
	浄水	26	25															1

ND: 定量下限値未満

検-16 スチレン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H25	原水	40	38	2										
	浄水	57	57											
H26	原水	55	55											
	浄水	51	51											

検-17 ダイオキシン類

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	1pg-TEQ/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:pg-TEQ/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.1	0.1	≤0.2	≤0.3	≤0.4	≤0.5	≤0.6	≤0.7	≤0.8	≤0.9	≤1	>1
H25	原水	399	20	326	23	12	9	4	2	1				2
	浄水	360	53	306	1									
H26	原水	380	325	7	19	12	2	6	1	2		1		5
	浄水	324	322		2									

検-18 トリエチレンテトラミン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01
H25	原水	1	1											
	浄水	4	4											
H26	原水	1	1											
	浄水	4	4											

ND: 定量下限値未満

検-19 ノニルフェノール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.03	0.03	≤0.06	≤0.09	≤0.12	≤0.15	≤0.18	≤0.21	≤0.24	≤0.27	≤0.3	>0.3
H25	原水	75	72	3										
	浄水	125	124	1										
H26	原水	83	83											
	浄水	112	112											

検-20 ビスフェノールA

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.01	0.01	≤0.02	≤0.03	≤0.04	≤0.05	≤0.06	≤0.07	≤0.08	≤0.09	≤0.1	>0.1
H25	原水	78	61	17										
	浄水	139	135	4										
H26	原水	85	78		1		1	1	1		3			
	浄水	114	114											

検-21 ヒドラジン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005
H25	原水	1	1											
	浄水	4	4											
H26	原水	1	1											
	浄水	4	4											

ND: 定量下限値未満

表 2-11 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その4）

検-22 1, 2-ブタジエン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H25	原水	4	4														
	浄水	7	7														
H26	原水	4	4														
	浄水	7	7														

ND: 定量下限値未滿

検-23 1, 3-ブタジエン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000004	≤0.000005	≤0.000006	≤0.000007	≤0.000008	≤0.000009	≤0.00001	>0.00001			
H25	原水	4	4														
	浄水	7	7														
H26	原水	4	4														
	浄水	7	7														

ND: 定量下限値未滿

検-24 フタル酸ジ(n-ブチル)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H25	原水	93	87	6													
	浄水	153	151	2													
H26	原水	119	119														
	浄水	163	160		3												

検-25 フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.5mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H25	原水	92	89	3													
	浄水	146	146														
H26	原水	117	117														
	浄水	156	156														

検-26 ミクロキステン-LR

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0008mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H25	原水	53	39	4	4	1		1								1	3
	浄水	53	52	1													
H26	原水	40	33		2	1					2						2
	浄水	57	57														

検-27 有機すず化合物

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.0006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			10%未滿	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過			
H25	原水	0															
	浄水	4	4														
H26	原水	6	6														
	浄水	10	10														

検-28 ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01			
H25	原水	17	17														
	浄水	164	98	8	38	10	5	3									2
H26	原水	22	21														1
	浄水	178	127	14	19	14	2										2

ND: 定量下限値未滿

表 2-12 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その5）

検-29 プロモジクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H25	原水	10	10													
	浄水	121	81	1	17	9	1	5	4	1						2
H26	原水	14	13													1
	浄水	136	109	2	18	4	1									2

ND: 定量下限値未満

検-30 ジプロモクロロ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.012	≤0.015	≤0.018	≤0.021	≤0.024	≤0.027	≤0.03	>0.03		
H25	原水	10	10													
	浄水	121	110	6	3											2
H26	原水	14	13													1
	浄水	138	127	7												4

ND: 定量下限値未満

検-31 プロモ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.002	≤0.0025	≤0.003	≤0.0035	≤0.004	≤0.0045	≤0.005	>0.005		
H25	原水	26	25					1								
	浄水	206	201					3								2
H26	原水	31	29					1								1
	浄水	217	211	1				1								4

ND: 定量下限値未満

検-32 シプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H25	原水	17	17													
	浄水	164	126	6	22	6	2	2								
H26	原水	21	20					1								
	浄水	178	152	10	8	6		2								

ND: 定量下限値未満

検-33 トリプロモ酢酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.02	≤0.025	≤0.03	≤0.035	≤0.04	≤0.045	≤0.05	>0.05		
H25	原水	10	10													
	浄水	121	114	5						2						
H26	原水	14	13							1						
	浄水	138	131	3						4						

ND: 定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H25	原水	21	21													
	浄水	184	182	2												
H26	原水	24	23	1												
	浄水	190	185	5												

ND: 定量下限値未満

検-35 プロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
H25	原水	19	19													
	浄水	147	139	8												
H26	原水	22	21	1												
	浄水	156	149	7												

ND: 定量下限値未満

表 2-13 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その6）

検-36 ジプロモアセトニトリル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.024	≤0.03	≤0.036	≤0.042	≤0.048	≤0.054	≤0.06	>0.06		
H25	原水	25	25													
	浄水	185	178	7												
H26	原水	31	31													
	浄水	198	198													

検-37 アセトアルデヒド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
			H25	原水	21	18	3									
浄水	134	100		12	19	2		1								
H26	原水	21	20		1											
	浄水	141	110	11	3	9	8									

ND: 定量下限値未満

検-38 MX

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0004	≤0.0005	≤0.0006	≤0.0007	≤0.0008	≤0.0009	≤0.001	>0.001		
H25	原水	3		3												
	浄水	18	15	3												
H26	原水	6	6													
	浄水	21	21													

検-40 キシレン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.04	0.04	≤0.08	≤0.12	≤0.16	≤0.2	≤0.24	≤0.28	≤0.32	≤0.36	≤0.4	>0.4		
H25	原水	308	305	3												
	浄水	392	387	5												
H26	原水	325	325													
	浄水	395	395													

検-41 過塩素酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.025mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0025	0.0025	≤0.005	≤0.0075	≤0.01	≤0.0125	≤0.015	≤0.0175	≤0.02	≤0.0225	≤0.025	>0.025		
H25	原水	37	23	9	4	1										
	浄水	61	38	15	8											
H26	原水	41	38		3											
	浄水	56	54		2											

検-42 パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00012	≤0.00015	≤0.00018	≤0.00021	≤0.00024	≤0.00027	≤0.0003	>0.0003		
			H25	原水	101	70	31									
浄水	125	99		26												
H26	原水	88	66	22												
	浄水	109	83	26												

ND: 定量下限値未満

検-43 パーフルオロオクタン酸(PFOA)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.004	≤0.005	≤0.006	≤0.007	≤0.008	≤0.009	≤0.01	>0.01		
			H25	原水	100	48	52									
浄水	124	78		46												
H26	原水	88	48	40												
	浄水	109	60	49												

ND: 定量下限値未満

表 2-14 測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その7）

検-44 N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)

		0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
H25	原水	32	15	13	4									
	浄水	51	35	16										
H26	原水	35	35											
	浄水	56	56											

検-45 アニリン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H25	原水	29	29											
	浄水	39	39											
H26	原水	34	34											
	浄水	49	49											

検-46 キノリン

		0.0001mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00004	≤0.00005	≤0.00006	≤0.00007	≤0.00008	≤0.00009	≤0.0001	>0.0001
H25	原水	24	24											
	浄水	29	29											
H26	原水	32	31	1										
	浄水	37	37											

検-47 1, 2, 3-トリクロロベンゼン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.008	≤0.01	≤0.012	≤0.014	≤0.016	≤0.018	≤0.02	>0.02
H25	原水	31	31											
	浄水	43	43											
H26	原水	37	37											
	浄水	55	55											

検-48 ニトリロ三酢酸(NTA)

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			<0.02	0.02	≤0.04	≤0.06	≤0.08	≤0.1	≤0.12	≤0.14	≤0.16	≤0.18	≤0.2	>0.2
H25	原水	26	19	7										
	浄水	34	31	3										
H26	原水	30	30											
	浄水	44	44											

表 2-15 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その1）

要-001 アセトミプリド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H25	原水	11	11												
	浄水	10	10												
H26	原水	29	29												
	浄水	23	23												

要-002 イミダクロプリド

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1	
H25	原水	43	31	12											
	浄水	46	36	10											
H26	原水	25	25												
	浄水	29	29												

要-003 エチプロール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01	
H25	原水	26	23	2	1										
	浄水	26	26												
H26	原水	5	4	1											
	浄水	6	6												

要-004 クロロピクリン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)										
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001
H25	原水	0	水質測定結果なし										
	浄水	0											
H26	原水	0											
	浄水	0											

ND: 定量下限値未満

要-005 テブコナゾール

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07	
H25	原水	5	5												
	浄水	4	4												
H26	原水	41	41												
	浄水	31	31												

要-006 テフリトリオン

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002	
H25	原水	24	14	4	1			4	1						
	浄水	24	24												
H26	原水	19	4		1	1	7	3	2	1					
	浄水	21	21												

要-007 バラチオンメチル

年度	浄水/ 原水の 別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H25	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

表 2-16 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その2）

要-008 ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H25	原水	23	22								1			
	浄水	21	20								1			
H26	原水	1	1											
	浄水	0												

要-009 ビラクロホス

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	31	31											
	浄水	23	23											

ND: 定量下限値未満

要-010 フルスルファミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

ND: 定量下限値未満

要-011 プロマシル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	26	20											6
	浄水	21	21											

ND: 定量下限値未満

要-012 ベントキサゾン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
H25	原水	22	22											
	浄水	21	21											
H26	原水	10	10											
	浄水	10	10											

要-013 ホサロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)											
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	31	31											
	浄水	23	23											

ND: 定量下限値未満

要-014 メタアルデヒド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H25	原水	27	24	2				1						
	浄水	22	22											
H26	原水	6	5	1										
	浄水	1	1											

表 2-17 測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その3）

要-015 メチルイソチオシアネート

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)									
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007
H25	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
H26	原水	0										
	浄水	0										

ND: 定量下限値未満

要-016 トラクロール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H25	原水	4	4											
	浄水	4	4											
H26	原水	38	38											
	浄水	28	28											

表 2-18 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その1）

他-001 2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H25	原水	0															
	浄水	0															
H26	原水	0															
	浄水	1	1														

ND: 定量下限値未滿

他-002 2, 4-DB

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)										
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001
H25	原水	0	水質測定結果なし										
	浄水	0											
H26	原水	0											
	浄水	0											

ND: 定量下限値未滿

他-003 DBEDC

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)										
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001
H25	原水	0	水質測定結果なし										
	浄水	0											
H26	原水	0											
	浄水	0											

ND: 定量下限値未滿

他-004 MCPB

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.08mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H25	原水	5	<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
	浄水	5	5											
H26	原水	1	1											
	浄水	3	3											

ND: 定量下限値未滿

他-005 アシベンゾラSメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H25	原水	0	<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-006 アジメスルフロン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H25	原水	0	<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
	浄水	0												
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												

他-007 アミトロール

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未滿	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
H25	原水	0	<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
	浄水	0												
H26	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												

表 2-19 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その2）

他-008 アメトリン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H25	原水	0														
	浄水	0														
H26	原水	19	19													
	浄水	14	14													

他-009 イナベンフィド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3		
H25	原水	0														
	浄水	0														
H26	原水	8	8													
	浄水	8	8													

他-010 イマズスルフロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2		
H25	原水	24	20	4												
	浄水	21	21													
H26	原水	24	24													
	浄水	21	21													

他-011 ウニコナゾールP

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04		
H25	原水	0														
	浄水	0														
H26	原水	31	31													
	浄水	22	22													

他-012 エトキシスルフロン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.035	0.035	≤0.07	≤0.105	≤0.175	≤0.245	≤0.35	≤1.05	≤1.75	≤2.45	≤3.5	>3.5		
H25	原水	0														
	浄水	0														
H26	原水	9	9													
	浄水	8	8													

他-013 エトベンザニド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)													
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過		
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1		
H25	原水	0														
	浄水	0														
H26	原水	19	19													
	浄水	14	14													

他-014 エンドタール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)													
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001		
H25	原水	0														
	浄水	0														
H26	原水	0														
	浄水	1	1													

ND: 定量下限値未満

表 2-20 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その3）

他-015 オキサジアルギル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H25	原水	0													
	浄水	0													
H26	原水	8	8												
	浄水	9	9												

他-016 オキサミル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05	
H25	原水	2	2												
	浄水	2	2												
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												

他-017 オキサリニック酸

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06	
H25	原水	0													
	浄水	0													
H26	原水	0													
	浄水	0													

他-018 キザロホップエチル

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02	
H25	原水	0													
	浄水	0													
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												

他-019 クロチアニジン

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2	
H25	原水	17	16												1
	浄水	10	9	1											
H26	原水	22	22												
	浄水	14	14												

他-020 クロマフェノジド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.7mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			<0.007	0.007	≤0.014	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	≤0.21	≤0.35	≤0.49	≤0.7	>0.7	
H25	原水	0													
	浄水	0													
H26	原水	8	8												
	浄水	8	8												

他-021 クロルタールジメチル(TCTP)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)												
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過	
			ND	≤0.0000001	≤0.0000002	≤0.0000003	≤0.0000005	≤0.0000007	≤0.000001	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	>0.00001	
H25	原水	0													
	浄水	0													
H26	原水	33	33												
	浄水	24	24												

ND: 定量下限値未満

表 2-21 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その4）

他-022 クロルピリホスメチル

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	33	33											
	浄水	24	24											

他-023 シクロスルファミロン

		0.08mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0008	0.0008	≤0.0016	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	≤0.024	≤0.04	≤0.056	≤0.08	>0.08
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	1	1											
	浄水	0												

他-024 ジクロフェンチオン(ECP)

		0.006mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	33	33											
	浄水	24	24											

他-025 シクロプロトリン

		0.008mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	1	1											

他-026 ジクロメジン

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	9	9											

他-027 ジクロプロップ

		0.06mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H25	原水	2	2											
	浄水	2	2											
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-028 ジコホル(ケルセン)

		0.06mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	1	1											

表 2-22 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その5）

他-029 シノスルフロン

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-030 シノテフラン

		0.6mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.006	0.006	≤0.012	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	≤0.18	≤0.3	≤0.42	≤0.6	>0.6
H25	原水	21	17	4										
	浄水	18	16	2										
H26	原水	23	23											
	浄水	23	23											

他-031 ジフェコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	1	1											
	浄水	0												
H26	原水	34	34											
	浄水	24	24											

他-032 シフルトリン

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-033 ジフルベンズロン

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H25	原水	2	2											
	浄水	2	2											
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-034 シプロコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	1	1											
	浄水	0												
H26	原水	34	34											
	浄水	24	24											

他-035 シプロジニル

		0.07mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0007	0.0007	≤0.0014	≤0.0021	≤0.0035	≤0.0049	≤0.007	≤0.021	≤0.035	≤0.049	≤0.07	>0.07
H25	原水	4	4											
	浄水	4	4											
H26	原水	37	37											
	浄水	29	29											

表 2-23 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その6）

他-036 シベルメトリン

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-037 シメコナゾール

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	7	7											
	浄水	4	4											
H26	原水	28	28											
	浄水	20	20											

他-038 ジメチルビンホス

		0.01mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	29	29											
	浄水	21	21											

他-039 シラフルオフェン

		0.3mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.003	0.003	≤0.006	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	≤0.09	≤0.15	≤0.21	≤0.3	>0.3
H25	原水	9	9											
	浄水	3	3											
H26	原水	15	15											
	浄水	13	13											

他-040 シンメチリン

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	29	29											
	浄水	20	20											

他-041 スピノサド

		0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H25	原水	3	3											
	浄水	3	3											
H26	原水	3	3											
	浄水	3	3											

他-042 セトキシジム

		0.4mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.004	0.004	≤0.008	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	≤0.12	≤0.2	≤0.28	≤0.4	>0.4
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	1	1											

表 2-24 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その7）

他-043 チアクロプリド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H25	原水	9	9														
	浄水	6	6														
H26	原水	24	24														
	浄水	16	16														

ND: 定量下限値未満

他-044 チアトキサム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)														
			1%未満 ≤0.0005	1% 0.0005	1%超過 2%以下 ≤0.001	2%超過 3%以下 ≤0.0015	3%超過 5%以下 ≤0.0025	5%超過 7%以下 ≤0.0035	7%超過 10%以下 ≤0.005	10%超過 30%以下 ≤0.015	30%超過 50%以下 ≤0.025	50%超過 70%以下 ≤0.035	70%超過 100%以下 ≤0.05	100%超過 >0.05			
H25	原水	14	13			1											
	浄水	11	11														
H26	原水	38	38														
	浄水	28	28														

他-045 チオシラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)									
			1%未満 ≤0.0003	1% 0.0003	1%超過 2%以下 ≤0.0006	2%超過 3%以下 ≤0.0009	3%超過 5%以下 ≤0.0015	5%超過 7%以下 ≤0.0021	7%超過 10%以下 ≤0.003	10%超過 30%以下 ≤0.009	30%超過 50%以下 ≤0.015	50%超過 70%以下 ≤0.021
H25	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
H26	原水	0										
	浄水	0										

他-046 チフルザミド

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.04mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)														
			1%未満 ≤0.0005	1% 0.0005	1%超過 2%以下 ≤0.001	2%超過 3%以下 ≤0.0015	3%超過 5%以下 ≤0.0025	5%超過 7%以下 ≤0.0035	7%超過 10%以下 ≤0.005	10%超過 30%以下 ≤0.015	30%超過 50%以下 ≤0.025	50%超過 70%以下 ≤0.035	70%超過 100%以下 ≤0.05	100%超過 >0.05			
H25	原水	4	4														
	浄水	3	3														
H26	原水	37	37														
	浄水	28	28														

他-047 テクロフタラム

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)									
			1%未満 ≤0.001	1% 0.001	1%超過 2%以下 ≤0.002	2%超過 3%以下 ≤0.003	3%超過 5%以下 ≤0.005	5%超過 7%以下 ≤0.007	7%超過 10%以下 ≤0.01	10%超過 30%以下 ≤0.03	30%超過 50%以下 ≤0.05	50%超過 70%以下 ≤0.07
H25	原水	0	水質測定結果なし									
	浄水	0										
H26	原水	0										
	浄水	0										

他-048 テトラクロルピノス(CVMP)

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	0.01mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)														
			1%未満 ≤0.0001	1% 0.0001	1%超過 2%以下 ≤0.0002	2%超過 3%以下 ≤0.0003	3%超過 5%以下 ≤0.0005	5%超過 7%以下 ≤0.0007	7%超過 10%以下 ≤0.001	10%超過 30%以下 ≤0.003	30%超過 50%以下 ≤0.005	50%超過 70%以下 ≤0.007	70%超過 100%以下 ≤0.01	100%超過 >0.01			
H25	原水	0															
	浄水	0															
H26	原水	31	31														
	浄水	23	23														

他-049 テトラコナゾール

年度	浄水/ 原水 の別	測定 地点数	度数分布表(mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H25	原水	0															
	浄水	0															
H26	原水	19	19														
	浄水	14	14														

ND: 定量下限値未満

表 2-25 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その8）

他-050 テブフェンジド

		0.04mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H25	原水	5	2	3										
	浄水	4	4											
H26	原水	13	13											
	浄水	13	13											

他-051 トリネキサパックエチル

		0.01mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H25	原水	1	1											
	浄水	0												
H26	原水	5	5											
	浄水	4	4											

他-052 トリフルミゾール

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
			H25	原水	0									
浄水	0													
H26	原水	23	23											
	浄水	19	19											

ND: 定量下限値未満

他-053 トルフェンピラド

		0.01mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-054 ナプロアニリド

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-055 ニテンピラム

		1.3mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.013	0.013	≤0.026	≤0.039	≤0.065	≤0.091	≤0.13	≤0.39	≤0.65	≤0.91	≤1.3	>1.3
H25	原水	22	22											
	浄水	17	17											
H26	原水	26	26											
	浄水	20	20											

他-056 バクプロトラゾール

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	33	33											
	浄水	24	24											

表 2-26 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その9）

他-057 バリダマイシン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	度数分布表 (mg/L)														
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001			
H25	原水	1	1														
	浄水	0															
H26	原水	0															
	浄水	0															

ND: 定量下限値未満

他-058 ビスピリバック

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過			
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03			
H25	原水	1	1														
	浄水	0															
H26	原水	1	1														
	浄水	0															

他-059 ピメトロジン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.03mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過			
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03			
H25	原水	3	3														
	浄水	3	3														
H26	原水	13	13														
	浄水	13	13														

他-060 ピラソルフロンエチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過			
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1			
H25	原水	8	4	3	1												
	浄水	8	8														
H26	原水	16	16														
	浄水	18	18														

他-061 ピリミノバックメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.05mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過			
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05			
H25	原水	7	7														
	浄水	7	7														
H26	原水	32	32														
	浄水	29	29														

他-062 ピリホスメチル

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.06mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)														
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過			
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06			
H25	原水	1	1														
	浄水	0															
H26	原水	34	34														
	浄水	25	25														

他-063 ビレトリン

年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H25	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

表 2-27 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その10）

他-064 フェノキサニル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

水質測定結果なし

他-065 フェンバレート

		0.05mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0005	0.0005	≤0.001	≤0.0015	≤0.0025	≤0.0035	≤0.005	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	>0.05
H25	原水	0												
	浄水	5	5											
H26	原水	0												
	浄水	5	5											

他-066 フラチオカルブ

		0.008mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00008	0.00008	≤0.00016	≤0.00024	≤0.0004	≤0.00056	≤0.0008	≤0.0024	≤0.004	≤0.0056	≤0.008	>0.008
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	1	1											

他-067 フラトピル

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	8	5	3										
	浄水	9	8	1										
H26	原水	26	26											
	浄水	21	21											

他-068 フルアジホップ

		0.03mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0003	0.0003	≤0.0006	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	≤0.009	≤0.015	≤0.021	≤0.03	>0.03
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-069 プロパニル(DCPA)

		0.04mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0004	0.0004	≤0.0008	≤0.0012	≤0.002	≤0.0028	≤0.004	≤0.012	≤0.02	≤0.028	≤0.04	>0.04
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	17	17											
	浄水	12	12											

他-070 プロパホス

		0.001mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00001	0.00001	≤0.00002	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	>0.001
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	33	33											
	浄水	24	24											

表 2-28 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その11）

他-071 プロパルギット(BPPS)

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	4	4											
	浄水	4	4											

他-072 プロヘキサジオン

		0.5mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.005	0.005	≤0.01	≤0.015	≤0.025	≤0.035	≤0.05	≤0.15	≤0.25	≤0.35	≤0.5	>0.5
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

他-073 プロボキスル(PHC)

		0.2mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.002	0.002	≤0.004	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	≤0.06	≤0.1	≤0.14	≤0.2	>0.2
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	33	33											
	浄水	24	24											

他-074 プロメトリン

		0.06mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0006	0.0006	≤0.0012	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	≤0.018	≤0.03	≤0.042	≤0.06	>0.06
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	21	21											
	浄水	17	17											

他-075 ベルメトリン

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	1									1			
	浄水	0												

他-076 ベンスタップ

		0.09mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0009	0.0009	≤0.0018	≤0.0027	≤0.0045	≤0.0063	≤0.009	≤0.027	≤0.045	≤0.063	≤0.09	>0.09
H25	原水	1	1											
	浄水	0												
H26	原水	2	2											
	浄水	0												

他-077 ベンダイオカルブ

		0.009mg/Lに対する度数分布表(上段: % 下段: mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0001	0.0001	≤0.0002	≤0.0003	≤0.0005	≤0.0007	≤0.001	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	>0.01
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	9	9											

表 2-29 測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その12）

他-078 ホキシム

		0.003mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00003	0.00003	≤0.00006	≤0.00009	≤0.00015	≤0.00021	≤0.0003	≤0.0009	≤0.0015	≤0.0021	≤0.003	>0.003
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	8	8											

他-079 ポスカリド

		0.1mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.001	0.001	≤0.002	≤0.003	≤0.005	≤0.007	≤0.01	≤0.03	≤0.05	≤0.07	≤0.1	>0.1
H25	原水	7	7											
	浄水	4	4											
H26	原水	39	39											
	浄水	28	28											

他-080 ミルネブ(チアジアジン)

		度数分布表(mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			ND	≤0.000001	≤0.000002	≤0.000003	≤0.000005	≤0.000007	≤0.00001	≤0.00003	≤0.00005	≤0.00007	≤0.0001	>0.0001
H25	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

ND: 定量下限値未満

他-081 メタミドホス

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H25	原水	17	17											
	浄水	14	14											
H26	原水	24	24											
	浄水	16	16											

他-082 メチルイソシアネート

		0.006mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00006	0.00006	≤0.00012	≤0.00018	≤0.0003	≤0.00042	≤0.0006	≤0.0018	≤0.003	≤0.0042	≤0.006	>0.006
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	0												
	浄水	0												

他-083 モノクロトホス

		0.002mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.00002	0.00002	≤0.00004	≤0.00006	≤0.0001	≤0.00014	≤0.0002	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	>0.002
H25	原水	0												
	浄水	0												
H26	原水	8	8											
	浄水	9	9											

他-084 リニユロン

		0.02mg/Lに対する度数分布表(上段:% 下段:mg/L)												
年度	浄水/ 原水の別	測定 地点数	1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			<0.0002	0.0002	≤0.0004	≤0.0006	≤0.001	≤0.0014	≤0.002	≤0.006	≤0.01	≤0.014	≤0.02	>0.02
H25	原水	4	4											
	浄水	4	4											
H26	原水	11	11											
	浄水	12	12											

3. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標

設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

3-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1) 定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

(1) 定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 3-1、表 3-2

②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質-----表 3-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 3-4 のとおりとなる。

(2) 定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 3-1 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解・除去等を行ったりする必要があると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素 [*] 、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジオオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※ 平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 3-2 基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 3-3 基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 3-4 基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名	
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤	ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル	ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※ 平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 3-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 3-5 過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） 水道法第 4 条の例示項目 	<ul style="list-style-type: none"> 場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数% 	<ul style="list-style-type: none"> 最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※ 農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 3-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 3-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件 1：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 3-6 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

2) 過去 5 年間の水質基準等の超過状況

(1) データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 21 年度版～平成 25 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 3-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 3-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を図 3-1～図 3-24 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況を図 3-25～図 3-36 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H21			H22			H23			H24			H25		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	5,792	1	0.0%	5,916	2	0.0%	5,934	2	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	3	0.0%
				対50%値	5,792	16	0.3%	5,916	15	0.3%	5,934	22	0.4%	5,981	16	0.3%	6,002	21	0.3%
				対10%値	5,792	115	2.0%	5,916	106	1.8%	5,934	115	1.9%	5,981	124	2.1%	6,002	115	1.9%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	5,790	0	0.0%	5,916	1	0.0%	5,933	1	0.0%	5,981	0	0.0%	6,001	1	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,230	0	0.0%	5,698	0	0.0%	5,672	0	0.0%	5,709	0	0.0%	5,684	0	0.0%
				対50%値	5,230	3	0.1%	5,698	4	0.1%	5,672	3	0.1%	5,709	3	0.1%	5,684	2	0.0%
				対10%値	5,230	93	1.8%	5,698	37	0.6%	5,672	24	0.4%	5,709	16	0.3%	5,684	8	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,134	0	0.0%	5,433	0	0.0%	5,370	0	0.0%	5,409	0	0.0%	5,522	0	0.0%
				対50%値	5,134	0	0.0%	5,433	4	0.1%	5,370	4	0.1%	5,409	6	0.1%	5,522	3	0.1%
				対10%値	5,134	1	0.0%	5,433	4	0.1%	5,370	5	0.1%	5,409	7	0.1%	5,522	3	0.1%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,218	0	0.0%	5,518	0	0.0%	5,453	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,603	0	0.0%
				対50%値	5,218	0	0.0%	5,518	6	0.1%	5,453	1	0.0%	5,499	6	0.1%	5,603	1	0.0%
				対10%値	5,218	13	0.2%	5,518	17	0.3%	5,453	8	0.1%	5,499	13	0.2%	5,603	6	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,399	1	0.0%	5,669	0	0.0%	5,607	1	0.0%	5,644	0	0.0%	5,745	1	0.0%
				対50%値	5,399	36	0.7%	5,669	35	0.6%	5,607	31	0.6%	5,644	23	0.4%	5,745	20	0.3%
				対10%値	5,399	349	6.5%	5,669	336	5.9%	5,607	321	5.7%	5,644	291	5.2%	5,745	285	5.0%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,308	0	0.0%	5,563	0	0.0%	5,512	0	0.0%	5,550	1	0.0%	5,645	0	0.0%
				対50%値	5,308	48	0.9%	5,563	46	0.8%	5,512	52	0.9%	5,550	54	1.0%	5,645	54	1.0%
				対10%値	5,308	483	9.1%	5,563	495	8.9%	5,512	524	9.5%	5,550	516	9.3%	5,645	502	8.9%
基-8	六価クロム化合物	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,326	0	0.0%	5,620	0	0.0%	5,547	0	0.0%	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%
				対50%値	5,326	0	0.0%	5,620	0	0.0%	5,547	0	0.0%	5,596	0	0.0%	5,702	0	0.0%
				対10%値	5,326	3	0.1%	5,620	3	0.1%	5,547	2	0.0%	5,596	1	0.0%	5,702	2	0.0%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	1,854	0	0.0%	1,947	0	0.0%	1,974	15	0.8%	2,048	1	0.0%	2,085	0	0.0%
				対50%値	1,854	0	0.0%	1,947	1	0.1%	1,974	18	0.9%	2,048	3	0.1%	2,085	2	0.1%
				対10%値	1,854	17	0.9%	1,947	39	2.0%	1,974	55	2.8%	2,048	42	2.1%	2,085	74	3.5%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,766	0	0.0%	5,894	0	0.0%	5,926	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%
				対50%値	5,766	4	0.1%	5,894	3	0.1%	5,926	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,987	0	0.0%
				対10%値	5,766	36	0.6%	5,894	22	0.4%	5,926	10	0.2%	5,971	10	0.2%	5,987	13	0.2%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,545	0	0.0%	5,740	0	0.0%	5,725	0	0.0%	5,737	1	0.0%	5,812	1	0.0%
				対50%値	5,545	146	2.6%	5,740	157	2.7%	5,725	152	2.7%	5,737	134	2.3%	5,812	147	2.5%
				対10%値	5,545	2,253	40.6%	5,740	2,273	39.6%	5,725	2,307	40.3%	5,737	2,162	37.7%	5,812	2,153	37.0%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,398	0	0.0%	5,650	0	0.0%	5,616	0	0.0%	5,651	0	0.0%	5,747	1	0.0%
				対50%値	5,398	62	1.1%	5,650	56	1.0%	5,616	53	0.9%	5,651	58	1.0%	5,747	55	1.0%
				対10%値	5,398	1,928	35.7%	5,650	1,919	34.0%	5,616	1,970	35.1%	5,651	1,975	34.9%	5,747	2,004	34.9%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,274	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,479	0	0.0%	5,531	0	0.0%	5,631	1	0.0%
				対50%値	5,274	20	0.4%	5,541	20	0.4%	5,479	22	0.4%	5,531	21	0.4%	5,631	19	0.3%
				対10%値	5,274	199	3.8%	5,541	192	3.5%	5,479	186	3.4%	5,531	172	3.1%	5,631	172	3.1%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,198	0	0.0%	5,508	0	0.0%	5,443	0	0.0%	5,482	0	0.0%	5,591	0	0.0%
				対50%値	5,198	0	0.0%	5,508	4	0.1%	5,443	1	0.0%	5,482	1	0.0%	5,591	3	0.1%
				対10%値	5,198	5	0.1%	5,508	10	0.2%	5,443	11	0.2%	5,482	6	0.1%	5,591	7	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,166	0	0.0%	5,459	0	0.0%	5,383	0	0.0%	5,427	0	0.0%	5,557	0	0.0%
				対50%値	5,166	0	0.0%	5,459	0	0.0%	5,383	0	0.0%	5,427	0	0.0%	5,557	1	0.0%
				対10%値	5,166	5	0.1%	5,459	8	0.1%	5,383	8	0.1%	5,427	6	0.1%	5,557	4	0.1%

※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H21			H22			H23			H24			H25		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値				5,693	0	0.0%	5,707	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%
				対50%値				5,693	0	0.0%	5,707	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,646	0	0.0%
				対10%値				5,693	6	0.1%	5,707	3	0.1%	5,582	1	0.0%	5,646	2	0.0%
基-16	(シス=1,2-ジクロロエチレン)※2	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-16	(トランス=1,2-ジクロロエチレン)※2	0.04mg/L	健康項目	対基準値															
				対50%値															
				対10%値															
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,195	0	0.0%	5,510	0	0.0%	5,445	0	0.0%	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%
				対50%値	5,195	0	0.0%	5,510	0	0.0%	5,445	2	0.0%	5,484	0	0.0%	5,591	0	0.0%
				対10%値	5,195	3	0.1%	5,510	0	0.0%	5,445	2	0.0%	5,484	1	0.0%	5,591	1	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,199	0	0.0%	5,508	0	0.0%	5,446	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,591	0	0.0%
				対50%値	5,199	1	0.0%	5,508	3	0.1%	5,446	1	0.0%	5,485	2	0.0%	5,591	3	0.1%
				対10%値	5,199	16	0.3%	5,508	10	0.2%	5,446	11	0.2%	5,485	10	0.2%	5,591	23	0.4%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,202	3	0.1%	5,511	2	0.0%	5,494	0	0.0%	5,529	0	0.0%	5,635	0	0.0%
				対50%値	5,202	6	0.1%	5,511	8	0.1%	5,494	2	0.0%	5,529	2	0.0%	5,635	4	0.1%
				対10%値	5,202	54	1.0%	5,511	72	1.3%	5,494	41	0.7%	5,529	35	0.6%	5,635	34	0.6%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,197	0	0.0%	5,507	0	0.0%	5,444	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,589	0	0.0%
				対50%値	5,197	13	0.3%	5,507	0	0.0%	5,444	0	0.0%	5,485	0	0.0%	5,589	1	0.0%
				対10%値	5,197	15	0.3%	5,507	2	0.0%	5,444	1	0.0%	5,485	6	0.1%	5,589	7	0.1%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,757	9	0.2%	5,894	5	0.1%	5,924	5	0.1%	5,970	7	0.1%	5,991	6	0.1%
				対50%値	5,757	230	4.0%	5,894	272	4.6%	5,924	253	4.3%	5,970	236	4.0%	5,991	265	4.4%
				対10%値	5,757	3,033	52.7%	5,894	3,259	55.3%	5,924	3,199	54.0%	5,970	3,177	53.2%	5,991	3,148	52.5%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	0	0.0%	5,896	0	0.0%	5,924	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,989	0	0.0%
				対50%値	5,767	9	0.2%	5,896	3	0.1%	5,924	1	0.0%	5,972	4	0.1%	5,989	3	0.1%
				対10%値	5,767	79	1.4%	5,896	65	1.1%	5,924	39	0.7%	5,972	32	0.5%	5,989	31	0.5%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	2	0.0%	5,896	2	0.0%	5,925	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,991	0	0.0%
				対50%値	5,767	231	4.0%	5,896	238	4.0%	5,925	225	3.8%	5,972	216	3.6%	5,991	255	4.3%
				対10%値	5,767	2,251	39.0%	5,896	2,281	38.7%	5,925	2,298	38.8%	5,972	2,292	38.4%	5,991	2,312	38.6%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	8	0.1%	5,896	6	0.1%	5,925	4	0.1%	5,970	6	0.1%	5,989	8	0.1%
				対50%値	5,767	142	2.5%	5,896	128	2.2%	5,925	123	2.1%	5,970	102	1.7%	5,989	121	2.0%
				対10%値	5,767	1,664	28.9%	5,896	1,741	29.5%	5,925	1,745	29.5%	5,970	1,720	28.8%	5,989	1,706	28.5%
基-25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	1	0.0%	5,896	0	0.0%	5,925	0	0.0%	5,972	1	0.0%	5,991	0	0.0%
				対50%値	5,767	33	0.6%	5,896	24	0.4%	5,925	24	0.4%	5,972	25	0.4%	5,991	18	0.3%
				対10%値	5,767	295	5.1%	5,896	296	5.0%	5,925	298	5.0%	5,972	276	4.6%	5,991	268	4.5%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	0	0.0%	5,896	0	0.0%	5,925	1	0.0%	5,972	1	0.0%	5,991	1	0.0%
				対50%値	5,767	27	0.5%	5,896	23	0.4%	5,925	22	0.4%	5,972	25	0.4%	5,991	13	0.2%
				対10%値	5,767	297	5.1%	5,896	280	4.7%	5,925	254	4.3%	5,972	274	4.6%	5,991	260	4.3%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	1	0.0%	5,896	1	0.0%	5,925	2	0.0%	5,972	3	0.1%	5,991	3	0.1%
				対50%値	5,767	210	3.6%	5,896	251	4.3%	5,925	247	4.2%	5,972	209	3.5%	5,991	204	3.4%
				対10%値	5,767	2,679	46.5%	5,896	2,790	47.3%	5,925	2,798	47.2%	5,972	2,775	46.5%	5,991	2,834	47.3%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	34	0.6%	5,896	24	0.4%	5,925	29	0.5%	5,972	27	0.5%	5,989	29	0.5%
				対50%値	5,767	295	5.1%	5,896	314	5.3%	5,925	347	5.9%	5,972	319	5.3%	5,989	398	6.6%
				対10%値	5,767	859	14.9%	5,896	884	15.0%	5,925	900	15.2%	5,972	927	15.5%	5,989	999	16.7%

※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

※2 平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H21			H22			H23			H24			H25		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	1	0.0%	5,895	2	0.0%	5,925	2	0.0%	5,972	3	0.1%	5,991	4	0.1%
				対50%値	5,767	157	2.7%	5,895	203	3.4%	5,925	179	3.0%	5,972	178	3.0%	5,991	168	2.8%
				対10%値	5,767	2,447	42.4%	5,895	2,535	43.0%	5,925	2,543	42.9%	5,972	2,526	42.3%	5,991	2,564	42.8%
基-30	ブロモホルム	0.09mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,765	0	0.0%	5,896	0	0.0%	5,925	0	0.0%	5,971	0	0.0%	5,991	0	0.0%
				対50%値	5,765	2	0.0%	5,896	4	0.1%	5,925	2	0.0%	5,971	4	0.1%	5,991	1	0.0%
				対10%値	5,765	124	2.2%	5,896	111	1.9%	5,925	138	2.3%	5,971	129	2.2%	5,991	130	2.2%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目 (消)	対基準値	5,767	0	0.0%	5,896	0	0.0%	5,925	0	0.0%	5,972	0	0.0%	5,988	0	0.0%
				対50%値	5,767	1	0.0%	5,896	3	0.1%	5,925	2	0.0%	5,972	5	0.1%	5,988	0	0.0%
				対10%値	5,767	126	2.2%	5,896	63	1.1%	5,925	64	1.1%	5,972	76	1.3%	5,988	40	0.7%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,336	0	0.0%	5,636	0	0.0%	5,559	0	0.0%	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%
				対50%値	5,336	3	0.1%	5,636	2	0.0%	5,559	0	0.0%	5,606	0	0.0%	5,714	0	0.0%
				対10%値	5,336	23	0.4%	5,636	17	0.3%	5,559	12	0.2%	5,606	13	0.2%	5,714	14	0.2%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,450	8	0.1%	5,730	3	0.1%	5,648	2	0.0%	5,683	9	0.2%	5,799	7	0.1%
				対50%値	5,450	135	2.5%	5,730	166	2.9%	5,648	120	2.1%	5,683	146	2.6%	5,799	157	2.7%
				対10%値	5,450	1,507	27.7%	5,730	1,622	28.3%	5,648	1,578	27.9%	5,683	1,651	29.1%	5,799	1,542	26.6%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,405	1	0.0%	5,707	0	0.0%	5,641	1	0.0%	5,663	3	0.1%	5,804	2	0.0%
				対50%値	5,405	29	0.5%	5,707	33	0.6%	5,641	25	0.4%	5,663	24	0.4%	5,804	27	0.5%
				対10%値	5,405	476	8.8%	5,707	418	7.3%	5,641	416	7.4%	5,663	416	7.3%	5,804	385	6.6%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,326	0	0.0%	5,634	0	0.0%	5,558	0	0.0%	5,601	0	0.0%	5,711	0	0.0%
				対50%値	5,326	0	0.0%	5,634	0	0.0%	5,558	0	0.0%	5,601	1	0.0%	5,711	0	0.0%
				対10%値	5,326	13	0.2%	5,634	12	0.2%	5,558	14	0.3%	5,601	11	0.2%	5,711	12	0.2%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,274	0	0.0%	5,593	0	0.0%	5,514	0	0.0%	5,552	0	0.0%	5,660	0	0.0%
				対50%値	5,274	4	0.1%	5,593	2	0.0%	5,514	4	0.1%	5,552	1	0.0%	5,660	1	0.0%
				対10%値	5,274	660	12.5%	5,593	675	12.1%	5,514	653	11.8%	5,552	657	11.8%	5,660	625	11.0%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,360	0	0.0%	5,655	0	0.0%	5,587	1	0.0%	5,626	1	0.0%	5,742	0	0.0%
				対50%値	5,360	6	0.1%	5,655	6	0.1%	5,587	11	0.2%	5,626	6	0.1%	5,742	4	0.1%
				対10%値	5,360	157	2.9%	5,655	168	3.0%	5,587	163	2.9%	5,626	161	2.9%	5,742	144	2.5%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	5,790	0	0.0%	5,915	0	0.0%	5,934	3	0.1%	5,981	0	0.0%	6,001	0	0.0%
				対50%値	5,790	17	0.3%	5,915	17	0.3%	5,934	28	0.5%	5,981	12	0.2%	6,001	13	0.2%
				対10%値	5,790	1,126	19.4%	5,915	1,191	20.1%	5,934	1,159	19.5%	5,981	1,106	18.5%	6,001	1,077	17.9%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,469	4	0.1%	5,712	2	0.0%	5,673	3	0.1%	5,715	0	0.0%	5,797	2	0.0%
				対50%値	5,469	101	1.8%	5,712	86	1.5%	5,673	89	1.6%	5,715	76	1.3%	5,797	79	1.4%
				対10%値	5,469	4,239	77.5%	5,712	4,289	75.1%	5,673	4,254	75.0%	5,715	4,281	74.9%	5,797	4,354	75.1%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,495	1	0.0%	5,692	1	0.0%	5,677	1	0.0%	5,721	0	0.0%	5,782	0	0.0%
				対50%値	5,495	224	4.1%	5,692	193	3.4%	5,677	205	3.6%	5,721	202	3.5%	5,782	190	3.3%
				対10%値	5,495	5,184	94.3%	5,692	5,300	93.1%	5,677	5,330	93.9%	5,721	5,319	93.0%	5,782	5,418	93.7%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,095	0	0.0%	5,420	0	0.0%	5,348	0	0.0%	5,386	0	0.0%	5,499	0	0.0%
				対50%値	5,095	2	0.0%	5,420	1	0.0%	5,348	1	0.0%	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%
				対10%値	5,095	4	0.1%	5,420	1	0.0%	5,348	1	0.0%	5,386	1	0.0%	5,499	0	0.0%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,207	2	0.0%	5,473	0	0.0%	5,447	1	0.0%	5,481	7	0.1%	5,575	3	0.1%
				対50%値	5,207	52	1.0%	5,473	39	0.7%	5,447	38	0.7%	5,481	47	0.9%	5,575	68	1.2%
				対10%値	5,207	697	13.4%	5,473	675	12.3%	5,447	673	12.4%	5,481	713	13.0%	5,575	747	13.4%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,207	2	0.0%	5,473	1	0.0%	5,449	1	0.0%	5,481	7	0.1%	5,574	1	0.0%
				対50%値	5,207	20	0.4%	5,473	19	0.3%	5,449	18	0.3%	5,481	28	0.5%	5,574	36	0.6%
				対10%値	5,207	315	6.0%	5,473	336	6.1%	5,449	285	5.2%	5,481	356	6.5%	5,574	355	6.4%

※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案))で評価している。

表 3-7 水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※ (mg/L)	区分	評価	H21			H22			H23			H24			H25		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,231	0	0.0%	5,499	0	0.0%	5,463	0	0.0%	5,512	0	0.0%	5,619	0	0.0%
				対50%値	5,231	2	0.0%	5,499	5	0.1%	5,463	5	0.1%	5,512	3	0.1%	5,619	4	0.1%
				対10%値	5,231	159	3.0%	5,499	211	3.8%	5,463	201	3.7%	5,512	182	3.3%	5,619	187	3.3%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,122	0	0.0%	5,393	0	0.0%	5,334	0	0.0%	5,372	0	0.0%	5,483	0	0.0%
				対50%値	5,122	4	0.1%	5,393	2	0.0%	5,334	3	0.1%	5,372	6	0.1%	5,483	2	0.0%
				対10%値	5,122	12	0.2%	5,393	9	0.2%	5,334	5	0.1%	5,372	10	0.2%	5,483	2	0.0%
基-46	有機物(全有機炭素 (TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	5,792	1	0.0%	5,916	0	0.0%	5,933	0	0.0%	5,980	0	0.0%	6,002	0	0.0%
				対50%値	5,792	172	3.0%	5,916	132	2.2%	5,933	133	2.2%	5,980	129	2.2%	6,002	136	2.3%
				対10%値	5,792	3,487	60.2%	5,916	3,573	60.4%	5,933	3,594	60.6%	5,980	3,532	59.1%	6,002	3,489	58.1%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	5,792	45	0.8%	5,916	51	0.9%	5,934	69	1.2%	5,981	63	1.1%	6,002	4	0.1%
				アルカリ側超	5,792	3	0.1%	5,916	2	0.0%	5,934	1	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	7	0.1%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	5,751	-	-	5,864	-	-	5,906	-	-	5,981	3	0.1%	5,997	3	0.1%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	5,755	-	-	5,871	-	-	5,923	-	-	5,981	3	0.1%	6,000	12	0.2%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	5,792	3	0.1%	5,916	4	0.1%	5,934	0	0.0%	5,981	6	0.1%	6,002	5	0.1%
				対50%値	5,792	139	2.4%	5,916	103	1.7%	5,934	129	2.2%	5,981	131	2.2%	6,002	117	1.9%
				対10%値	5,792	1,598	27.6%	5,916	1,609	27.2%	5,934	1,552	26.2%	5,981	1,530	25.6%	6,002	1,791	29.8%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	5,792	4	0.1%	5,916	3	0.1%	5,934	1	0.0%	5,981	1	0.0%	6,002	2	0.0%
				対50%値	5,792	31	0.5%	5,916	19	0.3%	5,934	40	0.7%	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%
				対10%値	5,792	379	6.5%	5,916	336	5.7%	5,934	386	6.5%	5,981	343	5.7%	6,002	321	5.3%

※平成25年10月1日時点の基準値(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸は新評価値(案)で評価している。

表 3-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値 (mg/L)	区分	評価	H21			H22			H23			H24			H25※1		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-1	アンチモン及び その化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	1,796	0	0.0%	1,899	0	0.0%	1,939	0	0.0%	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%
				対50%値	1,796	0	0.0%	1,899	0	0.0%	1,939	0	0.0%	1,992	0	0.0%	2,010	0	0.0%
				対10%値	1,796	1	0.1%	1,899	2	0.1%	1,939	2	0.1%	1,992	4	0.2%	2,010	8	0.4%
目-2	ウラン及びその 化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	1,716	0	0.1%	1,846	0	0.0%	1,893	1	0.1%	1,952	1	0.1%	1,969	1	0.1%
				対50%値	1,716	1	0.2%	1,846	1	0.1%	1,893	3	0.2%	1,952	2	0.1%	1,969	2	0.1%
				対10%値	1,716	38	2.1%	1,846	37	2.0%	1,893	41	2.2%	1,952	38	1.9%	1,969	42	2.1%
目-3	ニッケル及びそ の化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	1,967	0	0.0%	2,054	0	0.0%	2,138	0	0.0%	2,217	0	0.0%	2,223	1	0.0%
				対50%値	1,967	0	0.0%	2,054	0	0.0%	2,138	1	0.0%	2,217	1	0.0%	2,223	2	0.1%
				対10%値	1,967	41	2.3%	2,054	25	1.2%	2,138	50	2.3%	2,217	49	2.2%	2,223	31	1.4%
目-5	1,2-ジクロロエ タン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	1,767	0	0.0%	1,840	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,940	0	0.0%	1,963	0	0.0%
				対50%値	1,767	0	0.0%	1,840	0	0.0%	1,879	0	0.0%	1,940	0	0.0%	1,963	0	0.0%
				対10%値	1,767	1	0.0%	1,840	2	0.1%	1,879	0	0.0%	1,940	1	0.1%	1,963	1	0.1%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	1,770	0	0.0%	1,877	0	0.0%	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%
				対50%値	1,770	0	0.0%	1,877	0	0.0%	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%
				対10%値	1,770	2	0.0%	1,877	0	0.0%	1,915	0	0.0%	1,974	0	0.0%	1,986	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ(2- エチルヘキシ ル)	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,590	0	0.0%	1,666	0	0.0%	1,700	0	0.0%	1,759	0	0.0%	1,766	0	0.0%
				対50%値	1,590	0	0.0%	1,666	0	0.0%	1,700	0	0.0%	1,759	0	0.0%	1,766	1	0.1%
				対10%値	1,590	15	1.0%	1,666	15	0.9%	1,700	18	1.1%	1,759	18	1.0%	1,766	51	2.9%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	944	0	0.0%	1,033	0	0.0%	1,105	0	0.0%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%
				対50%値	944	0	0.8%	1,033	0	0.0%	1,105	9	0.8%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%
				対10%値	944	3	0.9%	1,033	8	0.8%	1,105	10	0.9%	1,127	0	0.0%	1,123	0	0.0%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目 (消)	対目標値	503	0	0.0%	533	0	0.0%	552	0	0.0%	574	0	0.0%	567	0	0.0%
				対50%値	503	0	0.0%	533	0	0.0%	552	0	0.0%	574	0	0.0%	567	0	0.0%
				対10%値	503	3	0.2%	533	2	0.4%	552	1	0.2%	574	0	0.0%	567	0	0.0%
目-13	ジクロロアセ トニトリル	0.01mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,233	0	0.0%	2,347	0	0.0%	2,403	0	0.0%	2,465	0	0.0%	2,462	0	0.0%
				対50%値	2,233	7	0.1%	2,347	6	0.3%	2,403	3	0.1%	2,465	6	0.2%	2,462	5	0.2%
				対10%値	2,233	323	12.5%	2,347	325	13.8%	2,403	308	12.8%	2,465	338	13.7%	2,462	395	16.0%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目 (消)	対目標値	2,231	2	0.0%	2,345	0	0.0%	2,401	0	0.0%	2,466	0	0.0%	2,463	0	0.0%
				対50%値	2,231	38	1.0%	2,345	24	1.0%	2,401	24	1.0%	2,466	39	1.6%	2,463	39	1.6%
				対10%値	2,231	606	26.1%	2,345	649	27.7%	2,401	643	26.8%	2,466	671	27.2%	2,463	725	29.4%
目-15	農薬類	検出値と目標値 の比の和とし て、1以下	健康項目	対目標値	670	0	0.0%	736	0	0.0%	743	0	0.0%	750	0	0.0%	736	0	0.0%
				対50%値	670	2	0.7%	736	3	0.4%	743	5	0.7%	750	2	0.3%	736	2	0.3%
				対10%値	670	6	0.8%	736	3	0.4%	743	6	0.8%	750	5	0.7%	736	8	1.1%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	5,648	53	0.8%	5,757	47	0.8%	5,792	44	0.8%	5,829	45	0.8%	5,864	58	1.0%
				対50%値	5,648	1,682	30.5%	5,757	1,692	29.4%	5,792	1,777	30.7%	5,829	1,706	29.3%	5,864	1,760	30.0%
				対10%値	5,648	5,477	96.2%	5,757	5,571	96.8%	5,792	5,607	96.8%	5,829	5,665	97.2%	5,864	5,712	97.4%

※1 メチルセブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-8 水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値 (mg/L)	区分	評価	H21			H22			H23			H24			H25※1		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100mg/L	性状項目	<10	5,469	100	2.0%	5,712	113	2.0%	5,673	115	2.0%	5,715	76	1.3%	5,797	48	0.8%
				>100	5,469	450	7.5%	5,712	430	7.5%	5,673	429	7.6%	5,715	389	6.8%	5,797	227	3.9%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,360	52	1.0%	5,655	61	1.1%	5,587	57	1.0%	5,626	59	1.0%	5,742	32	0.6%
				対50%値	5,360	157	2.9%	5,655	168	3.0%	5,587	163	2.9%	5,626	161	2.9%	5,742	211	3.7%
				対10%値	5,360	401	7.8%	5,655	442	7.8%	5,587	441	7.9%	5,626	437	7.8%	5,742	457	8.0%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,017	100	4.2%	2,144	94	4.4%	2,197	95	4.3%	2,237	96	4.3%	2,228	76	3.4%
				対50%値	2,017	338	15.4%	2,144	350	16.3%	2,197	344	15.7%	2,237	339	15.2%	2,228	337	15.1%
				対10%値	2,017	1,545	72.7%	2,144	1,628	75.9%	2,197	1,627	74.1%	2,237	1,704	76.2%	2,228	1,669	74.9%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	1,800	0	0.0%	1,899	0	0.0%	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%
				対50%値	1,800	0	0.0%	1,899	0	0.0%	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%
				対10%値	1,800	0	0.0%	1,899	0	0.0%	1,923	0	0.0%	2,017	0	0.0%	2,031	0	0.0%
目-21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,651	0	0.0%	1,764	0	0.0%	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	0	0.0%
				対50%値	1,651	0	0.0%	1,764	0	0.0%	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	1	0.1%
				対10%値	1,651	0	0.0%	1,764	3	0.2%	1,802	0	0.0%	1,871	0	0.0%	1,879	1	0.1%
目-22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L	性状項目	対目標値	1,519	38	2.2%	1,585	41	2.6%	1,614	37	2.3%	1,657	28	1.7%	1,623	30	1.8%
				対50%値	1,519	392	24.6%	1,585	437	27.6%	1,614	407	25.2%	1,657	391	23.6%	1,623	370	22.8%
				対10%値	1,519	1,227	82.0%	1,585	1,302	82.1%	1,614	1,359	84.2%	1,657	1,390	83.9%	1,623	1,320	81.3%
目-23	臭気強度(TON)	3 TON	性状項目	対目標値	1,771	25	0.9%	1,845	16	0.9%	1,972	19	1.0%	2,018	27	1.3%	2,012	28	1.4%
				対50%値	1,771	109	5.6%	1,845	99	5.4%	1,972	113	5.7%	2,018	119	5.9%	2,012	122	6.1%
				対10%値	1,771	420	22.1%	1,845	411	22.3%	1,972	445	22.6%	2,018	418	20.7%	2,012	448	22.3%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,495	47	0.9%	5,692	68	1.2%	5,677	54	1.0%	5,721	68	1.2%	5,782	27	0.5%
				>200	5,495	614	10.7%	5,692	597	10.5%	5,677	611	10.8%	5,721	619	10.8%	5,782	631	10.9%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	5,792	31	0.7%	5,916	19	0.3%	5,934	40	0.7%	5,981	17	0.3%	6,002	32	0.5%
				対50%値	5,792	110	1.9%	5,916	90	1.5%	5,934	113	1.9%	5,981	87	1.5%	6,002	88	1.5%
				対10%値	5,792	713	13.2%	5,916	675	11.4%	5,934	791	13.3%	5,981	681	11.4%	6,002	683	11.4%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	5,792	1,897	32.4%	5,916	1,904	32.2%	5,934	1,939	32.7%	5,981	1,905	31.9%	6,002	1,925	32.1%
				7.7以上	5,792	2,015	35.3%	5,916	2,142	36.2%	5,934	2,112	35.6%	5,981	2,162	36.1%	6,002	2,121	35.3%
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,035	1,295	63.1%	2,128	1,304	61.3%	2,212	1,420	64.2%	2,252	1,613	71.6%	2,252	1,456	64.7%
				>0	2,035	85	3.2%	2,128	102	4.8%	2,212	71	3.2%	2,252	70	3.1%	2,252	63	2.8%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,137	1	0.1%	2,287	1	0.0%	2,383	2	0.1%	2,463	2	0.1%	2,486	1	0.0%
				対50%値	2,137	2	0.2%	2,287	6	0.3%	2,383	5	0.2%	2,463	4	0.2%	2,486	6	0.2%
				対10%値	2,137	40	2.4%	2,287	40	1.7%	2,383	60	2.5%	2,463	42	1.7%	2,486	46	1.9%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,320	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,084	0	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%
				対50%値	2,320	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,084	1	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%
				対10%値	2,320	1	0.0%	2,097	0	0.0%	2,084	1	0.0%	2,102	0	0.0%	2,093	0	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,450	135	2.1%	5,730	166	2.9%	5,648	120	2.1%	5,683	146	2.6%	5,799	153	2.6%
				対50%値	5,450	579	9.6%	5,730	616	10.8%	5,648	547	9.7%	5,683	603	10.6%	5,799	587	10.1%
				対10%値	5,450	2,070	37.8%	5,730	2,160	37.7%	5,648	2,147	38.0%	5,683	2,243	39.5%	5,799	2,728	47.0%

※1 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（1/12）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25 ^{※2}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	対目標値超	537	0	0.0%	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%
				対50%値超	537	0	0.0%	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%
				対10%値超	537	0	0.0%	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	0	0.0%
				対1%値超	537	0	0.0%	619	0	0.0%	625	0	0.0%	624	0	0.0%	629	1	0.2%
対	2	ダラポン	0.08	対目標値超	381	0	0.0%	486	0	0.0%	506	0	0.0%	500	0	0.0%	508	0	0.0%
				対50%値超	381	0	0.0%	486	0	0.0%	506	0	0.0%	500	0	0.0%	508	0	0.0%
				対10%値超	381	0	0.0%	486	0	0.0%	506	1	0.2%	500	0	0.0%	508	0	0.0%
				対1%値超	381	6	1.6%	486	1	0.2%	506	1	0.2%	500	0	0.0%	508	10	2.0%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ 酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	527	0	0.0%	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%
				対50%値超	527	0	0.0%	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%
				対10%値超	527	0	0.0%	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	0	0.0%
				対1%値超	527	0	0.0%	626	0	0.0%	643	0	0.0%	629	0	0.0%	620	2	0.3%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	567	0	0.0%	636	0	0.0%	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	636	0	0.0%	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	636	0	0.0%	624	0	0.0%	614	0	0.0%	629	0	0.0%
				対1%値超	567	0	0.0%	636	4	0.6%	624	5	0.8%	614	4	0.7%	629	10	1.6%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	9	0	0.0%	9	0	0.0%	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%
				対50%値超	9	0	0.0%	9	0	0.0%	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%
				対10%値超	9	0	0.0%	9	0	0.0%	15	0	0.0%	14	0	0.0%	115	0	0.0%
				対1%値超	9	0	0.0%	9	0	0.0%	15	1	6.7%	14	0	0.0%	115	2	1.7%
対	6	アシラム	0.2	対目標値超	526	0	0.0%	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%
				対50%値超	526	0	0.0%	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%
				対10%値超	526	0	0.0%	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%
				対1%値超	526	0	0.0%	627	0	0.0%	658	0	0.0%	647	0	0.0%	647	0	0.0%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	538	0	0.0%	618	0	0.0%	609	0	0.0%	615	0	0.0%	592	0	0.0%
				対50%値超	538	0	0.0%	618	0	0.0%	609	0	0.0%	615	0	0.0%	592	0	0.0%
				対10%値超	538	1	0.2%	618	4	0.6%	609	2	0.3%	615	5	0.8%	592	5	0.8%
				対1%値超	538	1	0.2%	618	4	0.6%	609	2	0.3%	615	5	0.8%	592	12	2.0%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	522	0	0.0%	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	522	0	0.0%	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	522	0	0.0%	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%
				対1%値超	522	0	0.0%	591	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%	600	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	453	0	0.0%	530	0	0.0%	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%
				対50%値超	453	0	0.0%	530	0	0.0%	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%
				対10%値超	453	0	0.0%	530	0	0.0%	534	0	0.0%	531	0	0.0%	568	0	0.0%
				対1%値超	453	0	0.0%	530	4	0.8%	534	1	0.2%	531	0	0.0%	568	7	1.2%
対	10	アミラズ	0.006	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	2	1.7%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロロニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（2/12）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25 ^{※2}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	550	0	0.0%	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%
				対50%値超	550	0	0.0%	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%
				対10%値超	550	0	0.0%	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%
				対1%値超	550	0	0.0%	610	0	0.0%	582	0	0.0%	577	0	0.0%	613	0	0.0%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	648	0	0.0%	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%
				対50%値超	648	0	0.0%	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%
				対10%値超	648	0	0.0%	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	0	0.0%	712	0	0.0%
				対1%値超	648	0	0.0%	717	0	0.0%	707	0	0.0%	714	1	0.1%	712	3	0.4%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	486	0	0.0%	558	0	0.0%	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%
				対50%値超	486	0	0.0%	558	0	0.0%	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%
				対10%値超	486	0	0.0%	558	0	0.0%	579	0	0.0%	567	0	0.0%	585	0	0.0%
				対1%値超	486	0	0.0%	558	4	0.7%	579	1	0.2%	567	0	0.0%	585	7	1.2%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	519	0	0.0%	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%
				対50%値超	519	0	0.0%	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%
				対10%値超	519	0	0.0%	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%
				対1%値超	519	1	0.2%	584	0	0.0%	562	0	0.0%	551	0	0.0%	593	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	617	0	0.0%	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%
				対50%値超	617	0	0.0%	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%
				対10%値超	617	0	0.0%	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%
				対1%値超	617	0	0.0%	683	0	0.0%	703	0	0.0%	704	0	0.0%	697	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	589	0	0.0%	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%
				対50%値超	589	0	0.0%	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%
				対10%値超	589	0	0.0%	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%
				対1%値超	589	0	0.0%	673	0	0.0%	664	0	0.0%	656	0	0.0%	667	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	408	0	0.0%	465	0	0.0%	451	0	0.0%	448	0	0.0%	424	0	0.0%
				対50%値超	408	0	0.0%	465	4	0.9%	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%
				対10%値超	408	0	0.0%	465	4	0.9%	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%
				対1%値超	408	0	0.0%	465	4	0.9%	451	0	0.0%	448	1	0.2%	424	0	0.0%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	117	2	1.7%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	540	0	0.0%	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%
				対50%値超	540	0	0.0%	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%
				対10%値超	540	0	0.0%	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%
				対1%値超	540	0	0.0%	626	0	0.0%	599	0	0.0%	585	0	0.0%	630	0	0.0%
対	20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006	対目標値超	529	0	0.0%	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%
				対50%値超	529	0	0.0%	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%
				対10%値超	529	0	0.0%	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%
				対1%値超	529	0	0.0%	589	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	603	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾビシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロロニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（3/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	21	エトフェンブロックス	0.08	対目標値超	634	0	0.0%	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%
				対50%値超	634	0	0.0%	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%
				対10%値超	634	0	0.0%	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%
				対1%値超	634	0	0.0%	705	0	0.0%	662	0	0.0%	660	0	0.0%	670	0	0.0%
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	517	0	0.0%	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	517	0	0.0%	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	517	0	0.0%	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%
				対1%値超	517	0	0.0%	577	0	0.0%	567	0	0.0%	571	0	0.0%	586	0	0.0%
対	23	エンドスルファン(ヘンゾエピン、 エンドスルフェート)	0.01	対目標値超	497	0	0.0%	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%
				対50%値超	497	0	0.0%	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%
				対10%値超	497	0	0.0%	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%
				対1%値超	497	0	0.0%	575	0	0.0%	547	0	0.0%	549	0	0.0%	581	0	0.0%
対	24	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超												126	0	0.0%	
				対50%値超													126	0	0.0%
				対10%値超													126	0	0.0%
				対1%値超													126	0	0.0%
対	25	オキシ銅	0.03	対目標値超	483	0	0.0%	568	0	0.0%	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%
				対50%値超	483	0	0.0%	568	0	0.0%	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%
				対10%値超	483	0	0.0%	568	0	0.0%	577	0	0.0%	589	0	0.0%	564	0	0.0%
				対1%値超	483	0	0.0%	568	0	0.0%	577	1	0.2%	589	4	0.7%	564	12	2.1%
対	26	オリサストロピン	0.1	対目標値超												122	0	0.0%	
				対50%値超												122	0	0.0%	
				対10%値超												122	0	0.0%	
				対1%値超												122	0	0.0%	
対	27	カズサホス	0.0006	対目標値超												110	0	0.0%	
				対50%値超												110	0	0.0%	
				対10%値超												110	0	0.0%	
				対1%値超												110	0	0.0%	
対	28	カフェンストール	0.008	対目標値超	601	0	0.0%	664	0	0.0%	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	664	0	0.0%	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	664	0	0.0%	627	0	0.0%	608	0	0.0%	639	0	0.0%
				対1%値超	601	0	0.0%	664	0	0.0%	627	2	0.3%	608	0	0.0%	639	0	0.0%
対	29	カルタップ	0.3	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	51	0	0.0%
対	30	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	524	0	0.0%	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%
				対50%値超	524	0	0.0%	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%
				対10%値超	524	0	0.0%	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%
				対1%値超	524	0	0.0%	616	0	0.0%	636	0	0.0%	621	0	0.0%	617	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（4/12）

群	番号	項目名	目標値*1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
☑	31	カルプロバミド	0.04	対目標値超	474	0	0.0%	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%
				対50%値超	474	0	0.0%	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%
				対10%値超	474	0	0.0%	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%
				対1%値超	474	0	0.0%	549	0	0.0%	567	0	0.0%	567	0	0.0%	572	0	0.0%
☑	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	対目標値超	484	0	0.0%	559	0	0.0%	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%
				対50%値超	484	0	0.0%	559	0	0.0%	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%
				対10%値超	484	0	0.0%	559	0	0.0%	557	0	0.0%	559	0	0.0%	552	0	0.0%
				対1%値超	484	0	0.0%	559	0	0.0%	557	2	0.4%	559	0	0.0%	552	2	0.4%
☑	33	キノクラミン(ACN)	0.005	対目標値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%
				対1%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	123	0	0.0%
☑	34	キャプタン	0.3	対目標値超	550	0	0.0%	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%
				対50%値超	550	0	0.0%	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%
				対10%値超	550	0	0.0%	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%
				対1%値超	550	0	0.0%	601	0	0.0%	608	0	0.0%	609	0	0.0%	604	0	0.0%
☑	35	クミルロン	0.03	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	108	0	0.0%
☑	36	グリホサート	2	対目標値超	492	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%
				対50%値超	492	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%
				対10%値超	492	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%
				対1%値超	492	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	565	0	0.0%	543	0	0.0%
☑	37	グルホシネート	0.02	対目標値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%
				対50%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%
				対10%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%
				対1%値超	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	3	0	0.0%	57	0	0.0%
☑	38	クロメプロップ	0.02	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%	116	2	1.7%
☑	39	クロルニトロフェン(GNP)	0.0001	対目標値超	456	0	0.0%	545	0	0.0%	537	0	0.0%	523	0	0.0%	531	0	0.0%
				対50%値超	456	1	0.2%	545	4	0.7%	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%
				対10%値超	456	1	0.2%	545	4	0.7%	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%
				対1%値超	456	1	0.2%	545	4	0.7%	537	1	0.2%	523	0	0.0%	531	0	0.0%
☑	40	クオルピリホス	0.003	対目標値超	552	0	0.0%	594	0	0.0%	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%
				対50%値超	552	0	0.0%	594	0	0.0%	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%
				対10%値超	552	0	0.0%	594	0	0.0%	618	0	0.0%	615	0	0.0%	622	0	0.0%
				対1%値超	552	0	0.0%	594	4	0.7%	618	0	0.0%	615	4	0.7%	622	8	1.3%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾビシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(GNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（5/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	646	0	0.0%	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%
				対50%値超	646	0	0.0%	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%
				対10%値超	646	0	0.0%	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%
				対1%値超	646	0	0.0%	700	0	0.0%	676	0	0.0%	670	0	0.0%	674	0	0.0%
対	42	シアナジン	0.004	対目標値超	23	0	0.0%	25	0	0.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%
				対50%値超	23	0	0.0%	25	0	0.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%
				対10%値超	23	0	0.0%	25	0	0.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	0	0.0%
				対1%値超	23	0	0.0%	25	1	4.0%	12	0	0.0%	20	0	0.0%	114	2	1.8%
対	43	シアノホス(CYAP)	0.003	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	117	0	0.0%
対	44	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	472	0	0.0%	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%
				対50%値超	472	0	0.0%	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%
				対10%値超	472	0	0.0%	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%
				対1%値超	472	0	0.0%	564	0	0.0%	590	0	0.0%	571	0	0.0%	577	0	0.0%
対	45	ジクロベニル(DBN)	0.01	対目標値超	575	0	0.0%	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%
				対50%値超	575	0	0.0%	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%
				対10%値超	575	0	0.0%	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%
				対1%値超	575	0	0.0%	669	0	0.0%	646	0	0.0%	633	0	0.0%	652	0	0.0%
対	46	ジクロロボス(DDVP)	0.008	対目標値超	657	0	0.0%	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%
				対50%値超	657	0	0.0%	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%
				対10%値超	657	0	0.0%	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%
				対1%値超	657	0	0.0%	732	0	0.0%	737	0	0.0%	726	0	0.0%	705	0	0.0%
対	47	ジクワット	0.005	対目標値超	458	0	0.0%	532	0	0.0%	549	0	0.0%	536	0	0.0%	535	0	0.0%
				対50%値超	458	0	0.0%	532	0	0.0%	549	0	0.0%	536	0	0.0%	535	0	0.0%
				対10%値超	458	0	0.0%	532	5	0.9%	549	1	0.2%	536	1	0.2%	535	12	2.2%
				対1%値超	458	0	0.0%	532	5	0.9%	549	2	0.4%	536	1	0.2%	535	13	2.4%
対	48	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	624	0	0.0%	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%
				対50%値超	624	0	0.0%	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%
				対10%値超	624	0	0.0%	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	0	0.0%	682	0	0.0%
				対1%値超	624	1	0.2%	721	0	0.0%	720	0	0.0%	702	3	0.4%	682	0	0.0%
対	49	ジチアノン	0.03	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
対	50	ジチオカルバメート系 農薬	0.005	対目標値超												45	0	0.0%	
				対50%値超													45	0	0.0%
				対10%値超													45	0	0.0%
				対1%値超													45	0	0.0%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロロニトロフェン(GNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	51	ジチオピル	0.009	対目標値超	495	0	0.0%	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%
				対50%値超	495	0	0.0%	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%
				対10%値超	495	0	0.0%	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%
				対1%値超	495	0	0.0%	558	0	0.0%	561	0	0.0%	558	0	0.0%	592	0	0.0%
対	52	シハロホップチル	0.006	対目標値超	9	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%
				対50%値超	9	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%
				対10%値超	9	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%
				対1%値超	9	0	0.0%	7	0	0.0%	7	0	0.0%	4	0	0.0%	127	0	0.0%
対	53	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	598	0	0.0%	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%
				対50%値超	598	0	0.0%	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%
				対10%値超	598	0	0.0%	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	0	0.0%
				対1%値超	598	0	0.0%	661	0	0.0%	630	0	0.0%	636	0	0.0%	647	3	0.5%
対	54	ジメタメリン	0.02	対目標値超	527	0	0.0%	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	527	0	0.0%	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	527	0	0.0%	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	527	0	0.0%	603	0	0.0%	583	0	0.0%	565	0	0.0%	615	0	0.0%
対	55	ジメエート	0.05	対目標値超	529	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%
				対50%値超	529	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%
				対10%値超	529	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%
				対1%値超	529	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	584	0	0.0%	612	0	0.0%
対	56	シメリン	0.03	対目標値超	577	0	0.0%	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%
				対1%値超	577	0	0.0%	658	0	0.0%	618	0	0.0%	616	0	0.0%	639	0	0.0%
対	57	ジメピベレート	0.003	対目標値超	469	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%
				対50%値超	469	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%
				対10%値超	469	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%
				対1%値超	469	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	559	0	0.0%
対	58	ダイアジノン	0.005	対目標値超	707	0	0.0%	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%
				対50%値超	707	0	0.0%	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%
				対10%値超	707	0	0.0%	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	0	0.0%
				対1%値超	707	1	0.1%	773	0	0.0%	767	0	0.0%	759	0	0.0%	751	1	0.1%
対	59	ダイムロン	0.8	対目標値超	541	0	0.0%	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%
				対50%値超	541	0	0.0%	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%
				対10%値超	541	0	0.0%	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%
				対1%値超	541	0	0.0%	620	0	0.0%	625	0	0.0%	615	0	0.0%	615	0	0.0%
対	60	ダゾメット	0.006	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	54	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサホス、グルホキシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホキシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（7/12）

群	番号	項目名	目標値*1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
対	61	チアジニル	0.1	対目標値超													110	0	0.0%	
				対50%値超														110	0	0.0%
				対10%値超														110	0	0.0%
				対1%値超														110	0	0.0%
対	62	チウラム	0.02	対目標値超	528	0	0.0%	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	
				対50%値超	528	0	0.0%	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	
				対10%値超	528	0	0.0%	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	0	0.0%	
				対1%値超	528	0	0.0%	608	0	0.0%	608	0	0.0%	606	0	0.0%	610	2	0.3%	
対	63	チオジカルブ	0.08	対目標値超	462	0	0.0%	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	
				対50%値超	462	0	0.0%	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	
				対10%値超	462	0	0.0%	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	
				対1%値超	462	0	0.0%	556	0	0.0%	566	0	0.0%	564	0	0.0%	566	0	0.0%	
対	64	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	493	0	0.0%	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	
				対50%値超	493	0	0.0%	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	
				対10%値超	493	0	0.0%	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	
				対1%値超	493	0	0.0%	579	0	0.0%	586	0	0.0%	592	0	0.0%	593	0	0.0%	
対	65	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	553	0	0.0%	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	
				対50%値超	553	0	0.0%	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	
				対10%値超	553	0	0.0%	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	
				対1%値超	553	0	0.0%	616	0	0.0%	598	0	0.0%	605	0	0.0%	626	0	0.0%	
対	66	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	500	0	0.0%	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	
				対50%値超	500	0	0.0%	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	
				対10%値超	500	0	0.0%	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	0	0.0%	
				対1%値超	500	0	0.0%	577	0	0.0%	560	0	0.0%	540	0	0.0%	567	7	1.2%	
対	67	トリクロピル	0.006	対目標値超	523	0	0.0%	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	
				対50%値超	523	0	0.0%	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	
				対10%値超	523	0	0.0%	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	0	0.0%	
				対1%値超	523	0	0.0%	601	0	0.0%	620	0	0.0%	613	0	0.0%	607	2	0.3%	
対	68	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	568	0	0.0%	628	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	
				対50%値超	568	0	0.0%	628	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%	
				対10%値超	568	0	0.0%	628	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	632	1	0.2%	
				対1%値超	568	0	0.0%	628	4	0.6%	621	1	0.2%	615	4	0.7%	632	11	1.7%	
対	69	トリシクラゾール	0.08	対目標値超	506	0	0.0%	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	
				対50%値超	506	0	0.0%	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	
				対10%値超	506	0	0.0%	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	
				対1%値超	506	0	0.0%	604	0	0.0%	598	0	0.0%	603	0	0.0%	600	0	0.0%	
対	70	トリフルラリン	0.06	対目標値超	555	0	0.0%	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	
				対50%値超	555	0	0.0%	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	
				対10%値超	555	0	0.0%	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	
				対1%値超	555	0	0.0%	632	0	0.0%	607	0	0.0%	596	0	0.0%	615	0	0.0%	

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（8/12）

群	番号	項目名	目標値 ^{※1} (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25 ^{※2}		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	71	ナプロバミド	0.03	対目標値超	478	0	0.0%	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%
				対50%値超	478	0	0.0%	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%
				対10%値超	478	0	0.0%	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%
				対1%値超	478	0	0.0%	550	0	0.0%	558	0	0.0%	555	0	0.0%	589	0	0.0%
対	72	パラコート	0.005	対目標値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%
				対50%値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%
				対10%値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%
				対1%値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	10	0	0.0%	11	0	0.0%	58	0	0.0%
対	73	ピペロホス	0.0009	対目標値超	478	0	0.0%	566	0	0.0%	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%
				対50%値超	478	0	0.0%	566	0	0.0%	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%
				対10%値超	478	0	0.0%	566	0	0.0%	537	0	0.0%	521	0	0.0%	547	0	0.0%
				対1%値超	478	0	0.0%	566	4	0.7%	537	1	0.2%	521	0	0.0%	547	7	1.3%
対	74	ピラクロニル	0.01	対目標値超												61	0	0.0%	
				対50%値超													61	0	0.0%
				対10%値超													61	0	0.0%
				対1%値超													61	0	0.0%
対	75	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	114	0	0.0%
対	76	ピラゾリネート(ピラゾ レート)	0.02	対目標値超	7	0	0.0%	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%
				対50%値超	7	0	0.0%	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%
				対10%値超	7	0	0.0%	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%
				対1%値超	7	1	14.3%	3	0	0.0%	6	0	0.0%	6	0	0.0%	113	0	0.0%
対	77	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	522	0	0.0%	587	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%
				対50%値超	522	0	0.0%	587	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%
				対10%値超	522	0	0.0%	587	0	0.0%	576	0	0.0%	567	0	0.0%	574	0	0.0%
				対1%値超	522	0	0.0%	587	4	0.7%	576	0	0.0%	567	1	0.2%	574	6	1.0%
対	78	ピリプチカルブ	0.02	対目標値超	582	0	0.0%	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%
				対50%値超	582	0	0.0%	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%
				対10%値超	582	0	0.0%	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	0	0.0%
				対1%値超	582	0	0.0%	622	0	0.0%	602	0	0.0%	593	0	0.0%	626	3	0.5%
対	79	ピロキロン	0.04	対目標値超	565	0	0.0%	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%
				対50%値超	565	0	0.0%	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%
				対10%値超	565	0	0.0%	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%
				対1%値超	565	4	0.7%	628	0	0.0%	600	0	0.0%	589	0	0.0%	626	0	0.0%
対	80	フィプロニル	0.0005	対目標値超	501	0	0.0%	603	0	0.0%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%
				対50%値超	501	0	0.0%	603	0	0.0%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	0	0.0%
				対10%値超	501	0	0.0%	603	0	0.0%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	2	0.3%
				対1%値超	501	1	0.2%	603	1	0.2%	595	0	0.0%	615	0	0.0%	632	2	0.3%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（9/12）

群	番号	項目名	目標値*1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25**2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	81	フェニトロチオン(MEP)	0.003	対目標値超	693	0	0.0%	756	0	0.0%	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%
				対50%値超	693	0	0.0%	756	0	0.0%	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%
				対10%値超	693	0	0.0%	756	0	0.0%	775	0	0.0%	769	0	0.0%	762	0	0.0%
				対1%値超	693	2	0.3%	756	0	0.0%	775	4	0.5%	769	3	0.4%	762	3	0.4%
対	82	フェノピカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	629	0	0.0%	701	0	0.0%	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%
				対50%値超	629	0	0.0%	701	0	0.0%	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%
				対10%値超	629	0	0.0%	701	0	0.0%	692	0	0.0%	694	0	0.0%	693	0	0.0%
				対1%値超	629	1	0.2%	701	0	0.0%	692	1	0.1%	694	0	0.0%	693	0	0.0%
対	83	フェリムゾン	0.05	対目標値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%
				対50%値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%
				対10%値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%
				対1%値超	6	0	0.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%	3	0	0.0%	56	0	0.0%
対	84	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	555	0	0.0%	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%
				対50%値超	555	0	0.0%	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%
				対10%値超	555	0	0.0%	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%
				対1%値超	555	0	0.0%	639	0	0.0%	638	0	0.0%	633	0	0.0%	661	0	0.0%
対	85	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	552	0	0.0%	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%
				対50%値超	552	0	0.0%	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%
				対10%値超	552	0	0.0%	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	0	0.0%
				対1%値超	552	0	0.0%	637	0	0.0%	643	0	0.0%	637	0	0.0%	652	1	0.2%
対	86	フェントラザミド	0.01	対目標値超												111	0	0.0%	
				対50%値超													111	0	0.0%
				対10%値超													111	0	0.0%
				対1%値超													111	0	0.0%
対	87	フサライド	0.1	対目標値超	593	0	0.0%	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%
				対50%値超	593	0	0.0%	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%
				対10%値超	593	0	0.0%	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%
				対1%値超	593	0	0.0%	656	0	0.0%	624	0	0.0%	612	0	0.0%	643	0	0.0%
対	88	ブタクロール	0.03	対目標値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%
				対50%値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%
				対10%値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%
				対1%値超	12	0	0.0%	12	0	0.0%	7	0	0.0%	18	0	0.0%	117	0	0.0%
対	89	ブタミホス	0.02	対目標値超	546	0	0.0%	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%
				対50%値超	546	0	0.0%	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%
				対10%値超	546	0	0.0%	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%
				対1%値超	546	0	0.0%	616	0	0.0%	613	0	0.0%	580	0	0.0%	619	0	0.0%
対	90	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	529	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%
				対50%値超	529	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%
				対10%値超	529	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%
				対1%値超	529	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	595	0	0.0%	606	0	0.0%

*1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

*2イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	91	フルアジナム	0.03	対目標値超	2	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%
				対50%値超	2	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%
				対10%値超	2	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%
				対1%値超	2	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	104	0	0.0%
対	92	プレチラクロール	0.05	対目標値超	609	0	0.0%	660	0	0.0%	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%
				対50%値超	609	0	0.0%	660	0	0.0%	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%
				対10%値超	609	0	0.0%	660	0	0.0%	639	0	0.0%	619	0	0.0%	669	0	0.0%
				対1%値超	609	0	0.0%	660	0	0.0%	639	2	0.3%	619	1	0.2%	669	0	0.0%
対	93	プロシミドン	0.09	対目標値超	529	0	0.0%	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%
				対50%値超	529	0	0.0%	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%
				対10%値超	529	0	0.0%	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%
				対1%値超	529	0	0.0%	578	0	0.0%	564	0	0.0%	561	0	0.0%	585	0	0.0%
対	94	プロチオホス	0.004	対目標値超	11	0	0.0%	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%
				対50%値超	11	0	0.0%	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%
				対10%値超	11	0	0.0%	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%
				対1%値超	11	0	0.0%	11	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	49	0	0.0%
対	95	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%
				対50%値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%
				対10%値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	0	0.0%	574	0	0.0%
				対1%値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	560	0	0.0%	547	3	0.5%	574	0	0.0%
対	96	プロピザミド	0.05	対目標値超	535	0	0.0%	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%
				対50%値超	535	0	0.0%	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%
				対10%値超	535	0	0.0%	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%
				対1%値超	535	0	0.0%	601	0	0.0%	578	0	0.0%	582	0	0.0%	596	0	0.0%
対	97	プロベナゾール	0.05	対目標値超	542	0	0.0%	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	542	0	0.0%	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	542	0	0.0%	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	0	0.0%
				対1%値超	542	0	0.0%	627	0	0.0%	594	0	0.0%	600	0	0.0%	600	2	0.3%
対	98	プロモブチド	0.1	対目標値超	566	0	0.0%	630	0	0.0%	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	630	0	0.0%	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	630	0	0.0%	623	0	0.0%	613	0	0.0%	656	0	0.0%
				対1%値超	566	1	0.2%	630	2	0.3%	623	1	0.2%	613	0	0.0%	656	3	0.5%
対	99	ベノミル	0.02	対目標値超	506	0	0.0%	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%
				対50%値超	506	0	0.0%	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%
				対10%値超	506	0	0.0%	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%
				対1%値超	506	0	0.0%	594	0	0.0%	611	0	0.0%	602	0	0.0%	631	0	0.0%
対	100	ベンシクロン	0.1	対目標値超	548	0	0.0%	615	0	0.0%	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%
				対50%値超	548	0	0.0%	615	0	0.0%	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%
				対10%値超	548	0	0.0%	615	0	0.0%	630	0	0.0%	626	0	0.0%	635	0	0.0%
				対1%値超	548	0	0.0%	615	0	0.0%	630	1	0.2%	626	0	0.0%	635	0	0.0%

※1平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム（カーバム）の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2イミノクタジン、グルホシネート、クロロニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（11/12）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2			
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	
対	101	ベンゾピシクロン	0.09	対目標値超													113	0	0.0%	
				対50%値超														113	0	0.0%
				対10%値超														113	0	0.0%
				対1%値超														113	2	1.8%
対	102	ベンゾフェナップ	0.004	対目標値超	8	0	0.0%	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	
				対50%値超	8	0	0.0%	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	
				対10%値超	8	0	0.0%	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	0	0.0%	
				対1%値超	8	0	0.0%	14	0	0.0%	15	0	0.0%	15	0	0.0%	107	2	1.9%	
対	103	ベンタゾン	0.2	対目標値超	546	0	0.0%	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	
				対50%値超	546	0	0.0%	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	
				対10%値超	546	0	0.0%	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	
				対1%値超	546	0	0.0%	627	0	0.0%	628	0	0.0%	595	0	0.0%	601	0	0.0%	
対	104	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	590	0	0.0%	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	
				対50%値超	590	0	0.0%	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	
				対10%値超	590	0	0.0%	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	
				対1%値超	590	0	0.0%	650	0	0.0%	639	0	0.0%	631	0	0.0%	660	0	0.0%	
対	105	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	493	0	0.0%	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	
				対50%値超	493	0	0.0%	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	
				対10%値超	493	0	0.0%	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	
				対1%値超	493	0	0.0%	566	0	0.0%	555	0	0.0%	551	0	0.0%	552	0	0.0%	
対	106	ベンフルラリン(ベスロジ ン)	0.01	対目標値超	490	0	0.0%	560	0	0.0%	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	
				対50%値超	490	0	0.0%	560	0	0.0%	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	
				対10%値超	490	0	0.0%	560	0	0.0%	563	0	0.0%	560	0	0.0%	597	0	0.0%	
				対1%値超	490	0	0.0%	560	4	0.7%	563	1	0.2%	560	4	0.7%	597	4	0.7%	
対	107	ベンフレセート	0.07	対目標値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	
				対50%値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	
				対10%値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	
				対1%値超	7	0	0.0%	7	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	113	0	0.0%	
対	108	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%	
対	109	マラソン(マラチオン)	0.05	対目標値超	598	0	0.0%	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	
				対50%値超	598	0	0.0%	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	
				対10%値超	598	0	0.0%	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	
				対1%値超	598	0	0.0%	657	0	0.0%	633	0	0.0%	635	0	0.0%	647	0	0.0%	
対	110	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	547	0	0.0%	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	
				対50%値超	547	0	0.0%	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	
				対10%値超	547	0	0.0%	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	
				対1%値超	547	0	0.0%	641	0	0.0%	670	0	0.0%	656	0	0.0%	652	0	0.0%	

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロビン、カズサホス、グルホシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホシネート、クロルニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

表 3-9 農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/12）

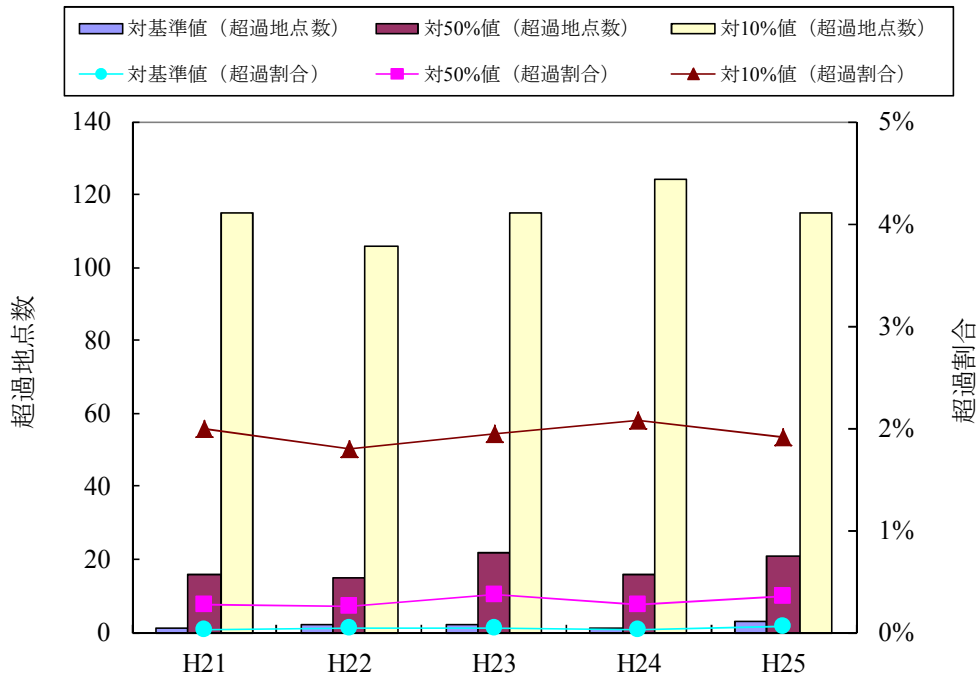
群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H21			H22			H23			H24			H25※2		
					調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合	調査 地点数	超過 地点数	超過 割合
対	111	メソミル	0.03	対目標値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%
				対50%値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%
				対10%値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%
				対1%値超	517	0	0.0%	581	0	0.0%	584	0	0.0%	590	0	0.0%	598	0	0.0%
対	112	メタム(カーバム)	0.01	対目標値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
				対50%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
				対10%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
				対1%値超	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	47	0	0.0%
対	113	メタラキシル	0.06	対目標値超	599	0	0.0%	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%
				対50%値超	599	0	0.0%	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%
				対10%値超	599	0	0.0%	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%
				対1%値超	599	0	0.0%	663	0	0.0%	663	0	0.0%	661	0	0.0%	666	0	0.0%
対	114	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	582	0	0.0%	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%
				対50%値超	582	0	0.0%	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%
				対10%値超	582	0	0.0%	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%
				対1%値超	582	0	0.0%	658	0	0.0%	669	0	0.0%	668	0	0.0%	688	0	0.0%
対	115	メチルダイムロン	0.03	対目標値超	481	0	0.0%	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%
				対50%値超	481	0	0.0%	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%
				対10%値超	481	0	0.0%	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%
				対1%値超	481	0	0.0%	549	0	0.0%	550	0	0.0%	530	0	0.0%	573	0	0.0%
対	116	メトミノストロピン	0.04	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	118	0	0.0%
対	117	メトリブジン	0.03	対目標値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	0	0.0%
				対50%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	0	0.0%
				対10%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	0	0.0%
				対1%値超	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-	111	2	1.8%
対	118	メフェナセット	0.02	対目標値超	639	0	0.0%	721	0	0.0%	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%
				対50%値超	639	0	0.0%	721	0	0.0%	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%
				対10%値超	639	0	0.0%	721	0	0.0%	703	0	0.0%	693	0	0.0%	698	0	0.0%
				対1%値超	639	0	0.0%	721	1	0.1%	703	2	0.3%	693	1	0.1%	698	6	0.9%
対	119	メプロニル	0.1	対目標値超	560	0	0.0%	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%
				対50%値超	560	0	0.0%	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%
				対10%値超	560	0	0.0%	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%
				対1%値超	560	0	0.0%	623	0	0.0%	602	0	0.0%	594	0	0.0%	617	0	0.0%
対	120	モリネート	0.005	対目標値超	572	0	0.0%	641	0	0.0%	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%
				対50%値超	572	0	0.0%	641	0	0.0%	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%
				対10%値超	572	0	0.0%	641	0	0.0%	612	0	0.0%	607	0	0.0%	657	0	0.0%
				対1%値超	572	0	0.0%	641	0	0.0%	612	1	0.2%	607	0	0.0%	657	0	0.0%

※1 平成25年度水道統計調査では、農薬類のうちオキサジクロメホン、オリサストロピン、カズサハス、グルホキシネート、ジチオカルバメート系農薬、チアジニル、ピラクロニル、ベンゾピシクロン、メタム(カーバム)の目標値は、平成26年4月1日現在の数値となっている。なお、平成25年度において、上記農薬類の目標値が未設定であったことから、平成25年度水道統計調査では、上記農薬類に関して入力された値は、参考値扱いとし、農薬類の算出には用いないこととしている。

※2 イミノクタジン、グルホキシネート、クロロニトロフェン(CNP)、ジチオカルバメート系農薬については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。

基-1 一般細菌

【健康項目】



基-3 ガミウム及びその化合物

【健康項目】

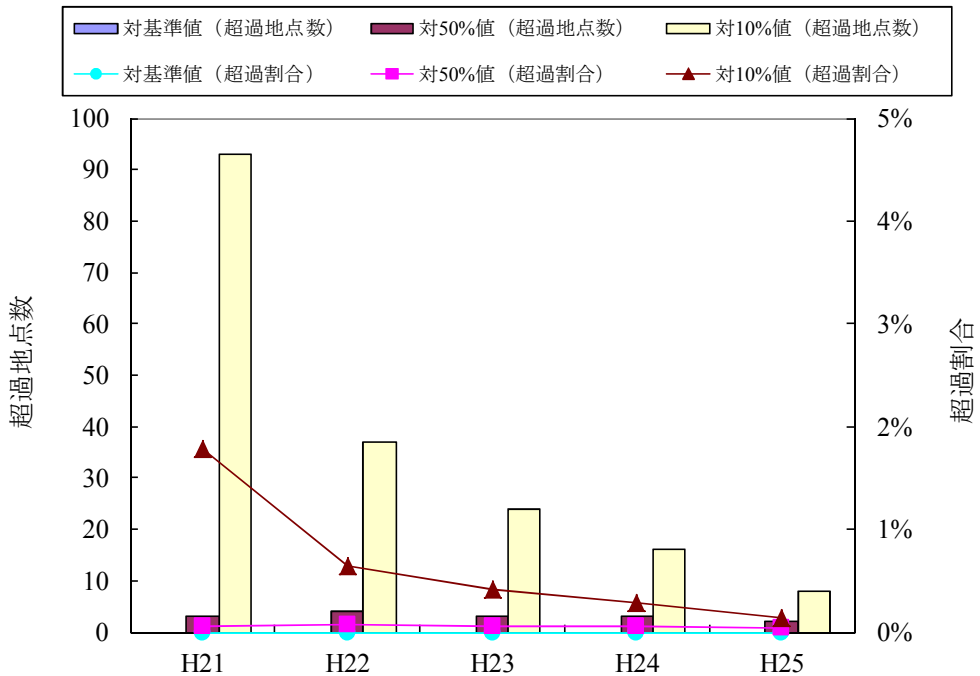
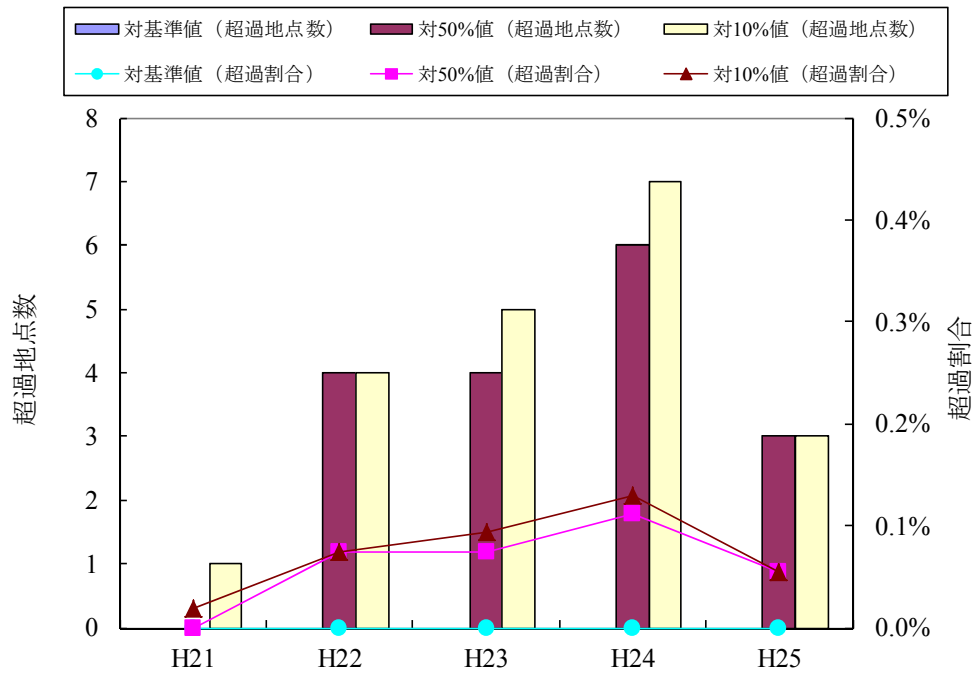


図 3-1 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(1)

基-4 水銀及びその化合物 【健康項目】



基-5 セレン及びその化合物 【健康項目】

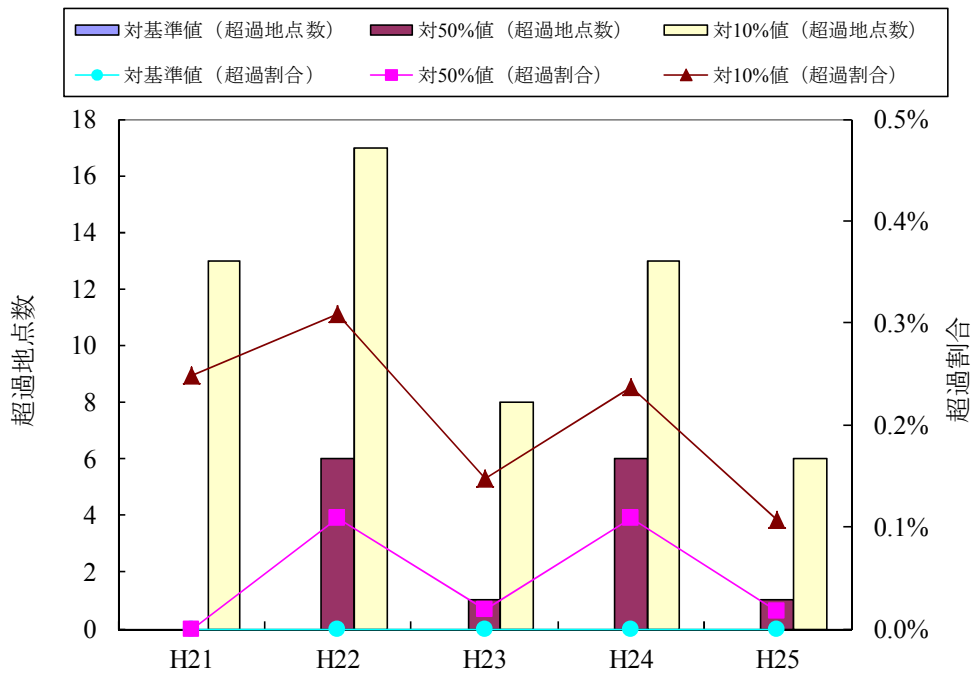
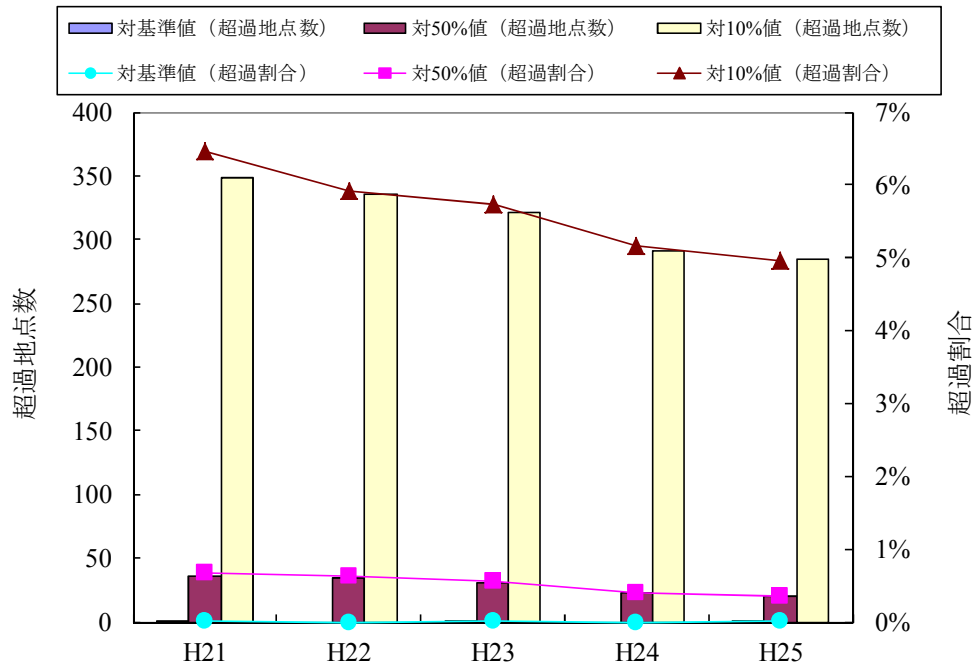


図 3-2 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(2)

基-6 鉛及びその化合物

【健康項目】



基-7 ヒ素及びその化合物

【健康項目】

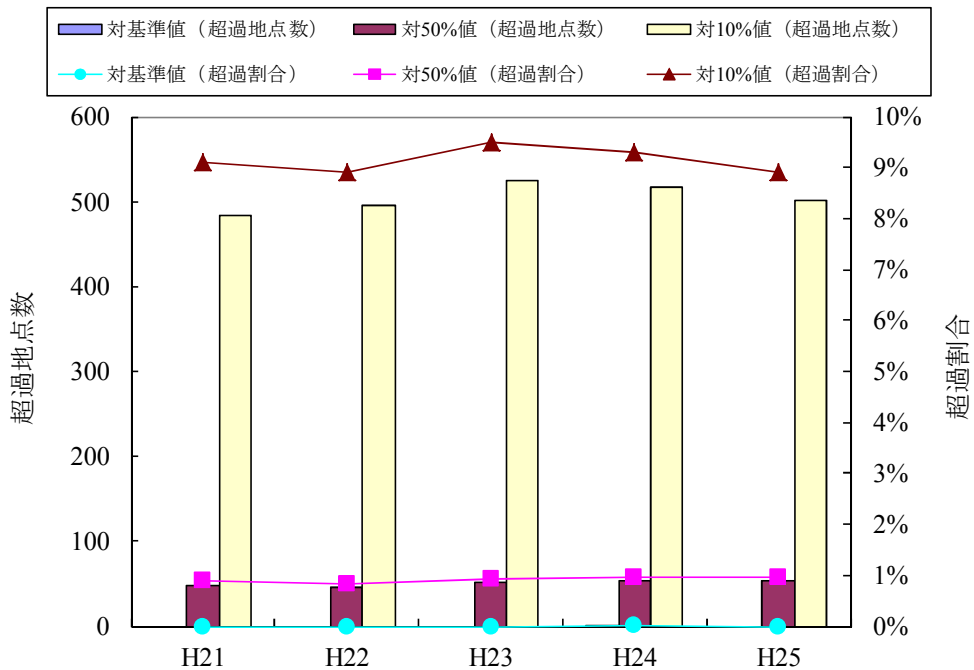
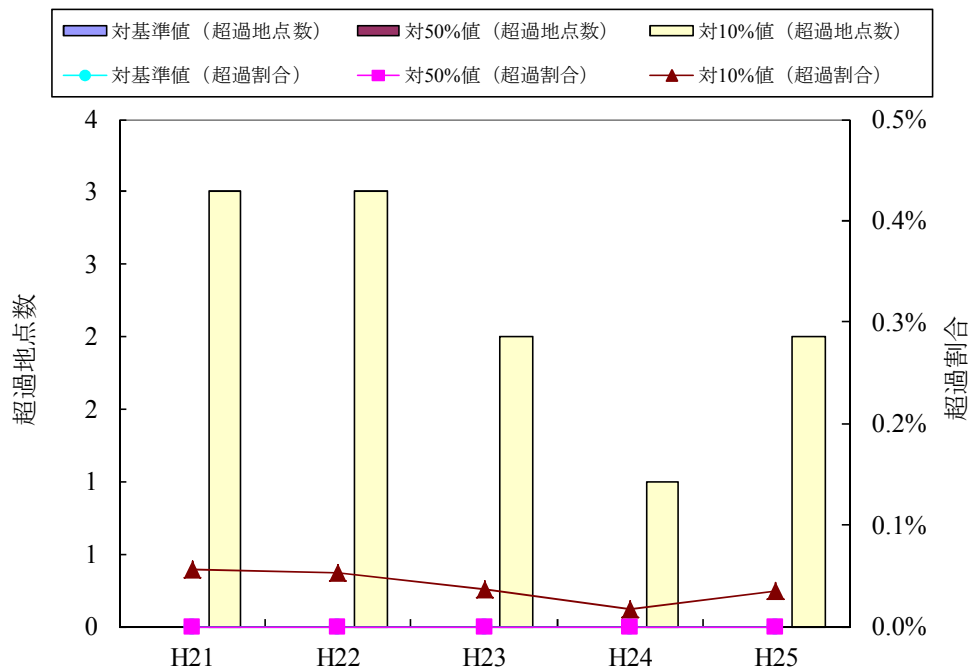


図 3-3 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(3)

基-8 六価クロム化合物

【健康項目】



基-9 亜硝酸態窒素

【健康項目】

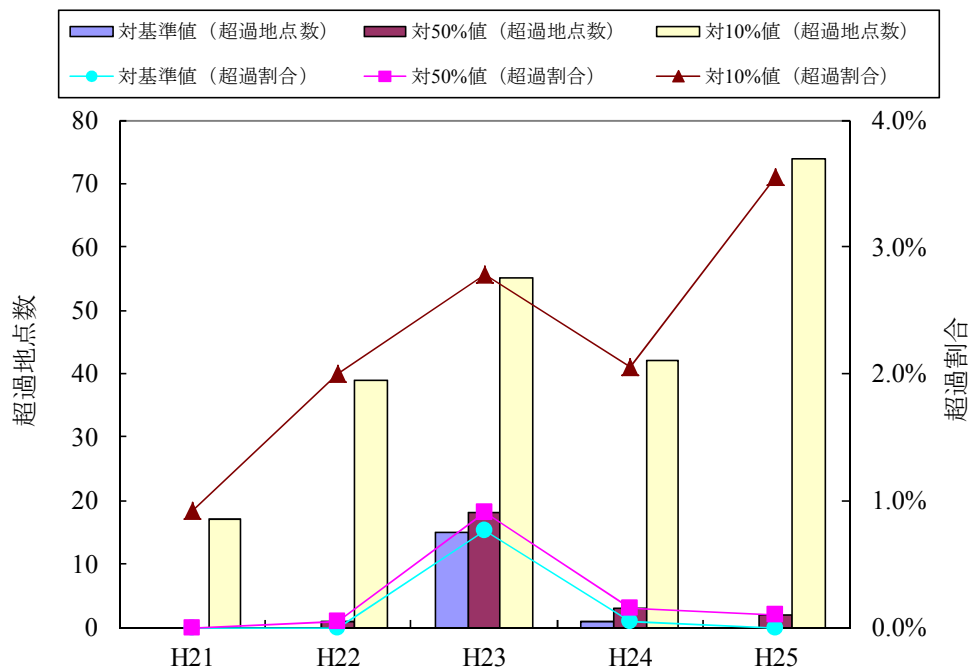
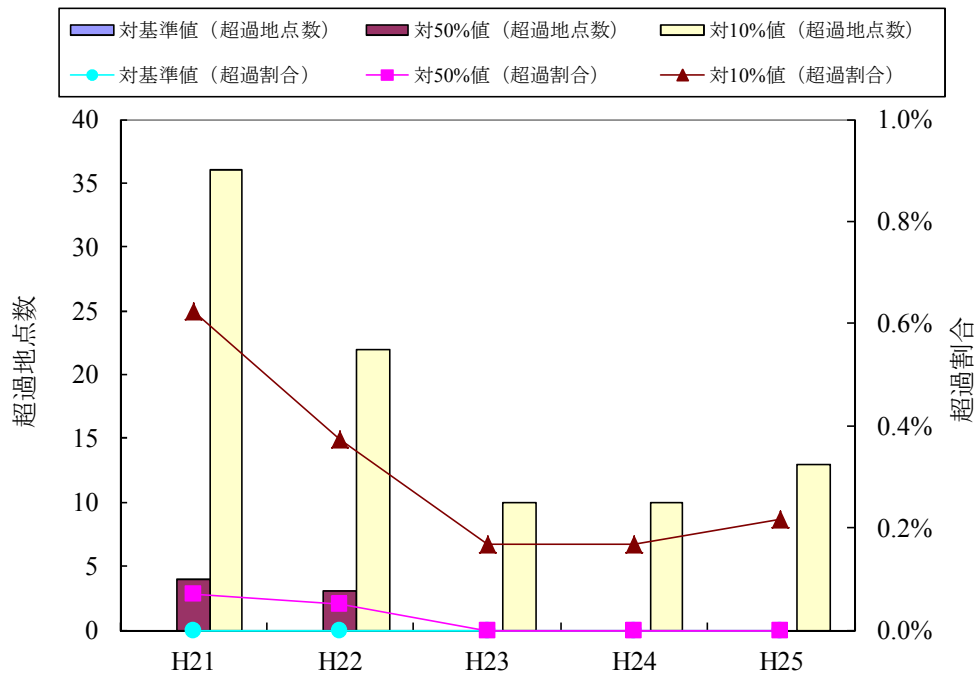


図 3-4 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(4)

基-10 シアン化物及び塩化シアン 【健康項目】



基-11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素【健康項目】

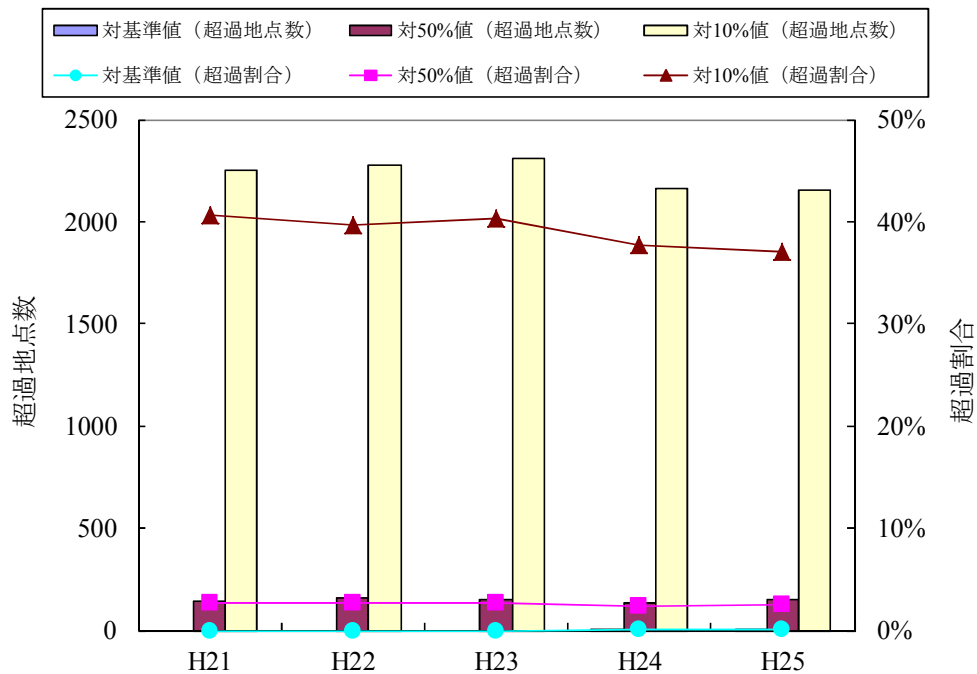
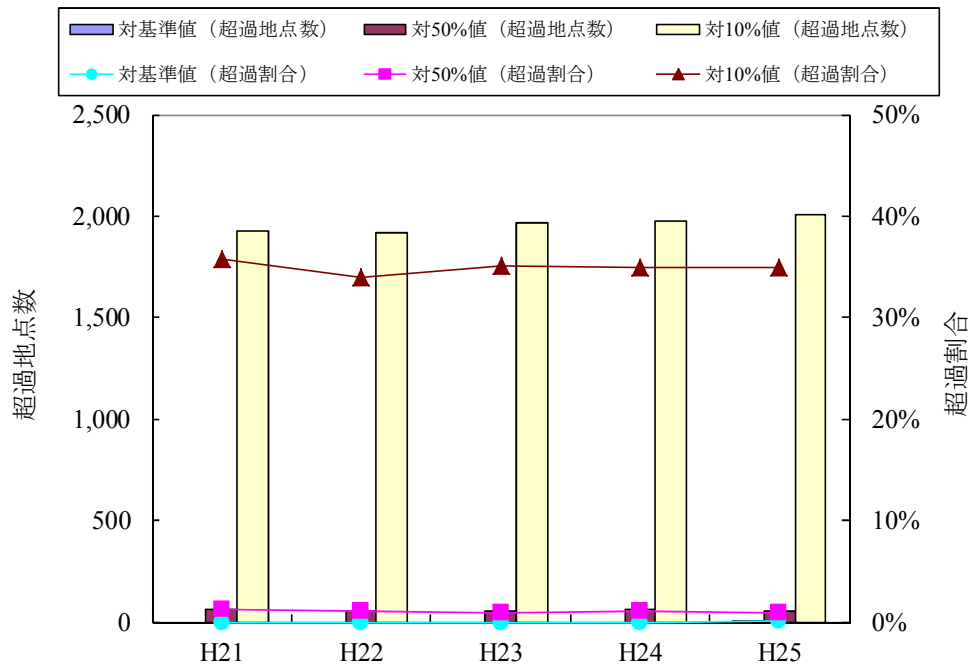


図 3-5 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(5)

基-12 フッ素及びその化合物 【健康項目】



基-13 ホウ素及びその化合物 【健康項目】

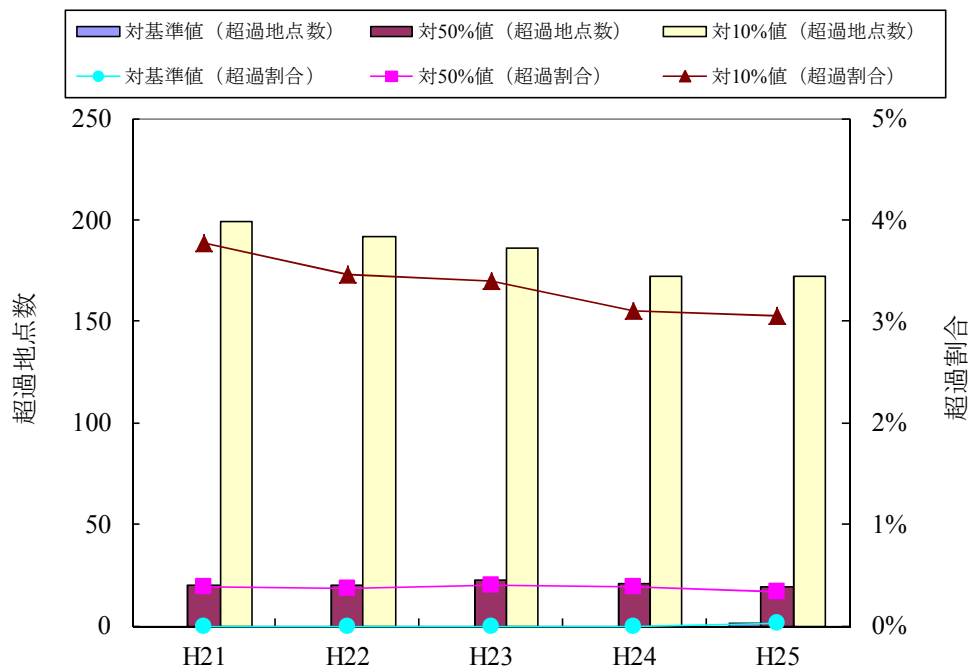
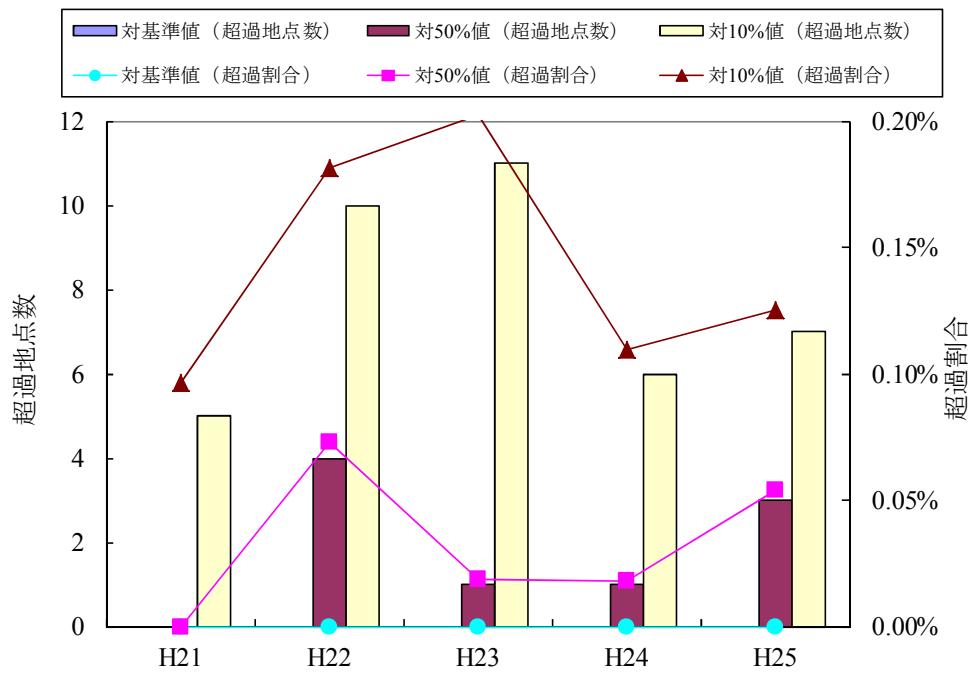


図 3-6 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(6)

基-14 四塩化炭素

【健康項目】



基-15 1,4-ジオキサン

【健康項目】

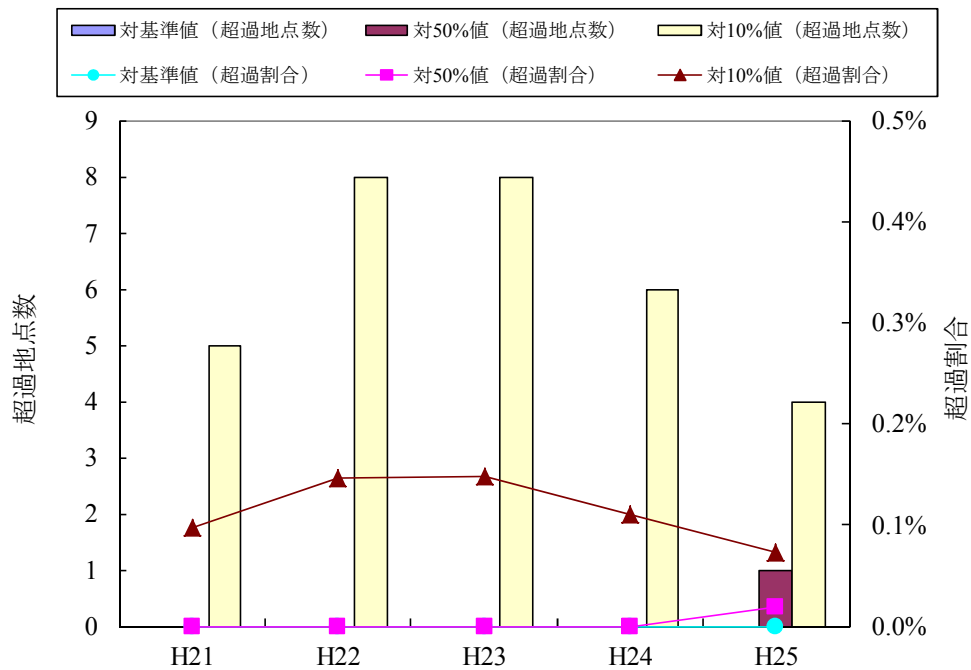
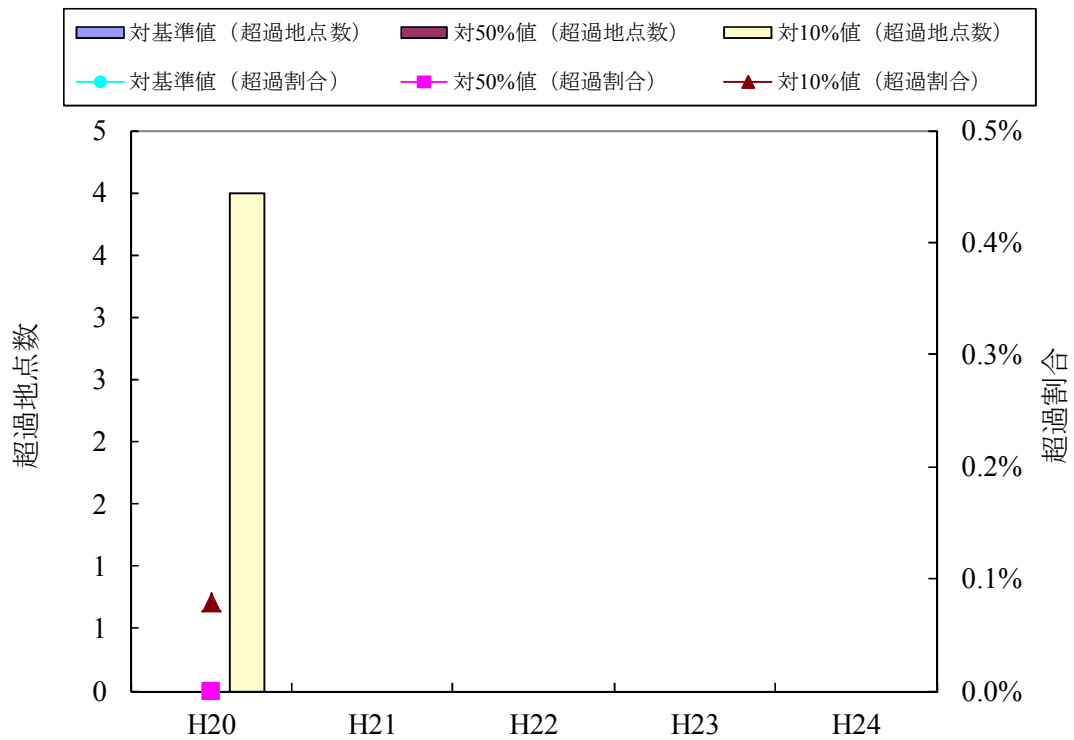


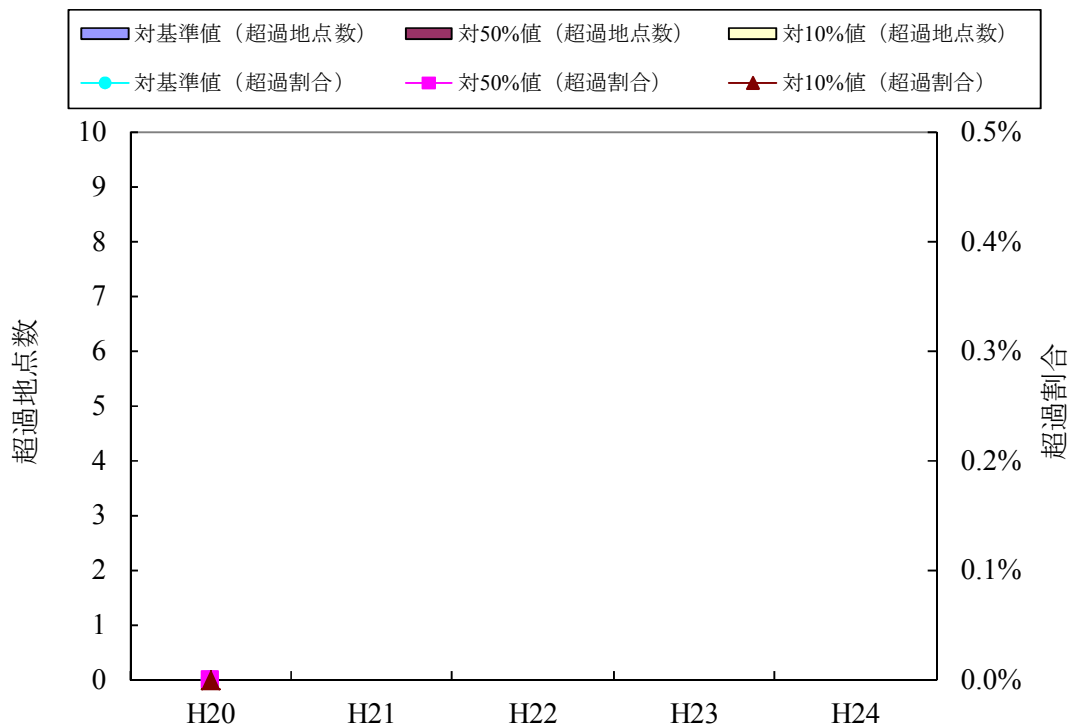
図 3-7 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(7)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

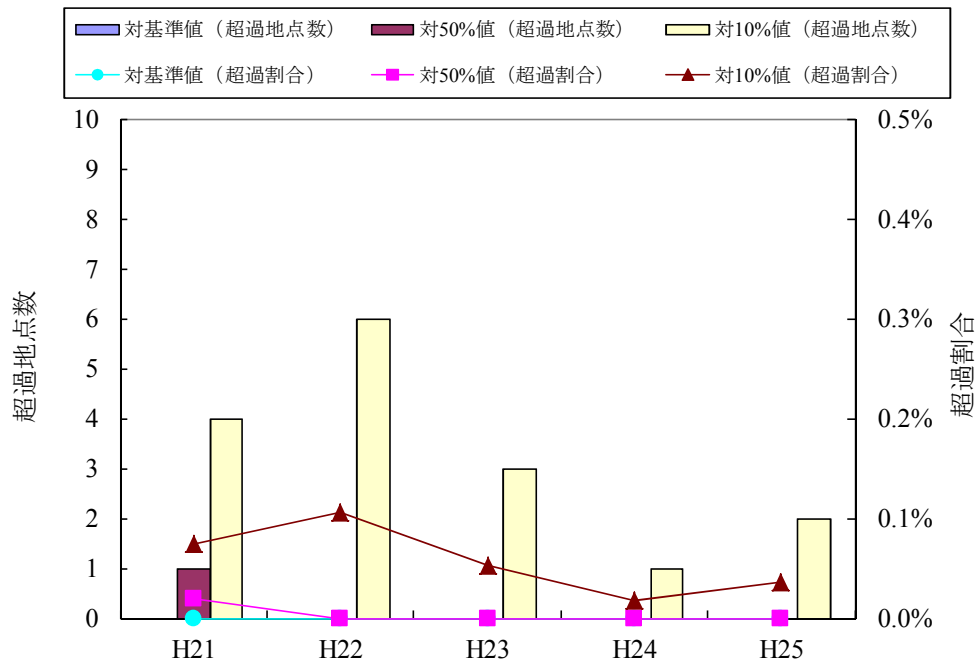
基-16 トランス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

図 3-8 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(8)

基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 【健康項目】



平成21年4月1日改正によりシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更。

基-17 ジクロロメタン 【健康項目】

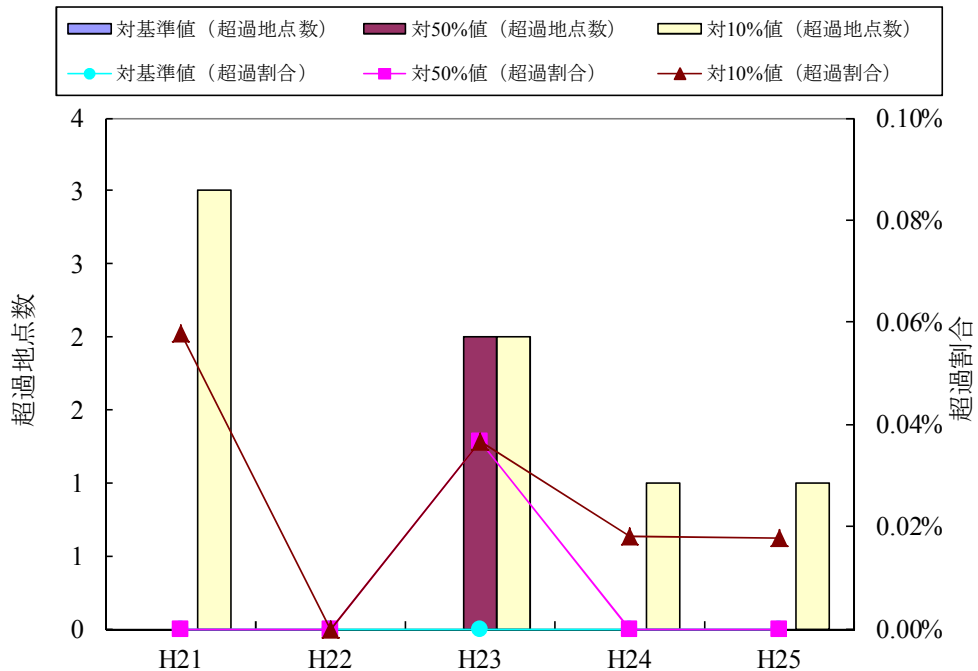
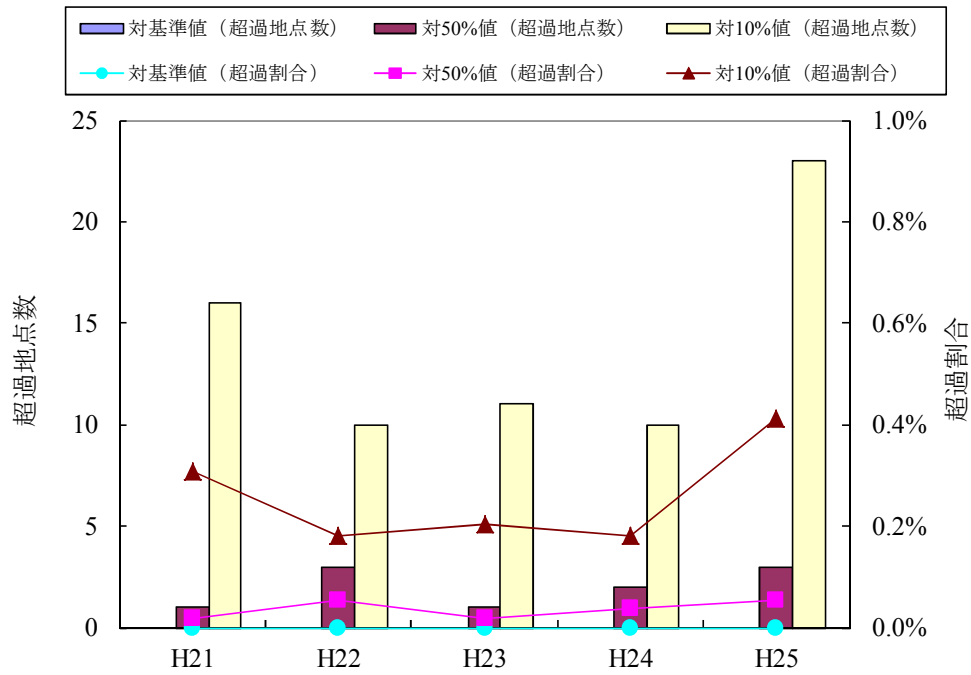


図 3-9 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(9)

基-18 テトラクロロエチレン 【健康項目】



基-19 トリクロロエチレン 【健康項目】

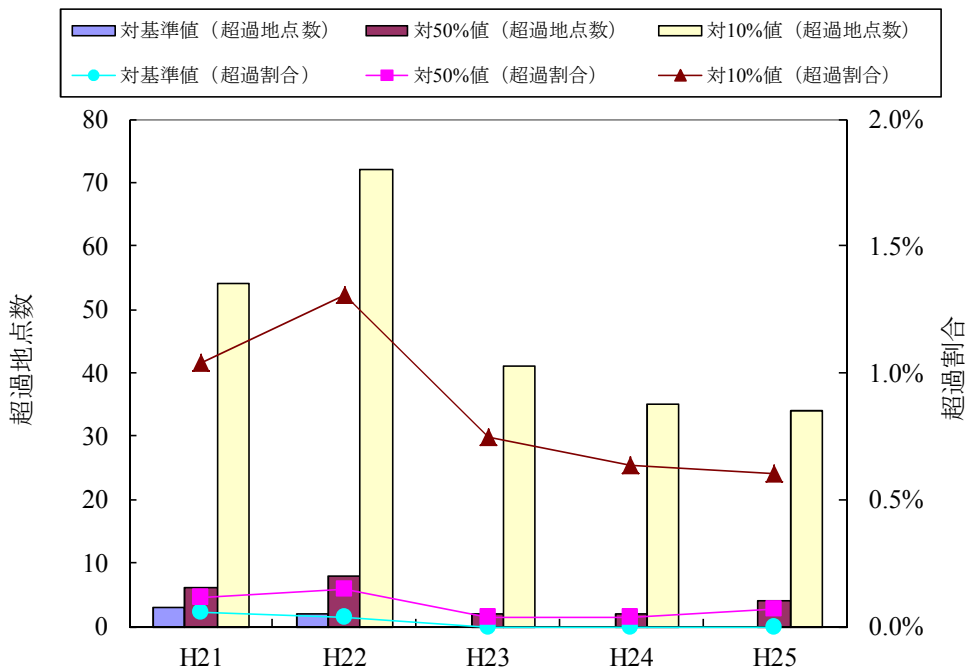
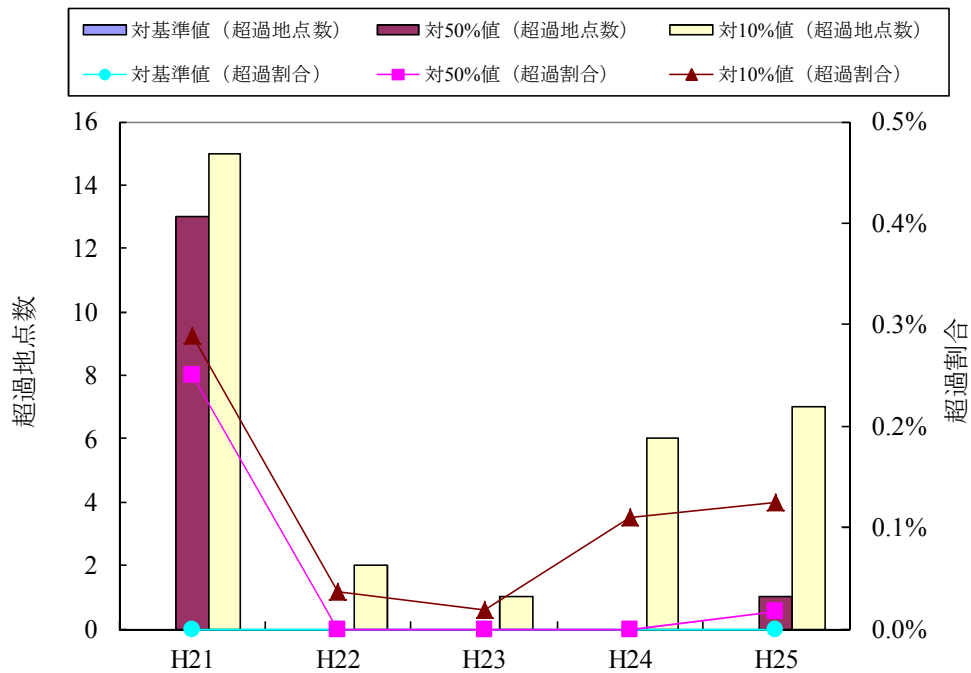


図 3-10 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(10)

基-20 ベンゼン

【健康項目】



基-21 塩素酸

【健康項目(消)】

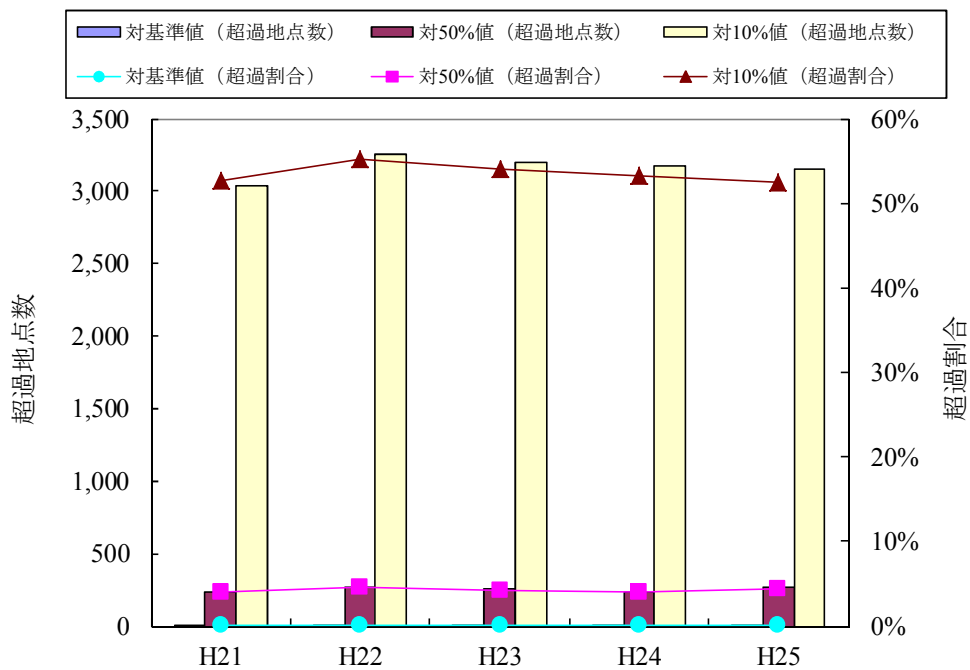
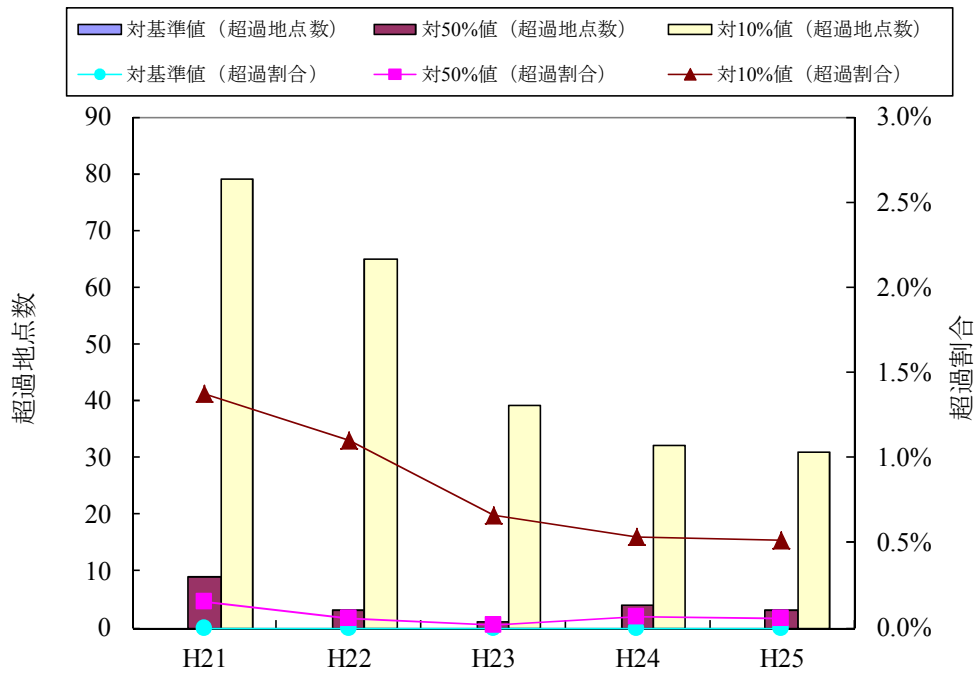


図 3-11 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(11)

基-22 クロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-23 クロロホルム

【健康項目(消)】

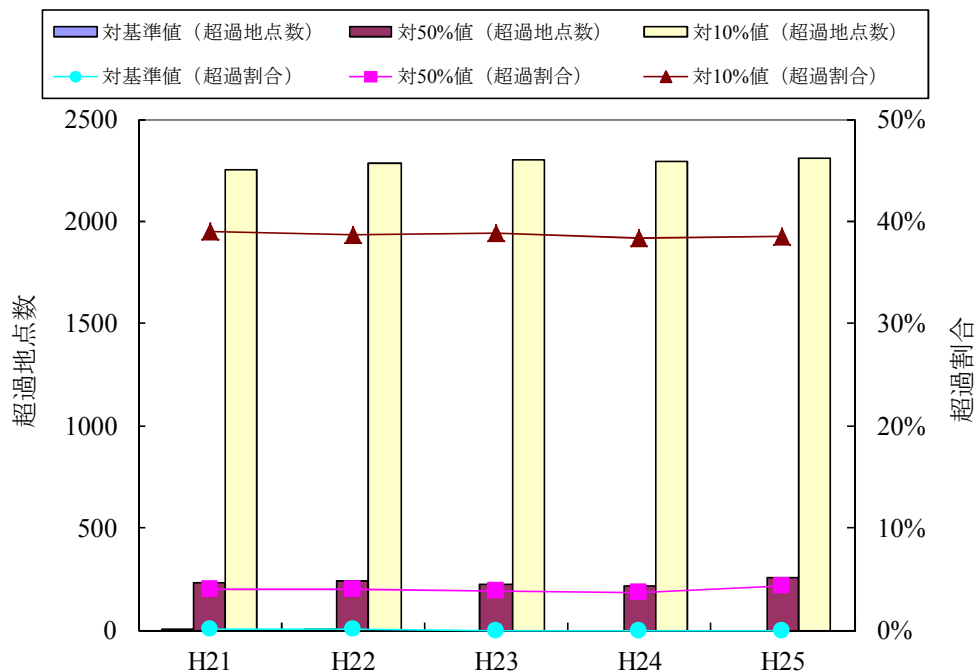
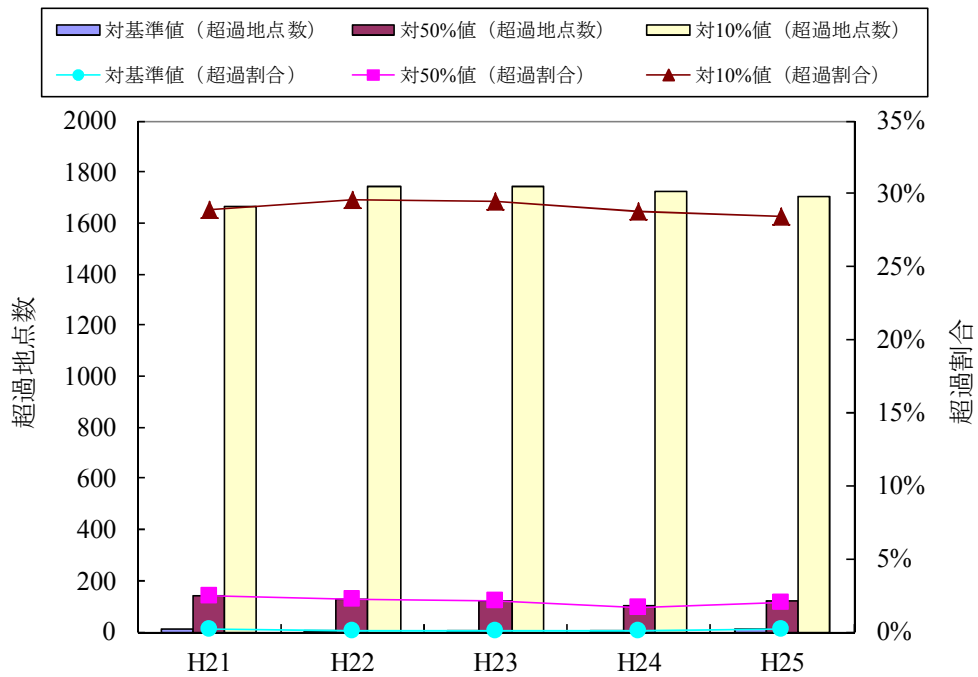


図 3-12 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(12)

基-24 ジクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-25 ジブromokロロメタン

【健康項目(消)】

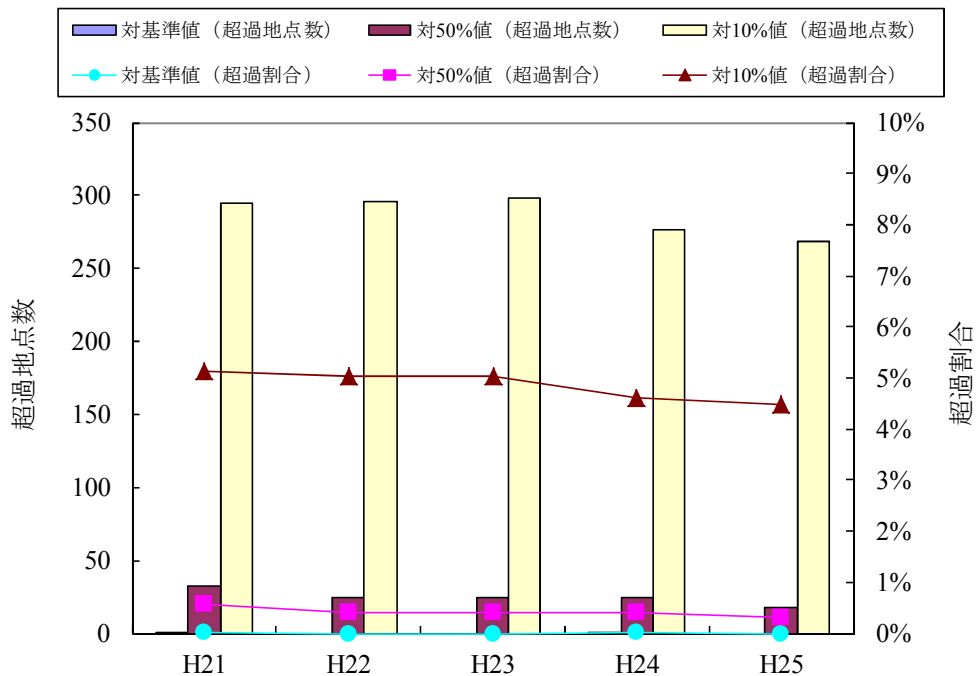


図 3-13 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(13)

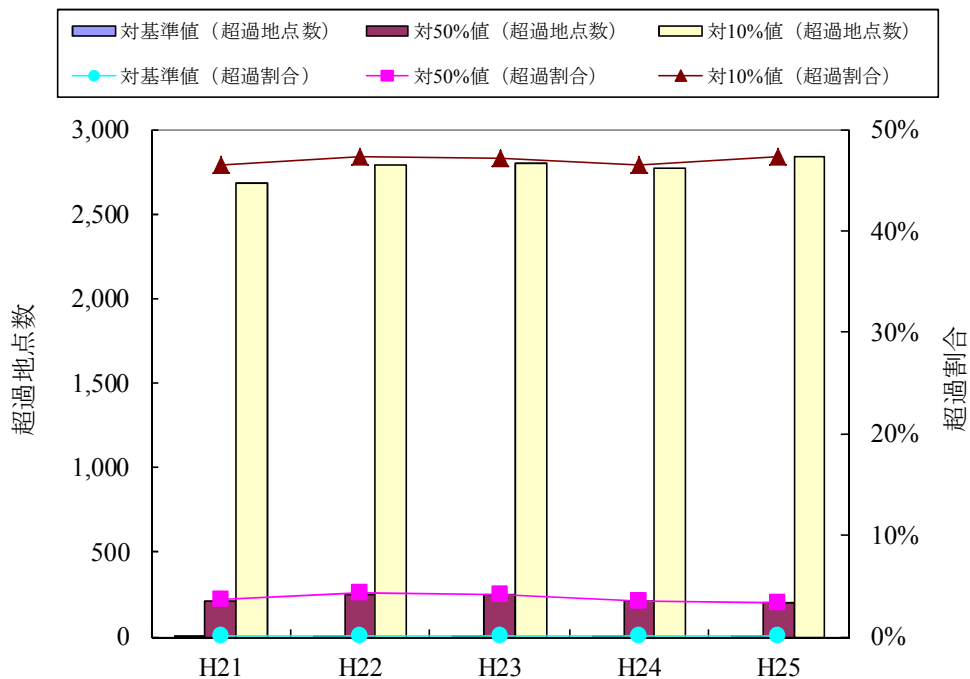
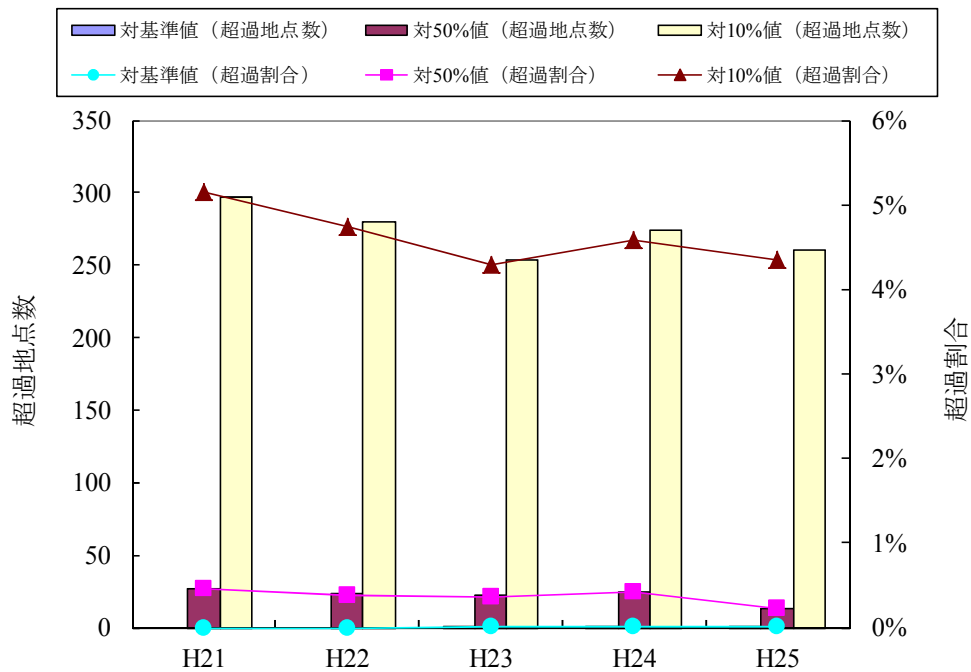
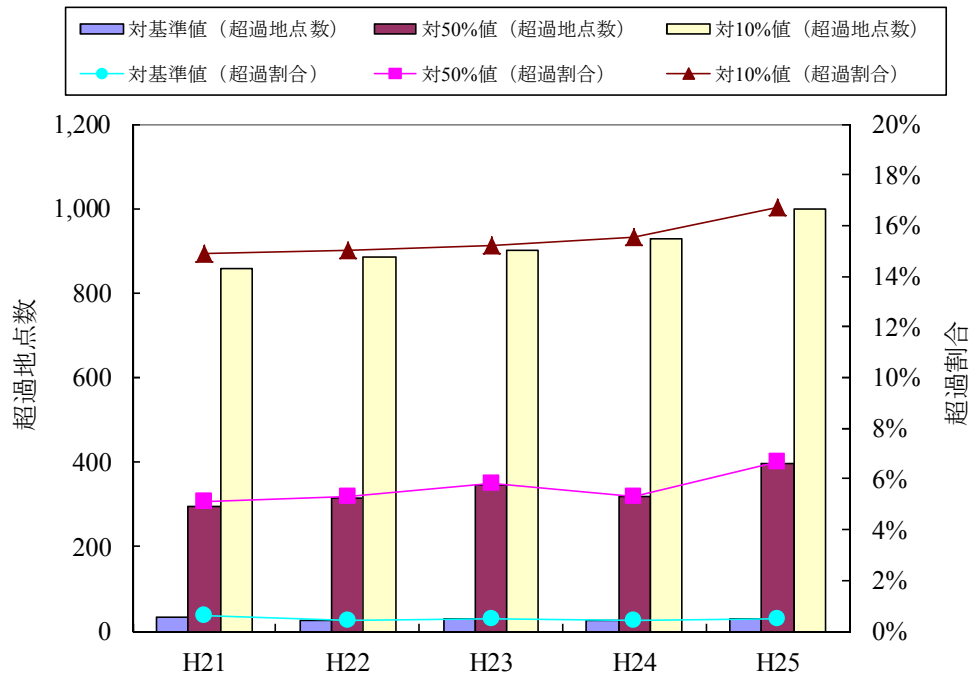


図 3-14 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(14)

基-28 トリクロロ酢酸

【健康項目(消)】



基-29 ブロモジクロロメタン

【健康項目(消)】

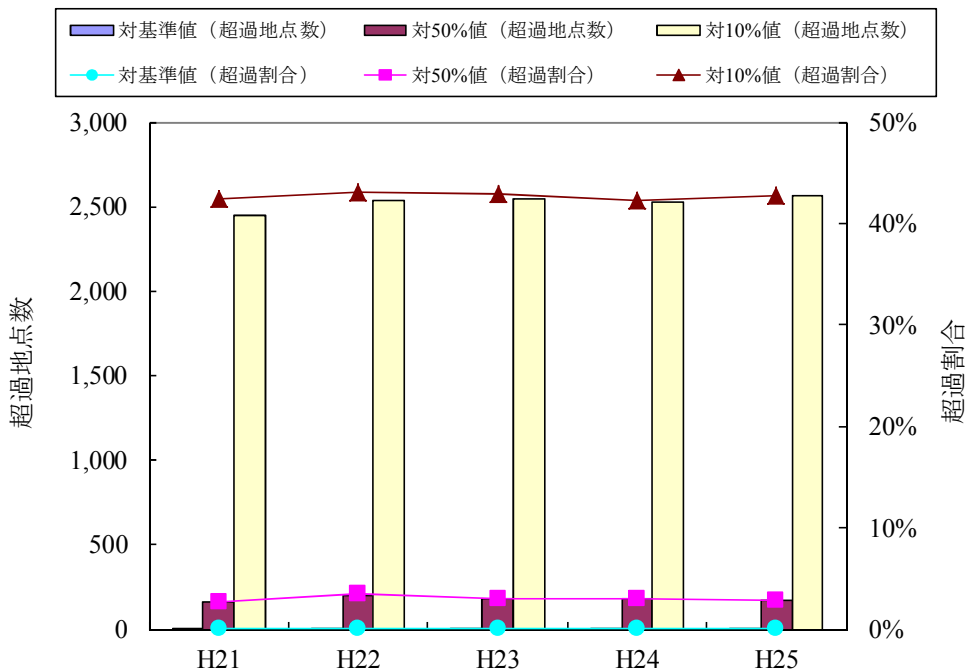
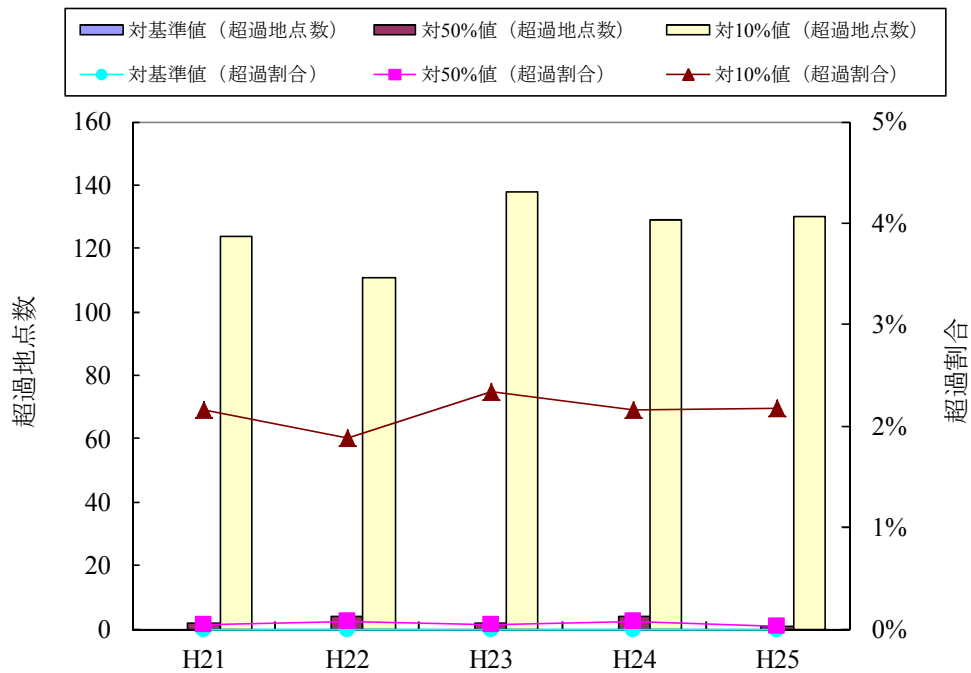


図 3-15 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(15)

基-30 プロモホルム

【健康項目(消)】



基-31 ホルムアルデヒド

【健康項目(消)】

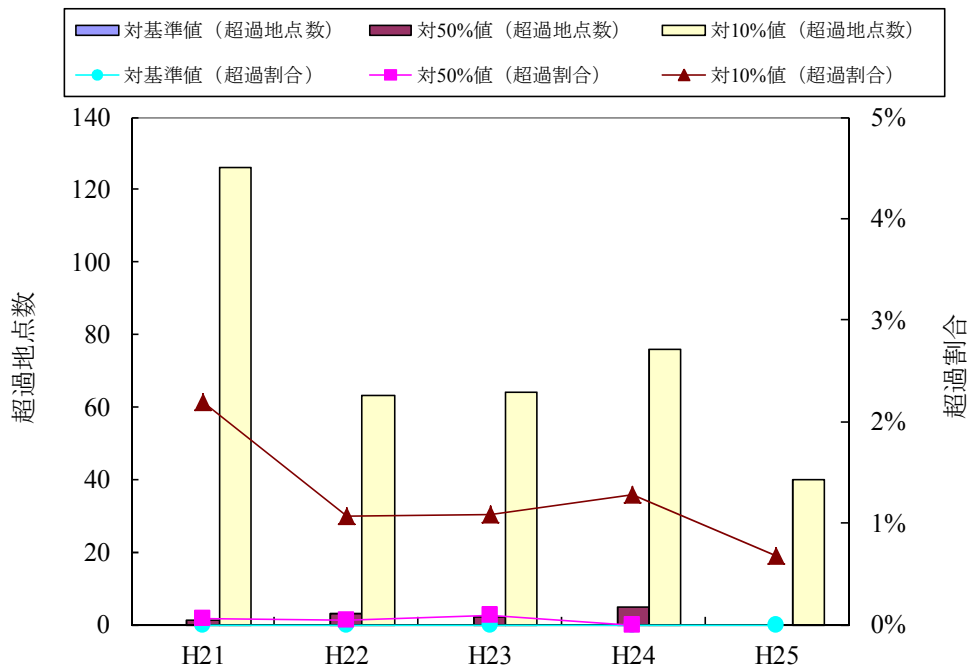
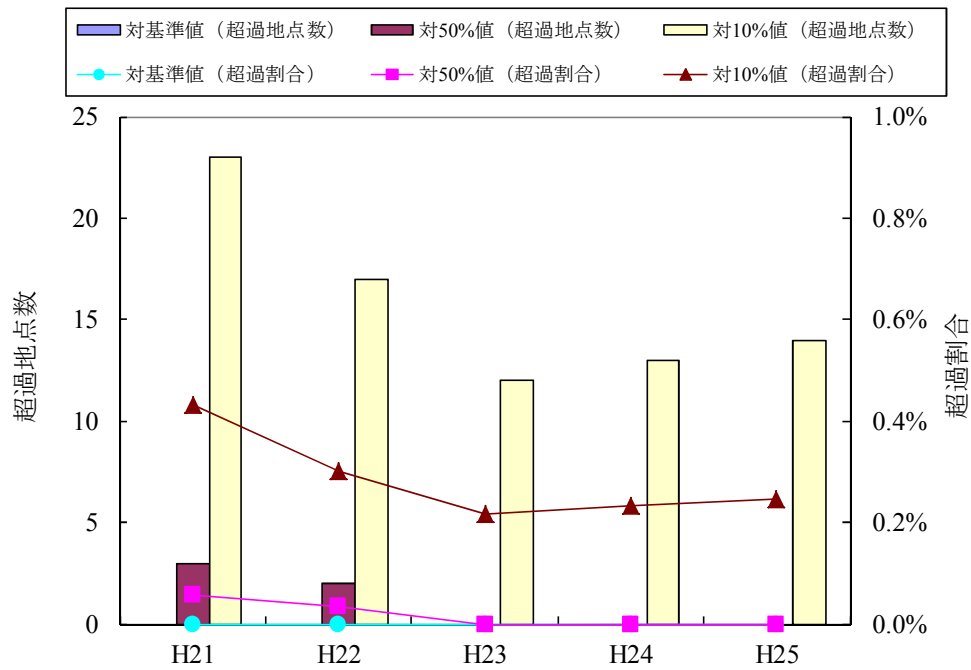


図 3-16 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(16)

基-32 亜鉛及びその化合物 【性状項目】



基-33 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

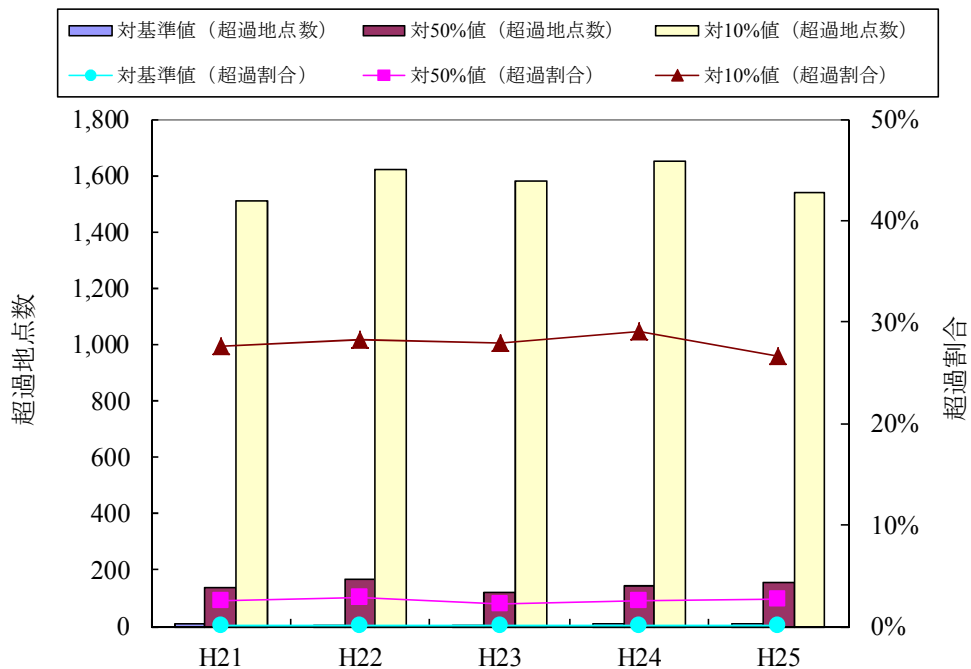
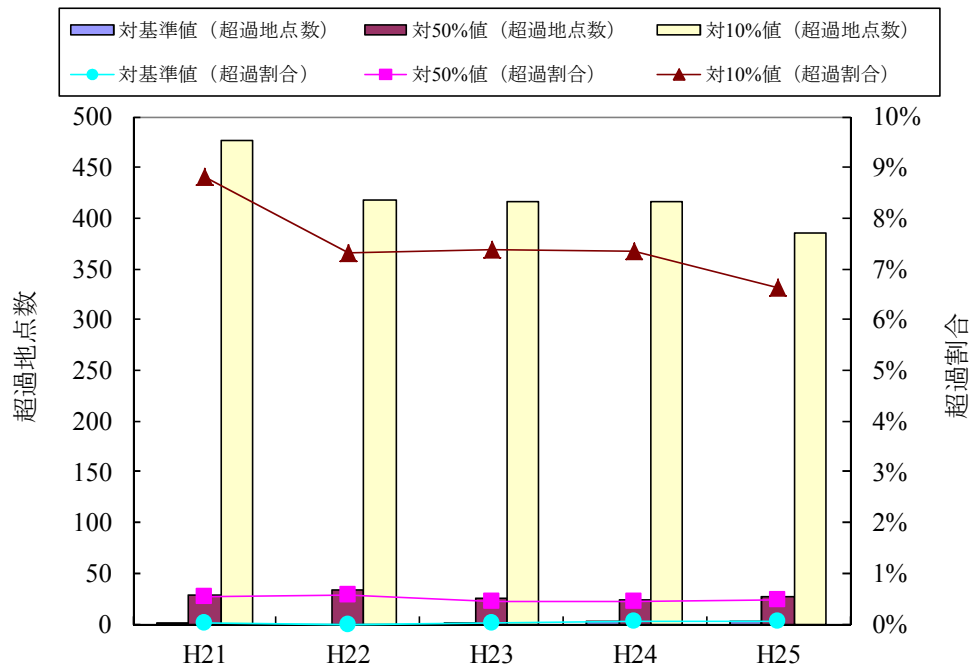


図 3-17 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(17)

基-34 鉄及びその化合物

【性状項目】



基-35 銅及びその化合物

【性状項目】

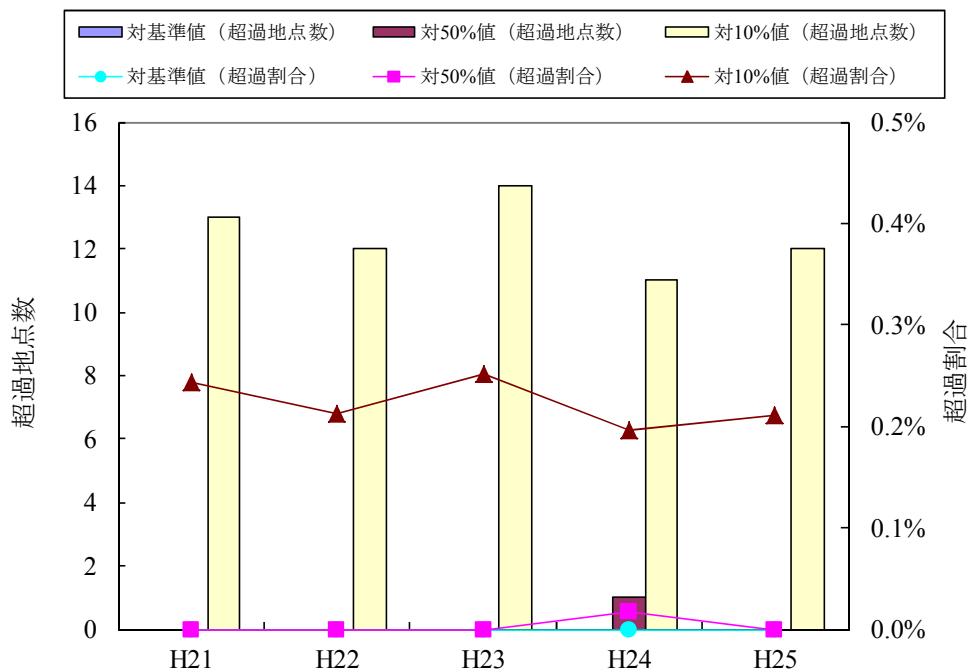
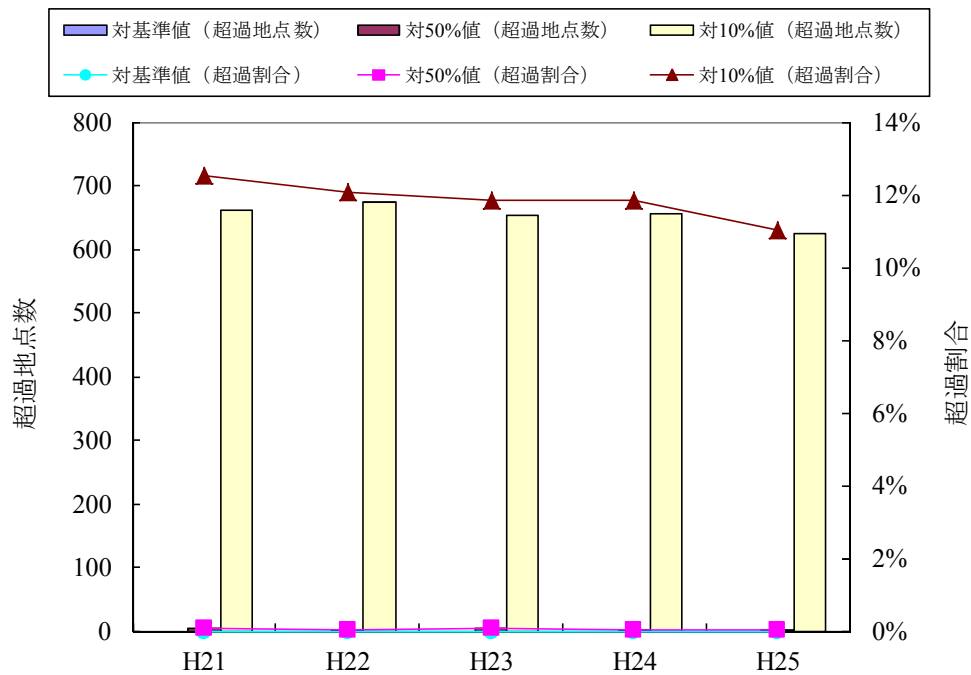


図 3-18 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(18)

基-36 ナトリウム及びその化合物 【性状項目】



基-37 マンガン及びその化合物 【性状項目】

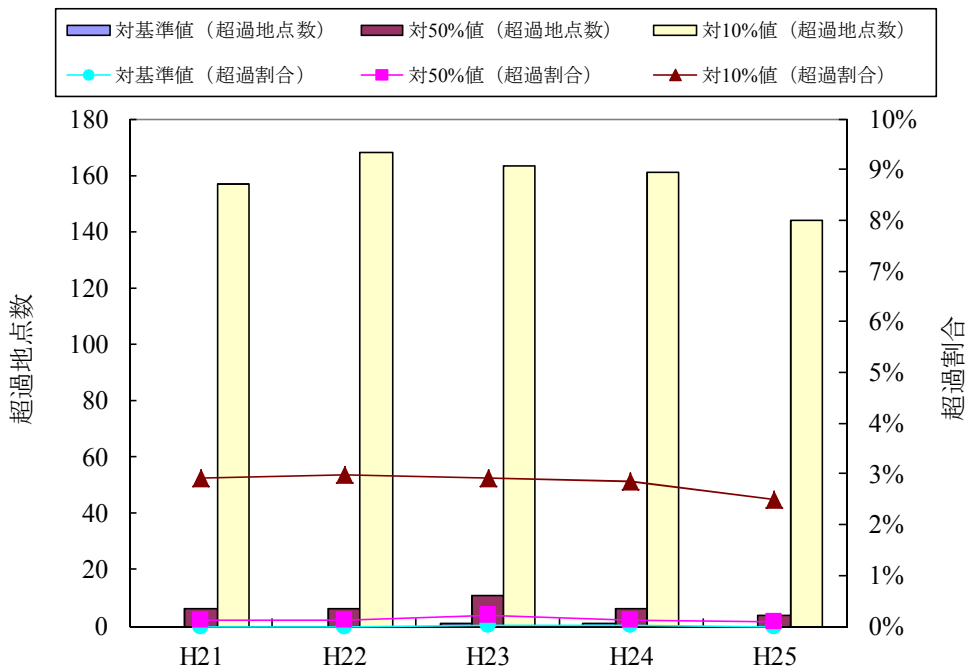
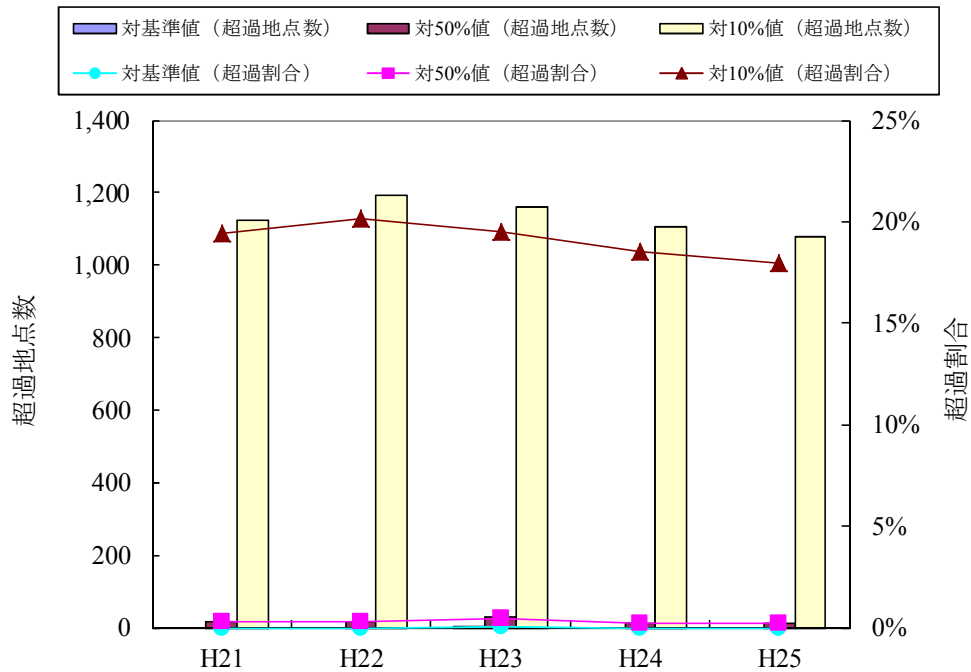


図 3-19 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(19)

基-38 塩化物イオン

【性状項目】



基-39 カルシウム、マグネシウム(硬度)

【性状項目】

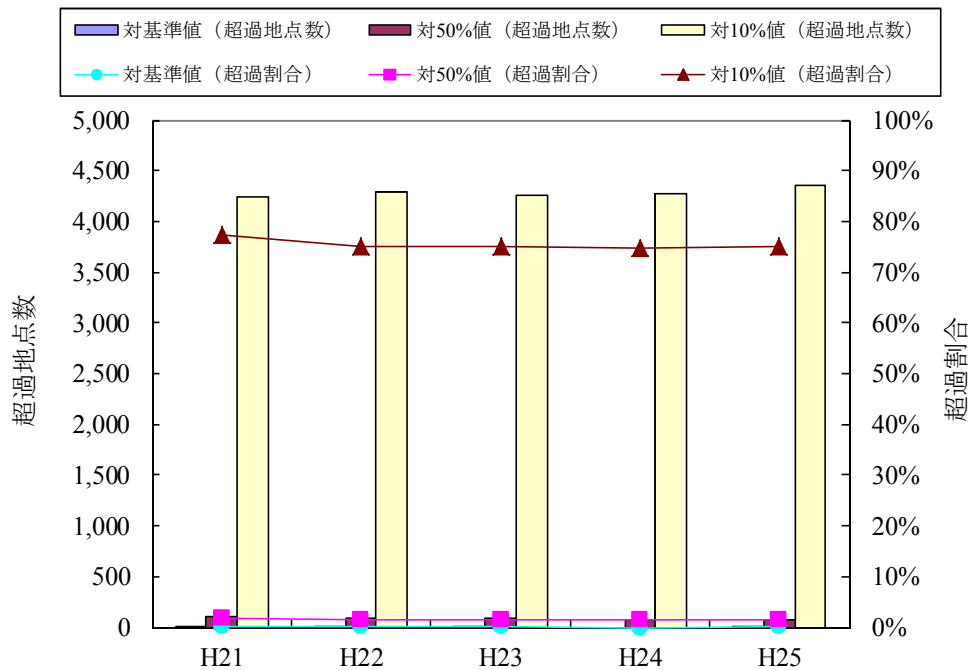
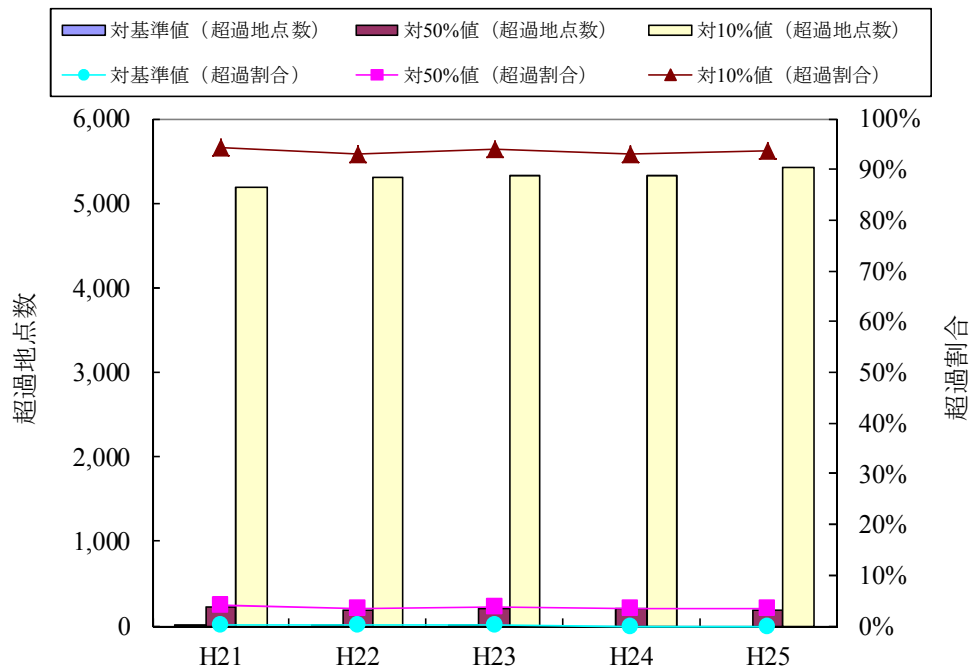


図 3-20 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(20)

基-40 蒸発残留物

【性状項目】



基-41 陰イオン界面活性剤

【性状項目】

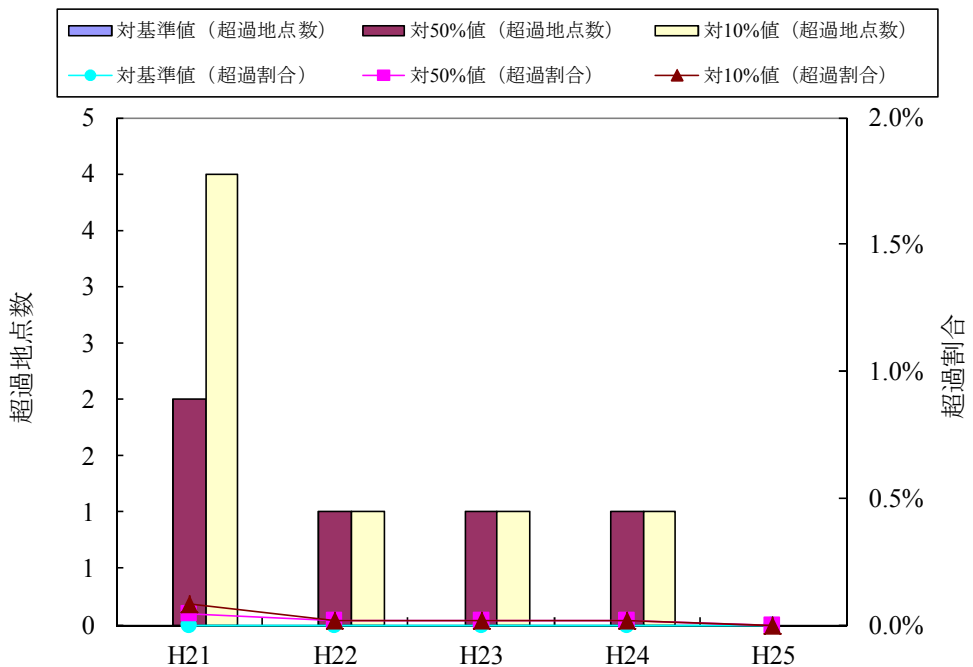
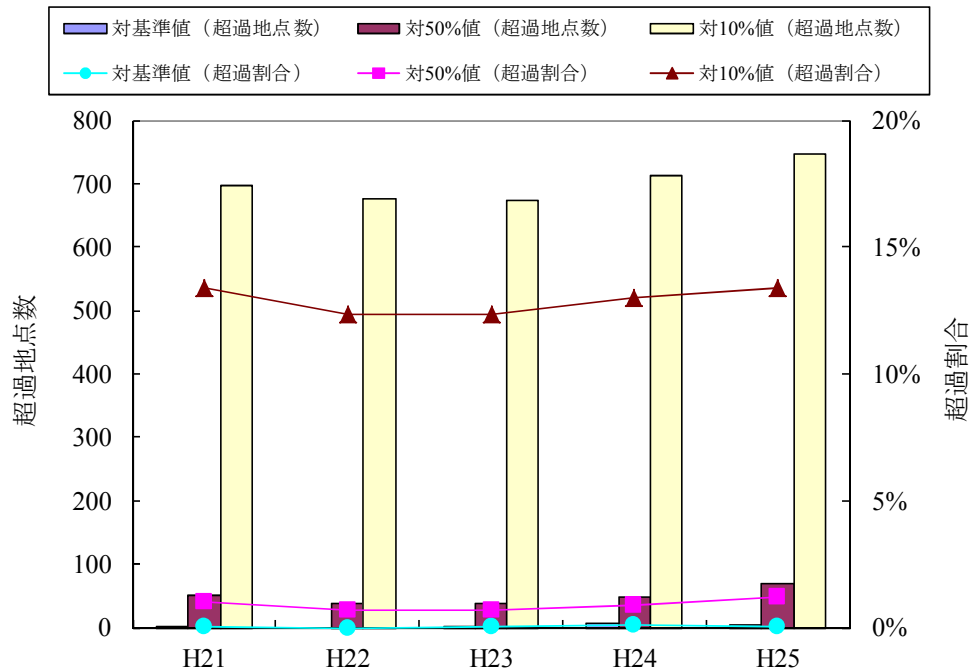


図 3-21 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(21)

基-42 ジェオスミン

【性状項目】



基-43 2-メチルイソボルネオール

【性状項目】

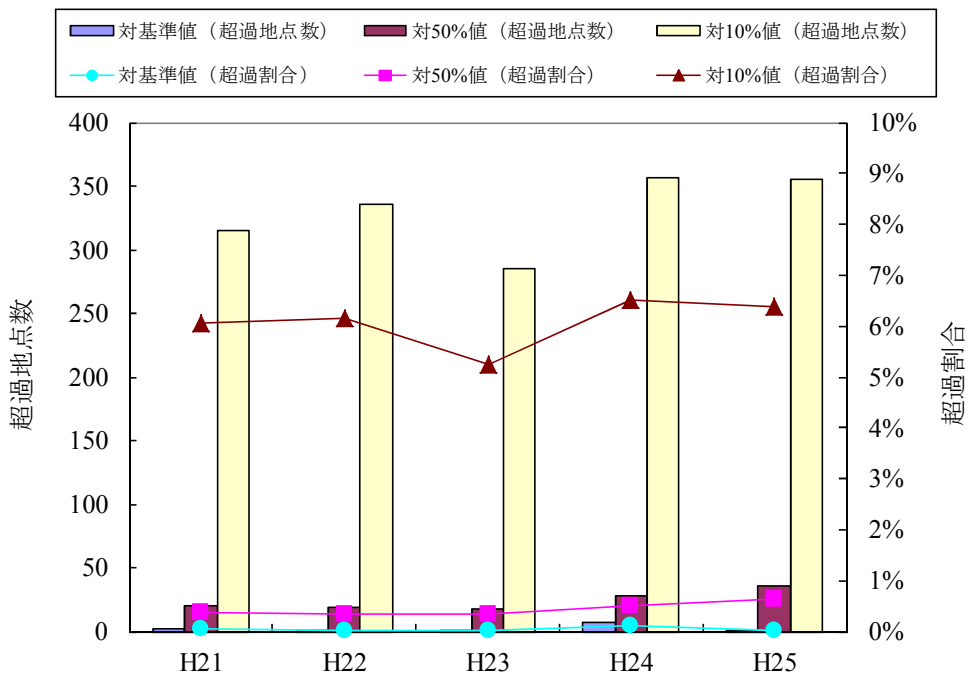
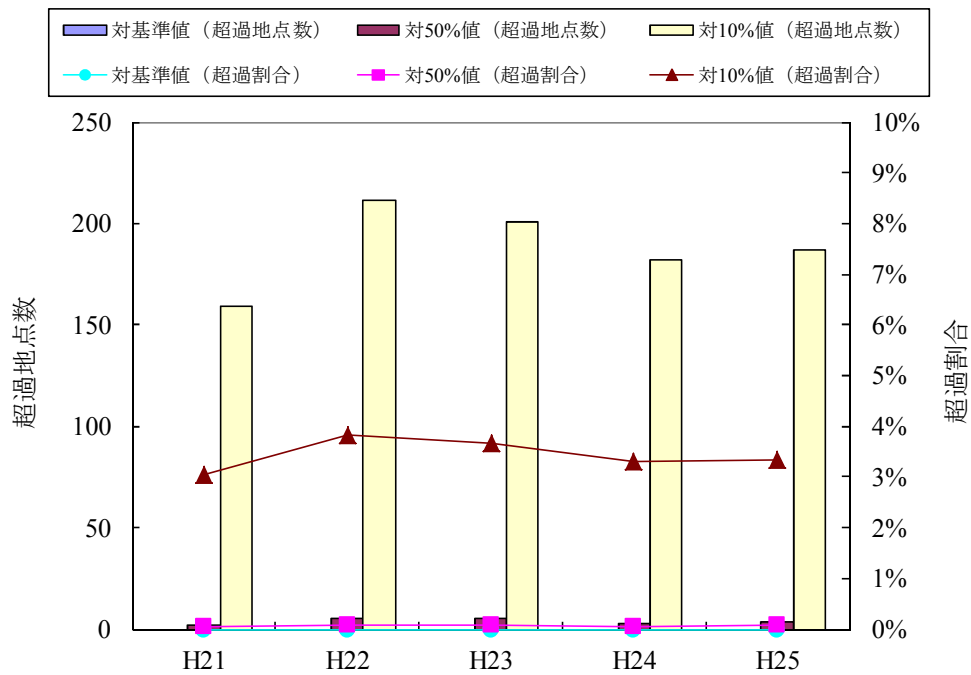


図 3-22 水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(22)

基-44 非イオン界面活性剤 【性状項目】



基-45 フェノール類 【性状項目】

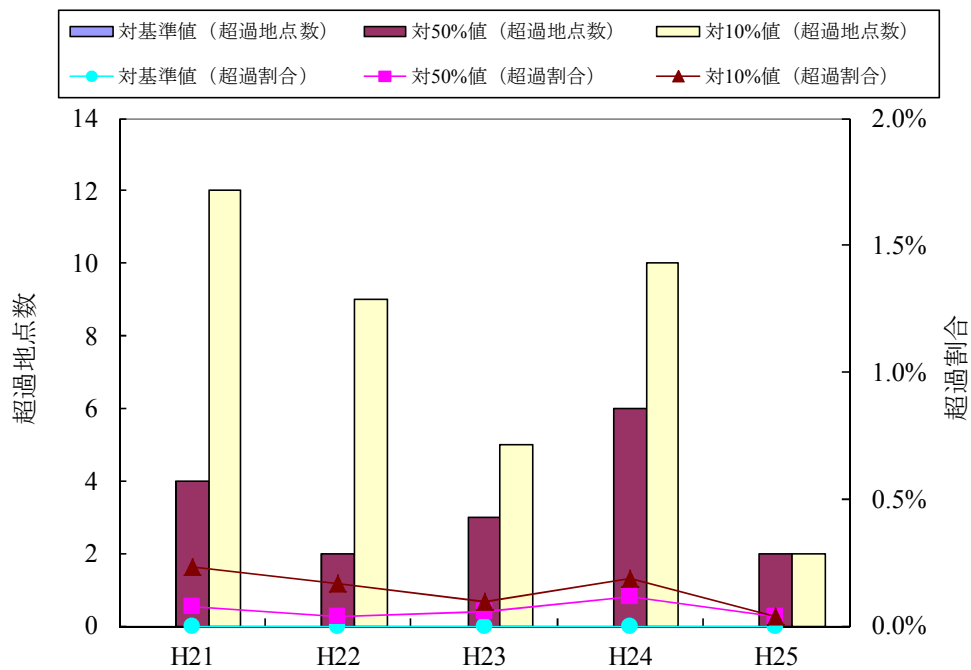
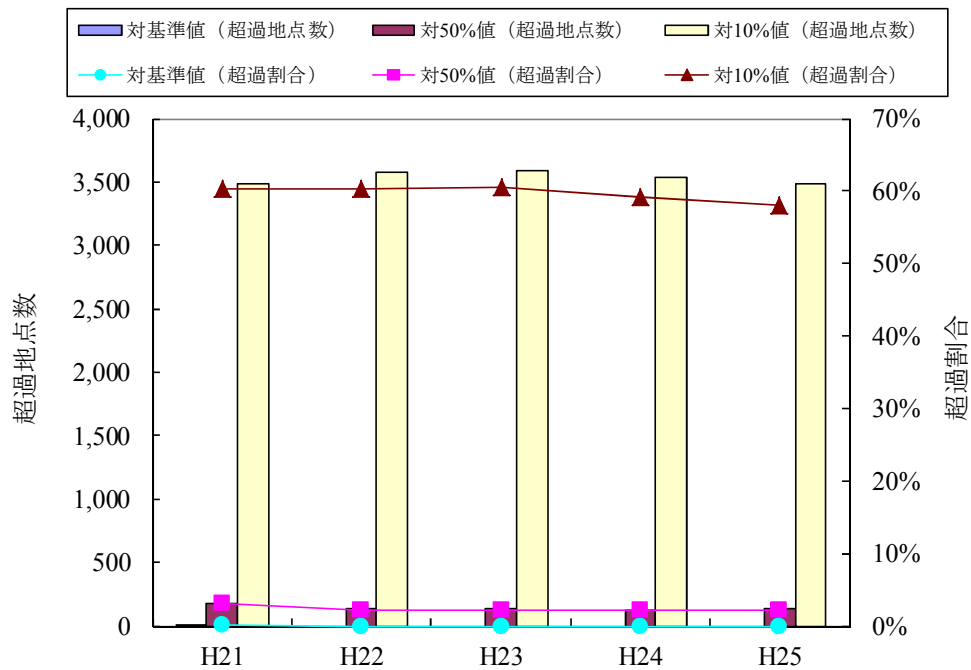


図 3-23 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(23)

基-46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)

【性状項目】



基-50 色度

【性状項目】

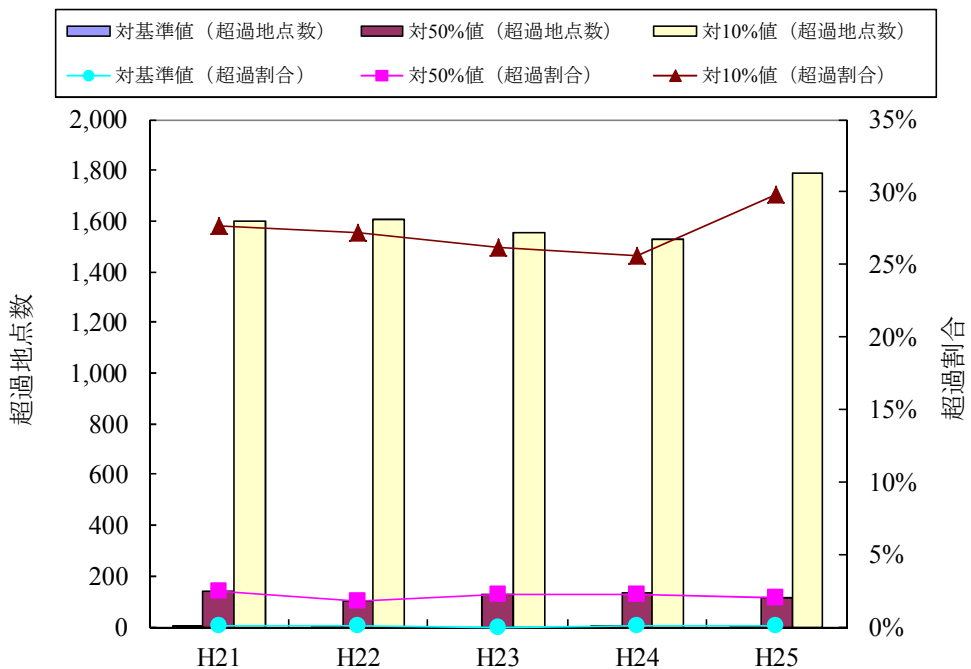


図 3-24 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(24)

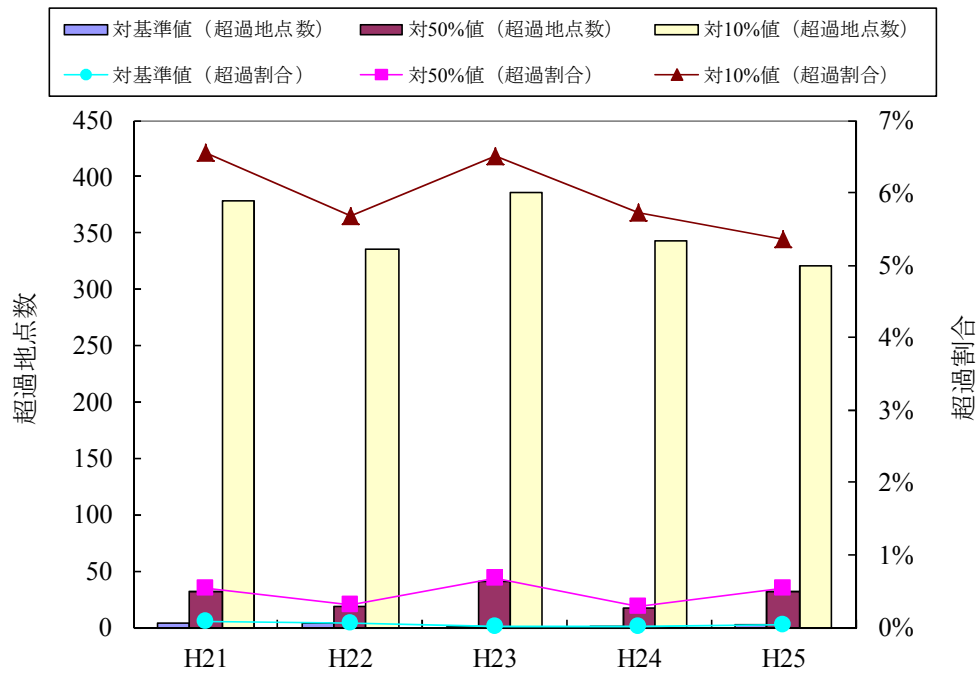
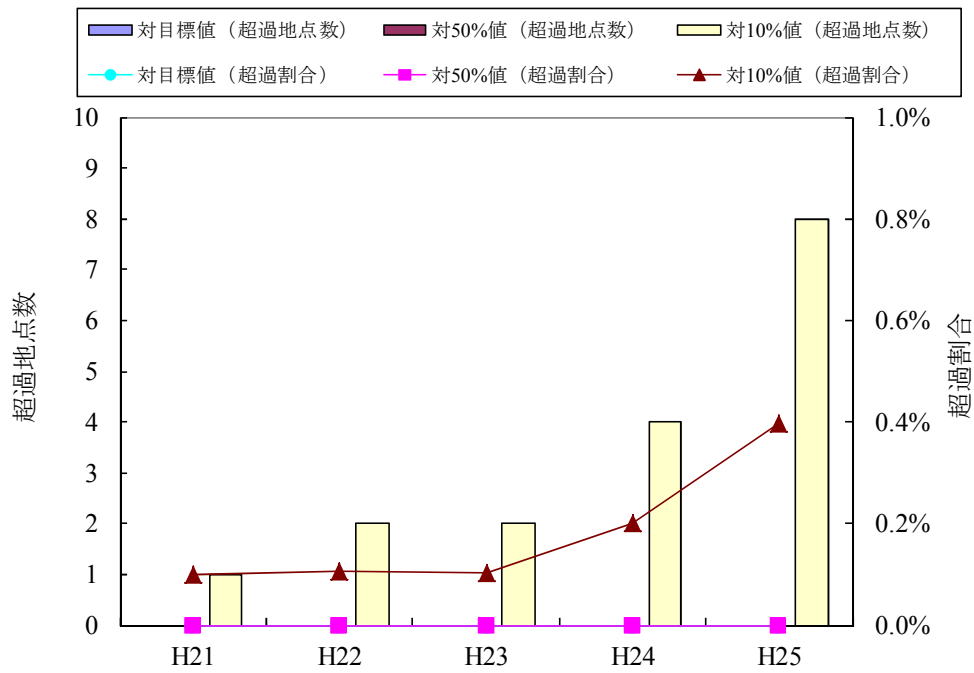


図 3-25 水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(25)

目-1 アンチモン及びその化合物 【健康項目】



目-2 ウラン及びその化合物 【健康項目】

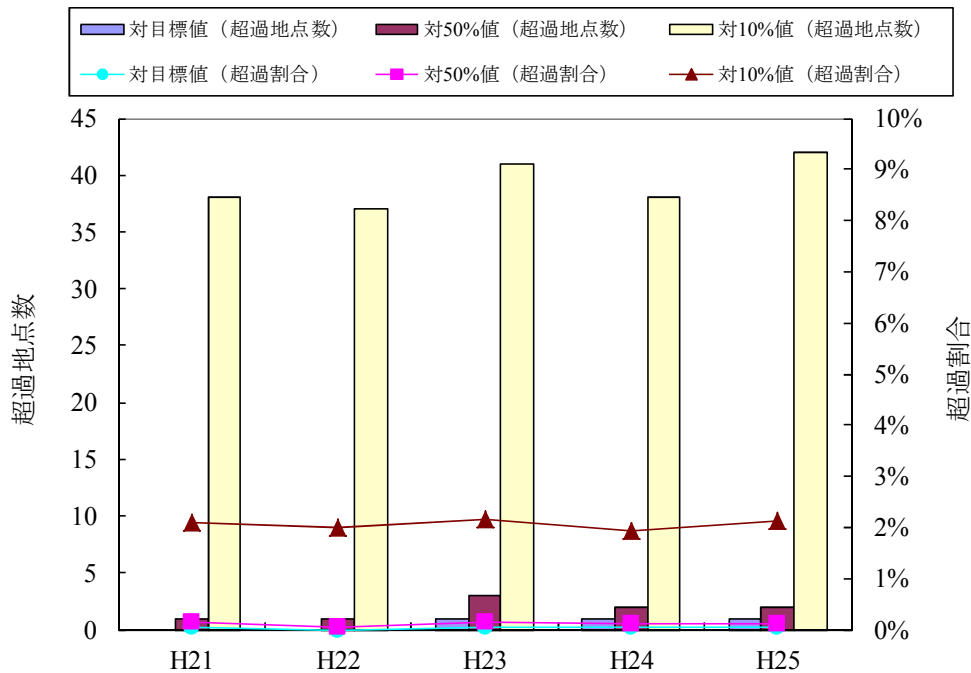
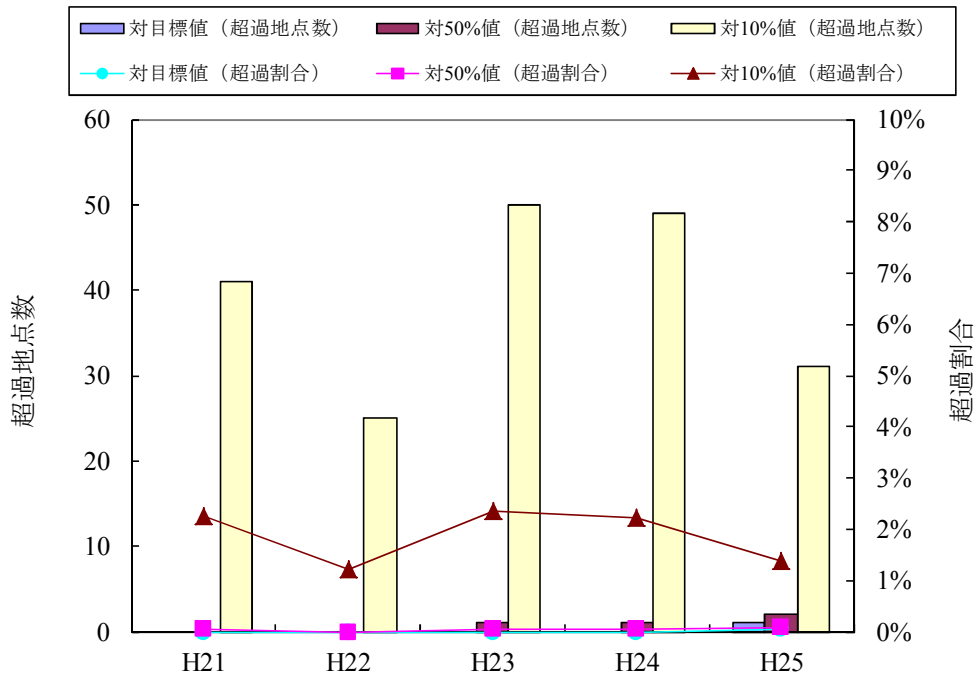


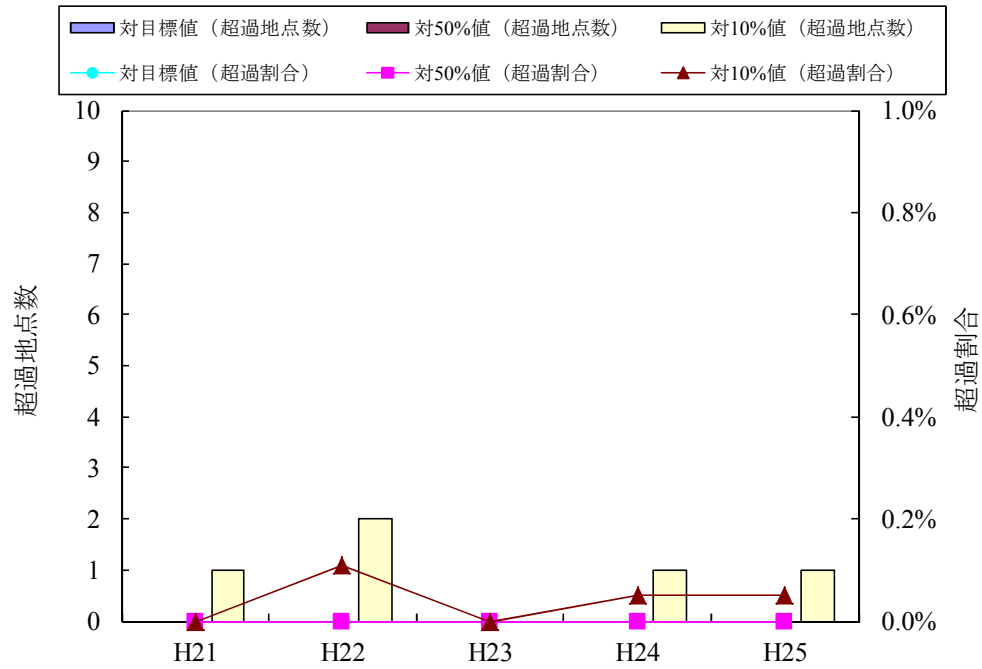
図 3-26 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(1)

目-3 ニッケル及びその化合物 【健康項目】



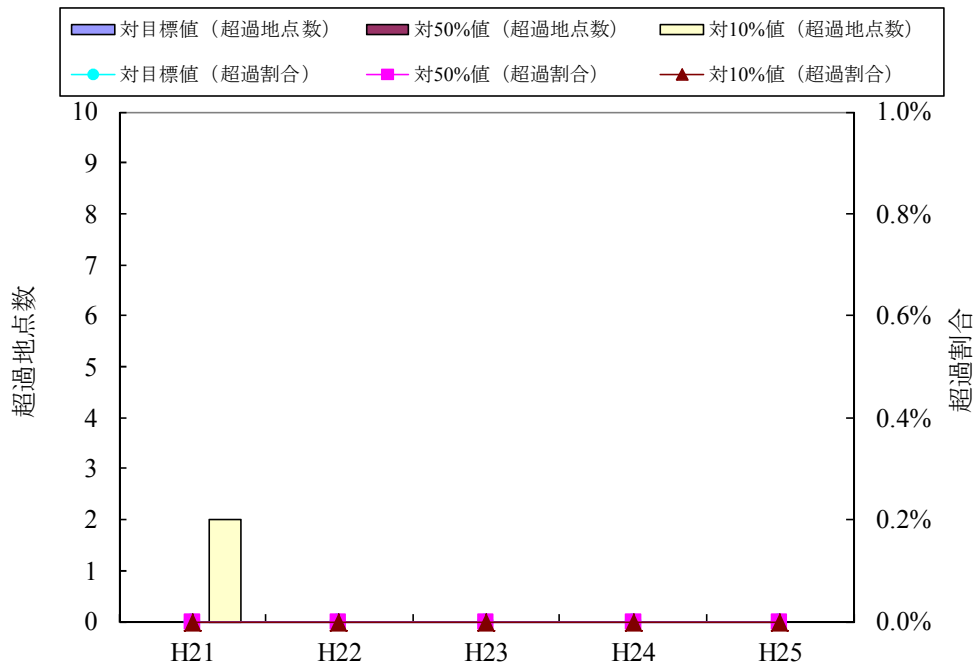
目-4 欠番

図 3-27 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(2)



目-6 欠番
目-7 欠番

図 3-28 水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(3)



目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)【健康項目】

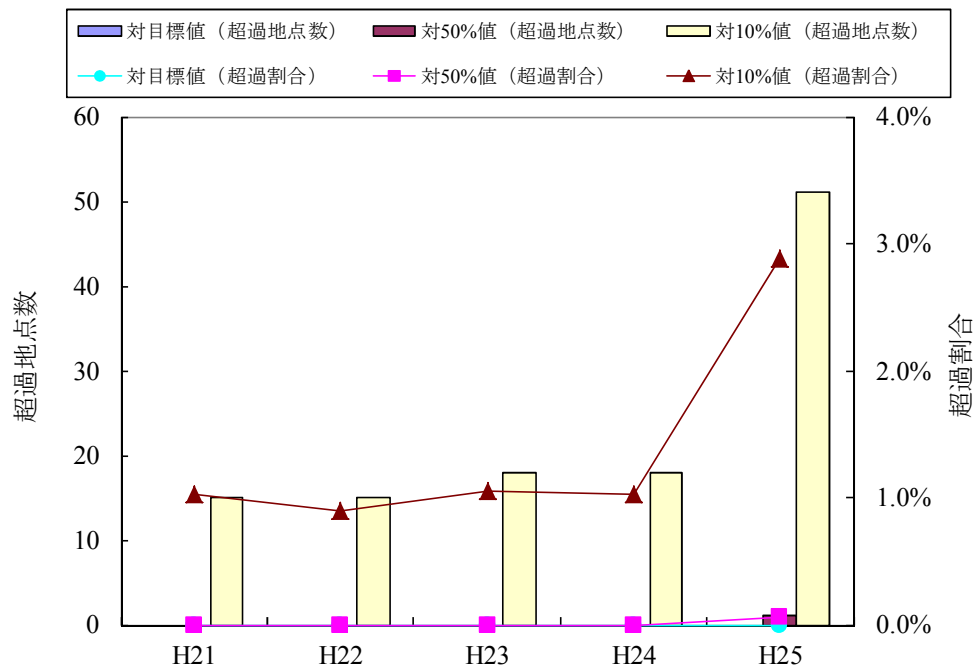
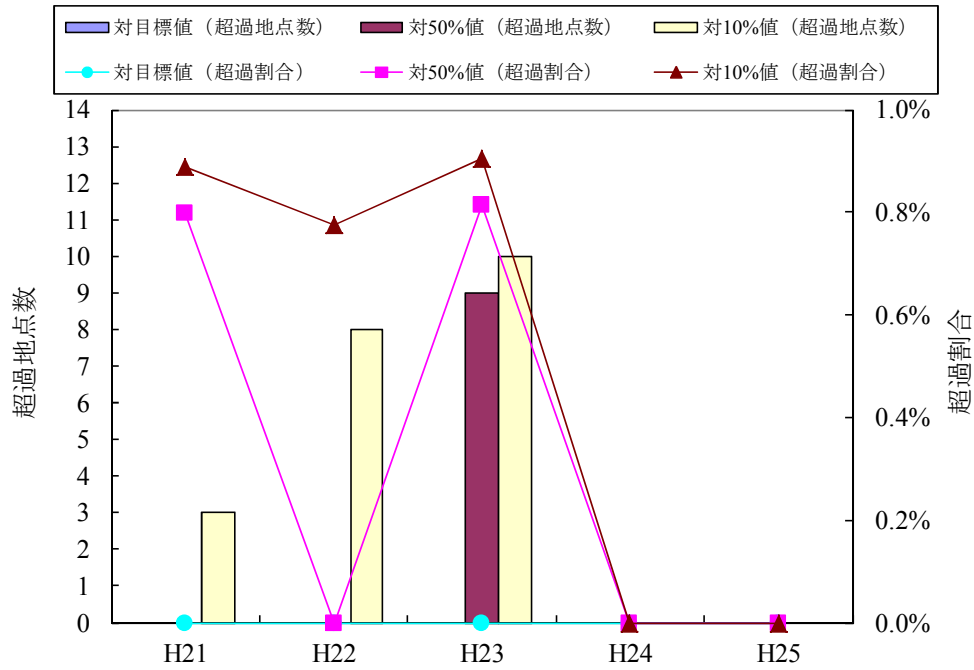


図 3-29 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(4)

目-10 亜塩素酸

【健康項目(消)】



目-11 欠番

目-12 二酸化塩素

【健康項目(消)】

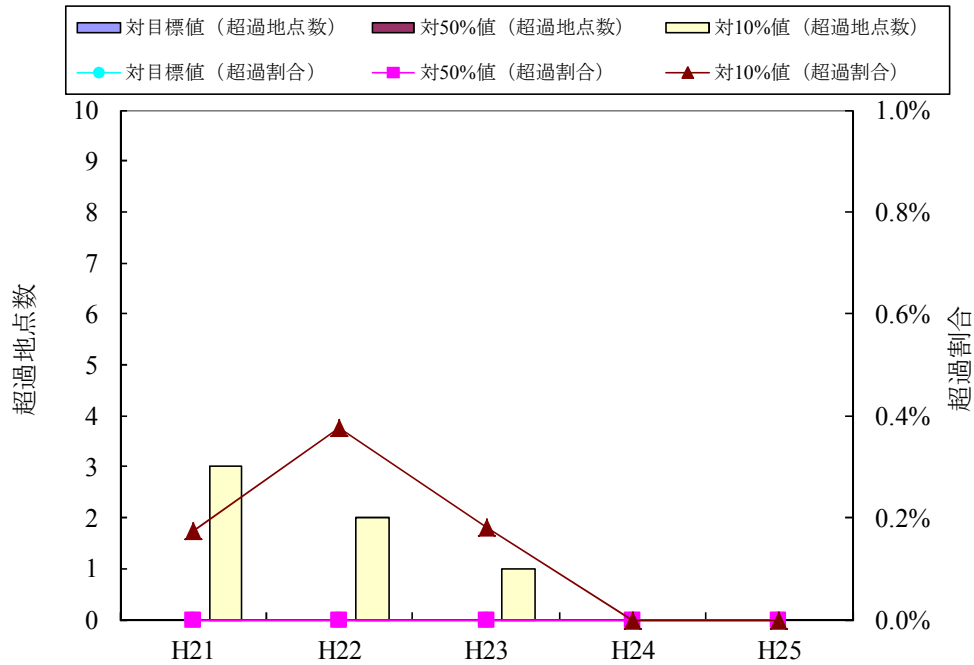
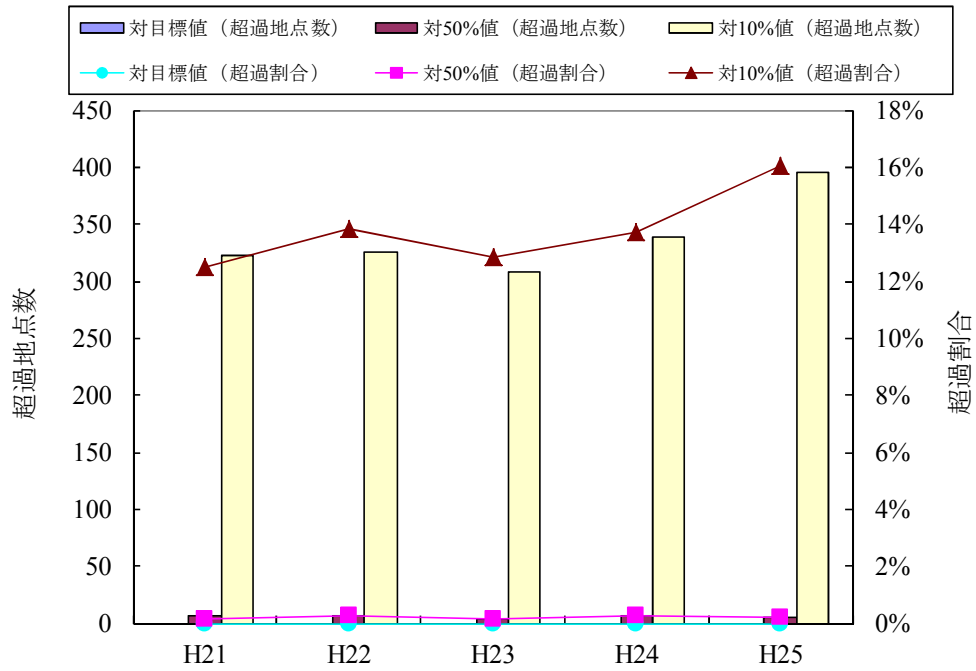


図 3-30 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(5)

目-13 ジクロロアセトニトリル 【健康項目(消)】



目-14 抱水クロラール 【健康項目(消)】

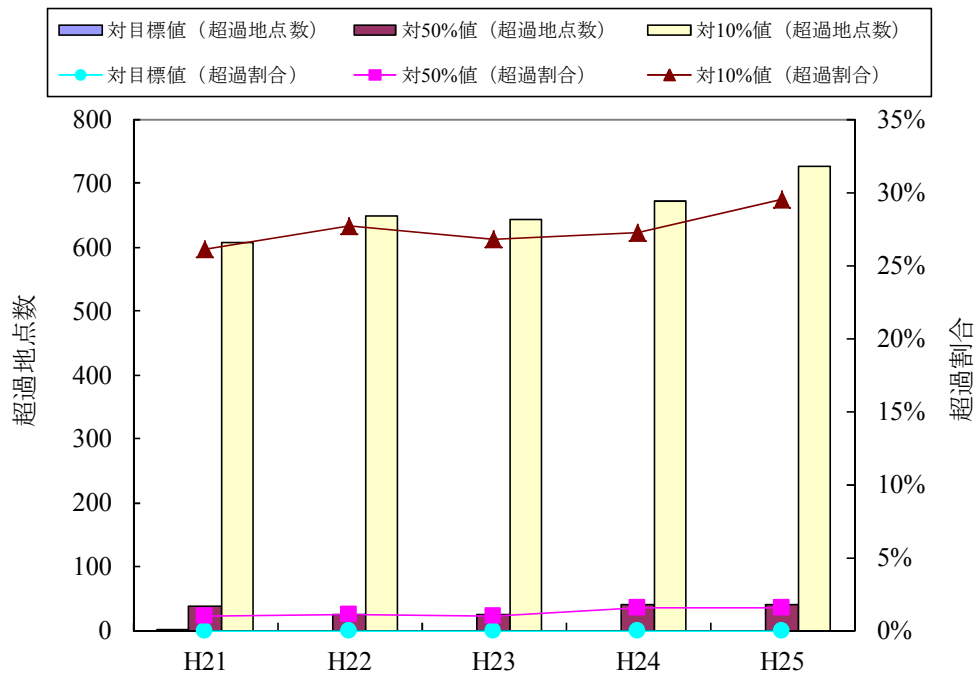
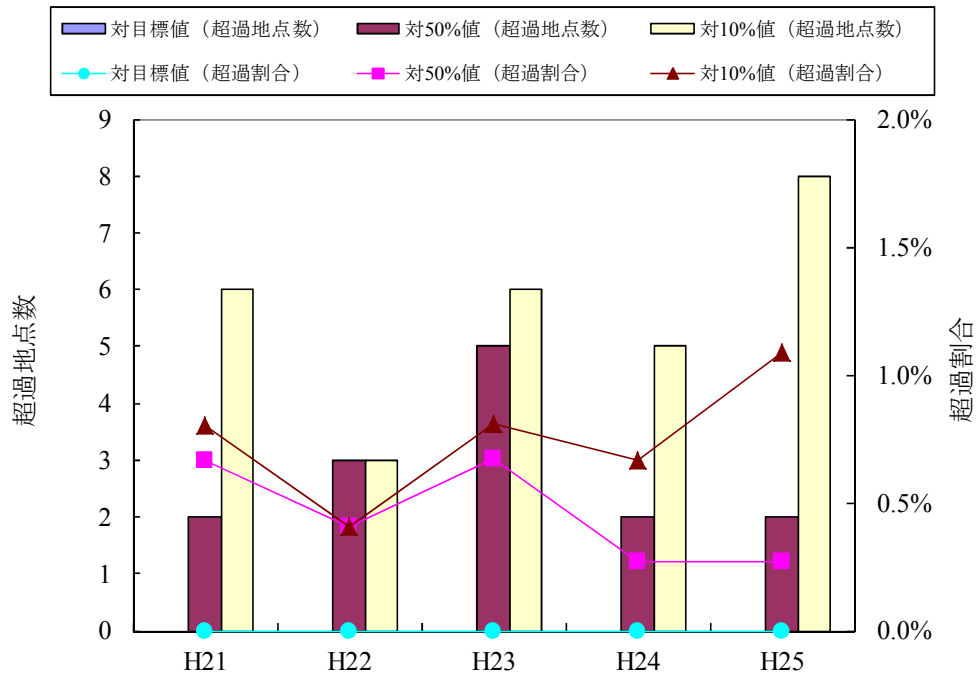


図 3-31 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(6)

目-15 農薬類



目-16 残留塩素 【性状項目】

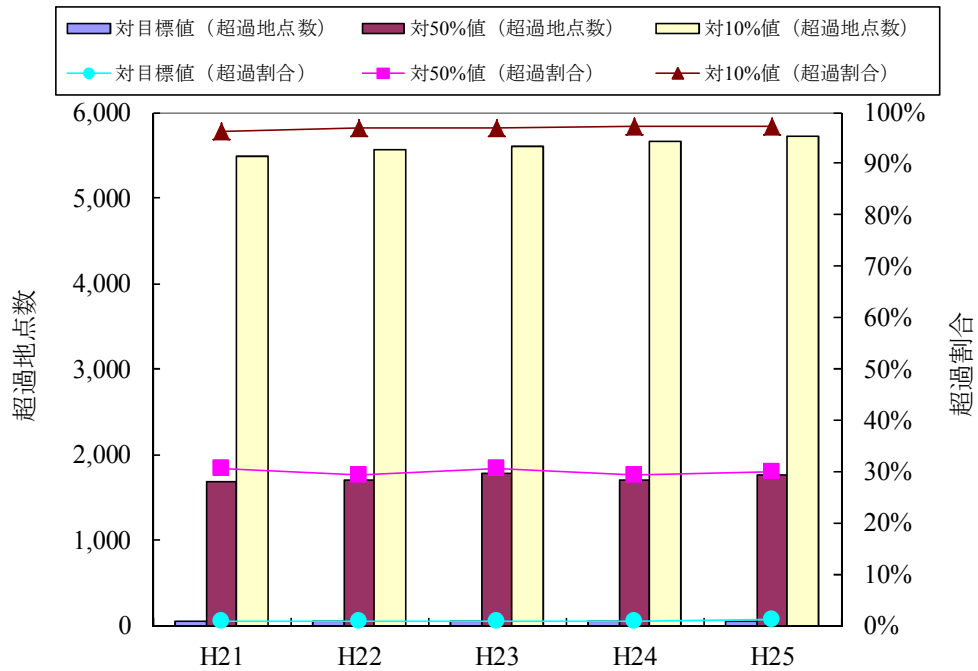
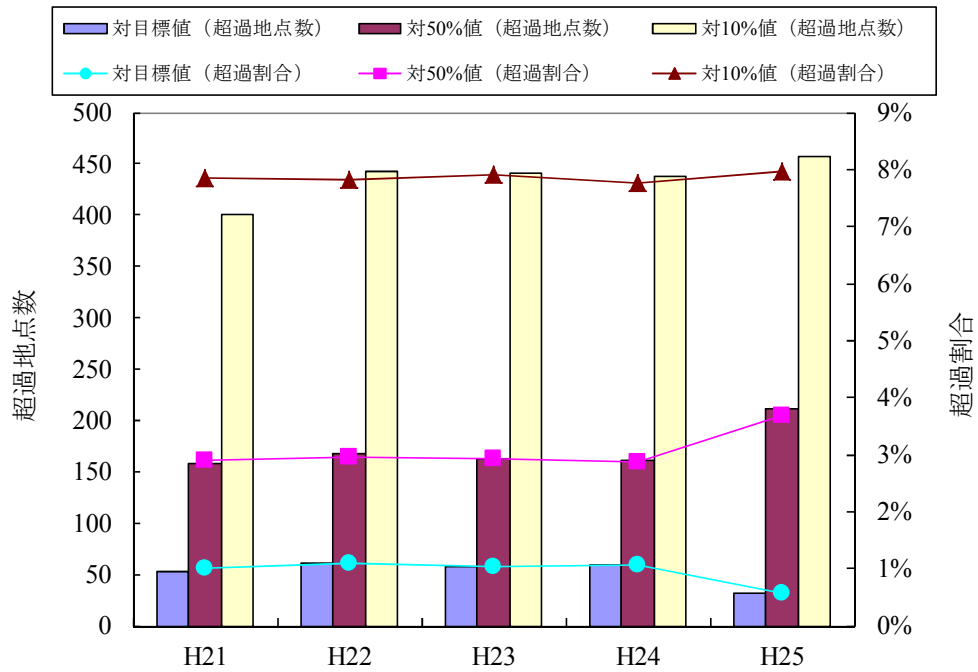


図 3-32 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(7)

目-18 マンガン及びその化合物 【性状項目】



目-19 遊離炭酸 【性状項目】

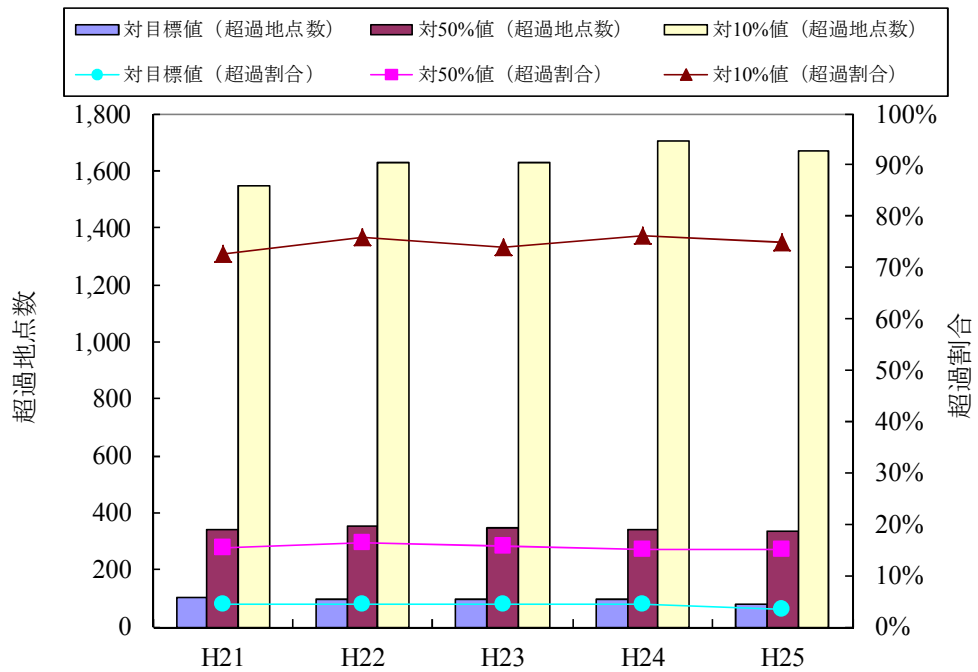
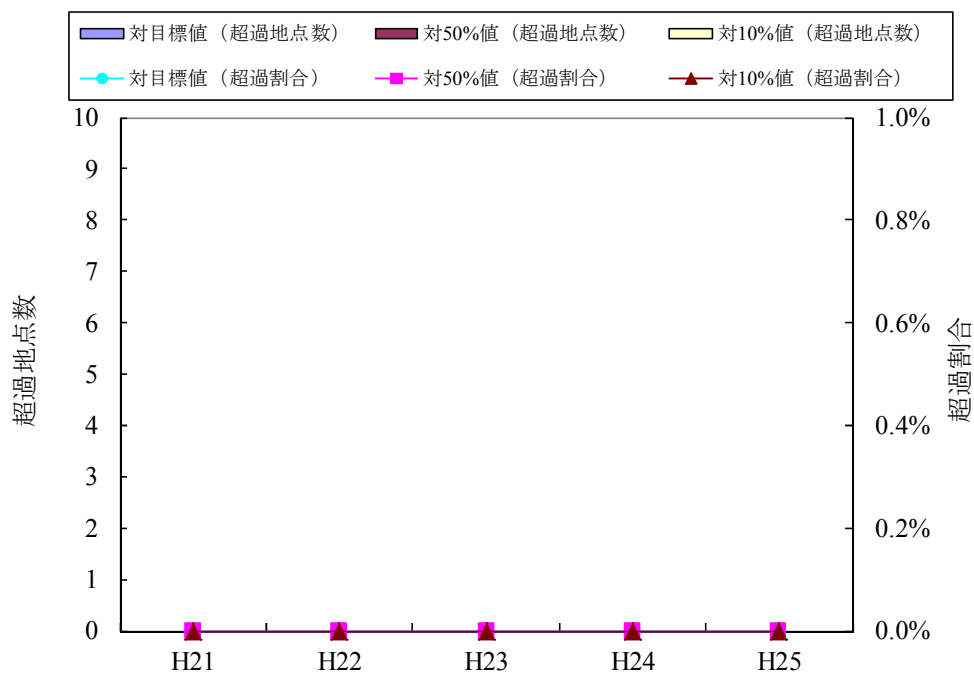


図 3-33 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(8)

目-20 1,1,1-トリクロロエタン 【性状項目】



目-21 メチルtertブチルエーテル(MTBE) 【性状項目】

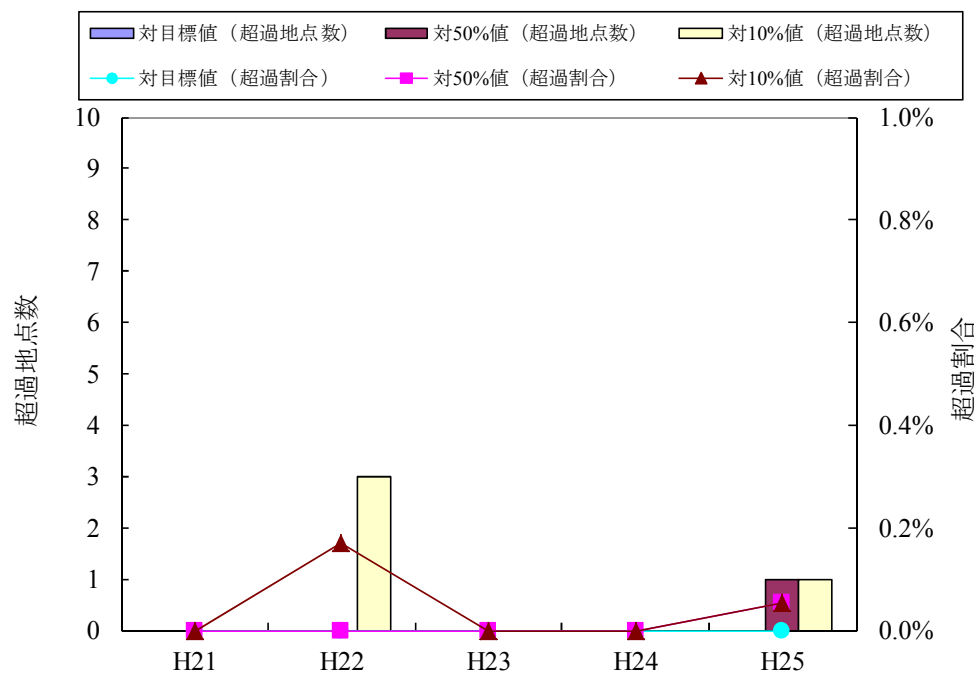
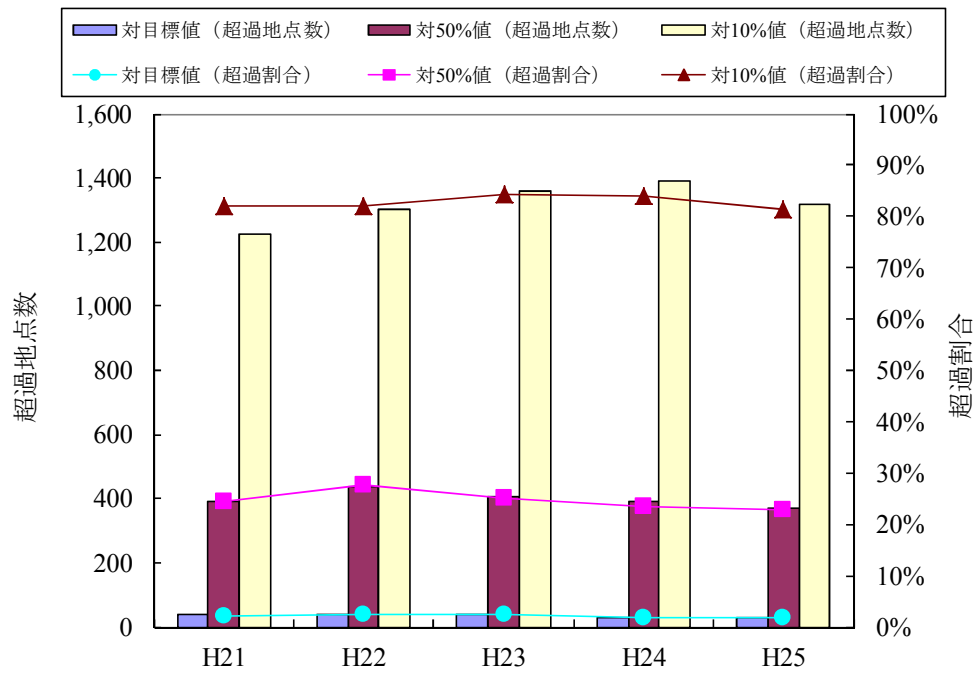


図 3-34 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(9)

目-22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)【性状項目】



目-23 臭気強度(TON)【性状項目】

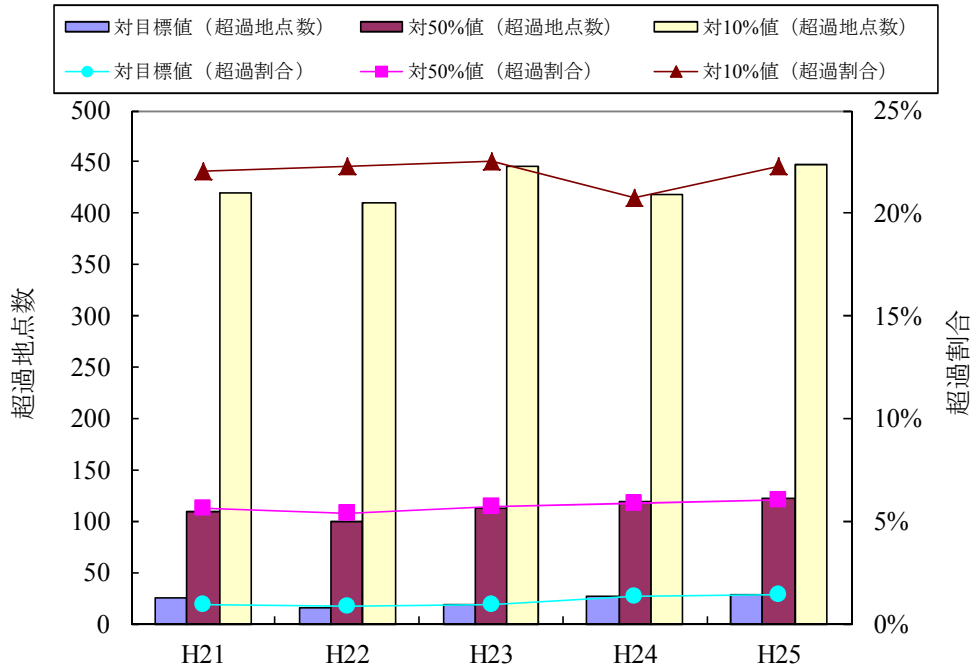
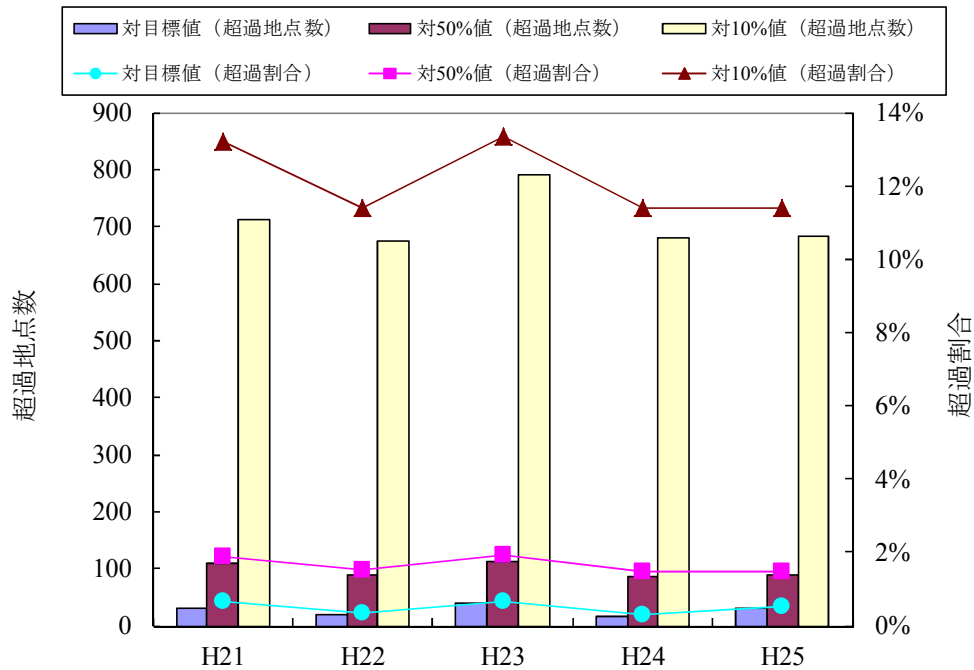


図 3-35 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(10)

目-25 濁度

【性状項目】



目-28 従属栄養細菌

【性状項目】

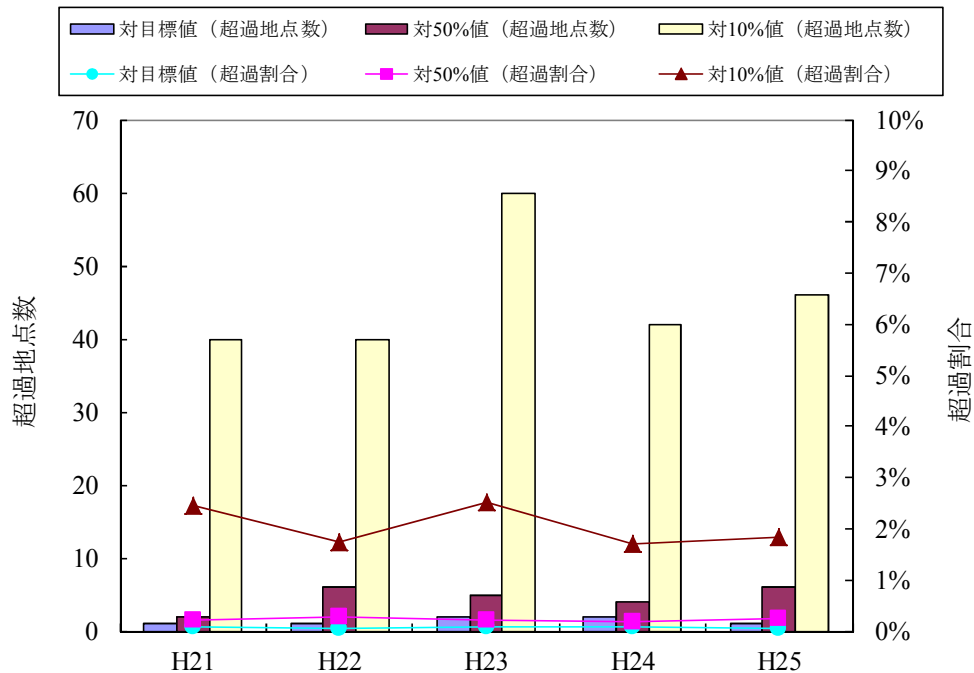
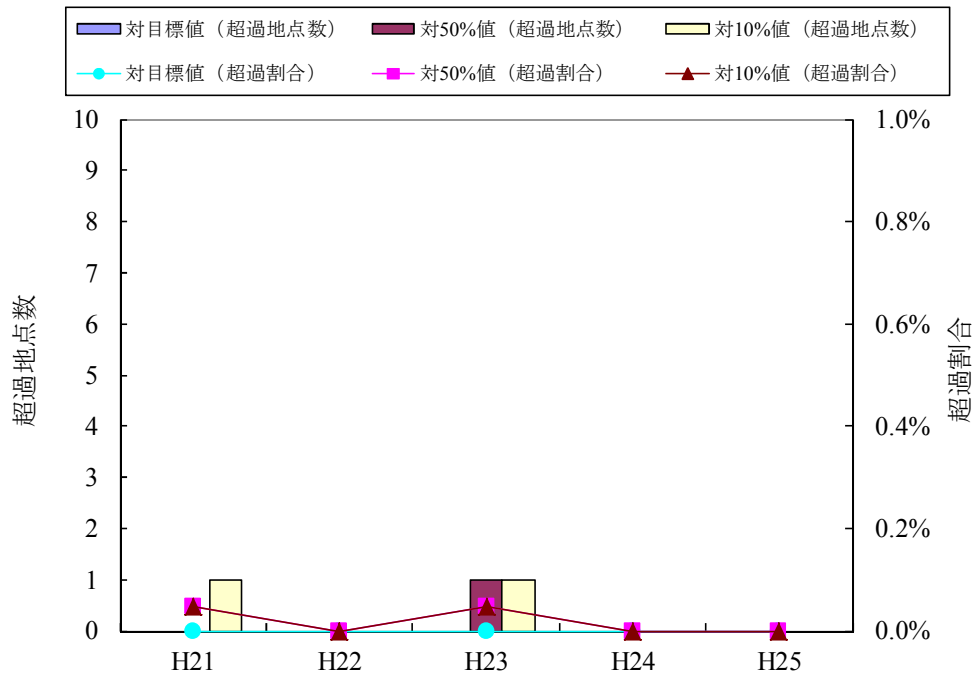


図 3-36 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(11)

目-29 1,1-ジクロロエチレン

【健康項目】



目-30 アルミニウム及びその化合物 【性状項目】

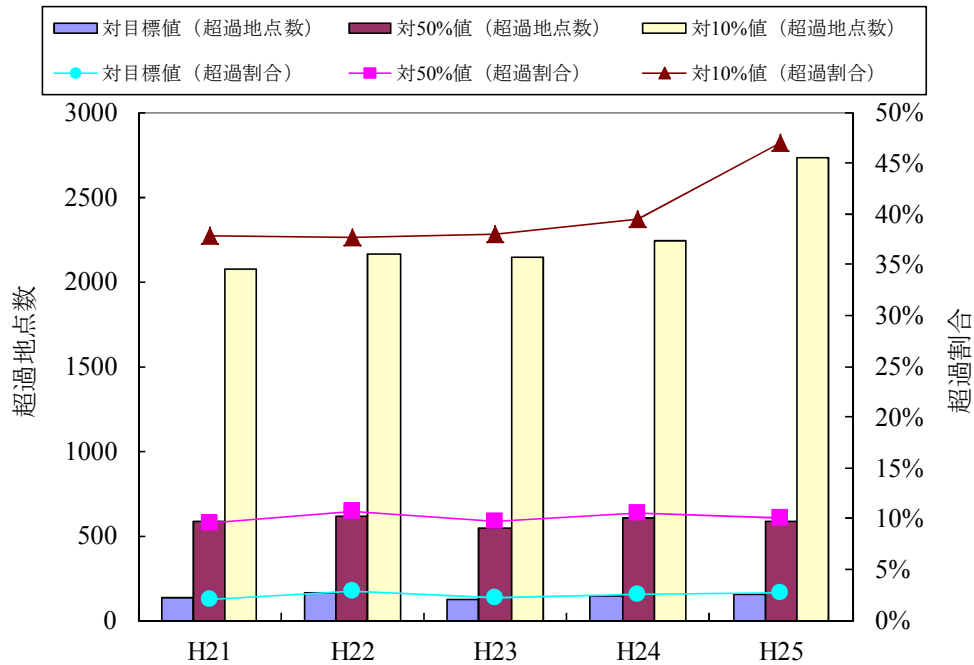


図 3-37 水質管理目標設定項目の過去5年間の目標値等の超過状況(12)

(2) 水質基準等の超過状況

前(1)項で整理した過去5年間(平成20~24年度)の水道水質データを対象として、以下に掲げる2つの観点から100%値(基準値又は目標値)、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表3-10、表3-11に示す。

① 5ヶ年経年での超過状況

○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上

△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4~5年前に超過地点数が1地点以上

—：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

② 直近1年の超過割合

0% ……0% (超過地点数が1地点もない)

0-0.1% ……0%超、0.1%以下

0.1-1% ……0.1%超、1%以下

1-10% ……1%超、10%以下

10-100% ……10%超、100%以下

表 3-10 水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況 ^{※4}			対10%値の 直近の 超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の 見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか 確認すべき項目	基準項目に 据え置くべき対象項目 ^{※1}	水質管理目標設定項目の 見直し対象とする項目 ^{※2}	水質管理目標設定項目に 据え置くべき対象項目 ^{※3}
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	総トリハロメタン ブロモジクロロメタン	塩素酸 アルミニウム及びその化合物 ジェオスミン 濁度		残留塩素 遊離炭酸 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 臭気強度(TON) 濁度
2				1-10%		臭素酸	一般細菌		アルミニウム及びその化合物 ウラン及びその化合物(暫定) マンガン及びその化合物 従属栄養細菌(暫定)
3				0.1-1%			2-メチルインボルネオール 鉄及びその化合物		
4		○	○	10-100%			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン カルシウム、マグネシウム(硬度) 蒸発残留物 フッ素及びその化合物 色度		
5	△	○	○	1-10%	ホウ素及びその化合物	ジブロモクロロメタン	亜硝酸態窒素 鉛及びその化合物 マンガン及びその化合物 ヒ素及びその化合物	ニッケル及びその化合物	
6				0.1-1%					
7	※	○	○	10-100%		クロロホルム	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		抱水クロラール(暫定)
8				1-10%			トリクロロエチレン		
9				10-100%			ナトリウム及びその化合物		ジクロロアセトニトリル(暫定)
10	-	○	○	1-10%	非イオン界面活性剤	ブロモホルム			
11				0.1-1%	四塩化炭素 クロロ酢酸 セレン及びその化合物	カドミウム及びその化合物	テトラクロロエチレン		
12				0-0.1%			水銀及びその化合物 フェノール類		
13	△	△	○	1-10%					
14	※	※	○	0.1-1%					
15				1-10%				フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	
16	-	△	○	0.1-1%	ベンゼン ホルムアルデヒド		銅及びその化合物		
17				0-0.1%	1,4-ジオキササン ジクロロメタン				
18				0.1-1%	亜鉛及びその化合物		シアン化物及び塩化シアン		
19	-	※	○	0-0.1%	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン				
20				1-10%					
21	-	-	○	0.1-1%				アンチモン及びその化合物	
22				0-0.1%		六価クロム化合物			
23				0-0.1%					
24	-	△	△	0%	陰イオン界面活性剤			亜塩素酸 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン	
25	-	-	△	0-0.1%				二酸化塩素	
26	-	-	※	0%				トルエン メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	
27	-	-	-	0%				1,1,1-トリクロロエタン	

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上

△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヶ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4~5年前に超過地点数が1地点以上

-：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1: 大腸菌(基準値:不検出)、pH値(基準値:5.8~8.6)、味(基準値:異常でないこと)、臭気(基準値:異常でないこと)を除く。

※2: 農薬類を除く。

※3: カルシウム、マグネシウム等(硬度)(目標値:10~100)、蒸発残留物(目標値:30~200)、pH値(目標値:7.5程度)、腐食性(ランゲリア指数)(目標値:-1~0)を除く。

表 3-11 農薬類の超過状況

リスク 順位	5ヶ年経年の超過状況※1			対10%値の 直近の 超過割合	水質管理目標設定項目					
	対基準値 対目標値	対50%値	対10%値		水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目					
1				10-100%						
2	○	○	○	1-10%						
3				0.1-1%						
4				10-100%						
5	△	○	○	1-10%						
6				0.1-1%						
7	※	○	○	1-10%						
8				10-100%						
9	-	○	○	1-10%						
10				0.1-1%						
11				1-10%						
12	△	△	○	0.1-1%						
13	※	△	○	1-10%						
14	-	△	○	0.1-1%						
15				0-0.1%						
16	-	※	○	1-10%						
17				1-10%	ジクワット					
18	-	-	○	0.1-1%	アセフェート					
19				0%						
20				1-10%						
21	-	△	△	0.1-1%						
22				0%	イミノクタジン	クロルニトロフェン(CNP)				
23				0.1-1%	トリクロロホン(DEP)	フィプロニル				
24	-	-	△	0-0.1%						
25				0%	ダラボン					
26	-	-	※	0%						
27	-	-	-	0%	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	カフェンストロール	ジメタメトリン	ピロキロン	ベンディメタリン	
					2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	カルタップ	ジメトエート	フェントロチオン(MEP)	ベンフラカルブ	
					EPN	カルバリル(NAC)	シメトリン	フェノプカルブ(BPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)	
					MCPA	カルプロバミド	ジメビレレート	フェリムゾン	ベンフレセート	
					アシュラム	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	ダイアジノン	フェンチオン(MPP)	ホスチアゼート	
					アトラジン	キノクラミン(ACN)	ダイムロン	フェントエート(PAP)	マラソン(マラチオン)	
					アニコホス	キャブタン	ダゾメット	フェントラザミド	メコプロップ(MCPP)	
					アミトラズ	クミルロン	チアジニル	フサライド	メソミル	
					アラクロール	グリホサート	チウラム	ブタクロール	メタム(カーバム)	
					イソキサチオン	グルホシネート	チオジカルブ	ブタミホス	メタラキシル	
					イソフェンホス	クロメプロップ	チオファネートメチル	ブプロフェジン	メチダチオン(DMTP)	
					イソプロカルブ(MIPC)	クロルピリホス	チオベンカルブ	フルアジナム	メチルダイムロン	
					イソプロチオラン(IPT)	クロロタロニル(TPN)	テルブカルブ(MBPMC)	ブレチラクロール	メトミノストロピン	
					イブレンホス(IBP)	シアナジン	トリクロピル	プロシミドン	メトリブジン	
					インダノファン	シアノホス(CYAP)	トリシクラゾール	プロチオホス	メフェナセート	
					エスプロカルブ	ジウロン(DCMU)	トリフルラリン	プロピコナゾール	メプロニル	
					エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	ジクロベニル(DBN)	ナプロバミド	プロビザミド	モリネート	
					エトフェンブロックス	ジクロルボス(DDVP)	バラコート	プロベナゾール		
					エトリジアゾール(エクロメゾール)	ジスルホトン(エチルチオメトン)	ピペロホス	プロモブチド		
					エンドスルファン(ベンゾエヒン, エンドスルフェート)	ジチアノン	ピラクロニル	ベノミル		
					オキサジクロメホン	ジチオピル	ピラゾキシフェン	ベンシクロン		
					オキシシン銅	ジチオカルバメート系農薬	ピラゾリネート(ピラゾレート)	ベンゾピシクロン		
					オリサストロピン	シハロホップチル	ピリダフェンチオン	ベンゾフェナップ		
					カズサホス	シマジン(CAT)	ピリブチカルブ	ベンタゾン		

凡例 ○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上
 △：直近3ヶ年で、継続ではないが、3か年のいずれかで超過地点数が1地点以上
 ※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上
 -：5ヶ年継続で超過地点数が0地点
 ※1：平成27年4月1日時点の目標値で評価している。
 農薬類(要検討農薬類、その他農薬類)については、平成25年度のデータにおいて目標値の10%値を超過したものはなかった。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果
 整理した超過状況に対し、表 3-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。
 (表 3-13～表 3-14)。

表 3-12 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1 YES		分類要件 1 NO
	分類要件 2 YES	分類要件 2 NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 : 最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 3-13 分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で 水質基準項目	ジクロロ酢酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン 臭素酸 ホウ素及びその化合物 ジブロモクロロメタン クロロホルム 非イオン界面活性剤 ブロモホルム 四塩化炭素 クロロ酢酸 セレン及びその化合物 カドミウム及びその化合物	ベンゼン ホルムアルデヒド 1,4-ジオキサン ジクロロメタン 亜鉛及びその化合物 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	陰イオン界面活性剤
見直し時点で 水質管理目標 設定項目	水質基準項目 ニッケル及びその化合物	水質管理目標設定項目 アンチモン及びその化合物 フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	水質管理目標設定項目 メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE) 亜塩素酸 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエタン 二酸化塩素 トルエン 1,1,1-トリクロロエタン

表 3-14 分類要件に基づく農薬類（第1群）の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在		
	YES		NO
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在		
	YES	NO	
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目
	該当なし	ジクワット アセフェート	イミノクタジン酢酸塩 グルホシネート クロロニトロフェン(CNP) トリクロロホン(DEP) フィプロニル ダラボン 1, 3-ジクロロプロペン(D-D) 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(2, 4-D) EPN MC P A アシュラム アトラジン アニコホス アミトラズ アラクロール イソキサチオン イソフェンホス イソプロカルブ(MIPC) イソプロチオラン(IPT) イプロベンホス(IBP) インダノファン エスプロカルブ エディフェンホス(エディフェンホス, EDDP) エトフェンプロックス エトリジアゾール(エクロメゾール) エンドスルファン(ベンゾエピン, エンドスルフェート) オキサジクロメホン オキシシン銅 オリサストロビン カズサホス カフエンストロール カルタップ カルバリル(NAC) カルプロバミド カルボフラン(カルボスルファン代謝物) キノクラミン(A C N) キャプタン クミルロン グリホサート クロメブロップ

3-2. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 24 年度版）及び 3. 章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 3-15～表 3-19 に示す。

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

項目名	基準値※1		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H24水道統計)		浄水超過状況※3 (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値		
基-1 一般細菌	100個/ml	直*						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	対基準値 1 / 5,981 対50%値 16 / 5,981 対10%値 124 / 5,981	対基準値 3 / 6,002 対50%値 21 / 6,002 対10%値 115 / 6,002			・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)	
基-2 大腸菌	不検出	直*						・糞便汚染の指標として適当		陽性 0 / 5,981	陽性 1 / 6,001			
基-3 カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1 施行		0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003→0.01	H20.9.25 答申済み		・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01 mg/L を当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(寄与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐用週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	対基準値 0 / 5,709 対50%値 3 / 5,709 対10%値 16 / 5,709	対基準値 0 / 5,684 対50%値 2 / 5,684 対10%値 8 / 5,684		・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003 mg/L となる方向。	
基-4 水銀及びその化合物	0.0005	直*		0.006(2005)	H20.12.16 H15からの変更無し(メチル水銀) H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.10 答申済み		・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001 mg/L が算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイリスクグループ(胎児)を対象とした耐用週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	対基準値 0 / 5,409 対50%値 6 / 5,409 対10%値 7 / 5,409	対基準値 0 / 5,522 対50%値 3 / 5,522 対10%値 3 / 5,522			
基-5 セレン及びその化合物	0.01		4	0.01	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35 $\text{mg}/\text{日}$ 前後(成人、上限量400 $\text{mg}/\text{日}$ 前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 0 / 5,499 対50%値 6 / 5,499 対10%値 13 / 5,499	対基準値 0 / 5,603 対50%値 1 / 5,603 対10%値 6 / 5,603			
基-6 鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.04		H24.3.22 審議中(専門調査会) 自ら評価		・4年答申では長期目標値を0.01 mg/L とし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的減を図るとした	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐用摂取量の設定を検討	対基準値 0 / 5,644 対50%値 23 / 5,644 対10%値 291 / 5,644	対基準値 1 / 5,745 対50%値 20 / 5,745 対10%値 285 / 5,745			
基-7 ヒ素及びその化合物	0.01	(暫定値)		0.01 A,T		H24.2.15 審議中(専門調査会) 自ら評価		・発がん性リスクアセスメントの不確かさと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・食安委検討中(H24.2.15専門調査会) ・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01 mg/L を維持	対基準値 1 / 5,550 対50%値 54 / 5,550 対10%値 516 / 5,550	対基準値 0 / 5,645 対50%値 54 / 5,645 対10%値 502 / 5,645			
基-8 六価クロム化合物	0.05			0.05 P(全Cr)		H21.8.17 審議中(清涼飲料水部会)		・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40 $\text{mg}/\text{日}$ 、成人)	対基準値 0 / 5,596 対50%値 0 / 5,596 対10%値 1 / 5,596	対基準値 0 / 5,702 対50%値 0 / 5,702 対10%値 2 / 5,702		・分析法上は全Crを測定	
基-9 亜硝酸態窒素	0.04	暫定値扱いを取りやめ	60(NO2として)	0.06	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ評価値を強化 0.05→0.04	H24.10.29 答申済み		・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 1 / 2,048 対50%値 3 / 2,048 対10%値 42 / 2,048	対基準値 0 / 2,085 対50%値 2 / 2,085 対10%値 74 / 2,085		・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・トヘモグロビン血症LOAELは0.4 $\text{mg}-\text{NO}_2/\text{kg}/\text{日}$ で乳児で0.8 $\text{mg}-\text{N}/\text{L}$ 相当	
基-10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直*	4.5	設定せず(第4版)→0.7(AF=20%) 0.6(短期暴露、2007)	H24.3.5 H15からの変更なし	H22.10.14 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)	対基準値 0 / 5,971 対50%値 0 / 5,971 対10%値 10 / 5,971	対基準値 0 / 5,987 対50%値 0 / 5,987 対10%値 13 / 5,987		・消毒副生成物であるCICNを含む	

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「→」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H24水道統計)		浄水超過状況※3 (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値		
基-11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・食安委答申(H24.10.29)水質基準項目の状況 →硝酸態窒素: TDI=1500 →亜硝酸態窒素: TDI=15 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対基準値 1 / 5,737 対50%値 134 / 5,737 対10%値 2,162 / 5,737	対基準値 1 / 5,812 対50%値 147 / 5,812 対10%値 2,153 / 5,812	・急性発症濃度(36mg/L〜)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向			
基-12 フッ素及びその化合物	0.8			1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.12.17 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値: 0.8mg/Lを継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値 0 / 5,651 対50%値 58 / 5,651 対10%値 1,975 / 5,651	対基準値 1 / 5,747 対50%値 55 / 5,747 対10%値 2,004 / 5,747	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-13 ホウ素及びその化合物	1.0		92(AF=40%)	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値 0 / 5,531 対50%値 21 / 5,531 対10%値 172 / 5,531	対基準値 1 / 5,631 対50%値 19 / 5,631 対10%値 172 / 5,631			
基-14 四塩化炭素	0.002		0.71	0.004	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71	対基準値 0 / 5,482 対50%値 1 / 5,482 対10%値 6 / 5,482	対基準値 0 / 5,591 対50%値 3 / 5,591 対10%値 7 / 5,591			
基-15 1,4-ジオキサン	0.05		10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18	対基準値 0 / 5,427 対50%値 0 / 5,427 対10%値 6 / 5,427	対基準値 0 / 5,557 対50%値 1 / 5,557 対10%値 4 / 5,557			
基-16 トリス(1,1,2-ジクロロエチレン)	削除		H21.4.1 水質管理 目標設定 項目に変更 (旧基-15 (0.02mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から 水質管理項目 に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以来基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0			
基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		H21.4.1 追加(旧 基-15・旧 目-6)	17	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止	H19.3.15(シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6 年以来基準値超の例もあり、継続性の観点 から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 5,582 対50%値 0 / 5,582 対10%値 1 / 5,582	対基準値 0 / 5,646 対50%値 0 / 5,646 対10%値 2 / 5,646	・シス体の超過状況(トランス体については対10%値超過地点はない)		
基-16 シス-1,2-ジクロロエチレン	削除		旧基-16 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス	17	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対基準値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0			
基-17 ジクロロメタン	0.02			6	0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1 地点で60%を超えており継続性の観点から 水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6	対基準値 0 / 5,484 対50%値 0 / 5,484 対10%値 1 / 5,484	対基準値 0 / 5,591 対50%値 0 / 5,591 対10%値 1 / 5,591	H16は基準超過件数が多かった(7件)		

*1 ガイダンス値(シアン化合物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

*2 P: 健康影響評価の観点からの暫定、T: 浄水技術の観点からの暫定値、A: 測定技術の観点からの暫定値、D: 消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

*3 ピンク: 10地点以上で基準超過、ページ: 基準値超過有、薄黄: 10地点以上で50%超過

項目名	基準値 ^{*1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{*2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{*3} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{*3} (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値		
基-18 テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14	対基準値 0 / 5,485 対50%値 2 / 5,485 対10%値 10 / 5,485	対基準値 0 / 5,591 対50%値 3 / 5,591 対10%値 23 / 5,591			
基-19 トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1 施行 (0.03→ 0.01)	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが 安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対基準値 0 / 5,529 対50%値 2 / 5,529 対10%値 35 / 5,529	対基準値 0 / 5,635 対50%値 4 / 5,635 対10%値 34 / 5,635			
基-20 ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基 準値を超えていた例もあり、継続性の観点 から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対基準値 0 / 5,485 対50%値 0 / 5,485 対10%値 6 / 5,485	対基準値 0 / 5,589 対50%値 1 / 5,589 対10%値 7 / 5,589			
基-21 塩素酸	0.6	H20.4.1 施行 (水質管 理目標設 定項目 (旧目- 11)から 変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		ヒト曝露が想定されるのは基本的にClO ₂ が 水道水の浄水処理に使用される場合であ り、水質管理目標設定項目としClO ₂ が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での 使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30	対基準値 7 / 5,970 対50%値 236 / 5,970 対10%値 3,177 / 5,970	対基準値 6 / 5,991 対50%値 265 / 5,991 対10%値 3,148 / 5,991	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入 等に対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L		
基-22 クロロ酢酸	0.02	(新規)	3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を 維持	H24.5.10 答申済み		LOAEL=3.5 TDI=3.5 ・評価値=0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →TDI=3.5 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=3.5	対基準値 0 / 5,972 対50%値 4 / 5,972 対10%値 32 / 5,972	対基準値 0 / 5,989 対50%値 3 / 5,989 対10%値 31 / 5,989	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-23 クロロホルム	0.06		12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)	対基準値 0 / 5,972 対50%値 216 / 5,972 対10%値 2,292 / 5,972	対基準値 0 / 5,991 対50%値 255 / 5,991 対10%値 2,312 / 5,991	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-24 ジクロロ酢酸	0.03	(変更)	1.43 (10-5Risk)	0.05 D	H26.1.14 現行評価値を 強化 0.04→0.03	H25.4.15 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD=1.43 評価値=0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会 (H24.1.27) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.8 SF=7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在)	対基準値 6 / 5,970 対50%値 102 / 5,970 対10%値 1,720 / 5,970	対基準値 8 / 5,989 対50%値 121 / 5,989 対10%値 1,706 / 5,989	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-25 ジブロモクロロメタン	0.1		21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変 更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)	対基準値 1 / 5,972 対50%値 25 / 5,972 対10%値 276 / 5,972	対基準値 0 / 5,991 対50%値 18 / 5,991 対10%値 268 / 5,991	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-26 臭素酸	0.01	(新規)	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.02	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO ₃ 濃度の調節やH2O ₂ -UV法 に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対基準値 1 / 5,972 対50%値 25 / 5,972 対10%値 274 / 5,972	対基準値 1 / 5,991 対50%値 13 / 5,991 対10%値 260 / 5,991	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選 定、貯蔵管理等に対応。本件注意事項を事務連絡 (H16.6) ・状況は改善傾向 ・O ₃ 処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要		

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期曝露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）（4/6）

項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H24水道統計)		浄水超過状況※3 (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値		
基-27 総トリハロメタン	0.1	クロロホルム+ジブロモクロロメタン+ブロモジクロロメタン+ブロモホルム		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 3 / 5,972 対50%値 209 / 5,972 対10%値 2,775 / 5,972	対基準値 3 / 5,991 対50%値 204 / 5,991 対10%値 2,834 / 5,991	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-28 トリクロロ酢酸	0.03	(変更)	32.5 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H26.1.14 現行評価値を強化 0.2→0.03	H24.5.10 答申済み		NOAEL=32.5 TDI=32.5 評価値=0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=6	対基準値 27 / 5,972 対50%値 319 / 5,972 対10%値 927 / 5,972	対基準値 29 / 5,989 対50%値 398 / 5,989 対10%値 999 / 5,989	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-29 ブロモジクロロメタン	0.03		6.1 (AF=20%)	0.06 T (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1(非発がん)(TDI不変)	対基準値 3 / 5,972 対50%値 178 / 5,972 対10%値 2,526 / 5,972	対基準値 4 / 5,991 対50%値 168 / 5,991 対10%値 2,564 / 5,991	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-30 ブロモホルム	0.09		17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9(非発がん)(TDI不変)	対基準値 0 / 5,971 対50%値 4 / 5,971 対10%値 129 / 5,971	対基準値 0 / 5,991 対50%値 1 / 5,991 対10%値 130 / 5,991	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-31 ホルムアルデヒド	0.08		15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入 暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15	対基準値 0 / 5,972 対50%値 5 / 5,972 対10%値 76 / 5,972	対基準値 0 / 5,988 対50%値 0 / 5,988 対10%値 40 / 5,988	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-32 亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色							・推奨摂取量=7~10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 5,606 対50%値 0 / 5,606 対10%値 13 / 5,606	対基準値 0 / 5,714 対50%値 0 / 5,714 対10%値 14 / 5,714			
基-33 アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標 設定項目 追加			H19.10.26 水質管理目標 値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合 にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるか についてはなお疑問の余地有		対基準値 9 / 5,683 対50%値 146 / 5,683 対10%値 1,651 / 5,683	対基準値 7 / 5,799 対50%値 157 / 5,799 対10%値 1,542 / 5,799	・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等 で対応		
基-34 鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず				・水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素	対基準値 3 / 5,663 対50%値 24 / 5,663 対10%値 416 / 5,663	対基準値 2 / 5,804 対50%値 27 / 5,804 対10%値 385 / 5,804			
基-35 銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16 基準改正の必要性について 検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 5,601 対50%値 1 / 5,601 対10%値 11 / 5,601	対基準値 0 / 5,711 対50%値 0 / 5,711 対10%値 12 / 5,711	・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)		
基-36 ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 5,552 対50%値 1 / 5,552 対10%値 657 / 5,552	対基準値 0 / 5,660 対50%値 1 / 5,660 対10%値 625 / 5,660	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

*2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

*3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

項目名	基準値 ^{※1}		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※2} (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※3} (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値		
基-37 マンガン及びその化合物	0.05		黒水障害	設定せず		H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→0.4C	・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対基準値 1 / 5,626 対50%値 6 / 5,626 対10%値 161 / 5,626	対基準値 0 / 5,742 対50%値 4 / 5,742 対10%値 144 / 5,742	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)		
基-38 塩化物イオン	200		味覚							対基準値 0 / 5,981 対50%値 12 / 5,981 対10%値 1,106 / 5,981	対基準値 0 / 6,001 対50%値 13 / 6,001 対10%値 1,077 / 6,001	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300		石鹸の泡立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素	対基準値 0 / 5,715 対50%値 76 / 5,715 対10%値 4,281 / 5,715	対基準値 2 / 5,797 対50%値 79 / 5,797 対10%値 4,354 / 5,797	・おいしい水の観点から管理目標設定(10-100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-40 蒸発残留物	500									対基準値 0 / 5,721 対50%値 202 / 5,721 対10%値 5,319 / 5,721	対基準値 0 / 5,782 対50%値 190 / 5,782 対10%値 5,418 / 5,782	・おいしい水の観点から管理目標設定(30-200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない		
基-41 陰イオン界面活性剤	0.2		発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	対基準値 0 / 5,386 対50%値 1 / 5,386 対10%値 1 / 5,386	対基準値 0 / 5,499 対50%値 0 / 5,499 対10%値 0 / 5,499			
基-42 ジェオスミン	0.00001		臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	対基準値 7 / 5,481 対50%値 47 / 5,481 対10%値 713 / 5,481	対基準値 3 / 5,575 対50%値 68 / 5,575 対10%値 747 / 5,575			
基-43 2-メチルイソボルネオール	0.00001		臭気						・粉末活性炭処理による場合:20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合:10ng/L	対基準値 7 / 5,481 対50%値 28 / 5,481 対10%値 356 / 5,481	対基準値 1 / 5,574 対50%値 36 / 5,574 対10%値 355 / 5,574			
基-44 非イオン界面活性剤	0.02		発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	対基準値 0 / 5,512 対50%値 3 / 5,512 対10%値 182 / 5,512	対基準値 0 / 5,619 対50%値 4 / 5,619 対10%値 187 / 5,619	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L		
基-45 フェノール類	0.005		臭気						・水質基準として維持	対基準値 0 / 5,372 対50%値 6 / 5,372 対10%値 10 / 5,372	対基準値 0 / 5,483 対50%値 2 / 5,483 対10%値 2 / 5,483			

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-15 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

項目名	基準値※1		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H24水道統計)		浄水超過状況※3 (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等			対基準値		対基準値		
基-46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26 基準値を3に 強化			・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 0 / 5,980 対50%値 129 / 5,980 対10%値 3,532 / 5,980	対基準値 0 / 6,002 対50%値 136 / 6,002 対10%値 3,489 / 6,002			
基-47 pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 63 / 5,981 アルカリ側超 1 / 5,981	酸側超 4 / 6,002 アルカリ側超 7 / 6,002		・より高いレベルの水道を目指すための管理目標設定(7.5)	
基-48 味	異常でない	基本指標								5,981	陽性 3 / 5,997			
基-49 臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		5,981	陽性 12 / 6,000			
基-50 色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値 6 / 5,981 対50%値 131 / 5,981 対10%値 1,530 / 5,981	対基準値 5 / 6,002 対50%値 117 / 6,002 対10%値 1,791 / 6,002			
基-51 濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値 1 / 5,981 対50%値 17 / 5,981 対10%値 343 / 5,981	対基準値 2 / 6,002 対50%値 32 / 6,002 対10%値 321 / 6,002		・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

*1 ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露 0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)

直※ 基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（1/4）

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H24水道統計)		浄水超過状況※3 (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)※2				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値		
目-1 アンチモン及びその化合物	0.02	(変更)	6	0.02	H25.3.19 現行評価値を 変更 0.015→0.02	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いた かなり安全側にたった評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 0 / 1,992 対50%値 0 / 1,992 対10%値 4 / 1,992	対目標値 0 / 2,010 対50%値 0 / 2,010 対10%値 8 / 2,010	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-2 ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.015 PT (AF=80%)	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:300)	対目標値 1 / 1,952 対50%値 2 / 1,952 対10%値 38 / 1,952	対目標値 1 / 1,969 対50%値 2 / 1,969 対10%値 42 / 1,969	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-3 ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを 取りやめ	5	0.07 (AF=20%) (2007提案)	H25.3.19 暫定値扱いを 取りやめ、評 価値を0.02と する	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H24.7.23) →TDI=4 ・食安委意見募集終了(H24.6.22締切)	対目標値 0 / 2,217 対50%値 1 / 2,217 対10%値 49 / 2,217	対目標値 1 / 2,223 対50%値 2 / 2,223 対10%値 31 / 2,223	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-5 1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安 全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$	対目標値 0 / 1,940 対50%値 0 / 1,940 対10%値 1 / 1,940	対目標値 0 / 1,963 対50%値 0 / 1,963 対10%値 1 / 1,963	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-6 トランス-1,2-ジクロロエ チレン	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジク ロロエチレン及 びトランス- 1,2-ジクロロエ チレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス- 1,2-ジクロ ロエチレンを合 算して評価、 シス-1,2-ジク ロロエチレンの 基準を廃止			・シス体との混合物として使用されるので管 理目標設定項目として経過観察	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(シス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-7 1,1,2-トリクロロエタン	削除	H22.4.1水質 管理目標設定 項目から削除 (旧目-7)	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=3.9	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	対目標値 0 / 0 対50%値 0 / 0 対10%値 0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている		
目-8 トルエン	0.4	H23.4.1 (施行)	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149	対目標値 0 / 1,974 対50%値 0 / 1,974 対10%値 0 / 1,974	対目標値 0 / 1,986 対50%値 0 / 1,986 対10%値 0 / 1,986			
目-9 フタル酸ジ(2-エチルヘ キシル)	0.08	(変更)	40	0.008 (AF=1%)	H26.1.14 現行評価値を 強化 0.1→0.08	H25.4.15 答申済み		NOAEL=3.7 TDI=40 評価値=0.1	・食安委検討終了(器具・容器包装専門調 査会) 意見・情報募集終了(H24.12.19)	対目標値 0 / 1,759 対50%値 0 / 1,759 対10%値 18 / 1,759	対目標値 0 / 1,766 対50%値 1 / 1,766 対10%値 51 / 1,766	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食 品使用)をベースに設定		

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。
 ※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（2/4）

項目名	目標値		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況※3 (H24水道統計)	浄水超過状況※3 (H25水道統計)	課題、留意事項
	値(mg/L)※2				厚科審	食安委	WHO等					
目-10 亜塩素酸	0.6		29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2 が水道水の浄水処理に使用される場合であり、 水質管理目標設定項目としClO2が浄水 処理に使用される場合の指針として活用さ れるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程で の使用が進んだ段階において検討すべき。	対目標値 0 / 1,127 対50%値 0 / 1,127 対10%値 0 / 1,127	対目標値 0 / 1,123 対50%値 0 / 1,123 対10%値 0 / 1,123	・施設基準省令に基づく薬品基準は 0.6mg/L	
目-11 塩素酸	削除	H20.4.1施行 (水質管理目 標設定項目 (旧目-11)か ら変更)	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼 飲料水) →TDI=30				
目-12 二酸化塩素	0.6		29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値 0 / 574 対50%値 0 / 574 対10%値 0 / 574	対目標値 0 / 567 対50%値 0 / 567 対10%値 0 / 567	・施設基準省令に基づく薬品基準は 0.6mg/L	
目-13 ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26 評価値変更 0.01(暫定)→ 0.04(暫定)	H19.3.15 答申済み		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7	対目標値 0 / 2,465 対50%値 6 / 2,465 対10%値 338 / 2,465	対目標値 0 / 2,462 対50%値 5 / 2,462 対10%値 395 / 2,462	・超過事例は近接地点で一時的に発生	
目-14 抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26 評価値変更 0.02(暫定)→ 0.03(暫定)	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5	対目標値 0 / 2,466 対50%値 39 / 2,466 対10%値 671 / 2,466	対目標値 0 / 2,463 対50%値 39 / 2,463 対10%値 725 / 2,463	・超過事例はいずれも一時的なもの	
目-15 農薬類	検出値/目標 値の総和が1 以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される 事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又 は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが 水道水に適した測定方法が未確立。早急に 確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定 しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)		・現行目標値が小さいのはCNPの 0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検 出されているもの、生産・輸入量が多く測定 法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメビレートは削除案が提 出されたが、平成17年度調査において、浄 水及び原水から、目標値の1%前後の検出が 認められたことから、農薬類の対象農薬リス トからの削除を見送り。	
目-16 残留塩素	1	(衛生上措置) 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも 水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136	対目標値 45 / 5,829 対50%値 1,706 / 5,829 対10%値 5,665 / 5,829	対目標値 58 / 5,864 対50%値 1,760 / 5,864 対10%値 5,712 / 5,864	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で 未対策の超過地点も多い
目-17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず	・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日(成人、上 限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日(成 人)の必須元素	10未満 76 / 5,715 100超過 389 / 5,715	10未満 48 / 5,797 100超過 227 / 5,797	・水質基準 300	
目-18 マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず→ 0.4C	・食安委答申(H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日(成人、 上限量10mg/日(前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)	対目標値 59 / 5,626 対50%値 161 / 5,626 対10%値 437 / 5,626	対目標値 32 / 5,742 対50%値 211 / 5,742 対10%値 457 / 5,742	・水質基準 0.05	
目-19 遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも 水質管理目標設定項目とする		対目標値 96 / 2,237 対50%値 339 / 2,237 対10%値 1,704 / 2,237	対目標値 76 / 2,228 対50%値 337 / 2,228 対10%値 1,669 / 2,228	・目標超過件数はH16増加

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。
 ※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況 ^{※3} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※3} (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L) ^{※2}				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値		
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが 臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800	対目標値 0 / 2,017 対50%値 0 / 2,017 対10%値 0 / 2,017	対目標値 0 / 2,031 対50%値 0 / 2,031 対10%値 0 / 2,031			
目-21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02	(新規)	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されると の情報もある ・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lとしている	対目標値 0 / 1,871 対50%値 0 / 1,871 対10%値 0 / 1,871	対目標値 0 / 1,879 対50%値 1 / 1,879 対10%値 1 / 1,879			
目-22	有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	3						・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目 標設定項目として維持		対目標値 28 / 1,657 対50%値 391 / 1,657 対10%値 1,390 / 1,657	対目標値 30 / 1,623 対50%値 370 / 1,623 対10%値 1,320 / 1,623		・旧水質基準 10mg/L	
目-23	臭気強度(TON)	3TON						・おいしい水の観点から維持		対目標値 27 / 2,018 対50%値 119 / 2,018 対10%値 418 / 2,018	対目標値 28 / 2,012 対50%値 122 / 2,012 対10%値 448 / 2,012			
目-24	蒸発残留物	30-200								30未満 68 / 5,721 200超過 619 / 5,721	30未満 27 / 5,782 200超過 631 / 5,782		・水質基準 500	
目-25	濁度	1度	基本指標					・より高いレベルの水道を目指すための目標 として1度以下を管理目標に設定		対目標値 17 / 5,981 対50%値 87 / 5,981 対10%値 681 / 5,981	対目標値 32 / 6,002 対50%値 88 / 6,002 対10%値 683 / 6,002		・水質基準 2度	
目-26	pH値	7.5程度	腐食防止					・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標 として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 1,905 / 5,981 7.7以上 2,162 / 5,981	7.3以下 1,925 / 6,002 7.7以上 2,121 / 6,002		・水質基準 5.8~8.6	
目-27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上と し、極力0に近 づける						・水道施設の維持管理やCaCO3析出防止 の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 1,613 / 2,252 0超過 70 / 2,252	-1未満 1,456 / 2,252 0超過 63 / 2,252			
目-28	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加	USEPA処理基 準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、 施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖 環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が 国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 2 / 2,463 対50%値 4 / 2,463 対10%値 42 / 2,463	対目標値 1 / 2,486 対50%値 6 / 2,486 対10%値 46 / 2,486			

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。
 ※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-16 最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）（4/4）

項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ** (mg/L)	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 (平成26年3月現在)	浄水超過状況**3 (H24水道統計)		浄水超過状況**3 (H25水道統計)		課題、留意事項
	値(mg/L)**2				厚科審	食安委	WHO等			対目標値		対目標値		
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基準-15 (0.02 mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		<ul style="list-style-type: none"> ・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止) 	対目標値 0 / 2,102 対50%値 0 / 2,102 対10%値 0 / 2,102	対目標値 0 / 2,093 対50%値 0 / 2,093 対10%値 0 / 2,093			
目-30	アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定		<ul style="list-style-type: none"> ・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有 	対目標値 146 / 5,683 対50%値 603 / 5,683 対10%値 2,243 / 5,683	対目標値 153 / 5,799 対50%値 587 / 5,799 対10%値 2,728 / 5,799				

【答申言及】

対策指針	耐塩素性病原生物	-			USEPA処理基準 ・クリプトスポリジウム99%除去 ・シアルシア99.9%除去又は不活化			<ul style="list-style-type: none"> ・検出方法等に種々の課題が残っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定 			
101	ウイルスその他の病原微生物	-			USEPA処理基準 ・消化器系感染ウイルス99.99%除去又は不活化			<ul style="list-style-type: none"> ・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進 				<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)
102	不快生物(線虫等)	-						<ul style="list-style-type: none"> ・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした 			

※ P:健康影響評価の観点からの暫定値、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)については、水道事業者等へヒアリングを実施し、平成25年度水道統計結果を一部修正している。
 ※3 ピンク:10地点以上で基準超過、ページ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 3-17 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（1/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考	最終審議・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H25年水質測定結果)		浄水超過状況 (H26年水質測定結果)		課題、留意事項	
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等			対10%値	対10%値	対10%値	対10%値		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があることから知見収集に努める		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/115	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/129	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01 mg/L	
検02	バリウム	0.7			0.7	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10				H24.10.29 答申済み	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20(ヒトNOAEL 0.21($\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$))、UF 10)	対目標値 対10%値	0/143 0/143	対目標値 対10%値	0/159 0/159	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/91	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/98		
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出				WHO/GDWQ第4版変更 設定せず→0.07		対目標値 対10%値	0/343 0/343	対目標値 対10%値	0/436 0/436		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値 対10%値	0/33 0/33	対目標値 対10%値	0/47 0/47	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 mg/L 以下を設定		対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/9	対0.2 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/22		
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/40 0/40	対目標値 対10%値	0/48 0/48		
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値 対10%値	0/38 0/38	対目標値 対10%値	0/47 0/47		
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値 対10%値	0/38 0/38	対目標値 対10%値	0/50 0/50		
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値 対10%値	0/32 0/32	対目標値 対10%値	0/39 0/39		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用					10-5リスク相当VSDから設定	対目標値 対10%値	0/31 3/31	対目標値 対10%値	0/41 3/41		
検12	酢酸ビニル	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/19	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/25		
検13	2,4-ジアミノトルエン	-										施設基準省令で溶出基準0.002 mg/L を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6		
検14	2,6-ジアミノトルエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6	対0.05 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/6		
検15	N,N-ジメチルアニリン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	1/29	対0.01 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/26		
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7						臭気の閾値と一致	対目標値 対10%値	0/57 0/57	対目標値 対10%値	0/51 0/51		
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$									対目標値 対10%値	0/360 1/360	対目標値 対10%値	0/324 2/324		
検18	トリエチレンテトラミン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4		
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100								社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	対目標値 対10%値	0/125 0/125	対目標値 対10%値	0/112 0/112		
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50								社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値 対10%値	0/139 0/139	対目標値 対10%値	0/114 0/114	
検21	ヒドラジン	-										日本水道協会規格の塗料の品質として0.005 mg/L 以下を設定	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/4		
検22	1,2-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7		
検23	1,3-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7	対0.001 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/7		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 対10%値	0/153 0/153	対目標値 対10%値	0/163 3/163		
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	暫定値	200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	対目標値 対10%値	0/146 0/146	対目標値 対10%値	0/156 0/156		
検26	ミクロキステン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値 対10%値	0/53 0/53	対目標値 対10%値	0/57 0/57		
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値 対10%値	0/4 0/4	対目標値 対10%値	0/10 0/10		

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「一」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 3-17 最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）（2/2）

番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ [※] (mg/L)	評価値 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	備考	最終審議・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況 (H25年水質測定結果)		浄水超過状況 (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
		値(mg/L)						厚科審	食安委	WHO等							
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	58/164	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	31/178	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	39/121	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	8/136	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/121	対3 $\mu\text{g}/\text{L}$	3/138	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	5/206	対0.5 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/217	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	32/164	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	11/178	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/121	対5 $\mu\text{g}/\text{L}$	2/138	
検34	トリクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/184	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/190	
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-											対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/147	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/156	
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値 対10%値	0/185 0/185	対目標値 対10%値	0/198 0/198	
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/134	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$	0/141	
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値 に対し極めて低く、 基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデル を適用						対目標値 対10%値	0/18 0/18	対目標値 対10%値	0/21 0/21	
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179							対目標値 対10%値	0/392 0/392	対目標値 対10%値	0/395 0/395	
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010(H22)	・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15 $\mu\text{g}/\text{l}$ を定めている(RFD:0.7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=0.11 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=0.01 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量	対目標値 対10%値	0/61 0/61	対目標値 対10%値	0/56 2/56	・利根川流域の関係企業で 排出削減対策を実施中	
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-									・英国COTがTDI:3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/125	対0.03 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/109	・作業従事者で高い血清中 濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-									・英国COTがTDI:0.3 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/124	対1 $\mu\text{g}/\text{L}$ ^{※2}	0/109	・作業従事者で高い血清中 濃度が報告されている	
検44	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2 次 追補版追加	・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1 $\mu\text{g}/\text{l}$)	対目標値 対10%値	0/51 0/51	対目標値 対10%値	0/56 0/56		
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI=7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/49 0/49		
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/37 0/37		
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値=0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/55 0/55		
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5						対目標値 対10%値	0/44 0/44		

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定動向よりPFOAは0.01 mg/L 、PFOSは0.0003 mg/L で評価している。

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（1/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌熏蒸	-	-	0.05	H27.4.1より 0.002→ 0.05	20	0.02b	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み	・食安委答申(H25.2.18)→ADI=20 ・食安委答申(H27.10.20)→ADI=20	10%値超 0 / 624 1%値超 0 / 624	10%値超 0 / 629 1%値超 1 / 629	・地下水からの検出事例が多い			
対	2	ダラボン	除草剤	-	-	0.08		30				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 500 1%値超 0 / 500	10%値超 0 / 508 1%値超 10 / 508				
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	-	-	0.03		10	0.03		審議中	・評価第四部会審議中(H25.7.10)	10%値超 0 / 629 1%値超 0 / 629	10%値超 0 / 620 1%値超 2 / 620				
対	4	EPN	殺虫剤	-	-	0.004	H21.4.1より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H20.11.27 答申済み	・食安委答申(H20.11.27) →ADI=1.4(0.004 mg/L)	10%値超 0 / 614 1%値超 4 / 614	10%値超 0 / 629 1%値超 10 / 629	・【H17】浄水からの検出レベルは 最高11%(表流水)			
対	5	MCPA	除草剤	-	-	0.005	変更なし	2	0.002	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	・食安委答申(H26.7.29) →ADI=1.9	10%値超 0 / 14 1%値超 0 / 14	10%値超 0 / 115 1%値超 2 / 115				
対	6	アシュラム	除草剤	-	-	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み	・食安委答申(H26.10.21) →ADI=360	10%値超 0 / 647 1%値超 0 / 647	10%値超 0 / 647 1%値超 0 / 647				
対	7	アセフェート	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H25.9.30 答申済み	・食安委答申(H25.9.30) →ADI=2.4	10%値超 5 / 615 1%値超 5 / 615	10%値超 5 / 592 1%値超 12 / 592				
対	8	アトラジン	除草剤	-	-	0.01		4	0.1			・評価申請(H23.10.11) WHO第4版 変更 0.1←0.002	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600				
対	9	アニロホス	除草剤	-	-	0.003		1			H25.3.18 意見書提出	・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	10%値超 0 / 568 1%値超 7 / 568				
対	10	アミトラズ	殺虫剤	-	-	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み	・食安委答申(H19.5.17) →ADI=2.5(0.006 mg/L)	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 117 1%値超 2 / 117				
対	11	アラクロール	除草剤	-	-	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み	・食安委答申(H25.3.18) →ADI=10	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613				
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	-	-	0.008		3			H28.2.23 答申済み	・食安委答申(H28.2.23)→ADI=2	10%値超 0 / 714 1%値超 1 / 714	10%値超 0 / 712 1%値超 3 / 712				
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	-	-	0.001		0.5				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567	10%値超 0 / 585 1%値超 7 / 585				
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	-	-	0.01		4				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 551 1%値超 0 / 551	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593				

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（2/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	15	イソプロチオラン(IPT)	殺菌剤、殺虫剤	-	-	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) → ADI=100(0.3 mg/L)	10%値超 0 / 704 1%値超 0 / 704	10%値超 0 / 697 1%値超 0 / 697	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.3mg/Lとなる方向		
対	16	イブペンホス(IBP)	殺菌剤	-	-	0.09	H23.4.1より 0.008→ 0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申(H21.4.23) → ADI = 35	10%値超 0 / 656 1%値超 0 / 656	10%値超 0 / 667 1%値超 0 / 667			
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	-	-	0.006		2.3(イミノクタジンとして)					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)	10%値超 1 / 448 1%値超 1 / 448	10%値超 0 / 424 1%値超 0 / 424	・定量下限 \leq 0.005mg/L		
対	18	インダノファン	除草剤	-	-	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 117 1%値超 2 / 117			
対	19	エスプロカルブ	除草剤	-	-	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 10	10%値超 0 / 585 1%値超 0 / 585	10%値超 0 / 630 1%値超 0 / 630	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.03mg/Lとなる方向		
対	20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	殺菌剤	-	-	0.006		2.5	0.05 (2006)				・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573	10%値超 0 / 603 1%値超 0 / 603			
対	21	エトフェンブロックス	殺虫剤	-	-	0.08	H15年からの 変更なし	30		H28.2.17	H25.8.5 H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H25.8.5) → ADI = 31 ・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 31	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660	10%値超 0 / 670 1%値超 0 / 670			
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	-	-	0.004		1.6						10%値超 0 / 571 1%値超 0 / 571	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586			
対	23	エンドスルファン(ベンゾエチン, エンドスルフェート)	殺虫剤	-	-	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水, H15~)	10%値超 0 / 549 1%値超 0 / 549	10%値超 0 / 581 1%値超 0 / 581	・定量下限 \leq 0.01mg/L		
対	24	オキサジクロメホン	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 126 1%値超 0 / 126			
対	25	オキシシン銅	殺菌剤	-	-	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10	10%値超 0 / 589 1%値超 4 / 589	10%値超 0 / 564 1%値超 12 / 564			
対	26	オリサストロピン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申(H20.3.27) → ADI = 52	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 122 1%値超 0 / 122			
対	27	カズサホス	殺虫剤	-	-	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H20.7.3 答申済み		・食安委答申(H20.7.3) → ADI = 0.25	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 110 1%値超 0 / 110			
対	28	カフェンストロール	除草剤	-	-	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3 (0.008mg/L)	10%値超 0 / 608 1%値超 0 / 608	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639			
対	29	カルタップ	殺虫剤	-	-	0.3	H15年答申	100						10%値超 0 / 1 1%値超 0 / 1	10%値超 0 / 51 1%値超 0 / 51			

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（3/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	-	-	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)	10%値超 0 / 621 1%値超 0 / 621	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617			
対	31	カルプロバミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14 (0.04 mg/L)	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572			
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	-	-	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事:H23.12.26部会)	10%値超 0 / 559 1%値超 0 / 559	10%値超 0 / 552 1%値超 2 / 552			
対	33	キノクラミン(ACN)	除草剤	-	-	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 3 1%値超 0 / 3	10%値超 0 / 123 1%値超 0 / 123			
対	34	キャプタン	殺菌剤	-	-	0.3		125			H25.12.17 審議中		・評価第三部会にて審議中(最近の議事:H25.12.17評価第三部会)	10%値超 0 / 609 1%値超 0 / 609	10%値超 0 / 604 1%値超 0 / 604			
対	35	クミルロン	除草剤	-	-	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10 (0.03 mg/L)	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 108 1%値超 0 / 108			
対	36	グリホサート	除草剤	-	-	2		750			H27.3.19 幹事会報告		・評価書(案)を一部修正の上、農業専門調査会幹事会に報告することとなった。(最近の議事:H27.3.19評価第四部会)	10%値超 0 / 565 1%値超 0 / 565	10%値超 0 / 543 1%値超 0 / 543			
対	37	グルホシネート	除草剤	-	-	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 9.1	10%値超 0 / 3 1%値超 0 / 3	10%値超 0 / 57 1%値超 0 / 57			
対	38	クロメプロップ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2	10%値超 0 / 5 1%値超 0 / 5	10%値超 0 / 116 1%値超 2 / 116			
対	39	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	-	0.0001		設定せず						10%値超 0 / 523 1%値超 0 / 523	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$		
対	40	クロルピリホス	殺虫剤	-	-	0.003	H21.4.1より0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI=1(0.003 mg/L) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 $\mu\text{g}/\text{L}$)	10%値超 0 / 615 1%値超 4 / 615	10%値超 0 / 622 1%値超 8 / 622			
対	41	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	-	-	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 670 1%値超 0 / 670	10%値超 0 / 674 1%値超 0 / 674			
対	42	シアナジン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H27. 6.19 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事:H27. 6.19部会)	10%値超 0 / 20 1%値超 0 / 20	10%値超 0 / 114 1%値超 2 / 114			
対	43	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1						10%値超 0 / 1 1%値超 0 / 1	10%値超 0 / 117 1%値超 0 / 117			
対	44	ジウロン(DCMU)	除草剤	-	-	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 571 1%値超 0 / 571	10%値超 0 / 577 1%値超 0 / 577			

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（4/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	-	-	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	4		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) →ADI=10 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 633 1%値超 0 / 633	10%値超 0 / 652 1%値超 0 / 652			
対	46	ジクロロボス(DDVP)	殺虫剤	-	-	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)	10%値超 0 / 726 1%値超 0 / 726	10%値超 0 / 705 1%値超 0 / 705			
対	47	ジクワット	除草剤	-	-	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 1 / 536 1%値超 1 / 536	10%値超 12 / 535 1%値超 13 / 535	・定量下限 $\leq 0.001\text{mg}/\text{L}$		
対	48	エチルチオメトン	殺虫剤	-	-	0.004		1.4						10%値超 0 / 702 1%値超 3 / 702	10%値超 0 / 682 1%値超 0 / 682			
対	49	ジチアノン	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) → ADI=10	10%値超 0 / 1 1%値超 0 / 1	10%値超 0 / 47 1%値超 0 / 47			
対	50	ジチオカルバメート系農薬	-	-	-	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 45 1%値超 0 / 45			
対	51	ジチオピル	除草剤	-	-	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 3.6 (0.009 mg/L)	10%値超 0 / 558 1%値超 0 / 558	10%値超 0 / 592 1%値超 0 / 592	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.009 mg/L となる方向		
対	52	シハロホップブチル	除草剤	-	-	0.006	H15年答申	2.4						10%値超 0 / 4 1%値超 0 / 4	10%値超 0 / 127 1%値超 0 / 127			
対	53	シマジン(GAT)	除草剤	-	-	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 636 1%値超 0 / 636	10%値超 0 / 647 1%値超 3 / 647			
対	54	ジメタメリン	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) →ADI=9.4	10%値超 0 / 565 1%値超 0 / 565	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615			
対	55	ジメエート	殺虫剤	-	-	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584	10%値超 0 / 612 1%値超 0 / 612			
対	56	シメリン	除草剤	-	-	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 616 1%値超 0 / 616	10%値超 0 / 639 1%値超 0 / 639			
対	57	ジメピレレート	除草剤	2004.6失効	-	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、 原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意	10%値超 0 / 531 1%値超 0 / 531	10%値超 0 / 559 1%値超 0 / 559			
対	58	ダイアジノン	殺虫剤	-	-	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申(H26.8.19) →ADI=1 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 759 1%値超 0 / 759	10%値超 0 / 751 1%値超 1 / 751			
対	59	ダイムロン	除草剤	-	-	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 300 (0.8 mg/L)	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615			

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（5/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況** (H24水道統計)		浄水超過状況** (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	60	ダゾメット	殺菌剤	-	-	0.006	H29.4.1より新規設定	2.5		H28.2.17	27.3.24答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4	10%値超 0 / 1 1%値超 0 / 1	10%値超 0 / 54 1%値超 0 / 54			
対	61	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	-	-	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 110 1%値超 0 / 110			
対	62	チウラム	殺菌剤	-	-	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 606 1%値超 0 / 606	10%値超 0 / 610 1%値超 2 / 610			
対	63	チオジカルブ	殺虫剤	-	-	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 564 1%値超 0 / 564	10%値超 0 / 566 1%値超 0 / 566			
対	64	チオファネートメチル	殺菌剤	-	-	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 592 1%値超 0 / 592	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593			
対	65	チオベンカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5答申済み		・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 mg/L)	10%値超 0 / 605 1%値超 0 / 605	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626			
対	66	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	-	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)	10%値超 0 / 540 1%値超 0 / 540	10%値超 0 / 567 1%値超 7 / 567			
対	67	トリクロピル	除草剤	-	-	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613	10%値超 0 / 607 1%値超 2 / 607			
対	68	トリクロロホン(DEP)	殺虫剤	-	-	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15~)	10%値超 0 / 615 1%値超 4 / 615	10%値超 1 / 632 1%値超 11 / 632			
対	69	トリシクラゾール	殺菌剤	-	-	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI=50	10%値超 0 / 603 1%値超 0 / 603	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600			
対	70	トリフルラリン	除草剤	-	-	0.06		24	0.02		H24.1.26答申済み		・食安委答申(H24.1.26) →ADI=24	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615			
対	71	ナプロバミド	除草剤	-	-	0.03		12.5						10%値超 0 / 555 1%値超 0 / 555	10%値超 0 / 589 1%値超 0 / 589			
対	72	パラコート	除草剤	-	-	0.005	H15年答申	2						10%値超 0 / 11 1%値超 0 / 11	10%値超 0 / 58 1%値超 0 / 58			
対	73	ピペロホス	除草剤	-	-	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 521 1%値超 0 / 521	10%値超 0 / 547 1%値超 7 / 547		・定量下限 $\leq 0.0001\text{mg}/\text{L}$	
対	74	ピラクロニル	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 61 1%値超 0 / 61			

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（6/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	75	ピラゾキシフェン	除草剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申(H20.4.24) → ADI = 26 (0.07 mg/L)	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 6	10%値超 0 / 114 1%値超 0 / 113			
対	76	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567	10%値超 0 / 574 1%値超 0 / 574			
対	77	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	-	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626			
対	78	ピリプチカルブ	除草剤	-	-	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593	10%値超 0 / 626 1%値超 3 / 626			
対	79	ピロキロン	殺菌剤	-	-	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 589 1%値超 0 / 589	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626			
対	80	フィプロニル	殺虫剤	-	-	0.0005	変更なし	0.2		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事:28.1.14幹事会)	10%値超 0 / 615 1%値超 0 / 615	10%値超 2 / 632 1%値超 2 / 632	・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90~100%。		
対	81	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.003→ 0.01	5		H27.2.5	H26.6.3 答申済み		・食安委答申(H26.6.3) → ADI=4.9 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 769 1%値超 3 / 769	10%値超 0 / 762 1%値超 3 / 762	・【H17】浄水からの検出レベルは最高20%(表流水)、原水で100%超が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度		
対	82	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申(H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 694 1%値超 0 / 694	10%値超 0 / 693 1%値超 0 / 693			
対	83	フェリムゾン	殺菌剤	-	-	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 19	10%値超 0 / 3 1%値超 0 / 3	10%値超 0 / 56 1%値超 0 / 56			
対	84	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	-	-	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) → ADI=2.3	10%値超 0 / 633 1%値超 0 / 633	10%値超 0 / 661 1%値超 0 / 661			
対	85	フェントエート(PAP)	殺虫剤	-	-	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H25.1.21) → ADI=2.9	10%値超 0 / 637 1%値超 0 / 637	10%値超 0 / 652 1%値超 1 / 652			
対	86	フェントラザミド	除草剤	-	-	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申(H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 111 1%値超 0 / 111			
対	87	フサライド	殺菌剤	-	-	0.1		40						10%値超 0 / 612 1%値超 0 / 612	10%値超 0 / 643 1%値超 0 / 643			
対	88	ブタクロール	除草剤	-	-	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) → ADI=10	10%値超 0 / 18 1%値超 0 / 18	10%値超 0 / 117 1%値超 0 / 117			
対	89	ブタミホス	除草剤	-	-	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 580 1%値超 0 / 580	10%値超 0 / 619 1%値超 0 / 619			

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（7/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況 ^{※2} (H24水道統計)		浄水超過状況 ^{※2} (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	90	プロロフェジン	殺虫剤	-	-	0.02	H15年からの変更なし	9		H20.12.16	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) → ADI=9 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 595 1%値超 0 / 595	10%値超 0 / 606 1%値超 0 / 606			
対	91	フルアジナム	殺菌剤	-	-	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI=10	10%値超 0 / 1 1%値超 0 / 1	10%値超 0 / 104 1%値超 0 / 104			
対	92	プレチラクロール	除草剤	-	-	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 mg/L)	10%値超 0 / 619 1%値超 1 / 619	10%値超 0 / 669 1%値超 0 / 669			
対	93	プロシモドン	殺菌剤	-	-	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=35	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561	10%値超 0 / 585 1%値超 0 / 585			
対	94	プロチオホス	殺虫剤	-	-	0.004	H15年答申	1.5						10%値超 0 / 10 1%値超 0 / 10	10%値超 0 / 49 1%値超 0 / 49			
対	95	プロピコナゾール	殺菌剤	-	-	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H26.4.8) → ADI=19 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 547 1%値超 3 / 547	10%値超 0 / 574 1%値超 0 / 574			
対	96	プロピザミド	除草剤	-	-	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) → ADI=19	10%値超 0 / 582 1%値超 0 / 582	10%値超 0 / 596 1%値超 0 / 596			
対	97	プロベナゾール	殺菌剤	-	-	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H23.9.28評価第三部会)	10%値超 0 / 600 1%値超 0 / 600	10%値超 0 / 600 1%値超 2 / 600			
対	98	プロモブチド	除草剤	-	-	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI=40 (0.1 mg/L)	10%値超 0 / 613 1%値超 0 / 613	10%値超 0 / 656 1%値超 3 / 656	・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.1 mg/L となる方向		
対	99	ベノミル	殺菌剤	-	-	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602	10%値超 0 / 631 1%値超 0 / 631			
対	100	ベンシクロン	殺菌剤	-	-	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 mg/L)	10%値超 0 / 626 1%値超 0 / 626	10%値超 0 / 635 1%値超 0 / 635			
対	101	ベンゾピシクロン	除草剤	-	-	0.09	H26.4.1より 新規設 定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI=34	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 113 1%値超 2 / 113			
対	102	ベンゾフェナップ	除草剤	-	-	0.005	H29.4.1よ り 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI=2	10%値超 0 / 15 1%値超 0 / 15	10%値超 0 / 107 1%値超 2 / 107			

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-18 最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）（8/8）

群	番号	項目名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	浄水超過状況※2 (H24水道統計)		浄水超過状況※2 (H25水道統計)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		10%値超	1%値超	10%値超	1%値超	
対	103	ベンタゾン	除草剤	-	-	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 595 1%値超 0 / 595	10%値超 0 / 601 1%値超 0 / 601			
対	104	ベンディメタリン	除草剤	-	-	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) → ADI=120	10%値超 0 / 631 1%値超 0 / 631	10%値超 0 / 660 1%値超 0 / 660			
対	105	ベンフラカルブ	殺虫剤	-	-	0.04		15						10%値超 0 / 551 1%値超 0 / 551	10%値超 0 / 552 1%値超 0 / 552			
対	106	ベンフルラリン(ベスロジ ン)	除草剤	-	-	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI=5	10%値超 0 / 560 1%値超 4 / 560	10%値超 0 / 597 1%値超 4 / 597			
対	107	ベンフレセート	除草剤	-	-	0.07	H15から変 更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 23	10%値超 0 / 2 1%値超 0 / 2	10%値超 0 / 113 1%値超 0 / 113			
対	108	ホスチアゼート	殺虫剤	-	-	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農業専門調査 会幹事会に報告することとなった。ただし、確 認事項に対する回答について評価部会で確 認することとなった。(最近の議事:H24.9.12評	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 118 1%値超 0 / 118			
対	109	マラソン(マラチオン)	殺虫剤	-	-	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) → ADI=290 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	10%値超 0 / 635 1%値超 0 / 635	10%値超 0 / 647 1%値超 0 / 647			
対	110	メコプロップ(MCPP)	除草剤	-	-	0.05	H26.4.1より 0.005→ 0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 656 1%値超 0 / 656	10%値超 0 / 652 1%値超 0 / 652			
対	111	メソミル	殺虫剤	-	-	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 590 1%値超 0 / 590	10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598			
対	112	メタム(カーバム)	-	-	-	0.01	H29.4.1より 新規設 定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5	10%値超 0 / 1 1%値超 0 / 1	10%値超 0 / 47 1%値超 0 / 47			
対	113	メタラキシル	殺菌剤	-	-	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H23.7.7 答申済み		・食安委答申(H23.7.7) → ADI=22(0.06 mg/L) (メタラキシル及びメフェノキサムとして)	10%値超 0 / 661 1%値超 0 / 661	10%値超 0 / 666 1%値超 0 / 666			
対	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	-	-	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 668 1%値超 0 / 668	10%値超 0 / 688 1%値超 0 / 688			
対	115	メチルダイムロン	除草剤	2005.7失効	-	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討	10%値超 0 / 530 1%値超 0 / 530	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573			
対	116	メミノストロピン	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	16			H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16	10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 118 1%値超 0 / 118			
対	117	メトリブジン	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	12.5						10%値超 0 / 0 1%値超 0 / 0	10%値超 0 / 111 1%値超 2 / 111			
対	118	メフェナセット	除草剤	-	-	0.02	H22.4.1より 0.009→ 0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7 (0.02 mg/L)	10%値超 0 / 693 1%値超 1 / 693	10%値超 0 / 698 1%値超 6 / 698			・厚生科学審議会生活環境水道部 会(平成20年12月16日)で審議。基 準値は0.02 mg/L となる方向
対	119	メブロニル	殺菌剤	-	-	0.1	H15から変 更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 0.05	10%値超 0 / 594 1%値超 0 / 594	10%値超 0 / 617 1%値超 0 / 617			
対	120	モリネート	除草剤	-	-	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1	10%値超 0 / 607 1%値超 0 / 607	10%値超 0 / 657 1%値超 0 / 657			・定量下限 \leq 0.001 mg/L

※ ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で10%超過

表 3-19 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）（1/7）

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
要	1	アセタミプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.2		71		H28.2.17	H26.12.16 答申済み		・食安委答申(H26.12.16) → ADI = 71	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 11	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 29	
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	-	-	0.1	0.2→0.1	57		H20.12.16 H24.3.5			・食安委答申(H22.9.9) → ADI=57 (0.1 mg/L)	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 25	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.1 mg/L となる方向
要	3	エチプロール	-	-	-	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H26.3.24 答申済み		・食安委答申(H26.3.24) → ADI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	1%値超 0 / 26	1%値超 1 / 26	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 5	
要	4	クロロピクリン	-	-	-	-								1%値超 - / 50	1%値超 - / 17	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 9	
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	-	-	0.07		29		H28.2.17	H24.5.21 H27.9.8 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 29 ・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 29	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 41	
要	6	テフリルトリオン	-	-	-	0.002		0.8		H25.3.19	H21.2.19 答申済み		・食安委答申(H21.2.19) → ADI=0.8	1%値超 0 / 24	1%値超 6 / 24	1%値超 0 / 21	1%値超 15 / 19	
要	7	パラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	-	0.04	H15年答申	15					・評価要請(H21.3.24)	-	-	-	-	・販売・使用禁止農薬(使用事故多発)
要	8	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	50					・評価要請(H25.8.20)	1%値超 1 / 21	1%値超 1 / 23	1%値超 - / -	1%値超 0 / 1	
要	9	ピラクロホス	-	-	-	-	-	-						-	-	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 31	
要	10	フルスルフamid	殺菌剤	-	-	-	-	-					・評価要請(H24.8.21)	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
要	11	プロマシル	除草剤	-	-	-	-	-			H26.8.27 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H26.8.27評価第三部会)	-	-	1%値超 0 / 21	1%値超 6 / 26	
要	12	ベントキサゾン	除草剤	-	-	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21				1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 10	
要	13	ホサロン	殺虫剤	-	-	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申(H26.3.10) → ADI=2 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	-	-	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 31	
要	14	メタアルデヒド	-	-	-	0.06	変更なし	22		H27.2.5	23.6.23答申済み		・食安委答申(H23.6.23) → ADI = 22	1%値超 0 / 22	1%値超 1 / 27	1%値超 0 / 1	1%値超 1 / 6	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-20 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
要	15	メチルイソチオシアネート	殺虫剤	-	-	-	H29.4.1より新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4	-	-	-	-	
要	16	メトラクロール	除草剤	-	-	0.2	H15から変更なし	97	M33.1.0	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申(H21.7.30) → ADI = 97	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 38	
他	1	2-クロロプロピオン酸メチル(MCPM)	除草剤	-	-	-					H24.10.29 答申済み		・食安委答申(H24.10.29) → ADI = 9.8	-	-	1%値超 0 / 1	-	
他	2	2,4-DB	除草剤	未登録	-	-			0.09		審議中		・食安委検討中	-	-	-	-	
他	3	DBEDC	殺菌剤	-	-	-								-	-	-	-	
他	4	MCPB	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	33						1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 1	
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	-	0.2	H28.4.1より0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 77	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	6	アジムスルフロン	除草剤	-	-	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申(H21.4.9) → ADI = 95	-	-	-	-	
他	7	アミトロール	除草剤、分散染料、樹脂硬化剤	-	-	0.003	0.06→0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2	-	-	-	-	
他	8	アメトリン	除草剤	-	-	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申(H19.9.13) → ADI = 72 (0.2 mg/L)	-	-	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 19	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.2 mg/L となる方向
他	9	イナベンフィド	植物成長調整剤	2007.1失効	-	0.3	H15年答申	130						-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	10	イマゾスルフロン	除草剤	-	-	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 24	
他	11	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	-	-	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 答申済み		・食安委答申(H19.5.31) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	-	-	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 31	
他	12	エトキシスルフロン	除草剤	-	-	0.1	H15年から変更なし	56			H25.10.21 答申済み		・食安委答申(H25.10.21) → ADI = 56	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 9	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-21 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	13	エトベンザニド	除草剤	-	-	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI=44	-	-	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 19	
他	14	エンドタール	除草剤	-	-	-								-	-	1%値超 0 / 1	-	
他	15	オキサジアルギル	除草剤	-	-	0.02		8			H19.10.11 答申済み		・食安委答申(H19.10.11) →ADI=8	-	-	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	
他	16	オキサミル	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	17	オキシリニック酸	殺菌剤	-	-	0.05	H15年から変更なし	21			H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) →ADI=21	-	-	-	-	
他	18	キザロホップエチル	除草剤	-	-	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H26.4.8) →ADI=9 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H26.10.7 答申済み		・食安委答申(H26.10.7) →ADI=97 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 22	
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	-	-	0.7	H15年から変更なし	270		H20.12.16	H24.5.24 答申済み		・食安委答申(H24.5.24) →ADI=270	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	21	クロータールジメチル(TC TP)	除草剤	2005.9失効	-	-		-						-	-	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	
他	22	クローピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	10						-	-	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	
他	23	シクロスルフアムロン	除草剤	-	-	0.08	H15年答申	30						-	-	-	1%値超 0 / 1	
他	24	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	-	-	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	-	-	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) →ADI=85	-	-	1%値超 0 / 1	-	
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	-	-	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事:H19.10.12部会)	-	-	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-22 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）（4/7）

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	27	ジクロロプロップ	植物成長調整剤	-	-	0.06	H15年答申	22	0.1					1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	28	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	0.006 (2007)					-	-	1%値超 0 / 1	-	
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	-	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出	・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8		
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.6	変更なし	220		H27.2.5	H25.12.2 答申済み	・食安委答申(H25.12.2) → ADI = 220	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 23		
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02				H28.2.17	H27.3.2 答申済み	・食安委答申(H27.3.2) → ADI = 9.6	-	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 34		
他	32	シフルトリン	殺虫剤	-	-	0.05	H15年答申	20					-	-	-	-		
他	33	ジフルベンズロン	殺虫剤	-	-	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	0.12 (2006)	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 20	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8		
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	-	-	0.02	H15年答申	9.9					-	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 34		
他	35	シプロジニル	殺菌剤	-	-	0.07					H24.9.24 答申済み	・食安委答申(H24.9.24) → ADI = 27	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 37		
他	36	シベルメリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	50					-	-	-	-		
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.02		8.5			H24.11.12 H28.2.23 答申済み	・食安委答申(H24.11.12) → ADI = 8.5 ・食安委答申(H28.2.23) → ADI = 8.5	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 28		
他	38	ジメチルピホス	殺虫剤	2006.11失効	-	0.01	H15年答申	4					-	-	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 29		
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	-	-	0.3	H15から 変更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み	・食安委答申(H24.2.9) → ADI=110(0.3 mg/L)	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 15		
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	-	0.1	H15年答申	42					-	-	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 29		

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-23 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWG ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	41	スピノサド	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	24			H27.2.17 答申済み		・食安委答申(H27.2.17) → ADI=24	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3	
他	42	セトキシジム	除草剤	-	-	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事:H26.2.27評価第一部会)	-	-	1%値超 0 / 1	-	
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-								1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 24	
他	44	チアメキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.05		18		H28.2.17	H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H24.3.1) → ADI = 18 ・食安委答申(H27.7.28) → ADI = 18	1%値超 0 / 11	1%値超 1 / 14	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 38	
他	45	チオシクラム	殺虫剤	-	-	0.03	H15年答申	12						1%値超 - / 0	1%値超 - / 0	-	-	
他	46	チフルザミド	殺菌剤	-	-	0.04	H15年答申	20			H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.10.1) → ADI = 14 ・食安委答申(H28.1.26) → ADI = 14	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 37	
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	-	-	0.1	H15年答申	58						-	-	-	-	
他	48	テトラクロロピビンホス(CVMP)	殺虫剤	-	-	0.01	H15年答申	4						-	-	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 31	
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	0.01	H28.4.1より新規設定			H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) → ADI = 4	-	-	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 19	
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	-	-	0.04	0.02→0.004	16		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 16 (0.04 mg/L)	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 13	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.04 mg/L となる方向
他	51	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	-	-	0.01	H15から変更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01 mg/L)	-	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 5	
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	-	-	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) → ADI = 15	-	-	1%値超 0 / 19	1%値超 0 / 23	
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	-	-	0.01		5.6		H25.3.19	H23.2.10 答申済み		・食安委答申(H23.2.10) → ADI = 5.6	-	-	-	-	
他	54	ナブロアニリド	除草剤	2003.11失効	-	0.02	H15年答申	7						-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-24 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)				厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	-	-	1.3	H15年答申	530						1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 20	1%値超 0 / 26	
他	56	バクロブトラゾール	植物成長調整剤	-	-	0.05		20		H22.12.21	H21.4.2 答申済み		・食安委答申(H21.4.2) → ADI=20	-	-	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33	
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-								-	1%値超 0 / 1	-	-	
他	58	ビスピリバック	除草剤	-	-	0.03	H15年答申	11						-	1%値超 0 / 1	-	1%値超 0 / 1	
他	59	ピメロジン	殺虫剤	-	-	0.03	H15から 変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=13	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 13	
他	60	ピラズスルフロエチル	除草剤	-	-	0.003	H27.4.1より 0.1→ 0.003	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申(H26.5.20) → ADI=10 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	1%値超 0 / 8	1%値超 1 / 8	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 16	
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	-	-	0.05		20			H22.4.1 答申済み		・食安委答申(H22.4.1) → ADI=20	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 32	
他	62	ピリホスメチル	殺虫剤	-	-	0.06	H15年答申	25	設定不適當 ADI0.03 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		-	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 25	1%値超 0 / 34	
他	63	ピレトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	40						-	-	-	-	
他	64	フェノキサニル	-	-	-	0.02		7			H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI=6.9 ・食安委答申(H20.11.27) → ADI=7	-	-	-	-	
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	-	-	0.04	H26.4.1より 0.05→ 0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI=17	1%値超 0 / 5	-	1%値超 0 / 5	-	
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	-	0.008	H15年答申	3						-	-	1%値超 0 / 1	-	
他	67	フラメピル	殺菌剤	-	-	0.02	H15から 変更なし	7		H24.3.5	H23.11.17 答申済み		・食安委答申(H23.11.17) → ADI=7	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 21	1%値超 0 / 26	
他	68	フルアジホップ	除草剤	-	-	0.01	H28.4.1より 0.03→ 0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申(H27.7.7) → ADI=4.4	1%値超 - / 0	1%値超 - / 0	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8	
他	69	プロパニル(DCPA)	除草剤	-	-	0.04	H15年答申	17						-	-	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 17	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

表 3-25 最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項目名	用途			目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ ^{※1} (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 (平成25年1月現在)	検出状況 ^{※2} (H25年水質測定結果)		検出状況 ^{※2} (H26年水質測定結果)		課題、留意事項
						値(mg/L)	H15年答申			厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水	
他	70	プロパホス	殺虫剤	2007.2失効	-	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出	・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに 関する意見書提出	-	-	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33		
他	71	プロパルギット(BPPS)	殺虫剤	-	-	0.02	H15年答申	8.3			H25.11.11 答申済み	・食安委答申(H25.11.11) →ADI = 21	-	-	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	-	-	0.5	H15年答申	180					-	-	-	-		
他	73	プロボキスル(PHC)	殺虫剤	2006.4失効	-	0.2	H15年答申	63					-	-	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 33		
他	74	プロメトリン	除草剤	-	-	0.08	H28.4.1より 0.06→ 0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み	・食安委答申(H27.9.8) → ADI = 30	-	-	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 21		
他	75	ベルメトリン	殺虫剤	-	-	0.1	H15年答申	48	0.3 (2008)		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		-	-	-	1%値超 1 / 1		
他	76	ベンスルタップ	殺虫剤	-	-	0.09	H15年答申	34					-	1%値超 0 / 1	-	1%値超 0 / 2		
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	-	-	0.009	H15から 変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み	・食安委答申(H21.8.27) → ADI = 3.5	-	-	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8		
他	78	ホキシム	防蟻剤	-	-	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中	・食安委検討中 ・評価要請(H21.2.3)	-	-	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 8		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	-	-	0.1		44			H24.8.6 答申済み	・食安委答申(H24.8.6) → ADI = 44	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 39		
他	80	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤、殺虫殺菌剤	-	-	-							-	-	-	-		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	-	0.002	0.01→ 0.002	0.6		H20.12.16	H20.5.1 答申済み	・食安委答申(H20.5.1) → ADI = 0.6 (0.002 mg/L)	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 16	1%値超 0 / 24	・厚生科学審議会生活環境水道 部会(平成20年12月16日)で審 議。基準値は0.002 mg/L となる方 向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	-	-	0.006	H15年答申	2.5					-	-	-	-		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	-	-	0.002	H15年答申	0.6					-	-	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 8		
他	84	リニュロン	除草剤	-	-	0.02	H15年答申	7.7					1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 12	1%値超 0 / 11	・【H17】検出レベルは1~10%(湖 沼水)	

※1 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいと設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄:浄水の1地点以上で1%超過

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

(1) 集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成22年度～27年度（27年度は27年12月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて1件として計数）を以下に示す。

- ・平成22年度 132件
- ・平成23年度 91件 （原水および浄水で検出の事例：1件）
- ・平成24年度 103件
- ・平成25年度 96件 （原水および浄水で検出の事例：1件）
- ・平成26年度 64件
- ・平成27年度（12月までの時点） 86件

(2) 集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計をおこなった。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：データベース”FILE02.xls”）も活用した（表4-1参照）。

表 4-1 リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル
平成22年度	平成22年4月から23年3月	H23年度_FILE02集計.xls
平成23年度	平成23年4月から24年3月	H24年度_FILE02集計.xls
平成24年度	平成24年4月から25年3月	H24年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H25年度_FILE02.xls集計で確認)
平成25年度	平成25年4月から26年3月	H25年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H26年度_FILE02.xls集計で確認)
平成26年度	平成26年4月から27年3月	H26年度_FILE02集計.xls(レベルの判定のみ、H27年度_FILE02.xls集計で確認)
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls

(3) 集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2 集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果をに表 4-3 に示す。

表 4-3 クリプトポリジウム等の検出状況 (1/13)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒 のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H22-001	-01	H22.04	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	3			原水				
H22-002	-01	H22.04	東京都	東京都	上水道	多摩川水系西川	地表水	棚沢浄水場	レベル4					381	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-003	-01	H22.04	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-004	-01	H22.04	福岡県	田川市	上水道	位登水源伏流水	地表水	丸山浄水場	レベル3		○			49495	-	0.1度以下			○	2	原水				
H22-005	-01	H22.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	3	○	5	原水				
H22-006	-01	H22.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-007	-01	H22.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○			980542	-	0.1度以下	○	2	○	9	原水				
H22-008	-01	H22.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○			340103	-	0.1度以下	○	3			原水				
H22-009	-01	H22.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			38249	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-010	-01	H22.04	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	大久保浄水場	レベル4	○	○			3754363	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水				
H22-011	-01	H22.04	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			454695	-	0.1度以下	○	6			原水				
H22-012	-01	H22.04	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4068169	-	0.1度以下			○	2	原水				
H22-013	-01	H22.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			64000	-	0.1度以下	○	9	○	1	原水				
H22-014	-01	H22.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2808000	-	0.1度以下	○	12			原水				
H22-015	-01	H22.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			641000	-	0.1度以下	○	4			原水				
H22-016	-01	H22.04	奈良県	天理市上下水道局	上水道	天理ダム	地表水	豊井浄水場	レベル4		○			68701	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-017	-01	H22.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2808000	-	0.1度以下	○	2	○	2	原水				
H22-018	-01	H22.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			641000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-019	-01	H22.05	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	大久保浄水場	レベル4	○	○			3754363	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-020	-01	H22.05	大阪府	大阪府健康医療部	簡易水道	中谷川	地表水	箕面市上止々呂美簡易水道	レベル4	○	○			220	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-021	-01	H22.05	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			220061	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-022	-01	H22.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4068169	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-023	-01	H22.05	広島県	広島県健康福祉局	簡易水道	江の川水系	地下地下水(深井戸)	向泉浄水場	レベル1					1939	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-024	-01	H22.05	愛知県	愛知県企業局	用水供給	木曾川水系木曾川	地表水	犬山浄水場	レベル4	○	○			918299	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-025	-01	H22.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	3			原水				
H22-026	-01	H22.06	香川県	香川県	簡易水道	城石川	地表水	岩谷浄水場(簡易水道)	レベル4			○		92	-	不明			○	52	原水				
H22-027	-01	H22.06	香川県	香川県	簡易水道	当浜川	地表水	当浜浄水場(簡易水道)	レベル4			○		106	-	不明			○	19	原水				
H22-028	-01	H22.06	香川県	香川県	簡易水道	森庄川	地表水	福田浜浄水場(簡易水道)	レベル4			○		577	-	不明			○	13	原水				
H22-029	-01	H22.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-030	-01	H22.07	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-031	-01	H22.07	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉新三郷浄水場	レベル4	○	○			-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-032	-01	H22.07	大分県	大分市	簡易水道	田ノ浦川	地表水	田ノ浦浄水場着水井	レベル4			○		170	-	不明			○	4	原水				
H22-033	-01	H22.07	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			20953	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-034	-01	H22.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(間中橋付近)						-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-035	-01	H22.07	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1267300	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-036	-01	H22.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○			980542	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-037	-01	H22.07	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			64000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-038	-01	H22.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-039	-01	H22.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水				
H22-040	-01	H22.07	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2402000	-	0.1度以下			○	2	原水				
H22-041	-01	H22.07	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			220061	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-042	-01	H22.08	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1267300	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-043	-01	H22.08	東京都	東京都	専用水道	5号井戸		ひばりが丘団地		○	○			995	-	不明	○	1			原水				
H22-044	-01	H22.08	大分県	大分市	簡易水道		地表水	西部第一浄水場着水井				○		149	-	0.1度以下			○	3	原水				
H22-045	-01	H22.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野鳥の里浄水場)	レベル4	○	○			701773	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-046	-01	H22.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4		○			152000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-047	-01	H22.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-048	-01	H22.09	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			220061	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-049	-01	H22.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県中央第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-050	-01	H22.10	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-051	-01	H22.10	大阪府	大阪府	上水道	水越川支川	地表水	青筋簡易水道	レベル4		○			106	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-052	-01	H22.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野鳥の里浄水場)	レベル4	○	○			701773	-	0.1度以下			○	1	原水				

表 4-4 クリプトポリジウム等の検出状況 (2/13)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H22-053	-01	H22.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			38249	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-054	-01	H22.10	東京都	東京都	上水道	大島分川水源	地表水	御蔵島村簡易水道	レベル4					304	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-055	-01	H22.10	広島県	広島県健康福祉局	簡易水道	下板木水源	不圧地下水(湧井戸)	下板木浄水場	レベル3		○			121	付帯に牛舎あり	0.1度以下		○	1	原水					
H22-056	-01	H22.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			60000	-	0.1度以下	○	5	○	2	原水				
H22-057	-01	H22.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-058	-01	H22.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	2	○	6	原水				
H22-059	-01	H22.10	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			239800	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-060	-01	H22.10	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			731000	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-061	-01	H22.10	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系渡良瀬川	地表水	利根川水系渡良瀬川(高橋大橋付近)						-	-	0.1度以下		○	2	原水					
H22-062	-01	H22.10	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(関中橋付近)						-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-063	-01	H22.11	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	古国府浄水場	レベル4		○			177464	畜産農場、畜産物処理場、糞尿処理場、三船地区 農業集積排水処理場	0.1度以下		○	1	原水					
H22-064	-01	H	大分県	大分市水道局	上水道		地表水	古国府浄水場	レベル4	○	○			177464	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-065	-01	H22.11	大阪府	大阪府	上水道	箕面川	地表水	箕面浄水場	レベル4					23734	上流山中に生息するほ乳類動物(猿・熊等)の糞尿 が流出し、浄水場へ流入する	0.1度以下		○	1	原水					
H22-066	-01	H22.11	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○			128000	畜舎等からの流出が想定されるが存在場所につ いては未特定	0.1度以下	○	1			原水				
H22-067	-01	H22.11	大阪府	泉南市上下水道部	上水道	金瓶寺川	伏流水	六尾浄水場	レベル4	○	○			21002	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-068	-01	H22.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			220061	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-069	-01	H22.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水				
H22-070	-01	H22.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			980542	-	0.1度以下	○	4			原水				
H22-071	-01	H22.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			701773	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-072	-01	H22.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	阿久津大橋						-	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-073	-01	H22.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-074	-01	H22.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4109436	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水				
H22-075	-01	H22.11	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2219000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-076	-01	H22.11	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2833000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-077	-01	H22.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	地表水	長沢浄水場	レベル4	○	○			371268	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-078	-01	H22.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4		○			150000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-079	-01	H22.11	愛知県	愛知県企業局	用水供給	木曾川水系木曾川	地表水	犬山浄水場	レベル4	○	○			918299	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-080	-01	H22.11	神奈川県	横浜市中上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			126277	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-081	-01	H22.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	3			原水				
H22-082	-01	H22.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-083	-01	H22.12	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-084	-01	H22.12	埼玉県	埼玉県企業局	上水道	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○			1121913	-	0.1度以下		○	2	原水					
H22-085	-01	H22.12	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○			128000	畜舎等からの流出が想定されるが存在場所につ いては未特定	0.1度以下	○	2			原水				
H22-086	-01	H22.12	福岡県	田川地区水道企業団	用水供給	山面川	地表水	田川地区水道企業団浄水場	レベル4	○	○			103323	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-087	-01	H22.12	大分県	大分市	上水道	大野川	地表水	梶井田取水口			○			147977	大分県畜産公社(豊後大野市大野町)/畜産農場 (豊後大野市大野川流域に設置)	0.1度以下	○	3			原水				
H22-088	-01	H22.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2103000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-089	-01	H22.12	青森県	八戸圏域水道企業団	上水道	新井田川(是川取水ポンプ場)	地表水	白山浄水場	レベル4	○	○			329000	-	不明	○	1	○	1	原水				
H22-090	-01	H22.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			220061	-	0.1度以下		○	2	原水					
H22-091	-01	H22.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			220061	-	0.1度以下		○	2	原水					
H22-092	-01	H22.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			264648	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-093	-01	H22.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-094	-01	H22.12	富山県	富山県	専用水道	大崩島/渡原水源	地表水	大崩島飲料水供給施設	レベル3			○		43	-	0.1度以下		○	1	原水					
H22-095	-01	H22.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-096	-01	H22.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	3			原水				
H22-097	-01	H23.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4	○	○			254000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-098	-01	H23.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1348000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-099	-01	H23.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			264648	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-100	-01	H23.01	千葉県	東総広域水道企業団	上水道	利根川水系黒部川	地表水	香取郡東庄町笹川橋敷下			○			138786	-	0.1度以下	○	4			原水				
H22-101	-01	H23.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	香取郡東庄町新宿			○			71750	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-102	-01	H23.01	神奈川県	神奈川県企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1267300	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水				
H22-103	-01	H23.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	8	○	2	原水				
H22-104	-01	H23.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	2			原水				

表 4-5 クリプトポリジウム等の検出状況 (3/13)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムを検出		ジアルジアを検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H22-105	-01	H23.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下		○	2	原水					
H22-106	-01	H23.01	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	荏隈浄水場	レベル4	○	○		114382	高産農産物、畜産物処理場、糞尿処理場、三船地区農業集積排水処理場	-	0.1度以下	○	3			原水				
H22-107	-01	H23.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○		38249	-	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水				
H22-108	-01	H23.01	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	荏隈浄水場	レベル4	○	○		115571	-	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水				
H22-109	-01	H23.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		701773	-	-	0.1度以下	○	2			原水				
H22-110	-01	H23.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004	-	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水				
H22-111	-01	H23.01	埼玉県	埼玉県企業局	上水道	荒川	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○		454695	-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-112	-01	H23.02	三重県	三重県企業庁	上水道	長良川	地表水	北中野水道用水供給事業 大湫浄水場			○		-	-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-113	-01	H23.02	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	新鬼怒川橋					-	-	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水				
H22-114	-01	H23.02	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	鬼怒川橋/阿久津大橋					-	-	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水				
H22-115	-01	H23.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-	-	-	0.1度以下	○	5			原水				
H22-116	-01	H23.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	用水供給	酒匂川/相模川	地表水	西長沢浄水場	レベル4	○	○		-	-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-117	-01	H23.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系田北上川	地表水	鹿又取水場					-	-	-	不明	○	1			原水				
H22-118	-01	H23.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○		340103	-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-119	-01	H23.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○		980542	-	-	0.1度以下	○	2	○	4	原水				
H22-120	-01	H23.02	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	古国府浄水場	レベル4		○		177464	高産農産物、畜産物処理場、糞尿処理場、三船地区農業集積排水処理場	-	0.1度以下			○	5	原水				
H22-121	-01	H23.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○		2219000	-	-	0.1度以下	○	8	○	3	原水				
H22-122	-01	H23.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○		4109436	-	-	0.1度以下	○	6	○	3	原水				
H22-123	-01	H23.02	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○		220061	-	-	0.1度以下			○	3	原水				
H22-124	-01	H23.02	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○		264648	-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-125	-01	H23.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004	-	-	0.1度以下	○	9	○	17	原水				
H22-126	-01	H23.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4		○		150000	-	-	0.1度以下	○	7	○	3	原水				
H22-127	-01	H23.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-	-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H22-128	-01	H23.03	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系瀧沼川	地表水	瀧沼川浄水場	レベル4	○	○		129289	-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H22-129	-01	H23.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(長柄ダム)	地表水	長柄浄水場	レベル4		○		152000	-	-	0.1度以下	○	1			原水				

表 4-6 クリプトポリジウム等の検出状況 (4/13)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H22-130	-01	H23.03	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			22061	-	0.1度以下	○	4	○	15	原水				
H22-131	-01	H23.03	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			22061	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H22-132	-01	H23.03	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			26464	-	0.1度以下	○	4	○	4	原水				
H22-133	-01	H23.03	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1267300	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H23-001	-01	H23.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-002	-01	H23.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	5	○	2	原水				
H23-003	-01	H23.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	3	原水				
H23-004	-01	H23.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			37964	-	0.1度以下	○	3	○	11	原水				
H23-005	-01	H23.04	神奈川県	横浜貿易市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-006	-01	H23.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	19	原水				
H23-007	-01	H23.04	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曾川水系愛知用水	地表水	高蔵寺浄水場	レベル4	○	○			218753	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-008	-01	H23.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			61000	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水				
H23-009	-01	H23.05	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系那珂川	地表水	水戸浄水場	レベル4	○	○			638078	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-010	-01	H23.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-011	-01	H23.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-012	-01	H23.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	用水供給	酒匂川水系/相模川水系	地表水	西長沢浄水場	レベル4		○			-	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-013	-01	H23.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2219000	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-014	-01	H23.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2833000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-015	-01	H23.05	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			20027	-	0.1度以下	○	3			原水				
H23-016	-01	H23.05	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	松部浄水場	レベル4		○			6752	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-017	-01	H23.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水				
H23-018	-01	H23.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	柴原浄水場	レベル3	○	○			34400	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-019	-01	H23.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4109436	-	0.1度以下	○	1	○	3	原水				
H23-020	-01	H23.05	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	芦名沢川支流遠峰北ノ又沢	地表水	前田浄水場	レベル4		○			150	-	不明	○	1			原水				
H23-021	-01	H23.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○			679798	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-022	-01	H23.06	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○			1129624	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-023	-01	H23.06	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-024	-01	H23.06	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			229347	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-025	-01	H23.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-026	-01	H23.06	神奈川県	横浜貿易市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	2			原水				
H23-027	-01	H23.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所			○			-	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-028	-01	H23.07	茨城県	茨城県企業局	用水供給	那珂川水系那珂川	地表水	水戸浄水場	レベル4	○	○			638078	-	0.1度以下			○	10	原水				
H23-029	-01	H23.08	神奈川県	横浜貿易市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-030	-01	H23.08	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○			679798	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H23-031	-01	H23.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-032	-01	H23.08	千葉県	いすみ市	上水道	夷隅川水系大野川	地表水	大野浄水場	レベル4		○			4285	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-033	-01	H23.09	滋賀県	滋賀県企業庁	用水供給	淀川水系野洲川	地表水	湖南市三雲			○			-	-	0.1度以下	○	2			原水				
H23-034	-01	H23.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第二水道	レベル4		○			771088	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-035	-01	H23.10	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○			20027	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-036	-01	H23.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	2			原水				
H23-037	-01	H23.10	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○			104000	-	0.1度以下	○	9			原水				
H23-038	-01	H23.10	栃木県	栃木県	渡良瀬川水系渡良瀬川	地表水	佐野市高橋町 高橋大橋							-	-	不明			○	1	原水				
H23-039	-01	H23.10	千葉県	鴨川市水道局	上水道	大風沢川系大風沢川	地表水	奥谷浄水場	レベル4		○			3588	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-040	-01	H23.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下	○	2			原水				
H23-041	-01	H23.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-042	-01	H23.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H23-043	-01	H23.10	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			613000	-	0.1度以下			○	2	原水				
H23-044	-01	H23.10	千葉県	鴨川市水道局	上水道	大風沢川系大風沢川	地表水	奥谷浄水場	レベル4		○			3588	-	0.1度以下	○	2			原水				
H23-045	-01	H23.11	大阪府	大阪府健康医療部		堀河川	伏流水	童子畑簡易水道	レベル4	○	○			230	-	0.1度以下	○	7			原水				
H23-046	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			229347	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H23-047	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	水海道浄水場	レベル4	○	○			229347	-	0.1度以下			○	1	原水				
H23-048	-01	H23.11	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場	レベル4	○	○			261609	-	0.1度以下	○	1			原水				

表 4-7 クリプトポリジウム等の検出状況 (5/13)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針	
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)						
H23-049	-01	H23.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下		○	8	原水						
H23-050	-01	H23.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-051	-01	H23.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋	レベル4					-	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H23-052	-01	H23.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○			4109436	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-053	-01	H23.11	長野県	長野県環境部	上水道	深沢第1水源(本水源)/深沢第2水源(予備水源)	地表水	箕輪町上水道	レベル4		○			1266	-	不明	○	5			原水					
H23-054	-01	H23.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県庄和浄水場	レベル4	○	○			1129624	-	0.1度以下	○	4	○	8	原水					
H23-055	-01	H23.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系長尾川	地表水	白浜浄水場	レベル4	○	○			5032	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-056	-01	H23.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場	レベル4	○	○			230000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-057	-01	H23.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2780000	-	0.1度以下		○	2		原水					
H23-058	-01	H23.12	千葉県	南房総市	上水道	三原川系三原川	地表水	小向浄水場	レベル4		○			14836	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-059	-01	H23.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム(湧水を宝電寺取水口より導水し貯水)	地表水	亀田浄水場	レベル4		○			44769	-	0.1度以下	○	2			原水					
H23-060	-01	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	市野瀬水源 小観音沢	伏流水	市野瀬浄水場	レベル3		○			270	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-061	-01	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	宇津木水源	地表水	宇津木配水池				○		1	-	0.1度超	○	3			原水					
H23-061	-02	H23.12	長野県	伊那市	簡易水道	宇津木水源	地表水	宇津木配水池				○		1	-	0.1度超	○	3			浄水	健康被害の報告 はない	飲料用の使用中 止を各戸に連絡 (通知)			
H23-062	-01	H23.12	大分県	大分市	上水道	大野川	地表水	県判田取水口				○		147977	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-063	-01	H23.12	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-064	-01	H24.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所				○		-	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-065	-01	H24.01	埼玉県	埼玉県	用水供給	江戸川	地表水	埼玉県新三郷浄水場	レベル4	○	○			-	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-066	-01	H24.01	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2323000	-	0.1度以下	○	3	○	2	原水					
H23-067	-01	H24.01	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	三園浄水場	レベル4		○			613000	-	0.1度以下		○	1		原水					
H23-068	-01	H24.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下		○	1		原水					
H23-069	-01	H24.01	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1263000	-	0.1度以下		○	2		原水					
H23-070	-01	H24.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	播磨川	地表水	古江浄水場	レベル4	○	○			104000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-071	-01	H24.01	千葉県	野田市	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○			37964	-	0.1度以下	○	4	○	8	原水					
H23-072	-01	H24.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	2	○	6	原水					
H23-073	-01	H24.01	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			452918	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H23-074	-01	H24.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所				○		-	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-075	-01	H24.02	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-076	-01	H24.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			1110142	-	不明		○	1		原水					
H23-077	-01	H24.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	藤屋浄水場	レベル4	○	○			951539	-	不明		○	1		原水					
H23-078	-01	H24.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2025000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-079	-01	H24.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2752000	-	0.1度以下		○	1		原水					
H23-080	-01	H24.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下	○	4	○	3	原水					
H23-081	-01	H24.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	5	○	3	原水					
H23-082	-01	H24.02	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋						-	-	0.1度以下		○	1		原水					
H23-083	-01	H24.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分水工)	地表水	東金浄水場	レベル4		○			149000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-084	-01	H24.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○			679798	-	0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H23-085	-01	H24.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所				○		-	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H23-086	-01	H24.03	千葉県	千葉県水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場	レベル4	○	○			230000	-	0.1度以下	○	24	○	2	原水					
H23-087	-01	H24.03	千葉県	綾子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	香取郡東庄町新宿				○		67912	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-088	-01	H24.03	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系/酒匂川水系	地表水	瀬見台浄水場	レベル4	○	○			320744	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H23-089	-01	H24.03	宮崎県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○			128000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H23-090	-01	H24.03	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	3			原水					
H23-091	-01	H24.03	愛知県	名古屋上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	鍋屋上野浄水場	レベル4	○	○			390000	-	0.1度以下		○	1		原水					

表 4-8 クリプトポリジウム等の検出状況 (6/13)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H24-001	-01	H24.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○				0.1度以下		○	1	原水						
H24-002	-01	H24.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	上花輪浄水場	レベル4		○		37964		0.1度以下	○	1		原水						
H24-003	-01	H24.04	長野県	長野県	上水道	和見沢川	地表水	沢入浄水場	レベル4		○		2407		0.1度以下	○	2		原水						
H24-004	-01	H24.04	長野県	長野県	簡易水道	飯島町日曾利簡易水道 第2水源(南ヶ沢)	地表水	日曾利簡易水道	レベル4		○		153		0.1度以下	○	1		原水						
H24-005	-01	H24.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下	○	1	○	6	原水					
H24-006	-01	H24.04	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下		○	1	原水						
H24-007	-01	H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	柏井浄水場東側	レベル4	○	○		296332		0.1度以下		○	2	原水						
H24-008	-01	H24.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下		○	2	原水						
H24-009	-01	H24.04	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○		12537		0.1度以下	○	4		原水						
H24-010	-01	H24.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下		○	1	原水						
H24-011	-01	H24.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	1		原水						
H24-012	-01	H24.05	愛知県	愛知県企業庁	用水供給	木曾川水系愛知用水	地表水	尾張東部浄水場	レベル4	○	○		659840		0.1度以下	○	2		原水						
H24-013	-01	H24.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下		○	1	原水						
H24-014	-01	H24.06	長野県	佐久水道企業団	上水道	久能水源	地表水	久能配水池	レベル3			○	200	不明(上流に貯留地あり)	不明	○	1.5		原水						
H24-015	-01	H24.06	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌壇浄水場	レベル4	○	○		1147		0.1度以下	○	3		原水						
H24-016	-01	H24.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○		2780000		0.1度以下		○	1	原水						
H24-017	-01	H24.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部第二水道	レベル4		○		771088		0.1度以下		○	1	原水						
H24-018	-01	H24.06	長野県	長野県	簡易水道	駒ヶ根市上水道(旧・中山簡易水道)	地表水	中山水源				○	53	不明(野生動物糞便と推定)	不明	○	1		原水						
H24-019	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下		○	1	原水						
H24-020	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○				0.1度以下	○	1		原水						
H24-021	-01	H24.07	長野県	長野県	上水道	山形村上水道・横吹沢水源	地表水	唐沢浄水場	レベル4			○	8000	不明(上流に貯留地あり)	0.1度以下	○	1		原水						
H24-022	-01	H24.07	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下		○	1	原水						
H24-023	-01	H24.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	3		原水						
H24-024	-01	H24.07	兵庫県	西宮市水道局	上水道		地下地下水(深井戸)	鳴尾浄水場	レベル3		○		28949		不明		○	4	原水						
H24-025	-01	H24.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下		○	1	原水						
H24-026	-01	H24.08	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋							0.1度以下	○	5		原水						
H24-027	-01	H24.08	千葉県	勝浦市	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場	レベル4		○		12537		0.1度以下	○	1		原水						
H24-028	-01	H24.08	大分県	大分市	上水道	大分川	地表水	古国府浄水場	レベル4		○		176454	畜産農場(糞尿処理場)/畜産処理場(三船地区農畜集積場水処理場)	0.1度以下		○	3	原水						
H24-029	-01	H24.08	大阪府	大阪府健康医療部	その他飲用井戸等		地下地下水(深井戸)	大阪府民の森くろんど園地キャンプ場			○	○	200		0.1度以下	○	1		原水						
H24-030	-01	H24.08	長野県	長野県	上水道	粟谷沢/一の沢/二の沢/黒川水源	地表水	男女沢浄水場	レベル4		○		15313		0.1度以下	○	1		原水						
H24-031	-01	H24.08	長野県	長野県	簡易水道		地表水	長谷簡易水道 車沢水源				○	14	不明(付近で近年検出例多発。野生動物影響を懸念)	不明		○	1	原水						
H24-032	-01	H24.08	長野県	長野県	小規模水道		地表水	上奈良尾簡易給水施設水源				○		不明(付近で近年検出例多発。野生動物影響を懸念)	0.1度以下	○	0.5		原水						
H24-033	-01	H24.08	長野県	長野県	上水道		地表水	辰野町上水道 第14水源				○			0.1度以下		○	2	原水						
H24-034	-01	H24.09	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	荒川	地表水	埼玉県吉見浄水場	レベル4	○	○		452918		0.1度以下		○	1	原水						
H24-035	-01	H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H24-036	-01	H24.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所				○			0.1度以下		○	1	原水						
H24-037	-01	H24.09	宮城県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○		128000	畜舎等からの流出が推定されるが存在場所については未特定	0.1度以下		○	1	原水						
H24-038	-01	H24.09	大阪府	大阪府	上水道	小和田川	地表水	歌壇浄水場	レベル4	○	○		1147		0.1度以下	○	2		原水						
H24-039	-01	H24.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	1		原水						
H24-040	-01	H24.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部第二水道	レベル4		○		771088		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H24-041	-01	H24.10	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	利根川	地表水	埼玉県行田浄水場	レベル4	○	○		172455		0.1度以下		○	1	原水						
H24-042	-01	H24.10	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	2		原水						
H24-043	-01	H24.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H24-044	-01	H24.10	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	4		原水						
H24-045	-01	H24.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所				○			0.1度以下	○	12		原水						
H24-046	-01	H24.11	三重県	名張市上下水道部	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	5		原水						
H24-047	-01	H24.11	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	3	○	7	原水					
H24-048	-01	H24.11	大阪府	池田市	上水道	猪名川	伏流水	古江浄水場	レベル4	○	○		103153		0.1度以下	○	1		原水						
H24-049	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	5		原水						
H24-050	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下		○	5	原水						
H24-051	-01	H24.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	1		原水						
H24-052	-01	H24.11	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○		2699000		0.1度以下		○	2	原水						

表 4-9 クリプトポリジウム等の検出状況 (7/13)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H24-053	-01	H24.11	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋							0.1度以下	○	1			原水					
H24-054	-01	H24.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	2			原水					
H24-055	-01	H24.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東第一水道	レベル4		○		679798		0.1度以下			○	1	原水					
H24-056	-01	H24.11	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	3			原水					
H24-057	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○		-		0.1度以下			○	1	原水					
H24-058	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	13	○	1	原水					
H24-059	-01	H24.12	大分県	大分市水道局	上水道	大野川	地表水	隈田田取水口			○		148933	天分南産産公社(豊後大野市大野町)/南産農場(豊後大野市大野川流域に所在)	0.1度以下			○	1	原水					
H24-060	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	6			原水					
H24-061	-01	H24.12	千葉県	南房総市	上水道	長尾川水系馬喰川	地表水	白浜浄水場	レベル4		○		4952		0.1度以下	○	1			原水					
H24-062	-01	H24.12	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	3	○	3	原水					
H24-063	-01	H24.12	三重県	名張市	上水道	淀川水系名張川	地表水	長瀬浄水場	レベル4	○	○		222		不明	○	1			原水					
H24-064	-01	H24.12	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○		2602000		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H24-065	-01	H24.12	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	春日井浄水場	レベル4	○	○		1140000		0.1度以下	○	1			原水					
H24-066	-01	H24.12	千葉県	富津市	上水道	小久保ダム	地表水	亀田浄水場	レベル4	○	○		44381		0.1度以下	○	1			原水					
H24-067	-01	H25.01	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	1			原水					
H24-068	-01	H25.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	5			原水					
H24-069	-01	H25.01	愛知県	愛知県企業庁	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	犬山浄水場	レベル4	○	○		922512		0.1度以下			○	1	原水					
H24-070	-01	H25.01	千葉県	千葉水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側他)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下	○	5	○	7	原水					
H24-071	-01	H25.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○		62000		0.1度以下	○	8	○	3	原水					
H24-072	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H24-073	-01	H25.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○		261598		0.1度以下	○	1			原水					
H24-074	-01	H25.02	宮城県	宮崎市上下水道局	上水道	大淀川水系大淀川	地表水	富吉浄水場	レベル4	○	○		128000	畜舎等からの汚泥が溜まり定まる存在場所については高特定	0.1度以下	○	1			原水					
H24-075	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下	○	7	○	14	原水					
H24-076	-01	H25.02	千葉県	千葉水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下	○	2			原水					
H24-077	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○		2059000		0.1度以下	○	7			原水					
H24-078	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○		2699000		0.1度以下	○	3			原水					
H24-079	-01	H25.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉浄水場	レベル4		○		4136894		0.1度以下	○	6			原水					
H24-080	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	蛇田浄水場他(鹿又取水場)	レベル4		○	○	107554		不明	○	2			原水					
H24-081	-01	H25.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	北上川水系旧北上川	地表水	須江山浄水場(鹿又取水場)	レベル4		○		64263		不明			○	0.5	原水					
H24-082	-01	H25.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(東金分土工)	地表水	東金浄水場	レベル4	○	○		149000		0.1度以下	○	9			原水					
H24-083	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○		2059000		0.1度以下	○	2			原水					
H24-084	-01	H25.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○		2480000		0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H24-085	-01	H25.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東第一水道	レベル4	○	○		734607		0.1度以下			○	1	浄水	健康被害報告無し				
H24-086	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	9	○	1	原水					
H24-087	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	25			原水					
H24-088	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	7			原水					
H24-089	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所					-		0.1度以下	○	17			原水					
H24-090	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1224382		0.1度以下	○	32			原水					
H24-091	-01	H25.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○		56000		0.1度以下	○	5			原水					
H24-092	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所					-		0.1度以下	○	15			原水					
H24-093	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1224382		0.1度以下	○	16			原水					
H24-094	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	13			原水					
H24-095	-01	H25.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川(長柄ダム)	地表水	長柄浄水場	レベル4		○		149000		0.1度以下	○	1			原水					
H24-096	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県企業庁企業局	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1263000		0.1度以下	○	7			原水					
H24-097	-01	H25.03	千葉県	千葉水道局	上水道	高滝ダム湖	地表水	福増浄水場(高滝取水場)	レベル4	○	○		230000		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H24-098	-01	H25.03	愛知県	名古屋市上下水道局	上水道	木曾川水系木曾川	地表水	大治浄水場	レベル4	○	○		920000		0.1度以下			○	1	原水					
H24-099	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	20			原水					
H24-100	-01	H25.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東第二水道	レベル4		○		771088		0.1度以下			○	2	原水					
H24-101	-01	H25.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○		-		0.1度以下	○	4			原水					
H24-102	-01	H25.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下	○	3			原水					
H24-103	-01	H25.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所					-		0.1度以下	○	2			原水					

表 4-10 クリプトポリジウム等の検出状況 (8/13)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H25-001	-01	H25.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下			○	3	原水					
H25-002	-01	H25.04	千葉県	市原市	上水道	養老川水系高滝ダム	地表水	新井浄水場	レベル4		○		25000		0.1度以下		○	1		原水					
H25-003	-01	H25.04	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町 新鬼怒川橋							0.1度以下					原水					
H25-004	-01	H25.04	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下		○	1		原水					
H25-005	-01	H25.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光浄水場	レベル4		○		62000		0.1度以下		○	3		原水					
H25-006	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○		261598		0.1度以下			○	1	原水					
H25-007	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下			○	8	原水					
H25-008	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○		400000		0.1度以下			○	6	原水					
H25-009	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下			○	2	原水					
H25-010	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○		2480000		0.1度以下			○	1	原水					
H25-011	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○		2699000		0.1度以下			○	1	原水					
H25-012	-01	H25.05	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1224382		0.1度以下		○	1	○	1	原水				
H25-013	-01	H25.05	奈良県	桜井市上下水道部	上水道	倉橋溜池	地表水	外山浄水場	レベル4	○	○		37000		0.1度以下			○	2	原水					
H25-014	-01	H25.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○		2059000		0.1度以下		○	1		原水					
H25-015	-01	H25.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下			○	1	原水					
H25-016	-01	H25.05	山口県	下関市上下水道局	上水道	内日貯水池	地表水	長府浄水場他	レベル4	○	○	○	229845		0.1度以下			○	19	原水					
H25-017	-01	H25.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○		2602000		0.1度以下		○	4		原水					
H25-018	-01	H25.06	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下		○	7		原水					
H25-019	-01	H25.06	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所							0.1度以下		○	1		原水					
H25-020	-01	H25.06	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1224382		0.1度以下		○	1	○	1	原水				
H25-021	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(関中橋付近)							0.1度以下		○	3		原水					
H25-022	-01	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村							不明		○	1		原水					
H25-022	-02	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村							不明		○	2		浄水	不明	島牧村(湧水)による ポリタンク給水実施。 週末の健康被害発生 を情報に備えて通 信体制を確保。	汲み上げ装置設置 準備中。		
H25-023	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	那珂川水系那珂川	地表水	那珂川水系那珂川(那珂川山田町電付近)							0.1度以下		○	1		原水					
H25-024	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川(清州橋付近)							0.1度以下		○	3		原水					
H25-025	-01	H25.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○		261598		0.1度以下			○	1	原水					
H25-026	-01	H25.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下		○	1		原水					
H25-027	-01	H25.08	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○		1224382		0.1度以下		○	2		原水					
H25-028	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○		2177		0.1度以下		○	1		原水					
H25-029	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○		2177		0.1度以下		○	3		原水					
H25-030	-01	H25.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場(ちば野菊の里浄水場他)	レベル4	○	○		684744		0.1度以下			○	1	原水					
H25-031	-01	H25.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○				0.1度以下			○	1	原水					
H25-032	-01	H25.09	大阪府	大阪府健康医療部	簡易水道	天王川支流	地表水	天王浄水場	レベル4			○	175		0.1度以下		○	2		原水					
H25-033	-01	H25.09	東京都	八王子市	専用水道	井戸水	地下(深井戸)	特別養護老人ホーム 小松原園	レベル3				100		不明			○		原水					
H25-034	-01	H25.09	神奈川県	横浜質市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○		114007		0.1度以下			○	2	原水					
H25-035	-01	H25.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	藤古川浄水場	レベル4	○	○	○	3000		0.1度以下			○	1	原水					
H25-036	-01	H25.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	社家取水管理事務所			○				0.1度以下			○	1	原水					
H25-037	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○		261598		0.1度以下			○	1	原水					
H25-038	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		397004		0.1度以下		○	1	○	6	原水				
H25-039	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場(柏井浄水場東側)	レベル4	○	○		400000		0.1度以下			○	1	原水					
H25-040	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場(柏井浄水場西側)	レベル4	○	○		1031829		0.1度以下			○	1	原水					
H25-041	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	大川浄水場原水管	地表水	大川浄水場	レベル4		○		1559		不明		○	1		原水					
H25-042	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○		398101		0.1度以下			○	2	原水					
H25-043	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	秋ヶ瀬取水場(朝霞浄水場他)	地表水	秋ヶ瀬取水場	レベル4		○		5900000		0.1度以下		○	2		原水					
H25-044	-01	H25.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工			○	○	1000000		0.1度以下		○	1		原水					
H25-045	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県中央第一水道	レベル4		○		734845		0.1度以下			○	1	原水					
H25-046	-01	H25.11	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場			○	○	36956		0.1度以下		○	1		原水					
H25-047	-01	H25.12	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○		2666371		0.1度以下			○	2	原水					
H25-048	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	瀬沼川	地表水	瀬沼川浄水場	レベル4	○	○		136607		0.1度以下			○	1	原水					
H25-049	-01	H25.12	大阪府	能勢町	簡易水道		地表水	妙見山取水場				○	5		0.1度以下		○	5		原水					

表 4-11 クリプトポリジウム等の検出状況 (9/13)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝集沈 殿	急速ろ 過	緩速ろ 過	消毒の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H25-050	-01	H25.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			230000	-	0.1度以下	○	2			原水				
H25-051	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場	レベル4	○	○			264278	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-052	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-053	-01	H25.12	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(長柄ダム)	地表水	長柄浄水場	レベル4	○	○			149000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-054	-01	H26.01	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	0.1度以下	○	3			原水				
H25-055	-01	H26.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○			67385	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水				
H25-056	-01	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場 取水口	レベル4	○	○			264278	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水				
H25-057	-02	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所水海道浄水場 利根川取水口	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水				
H25-058	-03	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県南水道事務所水海道浄水場 鬼怒川取水口	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下	○	2			原水				
H25-059	-01	H26.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場	レベル4	○	○			398101	-	0.1度以下			○	5	原水				
H25-060	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315000	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-061	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			1006000	-	0.1度以下	○	5	○	5	原水				
H25-062	-01	H26.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	池田市古江浄水場猪名川取水口	レベル4	○	○			103000	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-063	-01	H26.01	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4	○	○			4500000	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-064	-01	H26.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127000	-	不明			○	2	原水				
H25-065	-01	H26.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取水場		○	○			82000	-	0.1度以下	○	24	○	3	原水				
H25-066	-01	H26.02	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-067	-01	H26.02	長野県	長野県企業局	上水道	千曲川	地表水	上田市小坂地蔵 上田農水頭音工		○	○			35000	-	0.1度以下			○	2	原水				
H25-068	-01	H26.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	築島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-069	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水	茨城県企業局 県中央水道事務所潮沼川 取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-070	-01	H26.02	岐阜県	岐阜県	専用水道	支流	地表水	貝月リゾート水源:貝月谷支流	レベル4		○			800	-	0.1度以下	○	3			原水				
H25-071	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			264278	-	0.1度以下			○	14	原水				
H25-072	-02	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所水海道浄水場 利根川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下	○	1	○	18	原水				
H25-073	-03	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県南水道事務所水海道浄水場 鬼怒川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	3	原水				
H25-074	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水	茨城県企業局 県中央水道事務所潮沼川 取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-075	-01	H26.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		154778	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-076	-01	H26.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水				
H25-077	-01	H26.02	東京都	東京都	上水道	-	地表水	金町取水場(東京都葛飾区金町浄水場池先)	レベル4		○			10400000	-	0.1度以下	○	3	○	4	原水				
H25-078	-02	H26.02	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市栗岡)			○			10400000	-	0.1度以下	○	2	○	7	原水				
H25-079	-01	H26.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(江戸川七色町浄水場池先)		○	○			4139442	-	0.1度以下			○	7	原水				
H25-080	-01	H26.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場			○			398101	-	0.1度以下			○	14	原水				
H25-081	-01	H26.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工		○	○			114000	-	0.1度以下	○	26	○	1	原水				
H25-082	-01	H26.03	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-083	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			-	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-084	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	-	0.1度以下	○	2			原水				
H25-085	-01	H26.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川(長柄ダム)	地表水	長柄取水場		○	○			149000	-	0.1度以下	○	3			原水				
H25-086	-01	H26.03	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	-	0.1度以下			○	3	原水				
H25-087	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	-	地表水	力ロー谷(東京都奥多摩町)			○	○		3327100	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-088	-01	H26.03	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川浄水場			○			765677	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-089	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県企業局	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水	谷ヶ原浄水場	レベル4	○	○	○		440000	-	0.1度以下			○	2	原水				
H25-090	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	-	地表水	沼本ダム(沼本調整池) 長沢浄水場	レベル4		○			700000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-091	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	戸谷水源・寄合谷水源	地表水	戸谷水源・寄合谷水源取水施設				○		255	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-092	-01	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			264278	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-093	-02	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所水海道浄水場 利根川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	1	原水				
H25-094	-03	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県南水道事務所水海道浄水場 鬼怒川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	2	原水				
H25-095	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1290000	-	0.1度以下	○	1			原水				
H25-096	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1290000	-	0.1度以下	○	1			原水				

表 4-12 クリプトポリジウム等の検出状況 (10/13)

処理用通番	扶番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムを検出		ジアルジアを検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H26-001-01		H26.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	1			原水					
H26-002-01		H26.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川取水場			○		398101		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H26-003-01		H26.04	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○		1280000		0.1度以下	○	2			原水					
H26-004-01		H26.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○		1006000		0.1度以下	○	1			原水					
H26-005-01		H26.05	岐阜県	岐阜県	簡易水道	谷水	地表水	大崎取水場				○		26		0.1度以下	○	1			原水				
H26-006-01		H26.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○		650000		0.1度以下			○	1	原水					
H26-007-01		H26.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○		50700		0.1度以下			○	1	原水					
H26-008-01		H26.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水	茨城県企業局 潮中取水場		○	○		136607		0.1度以下			○	6	原水					
H26-009-01		H26.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川取水場	レベル4		○		734845		0.1度以下			○	1	原水					
H26-010-01		H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64		0.1度以下	○	3			原水				
H26-011-01		H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	コウクルビ谷水源	地表水	コウクルビ谷水源取水施設				○		76		0.1度以下			○	1	原水				
H26-012-01		H26.06	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場 跳滝取水口	レベル4	○	○		21091		0.1度以下			○	1	原水					
H26-013-01		H26.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県企業局 利根川取水場	レベル4		○		765677		0.1度以下			○	1	原水					
H26-014-01		H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	神蛇洞水源	地表水	神蛇洞水源取水施設				○		286		0.1度以下	○	1			原水				
H26-015-01		H26.06	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	地表水	中津川取水場		○	○		60484		0.1度以下			○	1	原水					
H26-016-01		H26.07	大阪府	大阪府	簡易水道	石川系越川上流支川	地表水	青前浄水場	レベル4	○	○		90		0.1度以下			○	1	原水					
H26-017-01		H26.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○		127000		不明			○	1	原水					
H26-018-01		H26.07	香川県	琴平町水道事業/琴平町	上水道	堀池水源池	地表水	不圧地下水(湧井戸) 五条浄水場	レベル3	○	○		9000		0.1度以下	○	1			原水					
H26-019-01		H26.07	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	青山ずい道出口				○		210000		0.1度以下	○	1			原水				
H26-020-01		H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	三郷取水場	レベル4		○		10400000		0.1度以下			○	1	原水					
H26-021-02		H26.07	東京都	東京都	上水道	-	地表水	秋ヶ瀬取水場				○		10400000		0.1度以下			○	1	原水				
H26-022-01		H26.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県企業局 利根川取水場	レベル4		○		398101		0.1度以下			○	3	原水					
H26-023-01		H26.07	北海道	島牧村	簡易水道	高田の川	伏流水	永豊地区の配水池	レベル3			○		1500		不明	○	1		浄水					
H26-024-01		H26.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川河川水	地表水	栃木県栃木市大光寺橋付近							0.1度以下	○	2			原水					
H26-025-01		H26.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○				0.1度以下	○	3			原水					
H26-026-01		H26.08	北海道	富良野市	用水供給	-	伏流水	富良野市宇山部24線地先				○		93		不明	○	2		原水					
H26-027-01		H26.08	岐阜県	岐阜県	専用水道	貝月谷支流水源池	地表水	貝月リゾート水源・貝月谷支流	レベル4		○		800		0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H26-028-01		H26.08	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(江戸川七右衛門橋付近)		○	○		4139442		0.1度以下	○	2	○	2	原水					
H26-029-01		H26.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○		650000		0.1度以下			○	2	原水					
H26-030-01		H26.08	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○		50700		0.1度以下	○	1			原水					
H26-031-01		H26.09	岐阜県	岐阜県	簡易水道	東谷水源	地表水	東谷水源取水施設				○		72		0.1度以下	○	1			原水				
H26-032-01		H26.09	北海道	釧路市	簡易水道	訓子府支流川	地表水	秋田取水場	レベル4		○		195		0.1度以下	○	2			原水					
H26-033-01		H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	小山取水場		○	○		231672		0.1度以下			○	1	原水					
H26-034-02		H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	板戸井取水場		○	○		231672		0.1度以下			○	3	原水					
H26-035-01		H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	雨浦浄水場水質試験室		○	○		2025		0.1度以下			○	1	原水					
H26-036-02		H26.09	東京都	東京都	上水道	-	不圧地下水(湧井戸) 沖村浄水場蓄水井			○	○		463		0.1度以下			○	1	原水					
H26-037-01		H26.09	東京都	東京都	上水道	-	地表水	権原村 北秋川浄水場原水蛇口				○		2330		0.1度以下	○	1			原水				
H26-038-01		H26.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○		1290000		0.1度以下			○	1	原水					

表 4-14 クリプトポリジウム等の検出状況 (12/13)

処理用連番	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濃度	クリプトポリジウムを検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H27-001	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			1,290,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-002	-01	H27.01	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場) 高瀬原川(取水口)	レベル4	○	○			455,717	0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H27-003	-01	H27.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系利根川、鬼怒川	地表水		レベル4	○	○			3,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-004	-01	H27.01	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤吉川ダム	地表水	岐阜県関ヶ原町藤吉川浄水場(取水場) 浄水場	レベル4	○	○			1,280,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-005	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水、伏流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			31	0.1度以下	○	1			原水					
H27-006	-01	H27.01	北海道	北海道(増毛町)	簡易水道	岩老川水系カワキの沢川	地表水	増毛町岩老 道有林12林班	レベル4			○		127,000	0.1度以下	○	5			原水					
H27-007	-01	H27.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			315,000	0.1度以下	○	1			原水					
H27-008	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 印旛沼(湖沼)	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			1,011,000	0.1度以下			○	1	原水					
H27-009	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 利根川	地表水	木下取水場		○	○			64,580	0.1度以下	○	1			原水					
H27-010	-01	H27.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県鎌子市黒部川浄水場(取水場) 浄水場		○	○			64,580	0.1度以下	○	2			原水					
H27-011	-01	H27.01	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県鎌子市白石町30番地地先		○	○			406,263	0.1度以下			○	2	原水					
H27-012	-01	H27.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4	○				4,800,000	0.1度以下	○	8	○	1	原水					
H27-013	-01	H27.01	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三郷取水場(埼玉県三郷市新和)	レベル4	○				61,638	0.1度以下	○	1			原水					
H27-014	-01	H27.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	大久保浄水場	レベル4	○	○			35	0.1度以下	○	2			原水					
H27-015	-01	H27.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	北条浄水場(千葉県山成郡芝山町栗山川175-1番地)	レベル4	○	○			50	0.1度以下	○	1			原水					
H27-016	-01	H27.01	長野県	(飯野町建設水道課)	飲料水供給施設	町沢水源(湧水)	不圧地下水(浅井戸)	水源				○		1,290,000	不明	○	1			原水					
H27-017	-01	H27.01	高知県	高知県	専用水道	表流水	地表水	高知県高知市高知区高知1-1-1	レベル4			○		50	0.1度以下	○	1			原水					
H27-018	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			1,290,000	0.1度以下	○	2			原水					
H27-019	-01	H27.02	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	小瀬浄水場(取水場) 高瀬原川(取水口)	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	9	○	1	原水					
H27-020	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			1,830	0.1度以下	○	5			原水					
H27-021	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	上水道	一級河川 神楽川	地表水	森生取水場	レベル4					1,830	0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H27-022	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			758,362	0.1度以下	○	2	○	8	原水					
H27-023	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川、那珂川	地表水		レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下	○	4	○	1	原水					
H27-024	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団(取水口)江戸川(取水場)浄水場	レベル4	○	○			4,610	0.1度以下	○	4	○	1	原水					
H27-025	-01	H27.02	北海道	北海道(上砂川町)	上砂川町簡易水道	石狩川水系ハンケ歌志内川	地表水	歌志内市宇西山44番1地先				○		131	0.1度以下	○	1			原水					
H27-026	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	上水道	壺巻水源(浅井戸)	不圧地下水(浅井戸)	壺巻取水場	レベル3			○		143,404	0.1度以下	○	3			原水					
H27-027	-01	H27.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	津田浄水場(千葉県山成郡芝山町津田175-1番地)	レベル4	○	○			190,059	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-028	-01	H27.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		455,717	0.1度以下	○	3	○	3	原水					
H27-029	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系鬼怒川、利根川	地表水		レベル4	○	○			4,155,481	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H27-030	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団(取水口)江戸川(取水場)浄水場	レベル4	○	○			4,800,000	0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H27-031	-01	H27.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	倉和取水場(東京都葛飾区倉和浄水場地先)	レベル4		○			410,000	0.1度以下	○	2			原水					
H27-032	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			1,280,000	0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H27-033	-01	H27.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			398,101	0.1度以下	○	6	○	8	原水					
H27-034	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			400,000	0.1度以下	○	1			原水					
H27-035	-01	H27.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県企業局(取水場)利根川(取水場)浄水場	レベル4	○				65,922	0.1度以下	○	1			原水					
H27-036	-01	H27.02	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・北部河川・倉敷ダム	地表水	北谷浄水場原水	レベル4	○	○			231,672	0.1度以下			○	4	原水					
H27-037	-01	H27.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			3,330,000	0.1度以下	○	1			原水					
H27-038	-01	H27.03	千葉県	鎌子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県鎌子市黒部川浄水場(取水場) 浄水場		○	○			6,213	0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H27-039	-01	H27.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水		レベル4	○	○			5,800,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-040	-01	H27.03	宮城県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	千代田浄水場(取水場)千代田(取水場)浄水場	レベル4	○	○			410,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-041	-01	H27.03	岐阜県	岐阜県	飛騨市神岡上水道	山田川支流穴谷水源	地表水	穴谷水源			○			1,290,000	0.1度以下	○	2			原水					
H27-042	-01	H27.03	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市宗岡)			○			410,000	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-043	-01	H27.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			1,290,000	0.1度以下	○	2			原水					
H27-044	-01	H27.03	神奈川県	横浜水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○									原水					

表 4-15 クリプトポリジウム等の検出状況 (13/13)

処理用番号	枝番	発生時期 (年/月)	都道府県名	事業者/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名 (記載がない場合、 取水口等の記載 があれば記す)	リスク レベル	浄水処理方法				給水人口 (人)	原因	検出時の 浄水濁度	クリプトポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水 の別	健康被害 発生状況	対応経緯	関係機関 との連絡	今後の 対応方針
										凝 集 沈 殿	急 速 ろ 過	緩 速 ろ 過	消 毒 の み				検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)	検出の有無 (検出の場合○)	濃度 (個/10L)					
H27-045	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小栗浄水場(取水場付:高層部(相模川)取水口)	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	1			原水				
H27-046	-01	H27.01	福岡県	北九州市	専用水道	遠賀川、粟川、河内貯水池の混合原水(比)	地表水	新日橋住宅専用水道 戸畑浄水場			○	○		44,500		0.1度以下		○	1		原水				
H27-047	-01	H28.02	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水場(埼玉県志木市赤岡)				○		5,410,000		0.1度以下	○	3			原水				
H27-048	-01	H27.04	北海道	(南富良野町)	簡易水道	石狩川水系エホロアカンペン川支流一の沢	地表水	豊田町浄水場(北海道南富良野町)	レベル4			○		95		0.1度以下	○	1			原水				
H27-049	-01	H27.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	利根川浄水場(千葉県九十九里町)	レベル4	○	○			61,638		0.1度以下		○	1		原水				
H27-050	-01	H27.04	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	野山浄水場(埼玉県川口市)	レベル4		○			5,900,000		0.1度以下		○	2		原水				
H27-051	-01	H27.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-		0.1度以下	○	1			原水				
H27-052	-01	H27.05	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	金町取水場(東京都葛飾区)	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下		○	1		原水				
H27-053	-01	H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県)	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水				
H27-054	-01	H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	江戸川浄水場(千葉県)	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	1			原水				
H27-055	-01	H27.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場			○	○		650,000		0.1度以下		○	1		原水				
H27-056	-01	H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系鬼怒川河水(原水)	地表水	利根川浄水場(栃木県)	レベル4					-		0.1度以下		○	1		原水				
H27-057	-01	H27.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水				
H27-058	-01	H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県)	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水				
H27-059	-01	H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場			○	○		127,000		0.1度以下		○	1		原水				
H27-060	-01	H27.08	愛媛県	愛媛県	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4				○		204		0.1度以下		○	1		原水				
H27-061	-01	H27.09	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場(東京都板橋区)	レベル4		○			5,800,000		0.1度以下		○	1		原水				
H27-062	-01	H27.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下		○	1		原水				
H27-063	-01	H27.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-		0.1度以下	○	2			原水				
H27-064	-01	H27.10	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県)	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下		○	2		原水				
H27-065	-01	H27.10	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場 江戸川右岸	レベル4	○	○			-		0.1度以下		○	2		原水				
H27-066	-01	H27.10	北海道	北海道(増毛町)	増毛町上水道	増毛別川水系増毛別川	地表水	増毛町浄水場(北海道)	レベル4	○	○			4,159		0.1度以下	○	1			原水				
H27-067	-01	H27.10	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場(群馬県)	レベル4	○	○			396,347		0.1度以下		○	2		原水				
H27-068	-01	H27.10	埼玉県	秩父市	簡易水道	寺沢川	地表水	寺沢取水場				○		30戸		不明		○	1		原水				
H27-069	-01	H27.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4					540,000		0.1度以下		○	2		原水				
H27-070	-01	H27.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,326戸		0.1度以下	○	1			原水				
H27-071	-01	H27.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-		0.1度以下	○	2			原水				
H27-072	-01	H27.11	大阪府	河内長野市	上水道	大和川水系 石川支流 石見川	地表水	三田市浄水場 取水口	レベル4	○	○			6,000		0.1度以下	○	2			原水				
H27-073	-01	H27.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川、鬼怒川	地表水	利根川浄水場(茨城県)	レベル4	○	○			491,880		0.1度以下		○	2		原水				
H27-074	-01	H27.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	江戸川浄水場(千葉県)	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下		○	1		原水				
H27-075	-01	H27.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水				
H27-076	-01	H27.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川	地表水	利根川浄水場(群馬県)	レベル4	○	○			76,132		0.1度以下		○	1		原水				
H27-077	-01	H27.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	利根川浄水場(群馬県)	レベル4	○	○			396,347		0.1度以下		○	3		原水				
H27-078	-01	H27.11	北海道	江別市(江別市)	江別市上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市浄水場(北海道)	レベル4	○	○			119,897		0.1度以下		○	2		原水				
H27-079	-01	H27.11	長野県	長野県	伊那市上新山簡易水道	花平水源	地表水	花平水源	レベル4			○		200		0.1度以下	○	1			原水				
H27-080	-01	H27.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所			○	○		-		0.1度以下	○	4			原水				
H27-081	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	潮沼川	地表水	茨城県企業局 潮沼川浄水場 取水口	レベル4	○				101,798		0.1度以下	○	1			原水				
H27-082	-01	H27.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	3			原水				
H27-083	-01	H27.12	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場(東京都板橋区)	レベル4		○			5,410,000		0.1度以下		○	2		原水				
H27-084	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	4			原水				
H27-085	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	利根川浄水場(茨城県)	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下		○	2		原水				
H27-086	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小栗浄水場(取水場付:高層部(相模川)取水口)	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	2	○	1		原水			

5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理

5-1. 各国における薬品基準等の概要

1) 日本

わが国では、主要な水道用薬品について日本水道協会（JWWA）規格と日本工業規格（JIS）がある。水道事業者は、これらの規格がある水道用薬品については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」や通知（「水道に使用する凝集剤、薬品等の取り扱いについて」昭和48年7月 環水第88号厚生省環境衛生局水道課長通知）に基づき規格品を使用している。

日本水道協会規格は水道事業者等の要請に基づき制定される自主規格であるが、水道の技術的問題に配慮して規定されており、水道事業者の購入仕様等において採用されている。

日本工業規格は工業標準化法に基づく国家規格であり、水道用硫酸アルミニウム及びポリ塩化アルミニウムについては主成分と重金属等について規格値を定めている。

(1) 日本水道協会（JWWA）規格

JWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-1 に示す。

表 5-1 水道用薬品に関する日本水道協会（JWWA）規格

記号・番号	名 称	制定・改正	備 考
K103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	1979/4/26改正	
K107:2005	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K108:2005	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K110:1975	水道用メタリン酸ナトリウム	1975/6/21改正	
K111:1967	水道用ベントナイト試験方法	1967/8/22制定	
K113:2005	水道用粉末活性炭	2014/4/1改正	一部改正*
K120:2008	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2014/4/1改正	一部改正*
K121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975/12/19制定	
K122:2005	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）	2014/4/1改正	一部改正*
K126:1980	水道用ポリアクリルアミド	1980/6/28制定	
K134:2005	水道用濃硫酸	2014/4/1改正	一部改正*
K154:2005	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2014/4/1改正	一部改正*
K155:2005	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2014/4/1改正	一部改正*
K159:2010	水道用ポリシリカ鉄	2010/4/1制定	

*一部改正：水道水質基準の改正に伴う改正である

(2) 日本工業規格 (JIS)

水道用薬品についての JIS は、表 5-2 に示す硫酸アルミニウムとポリ塩化アルミニウムがある。

表 5-2 水道用薬品に関する日本工業規格 (JIS)

記号・番号	名 称	制定・改正
K1475	水道用ポリ塩化アルミニウム (水道用塩基性塩化アルミニウム)	2006/3/25改正
K1450	水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど)	2006/3/25改正

2) アメリカ

アメリカでは、主要な水道用薬品についてアメリカ水道協会 (AWWA) 及び NSF (National Sanitation Foundation International: アメリカ衛生財団) が規格を定めており、これらの規格がアメリカ規格協会 (ANSI) で採用され国家標準となっている。

(1) アメリカ水道協会 (AWWA) 規格

AWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-3 に示す。ANSI/AWWA 規格では、主成分や外観、形状、比重等の物理的性状が規定されており、重金属類の安全性については ANSI/NSF 規格で規定されている。

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会 (AWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
B200	塩化ナトリウム	2012
B201	ソーダ灰	2013
B202	生石灰、消石灰	2013
B300	次亜塩素酸	2011
B301	液体塩素	2010
B302	硫安	2010
B303	亜塩素酸ナトリウム	2010
B304	液体酸素	2014
B305	無水アンモニア	2006
B306	アクアアンモニア (液体水酸化アンモニウム)	2007
B402	硫酸鉄	2012
B403	硫酸アルミニウム	2009
B404	液体ケイ酸ナトリウム	2014
B405	アルミン酸ナトリウム	2006
B406	硫酸鉄	2014
B407	液体塩化第二鉄	2012
B408	液体ポリ塩化アルミニウム	2010
B451	ポリジアリルジメチルアンモニウムクロライド	2010

表 5-3 水道用薬品に関するアメリカ水道協会（AWWA）規格

記号・番号	名 称	改正
B452	EPI-DMA ポリアミン	2014
B453	ポリアクリルアミド	2013
B501	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）	2013
B502	ポリリン酸ナトリウム（ヘキサメタリン酸ナトリウム）	2011
B503	トリポリリン酸ナトリウム	2011
B504	リン酸一ナトリウム（無水）	2012
B505	リン酸二ナトリウム（無水）	2012
B506	オルトリン酸亜鉛	2013
B510	二酸化炭素	2012
B511	水酸化カリウム	2010
B512	二酸化硫黄	2008
B550	塩化カルシウム	2010
B600	粉末活性炭	2010
B601	メタ重亜硫酸ナトリウム	2011
B602	硫酸銅	2008
B603	過マンガン酸塩	2010
B701	フッ化ナトリウム	2011
B702	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	2011
B703	ヘキサフルオロケイ酸	2011

(2) NSF 規格

NSF で制定している水道用薬品規格を表 5-4 に示す。

NSF は第三者認証や試験・規格開発を行う、ミシガン州法に基づく非営利の法人組織である。規格開発に関しては、製造事業者や規制当局、消費者の代表で構成される委員会で策定されている。

水道用薬品の NSF 規格は ANSI/NSF60（飲料水処理用薬品－健康影響）である。この規格は、浄水処理薬品から飲料水に直接添加される化学物質や汚染物質及び不純物について、健康影響にかかわる最小要件とその評価手法を定めており、JIS や後述の EN 規格のように化学物質等の許容含有量を定めるものではない。また、浄水処理薬品としての性能や臭味の要件を定めるものでもない。この規格で扱われている薬品は、凝集剤及びフロック形成剤、軟化剤、沈殿剤、金属イオン封鎖剤、pH 調整剤、腐食又はスケール防止剤、消毒及び酸化剤、処理薬品及び給水のための薬品が記載されているが、記載されたものに限定されるわけではなく、その他の水道用に使用される薬品類について適用可能である。

なお、粉末活性炭については ANSI/NSF61（飲料水処理システム構成要素－健康影響）で規定されている。

アメリカの多くの州でこれら規格に適合する薬品の使用が義務づけられている。なお、わが国の給水装置の浸出性能基準は、NSF61に準拠しつつ、わが国の水道水質や給水装置の使用実態、試験の簡便性等を考慮して修正が加えられている。

表 5-4 水道用薬品等に関する NSF 規格

記号・番号	名 称	改正
NSF60	Drinking Water Treatment Chemicals - Health Effects (飲料水処理用薬品－健康影響)	2013 (追加増補)
NSF61	Drinking Water System Components- Health Effects (飲料水処理システム構成要素－健康影響)	2014

3) ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては EN (European Norm) 規格がある。この規格は CEN (European Committee for Standardization : ヨーロッパ標準化委員会) により制定される地域規格であるが、CEN 構成国 (表 5-5 参照) においては、競合する国家規格を廃止して EN 規格を採用することが義務付けられている。従って、硫酸アルミニウムを例にすると、イギリス規格の「BS EN 878」とドイツ規格の「DIN EN 878」の内容は全く同一である。

水道用薬品に関する EN 規格を表 5-6 に示す。

表 5-5 CEN (ヨーロッパ標準化委員会) 構成国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、マケドニア、トルコ、イギリス (2014年3月現在)

表 5-6 水道用薬品に関する EN 規格

記号・番号	名 称	改正	記号・番号	名 称	改正
EN878	硫酸アルミニウム	2004/6	EN883	ポリ塩化アルミニウム	2004/11
EN896	水酸化ナトリウム	2013/2	EN897	炭酸ナトリウム	2013/2
EN900	次亜塩素酸カルシウム	2007/11	EN899	硫酸	2009/3
EN901	次亜塩素酸ナトリウム	2013/8	EN973	食塩	2009/8
EN12903	粉末活性炭	2009/3	EN1209	ケイ酸ナトリウム	2003/12
EN939	塩酸	2009/1	EN937	液化塩素	2009/6
EN12386	硫酸銅	2012/11	EN12672	過マンガン酸カリウム	2008/7
EN888	塩化第二鉄	2004/11	EN890	硫酸第二鉄	2012/8
EN1407	ポリアクリルアミド (アニオン)	2008/1	EN1410	ポリアクリルアミド (カチオン)	2008/1
EN12671	二酸化塩素	2009/1	EN938	亜塩素酸ナトリウム	2009/1
EN12120	亜硫酸水素ナトリウム	2013/1	EN12124	亜硫酸ナトリウム	2013/2

4) 中国

中国では、SAC (Standardization Administration of China : 中国標準化管理委員会) により作成される GB 規格 (Guojia Biaozhun : 国家標準) がある。GB 規格は強制力の異なる次の 2 種類がある。

- ・ GB : 強制規格
- ・ GB/T : 推奨 (任意) 規格

水処理用薬品に関する GB 規格を表 5-7 に示す。飲料水処理用の薬品については、強制規格としてポリ塩化アルミニウム (GB 15892) が制定されているのみである。なお、表 5-7 に挙げた規格に限らず、国際規格や他国規格と整合が図られている規格も多く、ポリ塩化アルミニウム (GB 15892) については JIS との整合が図られている。

表 5-7 水処理用薬品に関する GB 規格

規格番号	名称	改正・制定	備考	国際整合
GB 15892	ポリ塩化アルミニウム	2009/4/8 改正	飲料水処理用	JIS K 1475:2006
GB 4482	塩化第二鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	ANSI/AWWA B407:1998
GB 10531	硫酸鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	
GB 14591	ポリ硫酸鉄	2006/3/14 改正	水処理用*	
GB 17514	ポリアクリルアミド	2008/9/18 改正	水処理用*	

※これらには I 類と II 類があり、I 類が飲用水処理用である。

【出典】 SAC HP GB database

(<http://220.194.5.109/stdlinfo/servlet/com.sac.sacQuery.GjbczxServlet>)

5) 韓国

韓国では、飲水管理法第 36 条に基づき、環境省告示 (第 2009-186 号) により水処理剤の基準・規格が定められている。環境省告示により性状や成分含有量等が定められている薬品は表 5-8 に示すとおりである。このほかでは、韓国水道協会 (KWWA) 規格がある (表 5-9 参照)。また、わが国の JIS に相当する KS 規格 (Korean Industrial Standards : 韓国工業規格) もあるが、水処理用薬品の成分量や含有物質量を規定する規格は存在しない。

表 5-8 韓国環境省告示で規格・基準が定められている水処理薬品

ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム、アルギン酸ナトリウム、
 ポリ硫酸ケイ酸アルミニウム、ポリアルミニウムヒドロキシクロケイ酸塩、硫酸鉄、
 塩化第二鉄 (液体)、EPI-DMA (ポリアミン)、ポリ水酸化塩化硫酸アルミニウム、
 高濃度次亜塩素酸、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、過酸化水素、腐食抑制剤、
 水酸化カルシウム、活性炭、硫酸銅、水酸化ナトリウム、硫酸、安定化二酸化塩素、
 二酸化炭素

表 5-9 水道用薬品に関する韓国水道協会 (KWWA) 規格

記号・番号	名 称	改正
M 100	水道用アルギン酸ソーダ	2009/9/10
M 102	水道用ソーダ灰	2009/9/10
M 103	水道用メタリン酸ナトリウム	2009/9/10
M 104	水道用ベントナイト試験方法	2009/9/10
M 105	水道用粉末活性炭試験方法	2009/9/11
M 106	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2009/9/11
M 107	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	2009/9/11
M 108	水道用ポリアクリル アミド	2009/9/11
M 109	水道用濃硫酸	2009/9/11
M 110	水道用二酸化塩素溶液	2009/9/11
M 111	水道用液体塩素	2009/9/11
M 112	水道用硫酸銅	2013/5/30

5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格

各国における水道用薬品の現行基準・規格を一覧にして表 5-10～表 5-12 に示す。

表 5-10 水道用薬品の規格値 (1)

【凝集剤 (アルミニウム系)】

水道用薬品		硫酸アルミニウム								ポリ塩化アルミニウム									
No.	年	JWWA K155 2005		JIS K1450 2006		EN878 2004			韓国環境省告示2009-186 2009		JWWA K154 2005	JIS K1475 2006	EN883 2004			韓国環境省告示 2009-186 2009	GB15892 2009		
		固体	液体	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体				
ヒ素	最大値	—	—	4 ppm	2 ppm	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	20 ppm	10 ppm	—	1 ppm	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	5 ppm	0.0002 %		
カドミウム	最大値	—	—	2.0 ppm	1.0 ppm	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	4 ppm	2 ppm	—	1 ppm	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	2 ppm	0.0002 %		
クロム	最大値	—	—	10 ppm	5 ppm	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	20 ppm	10 ppm	—	5 ppm	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	10 ppm	0.0005 %		
水銀	最大値	—	—	0.2 ppm	0.1 ppm	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.4 ppm	0.2 ppm	—	0.1 ppm	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.2 ppm	0.00001 %		
ニッケル	最大値	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	—	—		
鉛	最大値	—	—	10 ppm	5 ppm	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	20 ppm	10 ppm	—	5 ppm	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	10 ppm	0.001 %		
アンチモン	最大値	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—		
セレン	最大値	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—	—	—	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	—	—		
シアン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
アンモニア性窒素	最大値	—	—	300 ppm	100 ppm	—	—	—	0.03 %	0.01 %	—	100 ppm	—	—	—	0.01 %	—		
硫酸イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.5 %	3.5 %	—	—	—	3.5 %	—		
鉄	最大値	—	—	600 ppm	200 ppm	—	—	—	1 %	0.3 %	—	100 ppm	—	—	—	0.01 %	—		
マンガン	最大値	—	—	25 ppm	15 ppm	—	—	—	50 ppm	25 ppm	—	15 ppm	—	—	—	25 ppm	—		
ふっ素イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他		外観、酸化アルミニウム、pH値、不溶分		外観、酸化アルミニウム、pH値、不溶分		各金属はアルミニウム(mg/kg)あたりの値			酸化アルミニウム、pH値、不溶分		外観、比重、酸化アルミニウム、塩基度、pH値		各金属はアルミニウム(mg/kg)あたりの値			酸化アルミニウム、pH値、塩基度		塩基度、密度、不溶分、pH値	

【凝集剤 (鉄系、ポリマー)、凝集助剤】

水道用薬品		塩化第二鉄				硫酸第二鉄			硫酸鉄	ポリ硫酸鉄	ポリアクリルアミド			ケイ酸ナトリウム																				
No.	年	EN888 2004			韓国環境省告示 2009-186 2009	GB4482 I類(飲料水用) 2006		EN890 2012			韓国環境省告示 2009-186 2009	GB10531 I類(飲料水用) 2006	GB14591 I類(飲料水用) 2006		JWWA K126 1980	EN1407 EN1410 1998	GB17514 I類(飲料水用) 2008	JWWA K121 1975	EN1209 2003															
		タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	タイプ1	タイプ2	タイプ3	固体	液体	固体	液体	固体	液体																			
ヒ素	最大値	20 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	80 ppm	0.0004 %	0.0002 %	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	50 ppm	0.0001 %	0.0001 %	0.0002 %	—	—	—	5 ppm	9 mg/kg															
カドミウム	最大値	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	20 ppm	0.0002 %	0.0001 %	1 mg/kg of Fe(III)	25 mg/kg of Fe(III)	50 mg/kg of Fe(III)	10 ppm	—	0.0001 %	0.0002 %	2 ppm	—	—	2 ppm	15 mg/kg															
クロム	最大値	50 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	80 ppm	0.001 %	0.0005 %	100 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	50 ppm	—	0.0005 %	0.0005 %	—	—	—	—	9 mg/kg															
水銀	最大値	0.3 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	3 ppm	0.00002 %	0.00001 %	0.1 mg/kg of Fe(III)	5 mg/kg of Fe(III)	10 mg/kg of Fe(III)	2 ppm	—	0.00001 %	0.00001 %	1 ppm	—	—	0.2 ppm	3 mg/kg															
ニッケル	最大値	60 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	300 mg/kg of Fe(III)	350 mg/kg of Fe(III)	500 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	—	—	—	—	—	9 mg/kg															
鉛	最大値	35 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	80 ppm	0.002 %	0.001 %	10 mg/kg of Fe(III)	100 mg/kg of Fe(III)	400 mg/kg of Fe(III)	50 ppm	0.0005 %	0.0005 %	0.001 %	20 ppm	—	—	10 ppm	30 mg/kg															
アンチモン	最大値	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	—	—	—	—	—	—	—	—	33 mg/kg															
セレン	最大値	10 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	20 ppm	—	—	1 mg/kg of Fe(III)	20 mg/kg of Fe(III)	60 mg/kg of Fe(III)	10 ppm	—	—	—	—	—	—	—	60 mg/kg															
シアン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15 mg/kg															
アンモニア性窒素	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—															
硫酸イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	750 mg/kg															
鉄	最大値	—	—	—	9.6~16.2 %	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02 %	300 mg/kg															
マンガン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—															
ふっ素イオン	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150 mg/kg															
その他		<table border="1"> <tr> <td>ケレート*1</td> <td>ケレート*2</td> <td>ケレート*3</td> </tr> <tr> <td>マンガン 0.5%</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>鉄(II) 2.5%</td> <td>2.5%</td> <td>2.5%</td> </tr> </table>			ケレート*1	ケレート*2	ケレート*3	マンガン 0.5%	1%	2%	鉄(II) 2.5%	2.5%	2.5%	鉄(II)、遊離酸	塩化第一鉄、不溶分、遊離酸、	<table border="1"> <tr> <td>ケレート*1</td> <td>ケレート*2</td> <td>ケレート*3</td> </tr> <tr> <td>マンガン 0.5%</td> <td>1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>鉄(II) 2.5%</td> <td>2.5%</td> <td>2.5%</td> </tr> </table>			ケレート*1	ケレート*2	ケレート*3	マンガン 0.5%	1%	2%	鉄(II) 2.5%	2.5%	2.5%	鉄(III)、鉄(II)、遊離酸、不溶分	二酸化チタン、不溶分、遊離酸	密度、還元性物質、塩基度、pH値	アクリルアミド*モノマー 0.05%	アクリルアミド*モノマー 200mg/kg	アクリルアミド*モノマー 0.025%	比重、二酸化ケイ素、酸化ナトリウム、不溶分
ケレート*1	ケレート*2	ケレート*3																																
マンガン 0.5%	1%	2%																																
鉄(II) 2.5%	2.5%	2.5%																																
ケレート*1	ケレート*2	ケレート*3																																
マンガン 0.5%	1%	2%																																
鉄(II) 2.5%	2.5%	2.5%																																

表 5-11 水道用薬品の規格値 (2)

【アルカリ剤、酸剤】

水道用薬品 No. 年		水酸化ナトリウム			炭酸ナトリウム		水酸化カルシウム			硫酸			塩酸		
		JWWA K122 2005	EN896		韓国環境省告示 2009-186 2009	JWWA K108 2005	EN897 2013	JWWA K107 2005	韓国環境省告示2009-186 2009		JWWA K134 2005	EN899 2009	韓国環境省告示 2009-186 2009	EN939 2009	
			タイプ1	タイプ2				タイプ1	タイプ2					タイプ1	タイプ2
		最大値													
ヒ素	最大値	—	2 mg/kg	10 mg/kg	2 ppm	—	2 mg/kg	—	5 ppm	5 ppm	—	0.4 mg/kg	10 ppm	3 mg/kg	10 mg/kg
カドミウム	最大値	—	1 mg/kg	5 mg/kg	2 ppm	—	2 mg/kg	—	5 ppm	5 ppm	—	0.1 mg/kg	2 ppm	1 mg/kg	5 mg/kg
クロム	最大値	—	1 mg/kg	10 mg/kg	5 ppm	—	2 mg/kg	—	50 ppm	50 ppm	—	4 mg/kg	10 ppm	3 mg/kg	10 mg/kg
水銀	最大値	—	0.1 mg/kg	1 mg/kg	0.2 ppm	—	0.1 mg/kg	—	0.2 ppm	0.2 ppm	—	0.1 mg/kg	0.4 ppm	0.5 mg/kg	3 mg/kg
ニッケル	最大値	—	2 mg/kg	10 mg/kg	—	—	2 mg/kg	—	—	—	—	4 mg/kg	—	3 mg/kg	10 mg/kg
鉛	最大値	—	5 mg/kg	20 mg/kg	10 ppm	—	2 mg/kg	—	20 ppm	20 ppm	—	4 mg/kg	10 ppm	3 mg/kg	20 mg/kg
アンチモン	最大値	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	1 mg/kg	10 mg/kg
セレン	最大値	—	5 mg/kg	5 mg/kg	—	—	—	—	—	—	—	1 mg/kg	—	5 mg/kg	10 mg/kg
鉄	最大値	—	—	—	—	—	20 mg/kg	—	—	—	—	100 mg/kg	0.02 %	170 mg/kg	170 mg/kg
二酸化硫黄	最大値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100 mg/kg	—	—	—
その他		外観、水酸化ナトリウム、塩化ナトリウム	塩化ナトリウム2.4% 炭酸ナトリウム0.4% 塩素酸ナトリウム0.7%			外観、全アルカリ、加熱減量	不溶分	外観、酸化カルシウム、ふるい残分	ふるい残分		硫酸分	強熱減量	有機ハロゲン化合物 (塩素換算) 17mg/kg		

【塩素剤、食塩 (生成次亜塩素酸ナトリウム原料)】

水道用薬品 No. 年		次亜塩素酸カルシウム		次亜塩素酸ナトリウム						食塩	
		EN900		JWWA K120 2010				EN901		韓国環境省告示 2009-186 2009	EN973
		タイプ1	タイプ2	特級	一級	二級	三級	タイプ1	タイプ2		2009
		最大値									
ヒ素	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	1 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 ppm	13 mg/kg
カドミウム	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 ppm	1.3 mg/kg
クロム	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	2 ppm	13 mg/kg
水銀	最大値	5 mg/kg of Cl	7 mg/kg of Cl	—	—	—	—	3.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	0.2 ppm	0.26 mg/kg
ニッケル	最大値	8 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	—	—	—	2.5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	—	13 mg/kg
鉛	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	1 ppm	13 mg/kg
アンチモン	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	2.6 mg/kg
セレン	最大値	20 mg/kg of Cl	20 mg/kg of Cl	—	—	—	—	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	—	2.6 mg/kg
臭素酸	最大値	2.1 g/kg of Cl	4.2 g/kg of Cl	10 mg/kg	50 mg/kg	100 mg/kg	100 mg/kg	—	—	—	—
塩素酸	最大値	—	—	2,000 mg/kg	4,000 mg/kg	10,000 mg/kg	10,000 mg/kg	—	—	—	—
塩化ナトリウム	最大値	—	—	2 %	4 %	4 %	12.5 %	—	—	—	—
臭素酸ナトリウム	最大値	—	—	—	—	—	—	2.5 g/kg of Cl	5 g/kg of Cl	—	—
その他		単位は、有効塩素1kgあたりを表す		製品 I は有効塩素12%以上、製品 II は有効塩素12%未満。 製品 II の各値は、製品 I の値を有効塩素により案分。 外観、有効塩素、比重、遊離7/カリ。				単位は、有効塩素1kgあたりを表す		遊離7/カリ	

表 5-12 水道用薬品の規格値 (3)

【酸化剤】

水道用薬品		過酸化水素	過マンガン酸カリウム	二酸化塩素		亜塩素酸ナトリウム	
No.		韓国環境省告示 2009-186	EN12672	EN12671	韓国環境省告示 2009-186	EN938	
年		2009	2008	2009	2009	2009	
						タイプ 1	タイプ 2
ヒ素	最大値	1 mg/kg	20 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.5 mg/kg	7.5 mg/kg
クロム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
水銀	最大値	1 mg/kg	10 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	3.7 mg/kg
ニッケル	最大値	—	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
鉛	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
アンチモン	最大値	—	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
セレン	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	—	—	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
その他		蒸発残留物 300mg/kg リン酸塩 60mg/kg 遊離酸 0.05%		原材料による	製造基準	塩素酸ナトリウム40g/kg 硝酸ナトリウム1g/kg	

【還元剤、その他】

水道用薬品		亜硫酸水素ナトリウム	亜硫酸ナトリウム	粉末活性炭			硫酸銅	
No.		EN12120	EN12124	JWWA K113	EN12903	韓国環境省告示 2009-186	EN12386	韓国環境省告示 2009-186
年		2012	2013	2005	2009	2009	2012	2009
ヒ素	最大値	1 mg/kg**	1 mg/kg	—	10 mg/kg as dry	2 ppm	5 mg/kg	3 ppm
カドミウム	最大値	1 mg/kg**	1 mg/kg	—	5 mg/kg as dry	1 ppm	10 mg/kg	—
クロム	最大値	1 mg/kg**	1 mg/kg	—	50 mg/kg as dry	—	5 mg/kg	—
水銀	最大値	1 mg/kg**	0.5 mg/kg	—	1 mg/kg as dry	—	0.1 mg/kg	—
ニッケル	最大値	1 mg/kg**	1 mg/kg	—	20 mg/kg as dry	—	100 mg/kg	—
鉛	最大値	5 mg/kg**	2 mg/kg	—	10 mg/kg as dry	10 ppm	70 mg/kg	10 ppm
アンチモン	最大値	1 mg/kg**	2 mg/kg	—	5 mg/kg as dry	—	1 mg/kg	—
セレン	最大値	1 mg/kg**	1 mg/kg	—	10 mg/kg as dry	—	1 mg/kg	—
シアン	最大値	—	—	—	50 mg/kg as dry	—	—	—
多環芳香族炭化水素	最大値	—	—	—	0.2 mg/kg as dry	—	—	—
鉄	最大値	—	—	—	—	—	200 mg/kg	0.1 %
その他		※単位は、 40%NaHSO ₃ あたり		フェノール価、ABS価、メチレンブルー脱色力、 よう素吸着性能、 pH値、塩化物イオン、 電気伝導率、 乾燥減量、ふるい 残分	亜鉛0.002% 灰分、水分	塩化物0.5%、 亜鉛50ppm、 pH値、ふるい 残分、乾燥重 量、フェノール樹脂、 ABS樹脂、メチレン ブルー脱色力、よう 素吸着能	不溶分、水分、遊 離硫酸	不溶分

6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理 他

6-1. 業務目的

水質基準は、常に最新の科学的知見に従って見直しがなされるべきものであることから、逐次改正方式の実効性を高めるため、平成 15 年 10 月に水質基準逐次改正検討会（以下「逐次改正検討会」という。）が設置され、水質基準項目等の見直しが進められている。

これらの見直し及びその対応方針の策定に当たっては、健康リスク評価に関する疫学知見や動物実験等の科学的知見に基づき、また、海外機関による毒性評価等を踏まえて検討を行うことが望ましい。

本調査業務においては、報告書「平成 26 年度水道水における有害物質の健康影響等に関する文献調査業務」（以下「H26 年度文献調査業務」という）をベースに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報の収集・整理等を行うことにより、もって水道水における有害物質の健康影響等の最新の情報を集約・更新するとともに、水質基準等について最新の科学的知見に基づく基準値・目標値等の設定及び変更や分類の見直しの検討に資することを目的とした。

6-2. 業務内容

・国内外の最新の毒性情報等の収集・整理

(ア) 我が国の現行の水質基準等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類（※1）等をいう。以下同じ。）に係る内閣府食品安全委員会における検討結果（平成 27 年 3 月以降に評価結果が公表されたものに限る。）を収集・整理し、これまでの評価結果の一覧（H26 年度文献調査業務：表 3）を更新した。ここで、知見の整理には以下を含めた。

- ・分類、評価品目名、評価要請文書受理日、評価結果通知日
- ・水道法における分類（水質基準項目等の別）、通し番号
- ・耐容一日摂取量及びその設定根拠

※1 農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リスト 120 物質、要検討農薬類 16 物質及びその他農薬類 84 物質のことをいう。

(イ) 海外諸国・機関（米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO）における基準値・目標値等（H26 年度文献調査業務：表 6～11）を更新し、我が国の現行の水質基準等の間で基準値・目標値等の比較を行った。

(ウ) 我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点のあった物質（※2）について、知見を整理し、我が国の現行の水質

基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。ここで、知見の整理には以下を含めることとした。

- ・基準値・目標値等の算定根拠となった主たる疫学及び動物実験等のデータ
- ・基準値・目標値等の導出方法（不確実係数、耐容一日摂取量、寄与率等）
- ・その他、基準値・目標値等の導出に当たり用いられた対象物質の物性、水道水及び環境水中の挙動、測定手法、処理技術等の情報

※2 我が国の方が基準値・目標値等の数値が大きい（基準が緩い）ものに限る。

・水質基準に関する情報の更新

H26 年度文献調査業務において整理した我が国の現行の水質基準等の関連情報を、以下の（ア）及び（イ）のとおり更新した。

（ア）我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報（H26 年度文献調査業務：表 18～24）を更新した。「評価値に関連したその後の検討」欄については、平成 28 年 3 月 11 日時点での情報に更新した。

（イ）我が国の現行の水質基準等について、H26 年度文献調査業務において作成したデータベース（excel 形式）を更新した。

・基礎情報収集対象物質のとりまとめ

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質（母集団物質リスト候補物質）に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質（過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む）について、平成 25 年度の環境中で各物質の検出状況（環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査）から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を提案した。

・報告書等の作成

本業務の調査結果をとりまとめ、報告書等を作成した。

6-3. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理

6-3-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質

平成 27 年 3 月以降、平成 28 年 3 月 11 日までに内閣府食品安全委員会による評価結果が公表された水質基準項目等は表 6-1 に掲げた 19 物質である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDI や ADI 等の根拠とされた動物実験の概要等を表 6-2 にまとめた。

入手 URL: <http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html>

表 6-1 内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						評価値 (ADI:mg/kg体重/日) (ARfD:mg/kg体重)
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会 における分類	評価要請 文書受理日	評価結果 通知日	評価値種類	
1	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
2	対-001	1,3-ジクロロプロペン(第2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI	0.02
3	対-012	イソキサチオン	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ARfD	0.2
							ADI	0.002
4	対-021	エトフェンブックス(第3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ARfD	0.003
							ADI	0.031
5	対-060	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアンネート:ダゾメット*1	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	1
							ARfD	0.004
6	対-079	ピロキロン	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI	0.028
							ARfD	0.019
7	対-102	ベンゾフェナップ	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.2
							ARfD	0.002
8	対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアンネート:メタム*1	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	0.005
							ARfD	0.03
							ADI	0.0075
9	要-005	テブコナゾール(第4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ARfD	0.021
							ADI	0.029
10	要-015	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアンネート:メチルイソチオシアンネート*1	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	0.3
							ARfD	0.004
11	他-005	アンベンゾラール-S-メチル	126448-41-7	農薬	H26.7.2 H23.10.11	H27.3.24	ADI	0.1
							ARfD	0.077
12	他-031	ジフェノコナゾール(第2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI	0.5
							ARfD	0.0096
13	他-033	ジフルベンズロン	35367-38-5	農薬・ 動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.25
							ARfD	0.02
14	他-037	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI	0.0085
							ARfD	*0.2(一般の集団) ・0.09(妊婦又は妊娠 している可能性のある 女性)
15	他-044	チアメキサム(第3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI	0.018
							ARfD	0.5
16	他-046	チフルザミド(第2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI	0.014
							ARfD	0.25
17	他-049	テトラコナゾール	112281-77-3	農薬	H24.8.21 H20.7.8	H27.8.18	ADI	0.004
							ARfD	0.05
18	他-068	フルアジホップ	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI	0.0044
							ARfD	0.02
19	他-074	プロメトリン	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI	0.03
							ARfD	1.5

*1:ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアンネートのグループADI:0.004 mg/kg体重/日、グループARfD:0.1 mg/kg 体重と設定する。
 検:要検討項目、対:水質管理目標設定項目15の対象農薬、要:要検討農薬、他:その他農薬類

表 6-1、6-2 は平成 27 年 12 月 15 日開催の水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある

また、過去の評価結果 (H26 年度文献調査業務の成果物をベース) について、上記の情報を追加して表 6-3 に基準値・目標等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価									不確実係数	評価結果通知日
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ								
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
1	検-025	フタル酸ブチルベンジル	0.5	フタル酸ベンジルブチル (BBP)	TDI 0.2 mg/kg 体重/日	ラット	二世代	二世代生殖毒性試験	強制経口投与	F1 児動物の雌雄の出生時体重低値	NOAEL	20	種差10、個体差10	H27.4.7
<p>各種毒性試験結果から、BBP の経口投与により認められた影響は、主に体重、脾臓、肝臓、腎臓、生殖及び児動物の発生への影響であった。親動物の生殖への影響は、主に雄性生殖器への影響(精巣及び精巣上体の重量減少、精細管萎縮、精子数の減少等)、雌性生殖器への影響(卵巣重量の減少等)、血中ホルモン濃度への影響(テストステロン濃度の低下等)、受胎率の低下及び着床後胚損失率の増加であった。また、母動物へのBBP 投与による児動物の発生への影響は、主に生存率の低下、体重低値、雄性生殖器への影響(肛門生殖突起間距離 (AGD) 短縮、精巣及び精巣上体の重量減少等)及び雌性生殖器への影響 (AGD 増加) であった。</p> <p>発がん性試験において、マウスでは腫瘍性病変は認められず、ラットでは雌に単核細胞白血病の増加が認められた。また、ラットを用いた慢性毒性及び発がん性試験において、雄に脾臓の腺房細胞腫瘍の増加が認められた。遺伝毒性試験の結果から、BBP には生体にとって問題となる遺伝毒性はないと考えた。また、疫学研究において、どの影響指標についても一貫した傾向の結果が得られていないことなどから、疫学研究の結果を基にヒトにおける量影響関係を推定することはできないと考えた。したがって、実験動物を用いた試験の結果に基づき耐容一日摂取量 (TDI) を設定することが適切であると判断した。</p> <p>BBP についてはフタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) やフタル酸ジブチル (DBP) と同様に、生殖・発生に係る毒性のうち特に児動物への影響が、最も感受性の高い影響であり、TDI 設定に当たり重要であると判断し、入手可能な3つの二世代生殖毒性試験結果に基づいて検討を行った。これら3つの試験はそれぞれ適切に設計された試験であり、結果は信頼できると判断した。3つの試験の結果から、最終的にはAso らの試験(2005)及びNagao らの試験(2000)において、児動物のAGD 短縮や体重低値が100mg/kg 体重/日で認められていることに着目した。他方、Tyl らの試験(2004)においては、250mg/kg 体重/日以上用量で児動物のAGD 短縮及び体重低値が認められた。これら3つの試験においては、同じ毒性所見であっても認められている用量に差異があり、さらに、Aso らの試験(2005)及びNagao らの試験(2000)において児動物のAGD 短縮や体重低値が100mg/kg 体重/日で認められていることを踏まえれば、50mg/kg 体重/日でも児動物のAGD 短縮及び体重低値が発現する可能性を否定できないと判断した。そのため、本専門調査会としては、3つの試験から、BBP投与によるものと推定される健康影響に係る無毒性量 (NOAEL) をNagao らの試験(2000)で得られた20mg/kg 体重/日とすることが適当であると判断した。</p> <p>以上より、ラットを用いた二世代生殖毒性試験のNOAEL 20 mg/kg 体重/日を不確実係数100(種差10、個体差10)で除し、BBP のTDI を0.2 mg/kg 体重/日と設定した。</p>														
<p>Nagao T, Ohta R, Marumo H, Shindo T, Yoshimura S, Ono H : Effect of butyl benzyl phthalate in Sprague-Dawley rats after gavage administration: a two-generation reproductive study. Reproductive Toxicology 2000; 14: 513-532</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
2	対-001	1, 3-ジクロロプロペン	0.05	1, 3-ジクロロプロペン (第2版)	ADI 0.02 mg/kg 体重/日	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	強制経口投与	雌雄: 前胃の扁平上皮過形成及び角化亢進等 (発がん性は認められない)	NOAEL	2	種差: 10、個体差: 10	H27.10.20
					ARfD 0.2 mg/kg 体重	イヌ	2週間	亜急性毒性試験	強制経口投与	雌雄: 嘔吐の発現頻度増加 (投与2日以降)	NOAEL	20	種差: 10、個体差: 10	
<p>各種毒性試験結果から、1,3-ジクロロプロペン投与による影響は、主に胃(前胃扁平上皮過形成、角化亢進)、膀胱(移行上皮過形成)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雌雄のラットで肝細胞腺腫及び前胃の扁平上皮乳頭腫の発生頻度増加が認められ、また、雌雄のマウスで肺気管支腺腫、前胃の扁平上皮乳頭腫及び膀胱移行上皮癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質を1,3-ジクロロプロペン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、1,3-ジクロロプロペンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2週間亜急性毒性試験の20 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 1,3-ジクロロプロペン(殺線虫剤)(平成23年4月6日改訂):1,3-D 技術協議会、一部公表 ・D-D のイヌを用いた嗜好性及び2週間予備的毒性試験(GLP 対応):ダウ・ケミカル日本株式会社、1991年、未公表</p>														
3	対-012	イソキサチオン	0.008	イソキサチオン	ADI 0.002 mg/kg 体重/日	①イヌ ②ウサギ	①2年間 ②13日間	①慢性毒性試験 ②発生毒性試験	①混餌 ②強制経口	①雌雄: 赤血球ChE 活性阻害(20%以上) ②母動物: 体重増加抑制、胎児: 毒性所見なし(催奇形性は認められない)	NOAEL	0.2	種差10、個体差10	2016(平成28)年2月23日
					ARfD 0.003 mg/kg 体重	ヒト	9週間	ChE 活性阻害試験	経口	男性: 検体投与に関連のある変化は認められない	#N/A	0.03	種差1、個体差10	
<p>イソキサチオン投与による影響として、主に脳及び赤血球ChE 活性阻害が認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、遅発性神経毒性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をイソキサチオン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2年間慢性毒性試験及びウサギを用いた発生毒性試験の0.2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.002 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、イソキサチオンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ヒトのChE 活性阻害試験で得られた0.03 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数10(ヒトの試験であるため種差:1、個体差:10)で除した0.003 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録 イソキサチオン(殺虫剤)(平成23年2月28日改訂):保土ヶ谷UPL 株式会社、一部公表; 農薬抄録 イソキサチオン(殺虫剤)(平成27年4月21日改訂):保土ヶ谷UPL 株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										評価結果 通知日
				評価品目名	評価結果 (TDI等)	試験/根拠データ							不確実係数	
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
4	対-021	エトフェンプロックス	0.08	エトフェンプロックス(第3版)	ADI 0.031 mg/kg 体重/日	マウス	2年間	発がん性試験	混餌	雌雄:腎尿管好塩基性変化(発がん性は認められない)	NOAEL	3.1	種差10、個体差10	H27.6.9
					ARID 1 mg/kg 体重	ウサギ	単回	発生毒性試験	強制経口	母動物:体重減少(妊娠6~9日)及び摂餌量減少(妊娠6~8日以降)	NOAEL	100	種差10、個体差10	
					<p>各種毒性試験結果から、エトフェンプロックス投与による影響は、主に肝臓(肝細胞肥大等)、腎臓(尿管好塩基性変化等)、甲状腺(微小嚢腫増加率等:ラット)及び血液(貧血等:マウス)に認められた。神経毒性、繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌で甲状腺嚢腫が認められたが、遺伝毒性試験が全て陰性であったこと及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中の曝露評価対象物質をエトフェンプロックス(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた2年間発がん性試験の3.1 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.031 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、エトフェンプロックスの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験②の100 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARID)と設定した。</p> <p>・農薬抄録「エトフェンプロックス」(殺虫剤)(平成21年1月26日改訂):三井化学株式会社、一部公表 ・JMPR: Etofenprox (Pesticide residues in food: evaluation Part II Toxicology) (1993)</p>									
5	対-060	ダゾメット	0.006	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	ADI 0.004 mg/kg 体重/日	イヌ	1年間	慢性毒性試験	混餌	雄:肝へモジリン沈着、体重増加抑制等、雌:肝へモジリン沈着	NOAEL	0.4	種差10、個体差10	H27.3.24
					ARID 0.028 mg/kg 体重	イヌ	90日間	亜急性毒性試験	混餌	雌雄:体重増加抑制等	NOAEL	2.8	種差10、個体差10	
					<p>各種毒性試験結果から、ダゾメット投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(へモジリン沈着等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ダゾメットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験の2.8 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.028 mg/kg 体重を急性参照用量(ARID)と設定した。</p> <p>(ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート総合評価)食品安全委員会は、ダゾメット及びメタムは農薬として散布された後、土壌中でMITCに分解され、植物体内では概ねMITCとして残留すると考えられることから、ダゾメット、メタム及びMITCにおける農産物中の曝露評価対象物質をMITCと設定した。また、これら3物質の総合的な評価には、活性成分であるMITCに基づく評価を適用するのが適当であると判断した。MITC投与により行われた各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90日間亜急性毒性試験及び1年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg 体重/日をダゾメット、メタム及びMITCのグループ一日摂取許容量(ADI)と設定した。MITCの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.1 mg/kg 体重をダゾメット、メタム及びMITCのグループ急性参照用量(ARID)と設定した。</p> <p>農薬抄録 ダゾメット(殺菌剤)(平成24年8月27日改訂):アグロカネショウ株式会社、一部公表</p>									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (4)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										不確実係数	評価結果 通知日	
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ										
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)				
6	対-079	ピロキロン	0.04	ピロキロン	ADI 0.019 mg/kg 体重/日	ラット	2 世代	繁殖試験	混餌	親動物:雌雄:肝重量増加、 児動物:毒性所見なし、 母動物、胎児:毒性所見なし (繁殖能に対する影響及び催奇形性は認められない)	NOAEL	1.9	種差10、 個体差10	H27.6.9		
					ARfD 0.2 mg/kg 体重	マウス	単回	一般薬理試験	強制経口	雄:自発運動低下	NOAEL	20			種差10、 個体差10	
					<p>各種毒性試験結果から、ピロキロン投与による影響は主に体重(増加抑制)及び肝臓(重量増加等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をピロキロン(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の1.9mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.019mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ピロキサンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量等のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験の20 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 ピロキロン(殺菌剤)(平成19年9月25日改訂):シンジェンタジャパン株式会社、一部公表 ・農薬抄録 ピロキロン(殺菌剤)(平成26年6月4日改訂):シンジェンタジャパン株式会社、一部公表</p>											
7	対-102	ベンゾフェナップ	0.004	ベンゾフェナップ	ADI 0.002 mg/kg 体重/日	ラット	2 年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌	雌雄:尿中Bil陽性等 (発がん性は認められない)	NOAEL	0.203	種差10、 個体差10	H27.8.18		
					<p>各種毒性試験結果からベンゾフェナップ投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加等)及び血液(貧血)に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラット2世代繁殖試験において受精率低下が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をベンゾフェナップ(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.203 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、全係数100で除した0.002 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ベンゾフェナップの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。</p> <p>・農薬抄録 ベンゾフェナップ(除草剤)(2008年):大塚アグリテック株式会社、未公表 ・農薬抄録 ベンゾフェナップ(除草剤)(平成27年1月8日改訂):OAT アグリオ株式会社、一部公表</p>											

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価											
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日	
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)			
8	対-112	メタム(メタムアンモニウム塩)	0.01	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	ADI 0.005 mg/kg体重/日	イヌ	1年間	慢性毒性試験	カプセル経口	雌雄:嘔吐、流涎等	NOAEL	0.5	種差10、個体差10	H27.3.24	
						ラット	2世代	繁殖毒性試験	強制経口	親動物;雄:肝絶対及び比重量増加					
					ARfD 0.03 mg/kg 体重	イヌ	1年間	慢性毒性試験	カプセル経口	雌雄:嘔吐(雌雄全例:投与1時間以降)	NOAEL	3	種差10、個体差10		
		<p>各種毒性試験結果から、メタムアンモニウム塩投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び胃(前胃角化亢進、腺胃粘膜上皮過形成等)に認められた。発がん性、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2世代繁殖試験において、生存児数減少、死産児数増加等が認められた。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験及びラットを用いた2世代繁殖試験の0.5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.005 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、メタムアンモニウム塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の3 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.03 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>(ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート総合評価) 対-060 ダゾメットの項参照</p> <p>農薬抄録 カーバム(殺虫剤)(平成24年6月29日改訂):ダウ・ケミカル日本株式会社、一部公表</p>													
		ADI 0.0075 mg/kg体重/日			イヌ	1年間	慢性毒性試験	強制経口	雄:ALP増加、雌:毒性所見なし	NOAEL	0.75	種差10、個体差10			
		ARfD 0.021 mg/kg 体重			ラット	妊娠6~15日	発生毒性試験	強制経口	母動物:体重増加抑制(妊娠7日以降)及び摂餌量減少(妊娠6日以降)、胎児:髄膜瘤、口唇裂、内水頭症	NOAEL	2.16	種差10、個体差10			
	ウサギ	妊娠7~19日	発生毒性試験	強制経口	母動物:体重増加抑制(妊娠8日以降)、胎児:髄膜瘤										
<p>ジチオカーバメート系の土壌くん蒸剤である「メタムナトリウム塩」(CAS No.137-42-8)及び「メタムカリウム塩」(CAS No. 137-41-7)について農薬抄録及び各種資料(EU及び豪州)を用いて食品健康影響評価を実施した。メタムカリウム塩については、メタムナトリウム塩と毒性が同等と考えられることから、ADI等の設定に当たってはメタムナトリウム塩の各種試験結果を基に評価を行った。各種毒性試験結果から、メタムナトリウム塩投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(貧血)、胃(前胃粘膜上皮過形成)及び膀胱(粘膜上皮過形成)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラット及びウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に毒性の認められる用量で髄膜瘤等が認められた。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の0.75 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0075 mg/kg 体重/日をADIと設定した。また、メタムナトリウム塩及びメタムカリウム塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の2.16 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.021 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>(ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート総合評価) 対-060 ダゾメットの項参照</p> <p>農薬抄録 カーバムナトリウム塩(殺菌剤)(平成24年8月27日改訂):バックマン・ラボラトリーズ株式会社、一部公表</p> <p>EFSA: Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance metham. European Food Safety Authority (2011)</p>															

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価									不確実係数	評価結果 通知日		
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ										
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)				
9	要-005	テブコナゾール	0.07	テブコナゾール(第4版)	ADI 0.029 mg/kg体重/日	イヌ	1年間	慢性毒性試験	混餌	雌雄:副腎束状帯細胞の軽微な肥大	NOAEL	2.94	種差10、個体差10	H27.9.8		
					ARfD 0.3 mg/kg 体重	ラット及びウサギ	10日間(ラット)及び13日間(ウサギ)	発生毒性試験	強制経口	(ラット母動物) ①体重減少 ②体重増加量の低下(ウサギ母動物) ①体重減少/増加抑制 ②体重及び摂餌量減少	NOAEL	30			種差10、個体差10	
					<p>各種毒性試験結果から、テブコナゾール投与による影響は主に体重(増加抑制)、肝臓(脂肪変性等)に認められた。免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。マウスで肝細胞腫瘍が認められたが、遺伝毒性は認められないことから発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代繁殖試験において、出生時同腹児数の減少及び哺育率の低下が認められた。ラット、マウス及びウサギを用いた発生毒性試験において、母動物で毒性影響のみられる用量で胎児毒性(胎児体重低値、骨化遅延及び奇形)が認められたが、母動物に毒性が発現しない用量では胎児に対する影響は認められていない。これらのことから、母動物に毒性が発現しない用量では、胎児に対して影響を及ぼす可能性は少ないと考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をテブコナゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験の無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の2.94 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.029 mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、テブコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の30 mg/kg体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.3 mg/kg体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p>											
					<ul style="list-style-type: none"> 農薬抄録テブコナゾール(殺菌剤)(平成18年5月31日改訂):パイエルクロップサイエンス株式会社 一部公表 JMPR: Tebuconazole(Pesticide residues in food 1994 evaluations Part II Toxicology)(1994) US EPA: Federal Register/Vol.70, No.95, 28527-28534(2005) Australia APVMA: Toxicology Evaluation of TEBUCONAZOLE(2004) 											

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (7)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
10	要-015	メチルイソチオシアネート	-	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	ADI 0.004 mg/kg 体重/日	イヌ	90 日間 1 年間	亜急性毒性試験 慢性毒性試験	強制経口投与	90 日間;雌雄: 肝細胞空胞化及び門脈周囲の脂肪変性等 1 年間;雌雄: 肝絶対及び比重量増加等	NOAEL	0.4	種差10、個体差10	H27.3.24
					ARfD 0.1 mg/kg 体重	マウス ウサギ	単回	一般薬理試験	強制経口投与	マウス;雄: 反応性・反射の亢進、過敏等 ウサギ;雄: 体温低下、姿勢異常及び呼吸促進	NOAEL	10	種差10、個体差10	
<p>各種毒性試験結果から、メチルイソチオシアネート(MITC) 投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪変性等)及び前胃(肥厚等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験及び1 年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.004 mg/kg 体重/日をADIと設定した。また、MITC の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p> <p>(ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート総合評価) 対-060 ダゾメットの項参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬抄録 メチルイソチオシアネート(殺センチュウ及び殺菌剤) (平成24 年9月28 日改訂): バイエルクロップサイエンス株式会社、一部公表 ・豪州: Metham Sodium, Dazomet and Methylisothiocyanate (MITC). Volume II. NRA Special Review Series 97.2 (1997) ・豪州: Metham Sodium, Dazomet and Methylisothiocyanate (MITC). Volume III. NRA Special Review Series 97.2 (1997) ・EFSA: Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance metham. European Food Safety Authority (2011) 														
11	他-005	アシベンゾラルSメチル	0.1	アシベンゾラルS-メチル	ADI 0.077 mg/kg 体重/日	ラット	2 年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌	雌雄: 脾褐色色素沈着(発がん性は認められない)	NOAEL	7.77	種差10、個体差10	H27.3.24
					ARfD 0.5 mg/kg 体重	ラット	妊娠6 日~15 日	発生毒性試験	強制経口投与	母動物: 体重増加抑制及び摂餌量減少(投与1 日以降)、胎児: 骨格変異発生頻度増加等	NOAEL	50	種差10、個体差10	
<p>各種毒性試験結果から、アシベンゾラルS-メチル投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(溶血性貧血等)、肝臓(クッパー細胞ヘモジデリン沈着等)及び脾臓(ヘモジデリン沈着、髓外造血等)に認められた。発がん性、免疫毒性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、母動物に影響の認められる用量で、胃壁破裂並びに膈帯ヘルニア等の外表、内臓及び骨格異常が、ウサギを用いた発生毒性試験において、母動物に影響の認められる用量で、尾椎体形態異常が認められた。ラットを用いた発達神経毒性試験において、児動物に聴覚性驚愕反応の振幅の高値等が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をアシベンゾラルS-メチル(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の7.77 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.077 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、アシベンゾラルS-メチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬抄録 アシベンゾラルS-メチル(殺菌剤) (2014 年): シンジェンタジャパン株式会社、一部公表、アシベンゾラルS-メチルのラットを用いた混餌投与による1 年間反復経口投与毒性/発がん性併合試験(GLP 対応): チバガイギー社(スイス)、1996 年、未公表 ・農薬抄録 アシベンゾラルS-メチル(殺菌剤) (2014 年): シンジェンタジャパン株式会社、一部公表、アシベンゾラルS-メチルのラットを用いた催奇形性試験①(GLP 対応): チバガイギー社(スイス)、1994 年、未公表 														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (8)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価											
				評価品目名	評価結果 (TDI等)	試験/根拠データ								不確実係数	評価結果 通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)			
12	他-031	ジフェノコナゾール	0.02	ADI 0.0096 mg/kg 体重/日	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雌雄: 肝細胞肥大等	NOAEL	0.96	種差10、個体差10	H27.3.3		
				ARfD 0.25 mg/kg 体重/日	ラット	単回	急性神経毒性試験	強制経口	雄: 前肢握力低下	NOAEL	25	種差10、個体差10			
<p>各種毒性試験結果から、ジフェノコナゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障:イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、免疫毒性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。マウス18か月発がん性試験において肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットの急性及び亜急性神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下が認められた。各種試験結果から、暴露評価対象物質は、農産物ではジフェノコナゾール(親化合物のみ)、畜産物ではジフェノコナゾール及び代謝物Dと設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.96mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0096mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ジフェノコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成21年4月1日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表 ・農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成26年8月8日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表</p>															
13	他-033	ジフルベンズロン	0.03	ADI 0.02 mg/kg 体重/日	イヌ	1年間	慢性毒性試験	混餌	雌雄: MetHb及び肝褐色色素沈着増加等	NOAEL	2	種差10、個体差10	H27.7.28		
				<p>各種毒性試験結果から、ジフルベンズロン投与による主たる影響は溶血性貧血で、関連する変化は赤血球(MetHb 増加等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をジフルベンズロン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の2mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.02 mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。なお、代謝物 G/原体混在物であるパラクロロアニリンは、遺伝毒性があり、かつげっ歯類において発がん性があることから、リスク管理機関において引き続き関連情報の収集に努め、混在量の低減に努めるべきと考える。また、ラット及びイヌを用いた各種試験結果から、ジフルベンズロン投与により認められたメトヘモグロビン血症は単回投与により生ずるとは考え難いと判断した。ジフルベンズロンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。</p> <p>・農薬抄録 ジフルベンズロン(殺虫剤)(2009年6月18日改訂):アグロカネシヨウ株式会社、一部公表 ・US EPA: Reregistration Eligibility Decision(RED): Diflubenzuron(1997) ・JMPR③: “Diflubenzuron”, Pesticide residues in food-2001、Toxicological evaluation on Inchem(2001)</p>											

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (9)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
14	他-037	シメコナゾール(農薬5版)	0.02	シメコナゾール	ADI 0.0085 mg/kg 体重/日	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌投与	雌雄: 近位尿管褐色色素沈着等(雄で肝細胞腺腫増加)	NOAEL	0.85	種差10、個体差10	2016(平成28)年2月23日
				シメコナゾール	ARfD ①0.2 mg/kg 体重(一般の集団) ②0.09 mg/kg 体重(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)	ラット	①発生毒性試験 ②繁殖試験	①妊娠6~15日 ②2世代	①強制経口 ②混餌	①母動物: 体重減少(妊娠6~7日) ②児動物: 腎盂拡張	NOAEL	①20 ②9.00	種差10、個体差10	
				<p>シメコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)に認められた。遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、雄ラット及び雌雄マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2世代繁殖試験において、出産率の低下及び児動物の腎盂拡張が認められた。追加で実施された「胎児又は哺育児の腎臓に及ぼす影響に関する試験(1世代繁殖試験)」等の結果、腎盂拡張については、妊娠(胎生)後期に発現することが知られているレニン/アンギオテンシン系に及ぼす影響に起因する可能性が示唆された。また、発生毒性試験において、ラットでは骨格変異の増加が認められたが、奇形の増加は認められなかった。ウサギでは胎児に影響は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び魚介類中の暴露評価対象物質をシメコナゾール(親化合物のみ)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.85 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.0085 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。シメコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の9.00 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は児動物の腎盂拡張であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量(ARfD)は、これを根拠として、安全係数100で除した0.09 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対しては、ラットを用いた発生毒性試験の無毒性量である20 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100で除した0.2 mg/kg 体重をARfDと設定した。</p>										
<p>農薬抄録シメコナゾール(殺菌剤)(平成18年12月21日改訂):三共アグロ株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (10)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果 (TDI等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
15	他-044	チアトキサム	0.05	チアトキサム(第3版)	ADI 0.018 mg/kg 体重/日	ラット	2 世代	繁殖試験	混餌	親動物: 雄:尿管硝子滴沈着、雌:体重増加抑制 児動物: 体重増加抑制 (繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	1.84	種差10、個体差10	H27.7.28
					ARD 0.5 mg/kg 体重	ウサギ	妊娠 7~19 日	発生毒性試験	強制経口	母動物: 体重減少(妊娠 7~12 日)及び摂餌量減少(妊娠 7~12 日)	NOAEL	50	種差10、個体差10	
				<p>各種毒性試験結果から、チアトキサム投与による影響は、主に腎臓(尿管上皮硝子滴沈着等)及び肝臓(炎症性細胞浸潤、肝細胞肥大等)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、発達神経毒性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>発がん性試験において、雌雄のマウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をチアトキサム(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量の最小値がラットを用いた 2 世代繁殖試験の 1.84mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.018mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。</p> <p>また、チアトキサムの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の 50 mg/kg 体重/日(この試験の単回投与等による最小毒性量である 150 mg/kg 体重/日投与群では、母動物において体重減少が妊娠 7~12 日に認められた)であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARD)と設定した。</p> <p>・マウスを用いた2世代繁殖試験(GLP 対応):ノバルティスクロッププロテクション社(スイス)、1998 年、未公表 (ADI値の動物種はラットであるが、参照情報として記載あり)</p> <p>・ラットを用いた 2 世代繁殖試験(GLP 対応):シンジェンタセントラルトキシコロジーラボラトリー(英国)、2004 年、未公表</p> <p>・ウサギを用いた催奇形性試験(GLP 対応):チバガイギー社(スイス)、1996 年、未公表</p>										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (11)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価									不確実係数	評価結果通知日
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ								
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
16	他-046	チフルザミド (第2版)	0.04	チフルザミド	ADI 0.014 mg/kg 体重/日	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌	雌雄:小葉中心性肝細胞脂肪化(発がん性は認められない)	NOAEL	1.40	種差10、個体差10	2016(平成28)年1月26日
					ARfD 0.25 mg/kg 体重	ラット ウサギ	発生毒性試験	妊娠6~15日 妊娠7~19日	強制経口投与	ラット;母動物:体重増加抑制等 胎児:低体重(催奇形性は認められない) ウサギ;母動物:消瘦等 胎児:低体重(催奇形性は認められない)	NOAEL	25		
<p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.40 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.014 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。</p> <p>また、チフルザミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の25 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>農薬抄録チフルザミド(殺菌剤)(平成22年5月17日改訂):日産化学工業株式会社、一部公表;ラットを用いた飼料混入投与による慢性毒性/発がん性併合試験(GLP対応)、モンサント社環境衛生研究所(米国)、1992年、未公表;農薬抄録チフルザミド(殺菌剤)(平成23年11月8日改訂):日産化学工業株式会社、一部公表;食品健康影響評価に係る追加資料の提出について(チフルザミド):日産化学工業株式会社、未公表;ラットを用いた催奇形性試験(GLP対応):ウィル・リサーチ・ラボラトリーズ社(米国)、1990年、未公表;ウサギを用いた催奇形性試験(GLP対応):ウィル・リサーチ・ラボラトリーズ社(米国)、1991年、未公表</p>														
17	他-049	テトラコナゾール	-	テトラコナゾール	ADI 0.004 mg/kg 体重/日	ラット	2年間	慢性毒性/発がん性併合試験	混餌	雌雄:小葉中心性から中間帯肝細胞肥大等(発がん性は認められない)	NOAEL	0.4	種差10、個体差10	H27.8.18
					ARfD 0.05 mg/kg 体重	ラット	妊娠6~15日	発生毒性試験	強制経口	母動物:体重増加抑制 胎児:水腎症	NOAEL	5		
<p>各種毒性試験結果から、テトラコナゾール投与による影響は主に肝臓(小葉中心性肝細胞肥大等)、腎臓(腎皮質尿管上皮細胞肥大等:イヌ)及び骨(頭蓋骨の肥厚等)に認められた。免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。急性神経毒性試験及び亜急性神経毒性試験において、自発運動量の減少が認められた。発がん性試験において、マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。繁殖試験において妊娠期間の延長が認められた。ラットにおける発生毒性試験で母動物に影響が認められた用量で水腎症及び尿管の発生数が増加した。ウサギでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をテトラコナゾール(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.4 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.004 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、テトラコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた発生毒性試験の5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.05 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成19年4月27日改訂):アリスタライフサイエンス株式会社、未公表 ・US EPA:Tetraconazole Human Exposure and Risk Assessment for theSection 3 Time-Limited Tolerance on Sugarbeets (2005) ・農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成24年5月11日改訂):アリスタライフサイエンス株式会社、未公表 ・農薬抄録 テトラコナゾール(殺菌剤)(平成27年1月13日改訂):アリスタライフサイエンス株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (12)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果 (TDI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
18	他-068	フルアジホップ	0.03	フルアジホップ	ADI 0.0044 mg/kg 体重/日	ラット	2 年間	慢性毒性/発がん性併合試験 (フルアジホップブチル)	混餌	雌雄:慢性腎症等 (発がん性は認められ	NOAEL	0.44	種差10、個体差10	H27.7.7
					ARfD 0.02 mg/kg 体重	ラット及びウサギ	妊娠 6～15 日 (ラット) 妊娠 7～19 日 (ウサギ)	発生毒性試験 (フルアジホップ P ブチル)	強制経口	(ラット)母動物:毒性所見なし、胎児:骨化遅延(母毒性の認められない用量で胎児奇形は認められない);(ウサギ)母動物:流産等、胎児:骨化遅延(催奇形性は認められない)	NOAEL	2	種差10、個体差10	
					<p>各種毒性試験結果から、フルアジホップブチル投与による影響は、主に肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加、慢性腎症等)、精巣(重量減少、精細管精上皮萎縮等)及び眼(白内障:イヌ)に認められた。神経毒性、発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた 2 世代及び 3 世代繁殖試験において、妊娠期間延長、着床数及び受胎率の減少等が認められた。発生毒性試験において、ラットでは横隔膜ヘルニア、水腎等が認められ、ウサギでは母毒性の認められない用量では、催奇形性は認められなかった。フルアジホップ P ブチル投与による影響は、主に肝臓(重量増加等)、腎臓(重量増加等)、精巣(精細管変性等:ハムスター)及び眼(白内障:ハムスター)に認められた。発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた発生毒性試験において、300 mg/kg 体重/日投与で催奇形性を示唆する結果は得られなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をフルアジホップブチル、フルアジホップ P ブチル及び代謝物 D と設定した。食品安全委員会は、フルアジホップブチル及びフルアジホップ P ブチルについて、生体内での同等性が示唆されていることから、それぞれを用いた各試験で得られた無毒性量のうち最小値をフルアジホップの一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の設定根拠とすることが適当であると判断した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、フルアジホップブチルを用いた 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験(ラット)の 0.44 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.0044 mg/kg 体重/日を ADI と設定した。フルアジホップブチル及びフルアジホップ P ブチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、フルアジホップ P ブチルのラット及びウサギを用いた発生毒性試験の 2 mg/kg 体重/日であり、認められた所見は胎児の体重低下を伴わない骨化遅延であったことから、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する ARfD は、これを根拠として、安全係数100 で除した 0.02 mg/kg 体重と設定した。また、一般の集団に対する最小値はフルアジホップ P ブチルのラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である 948mg/kg 体重であり、カットオフ値(500 mg/kg 体重)以上であったことから、ARfD は設定する必要がないと判断した。</p>									
<p>農薬抄録フルアジホップ フルアジホップ P(平成 24 年 10 月 3 日改訂):石原産業株式会社、一部公表</p>														

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容 (13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果 (TDI等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果 通知日
						動物種	期間	試験種類	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
19	他-074	プロメトリン	0.06	プロメトリン	ADI 0.03 mg/kg 体重/日	イヌ	2年間	慢性毒性試験	混餌	雌雄:骨髄萎縮等	NOAEL	3	種差10、個体差10	H27.9.8
					ARfD 1.5 mg/kg 体重	ラット	単回投与	急性神経毒性試験	強制経口	雌雄:歩行運動量の低下	NOAEL	150		
					<p>各種毒性試験の結果、プロメトリン投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(貧血)、腎臓(重量増加等)及び肝臓(重量増加等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をプロメトリン(親化合物のみ)と設定した。</p> <p>各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2年間慢性毒性試験の3mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.03mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、プロメトリンの単回投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の150 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した1.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。</p> <p>・農薬抄録 プロメトリン(除草剤)(平成24年4月25日改訂):シンジェンタジャパン株式会社、一部公表 ・U.S. EPA: Reregistration Eligibility Decision(RED): Prometryn(1996) ・農薬抄録 プロメトリン(除草剤)(平成26年8月12日改訂):シンジェンタジャパン株式会社、一部公表</p>									

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として(非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
8	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
9	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045 (シアンイオンとして)
10	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
11	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
12	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
13	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
14	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
15	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
16	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
17	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
18	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017 (シストランスの和)
19	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
20	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
21	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
22	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
23	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク ニトリリスク	8.3×10 ⁻³ (mg/kg体重/日) ⁻¹
24	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんリスク ニトリリスク	8.3×10 ⁻³ (mg/kg体重/日) ⁻¹
26	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
27	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク ニトリリスク	2.5×10 ⁻² (mg/kg体重/日) ⁻¹
28	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
29	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
30	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
31	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
32	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125 (非発がん影響)
33	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129 (発がん影響)
34	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんリスク ニトリリスク	7.8×10 ⁻³ (mg/kg体重/日) ⁻¹
35	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125 (非発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129 (発がん影響)
37	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんリスク ニトリリスク	7.8×10 ⁻³ (mg/kg体重/日) ⁻¹
38	基-025	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
39	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
40	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク ニトリリスク	2.8×10 ⁻² (mg/kg体重/日) ⁻¹
41	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
42	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (発がん影響)
43	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006 (非発がん影響)
44	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (発がん影響)
45	基-028	トリクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006 (非発がん影響)
46	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
47	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
48	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類 (許容上限摂取量)	評価値 (mg/kg体重/日)
49	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト(成人)/日
50	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
51	基-037	マンガン(清涼飲料水)	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
52	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
53	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
54	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	-	影響を与える可能性は無視できる
55	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲルV注射液)並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	-	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	-	影響を与える可能性は無視できる
56	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて(水道水中の有機物(全有機炭素(TOC)の量))		化学・汚染	H20.5.22			回答文書
57	目-001	アンチモン(清涼飲料水)	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
58	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
59	目-003	ニッケル(清涼飲料水)	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
60	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
61	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんリスク ニトリリスク	6.3×10 ⁻² (mg/kg体重/日) ⁻¹
62	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
63	目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(清涼飲料水の規格基準の改正)	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
64	目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
65	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
66	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029(亜塩素酸イオンとして)
67	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027
68	目-014	抱水クロラル(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
69	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
70	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
71	目-021	メチルtertブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
72	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
73	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
74	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
75	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
75	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
76	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
77	対-001	1,3-ジクロロプロパン(D-D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
78	対-001	1,3-ジクロロプロパン(第2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARfD	0.02 0.2
79	対-004	E P N	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
80	対-004	E P N(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
81	対-004	E P N(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
82	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
83	対-005	MCPA(第2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
84	対-006	アジュラム	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI	0.36
85	対-006	アジュラム	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ARfD	3
86	対-007	アゼフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
87	対-007	アゼフェート	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
88	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)
89	対-010	アミトラス(農薬・動物用医薬品)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
90	対-010	アミトラス(農薬・動物用医薬品)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
91	対-010	アミトラスを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物用医薬品評価書)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
92	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
93	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
94	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
95	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
96	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)(第2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
97	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)(第3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
98	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
99	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)(第2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
100	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物用医薬品)(第3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
101	対-016	イプロベンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035
102	対-018	インダクファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
103	対-018	インダクファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
104	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
105	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
106	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
107	対-012	イノキサチオン	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARID	0.002 0.003
108	対-021	エトフェンブロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
109	対-021	エトフェンブロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
110	対-021	エトフェンブロックス(第3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARID	0.031 1
111	対-024	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
112	対-024	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
113	対-025	オキシ銅	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
114	対-026	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
115	対-026	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
116	対-027	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
117	対-027	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
118	対-027	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
119	対-028	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
120	対-031	カルプロバミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
121	対-035	グミロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
122	対-037	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
123	対-037	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
124	対-037	グルホシネートD(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
125	対-037	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
126	対-038	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
127	対-040	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
128	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
129	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
130	対-040	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
131	対-040	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
132	対-040	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
133	対-040	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
134	対-040	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
135	対-040	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
136	対-040	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
137	対-045	ジクロベニル	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
138	対-049	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
139	対-051	ジチオビル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
140	対-054	ジメタメリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
141	対-057	ジメビペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
142	対-058	ダイアジノン(農薬・動物用医薬品評価書)	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
143	対-058	ダイアジノン(農薬・動物用医薬品評価書)	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
144	対-058	ダイアジノン(農薬・動物用医薬品評価書)	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
145	対-058	ダイアジノン(農薬・動物用医薬品評価書)	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
146	対-059	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(4)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(mg/kg体重/日)
147	対-060	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	0.004
148	対-061	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
149	対-065	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
150	対-065	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
151	対-069	トリシクランゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
152	対-069	トリシクランゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
153	対-070	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
154	対-073	ビペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
155	対-074	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
156	対-074	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
157	対-077	ビリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
158	対-078	ビリブチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
159	対-079	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI	0.019
							ARD	0.2
160	対-080	フィプロニル(農薬・動物用医薬品評価書)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
161	対-080	フィプロニル(農薬・動物用医薬品評価書)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
162	対-080	フィプロニル(農薬・動物用医薬品評価書)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
163	対-081	フェントロチオン(農薬・動物用医薬品評価書)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
164	対-081	フェントロチオン(農薬・動物用医薬品評価書)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
165	対-081	フェントロチオン(農薬・動物用医薬品評価書)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
166	対-081	フェントロチオン(農薬・動物用医薬品評価書)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
167	対-081	フェントロチオン(農薬・動物用医薬品評価書)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
168	対-082	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物用医薬品評価書)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
169	対-082	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物用医薬品評価書)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
170	対-082	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物用医薬品評価書)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
171	対-082	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物用医薬品評価書)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
172	対-082	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物用医薬品評価書)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
173	対-082	フェノブカルブ (BPMC)(農薬・動物用医薬品評価書)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
174	対-083	フェリムン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
175	対-083	フェリムン(農薬)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
176	対-084	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
177	対-084	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
178	対-085	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
179	対-085	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
180	対-086	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
181	対-086	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
182	対-088	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
183	対-089	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
184	対-090	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
185	対-090	ブプロフェジン(農薬)(第2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
186	対-091	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
187	対-091	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
188	対-091	フルアジナム	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
189	対-092	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
190	対-093	プロシドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
191	対-095	プロピコナゾール	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
192	対-095	プロピコナゾール	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
193	対-096	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
194	対-096	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019
195	対-098	プロモブチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
196	対-100	ペンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
197	対-101	ペンゾピシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
198	対-102	ペンゾフェナップ	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
199	対-104	ペンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
200	対-104	ペンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(5)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (mg/kg体重/日)
201	対-106	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
202	対-107	ベンフレゼート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
203	対-109	マラチオン	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI	0.29
204	対-109	マラチオン	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ARID	1.5
205	対-109	マラチオン	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI	0.29
206	対-109	マラチオン	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ARID	1.5
207	対-112	ダノメット、メタム及びメチルイソチオシアネート;メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	0.005
			137-42-8 (メタムナトリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	0.0075
			137-41-7 (メタムカリウム塩)				ARID	0.021
208	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
209	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
210	対-113	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
211	対-116	メトミノストロピン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
212	対-118	メフェナセット(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
213	対-119	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
214	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
215	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
216	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI	0.071
217	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ARID	0.1
218	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤間連
219	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
220	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
221	要-003	エチプロール(第4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
222	要-005	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
223	要-005	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
224	要-005	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
225	要-005	テブコナゾール(第4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI	0.029
							ARID	0.3
226	要-012	ベントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
227	要-013	ホサロン	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
228	要-014	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
229	要-014	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
230	要-014	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
231	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
232	要-014	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
233	要-015	ダノメット、メタム及びメチルイソチオシアネート;メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI	0.004
							ARID	0.1
234	要-016	メトラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097
							ADI	0.077
235	他-005	アシベンゾラール-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ARID	0.5
							ADI	0.097
236	他-006	アジメスルフロ(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
237	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
238	他-008	アマトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
239	他-012	エトキシスルフロ	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
240	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
241	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
242	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
243	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
244	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
245	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
246	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
247	他-017	オキシリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
248	他-018	キサロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
249	他-018	キサロホップエチル(第2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
250	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
251	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
252	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
253	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
254	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
255	他-019	クロチアニジン(第6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI	0.097
256	他-019	クロチアニジン(第6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ARID	0.6
257	他-020	クロマフェジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
258	他-020	クロマフェジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
259	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
260	他-025	シクロプロリン	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
261	他-025	シクロプロリン	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ARID	設定する必要がある
262	他-029	シノスルフロ	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
263	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22

表 6-3 内閣府食品安全委員会における全評価物質(6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(mg/kg体重/日)
264	他-030	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
265	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
266	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
267	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
268	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品5版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
269	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
270	他-030	ジノテフラン(農薬・動物用医薬品4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
271	他-030	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エクスビード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
272	他-031	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
273	他-031	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARD	0.0096 0.25
274	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物用医薬品)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
275	他-033	ジフルベンズロン(農薬・動物用医薬品)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
276	他-035	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
277	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
278	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
279	他-037	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
280	他-037	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
281	他-037	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ARD	0.0085 ・0.2(一般の集団) ・0.09(妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
282	他-039	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
283	他-041	スピノサド(農薬・動物用医薬品)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
284	他-041	スピノサド(農薬・動物用医薬品)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
285	他-041	スピノサド(農薬・動物用医薬品)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
286	他-041	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物用医薬品)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
287	他-041	スピノサド【残留基準の設定】(農薬・動物用医薬品2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
288	他-044	チアメキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
289	他-044	チアメキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
290	他-044	チアメキサム(第3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARD	0.018 0.5
291	他-046	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
292	他-046	チフルザミド(第2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARD	0.014 0.25
293	他-049	テトラコナゾール	112281-77-3	農薬	H24.8.21 H20.7.8	H27.8.18	ADI ARD	0.004 0.05
294	他-050	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
295	他-051	トリネキサバクエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
296	他-051	トリネキサバクエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
297	他-052	トリフルメチル(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
298	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
299	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
300	他-053	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
301	他-054	ナプロアネリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	H24.3.1	ADI	回答文書
302	他-056	バクプロラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
303	他-059	ビマトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
304	他-060	ピラゾスルフロエチル	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
305	他-061	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
306	他-065	フェンバレード(農薬・動物用医薬品)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
307	他-065	フェンバレード(農薬・動物用医薬品)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
308	他-065	フェンバレード(農薬・動物用医薬品)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
309	他-068	フルアジホップ	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARD	0.0044 0.02
310	他-070	プロバホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1	ADI	回答文書
311	他-071	プロバルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
312	他-074	プロトリン	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI ARD	0.03 1.5
313	他-077	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
314	他-079	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
315	他-079	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
316	他-079	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
317	他-079	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
318	他-081	メタドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006

*網掛け:今年度追加

*化学・汚染:化学物質・汚染物質

6-3-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理

6.3.2.1 基準値等の更新

平成 26 年度文献調査業務において調査された（表 6-4）を対象に、基準値等の改訂の動向を調査した。なお、平成 26 年度文献調査業務と同様に収集の対象は消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目（色、臭気、味）は除いた。

その結果、次の 2 機関の更新・改訂があった。その他の機関では平成 26 年度文献調査業務以降に更新・改訂は行われていない。

①豪州：Australian Drinking Water Guidelines (2011) - Updated March 2015 が Updated されたが、基準値の更新はない。

②米国：Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination：CCL 4 draft が公表された。基準値の更新はない。

これらの更新結果は国内外の基準値等のまとめとして、表 6-6～表 6-10 に整理した。

表 6-4 基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

国・機関		調査対象規則等
1	米国	National Primary Drinking Water Regulations:NPDWRs
		National Secondary Drinking Water Regulations:NSDWRs
		Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination : CCL 4 draft
2	欧州	COUNCIL DIRECTIVE 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption
3	カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table. Dec. 2014
4	豪州	Australian Drinking Water Guidelines (2011) - Updated March 2015
5	韓国	飲水水質基準及び検査等に関する規則(1995年 5月 1日 環境部令第10号 新規制定) (最新改正:2008年 2月 4日 環境部令第276号)
6	中国	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006 「生活飲用水衛生標準」
7	WHO	Guidelines for Drinking-water Quality 4th edition

6.3.2.2 国内の基準値等との比較

海外諸国・機関の基準値等の更新状況及び後述の国内の基準値等の変更（平成 28 年 2 月 17 日厚生科学審議会（生活環境水道部会）を踏まえ、国内と諸外国の基準値等の比較を行い、諸外国の基準値が国内に基準値等よりも激しい物質を抽出した H26 年度文献調査業務内容を表 6-11 に示した。

海外諸国・機関の基準値等の更新はない。日本の基準値更新は平成 28 年 2 月 17 日厚生科学審議会にて提案されており、2 物質(アシュラム、マラチオン：平成 28 年 4 月施行)が比較対象に該当するが、既に H26 年度文献調査業務で検討されている。従って今年度の新たな比較対象物質はない。

]

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等 (その 2/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCLA draft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3										No abnormal change												5	
基-047	pH値		5.8-8.6	設定なし									≥ 6.5 and ≤ 9.5		6.5-8.5	c	pH 6.5-8.5		5.8-8.5			6.5-8.5				
基-048	味		異常でないこと										Acceptable to consumers and no abnormal change		Inoffensive		設定不要	Not offensive		無味						
基-049	臭気		異常でないこと										Acceptable to consumers and no abnormal change							無臭						
基-050	色度		5度以下										Acceptable to consumers and no abnormal change		≤ 15 TCU			15 HU		5度			15			
基-051	濁度		2度以下										Acceptable to consumers and no abnormal change				c	5 NTU		0.5NTU			1			

※1諸外国の基準値等はシアンとしての数値

※2 表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※3 「比較」の欄の●とは、諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質の意味である。以降の表も全て同様。

※4 国内基準値の網掛けの箇所はH28.4.1から適用

表 6-6 「水質管理目標設定項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO		米国			EU			カナダ		オーストラリア			韓国		中国				
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based consideration (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	0.02	0.02			0.006			0.005	●	0.006	●		0.003	●					0.005		●
目-002	ウラン及びその化合物	7440-61-1	0.002(暫定)	0.03	P							0.02			0.017								
目-003	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	0.02	0.07						0.02					0.02						0.02		
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.004	0.03	a		0.005			0.003	●	0.005			0.003						0.03		
目-008	トルエン	108-88-3	0.4	0.7	C		1					0.06	0.024	●	0.8	0.025	●	0.7			0.7		
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	0.08	0.008		●	0.006								0.01		●				0.008		●
目-010	亜塩素酸	13898-47-0	0.6	0.7	D							1									0.7		
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	0.6	設定なし			0.8 (MRDL)								c	0.4							
目-013	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	0.01(暫定)	0.02	P										c						0.09		
目-014	抱水クロラール	302-17-0	0.02(暫定)	設定なし											0.1						0.01		●
目-015	農薬類	-	検出値と目標値の比の和として、1以下																				
目-016	残留塩素	7782-50-5	1	5	C		4.01 (MRDL)								5 (4.1 for chloraminated systems)	0.6	●	4					
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10-100												設定不要	200					300		450
目-018	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.01				0.05			0.05			0.05		0.5	0.1					0.3		0.1
目-019	遊離炭酸	-	20																				
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	0.3	設定なし			0.2				●				c					0.1	●	2	
目-021	メチルtert-ブチルエーテル	1634-04-4	0.02	設定なし									0.015	●									
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	3																		10		3
目-023	臭気強度(TON)	-	3以下																				
目-024	蒸発残留物	-	30-200																			500	
目-025	濁度	-	1度							Acceptable					c	5 NTU					0.5NTU		1
目-026	pH値	-	7.5程度	設定なし									6.5-8.5		c	6.5-8.5					5.8-8.5		6.5-8.5
目-027	腐食性(ラングリア指数)	-	-1程度以上と、極力0に近づける																				
目-028	従属栄養細菌	-	2,000/ml以下(暫定)																				
目-029	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	0.1	設定なし			0.007				●	0.014		●	0.03		●	0.03		●	0.03		●
目-030	アルミニウム及びその化合物	-	0.1	設定なし				0.05			●		0.2	[0.1/0.2]	c	0.2					0.2		0.2

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※2 国内目標値の網掛けの箇所はH28.4.1から適用

表 6-7 「要検討項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO		米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国		中国				
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical parameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
検-001	銀	7440-22-4	-	設定なし												0.1							0.05		
検-002	バリウム	7440-39-3	0.7	0.7				2									2						0.7		
検-003	ビスマス	7440-69-9	-																						
検-004	モリブデン	7439-98-7	0.07	設定なし													0.05		●				0.07		
検-005	アクリルアミド	79-06-1	0.0005	0.0005	a		TT			0.0001		●				0.0002		●				0.0005			
検-006	アクリル酸	79-10-7	-																				0.5		
検-007	17-β-エストラジオール	50-28-2	0.00008 (暫定)								CCL4														
検-008	エチニルエストラジオール	57-63-6	0.00002 (暫定)								CCL4														
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4	0.5	0.6												0.25		●							
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8	0.0004 (暫定)	0.0004	P		TT			0.0001		●				0.0005d						0.0004			
検-011	塩化ビニル	75-01-4	0.002	0.0003	a		●	0.002		0.0005		●	0.002			0.0003		●							
検-012	酢酸ビニル	108-05-4	-																						
検-013	2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	-																						
検-014	2,6-ジアミノトルエン	823-40-5	-																						
検-015	N,N-ジメチルアニリン	121-69-7	-																						
検-016	スチレン	100-42-5	0.02	0.02	C			0.1								0.03	0.004	●				0.02			
検-017	ダイオキシン類	-	1 pgTEQ/L	暫定																					
検-018	トリエチレンテトラミン	112-24-3	-																						
検-019	ニールフェノール	25154-52-3	0.3(暫定)								CCL4														
検-020	ビスフェノールA	80-05-7	0.1(暫定)																				0.01		
検-021	エトドラジン	302-01-2	-								CCL4														
検-022	1,2-ブタジエン	590-19-2	-																						
検-023	1,3-ブタジエン	106-99-0	-								CCL4														
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	0.01																				0.003	●	
検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	0.5																						
検-026	マイクロキチン-LR	101043-37-2	0.0008(暫定)	0.001	P											0.0013						0.001			
検-027	有機すざ化合物	-	0.0006 暫定(TBTO)																						
検-028	プロモクロロ酢酸	5589-96-8	-	設定なし																					
検-029	プロモジクロロ酢酸	71133-14-7	-																						
検-030	ジプロモクロロ酢酸	5278-95-5	-																						
検-031	プロモ酢酸	79-08-3	-	設定なし				0																	
検-032	ジプロモ酢酸	631-64-1	-	設定なし				0																	
検-033	トリプロモ酢酸	75-96-7	-																						
検-034	トリクロロアセトニトリル	545-06-2	-	設定なし												c					0.004				
検-035	プロモクロロアセトニトリル	83463-62-1	-	設定なし												c									
検-036	ジプロモアセトニトリル	3252-43-5	0.06	0.07												c					0.1				
検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	-								CCL4														
検-038	MX	77439-76-0	0.001	設定なし												c e									
検-040	キシレン	1330-20-7	0.4	0.5	C			10					0.09	0.3	●	0.6	0.02	●		0.5			0.5		
検-041	過塩素酸	7601-90-3	0.025																						
検-042	パーフルオロオクタンルスホン酸(PFOS)	1763-23-1	-								CCL4														
検-043	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	-								CCL4														
検-044	N-ニトロジメチルアミン(NDMA)	62-75-9	0.0001	0.0001												0.0001									
検-045	アニリン	62-53-3	0.02								CCL4														
検-046	キノリン	91-22-5	0.0001								CCL4														
検-047	1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6	0.02								CCL4														
検-048	ニトリロ三酢酸(NTA)	139-13-9	0.2	0.2									0.4			0.2							0.02		

※1 表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※2 国内目標値の網掛けの箇所はH28.4.1から適用

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 2/3)

項目 番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			目標値 (mg/L)	ガイドライン 値(mg/L)	位置づけ等※ 1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCLAd raft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health- based (mg/L)	aesthetic considera- tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有 害影響 (mg/L)	感覚 影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較
対-046	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7	0.008																						
対-047	ジクワット	85-00-7	0.005						0.02																
対-048	エチルチオメトン	298-04-4	0.004																						
対-049	ジチアノン	3347-22-6	0.03																						
対-050	ジチオカルバメート系農薬	-	0.005																						
対-051	ジチオピル	97886-45-8	0.009																						
対-052	シハロホップブチル	122008-85-9	0.006																						
対-053	シマジン (CAT)	122-34-9	0.003	0.002		●		0.004					0.01			0.02									
対-054	ジメタリン	22936-75-0	0.02																						
対-055	ジトエート	60-51-5	0.05	0.006		●								0.02		●	0.007		●					0.08	
対-056	シトリン	1014-70-6	0.03																						
対-057	ジメピレート	61432-55-1	0.003																						
対-058	ダイアジン	333-41-5	0.003																						
対-059	ダイムロン	42609-52-9	0.8											0.02			0.004			0.02					
対-060	ダノメット	533-74-4	0.01																						
対-061	チアジニル	223580-51-6	0.1																						
対-062	チウラム	137-26-8	0.02														0.007		●						
対-063	チオジカルブ	59669-26-0	0.08																						
対-064	チオファネートメチル	23564-05-8	0.3																						
対-065	チオベンカルブ	28249-77-6	0.02																						
対-066	テルブカルブ (MBPMC)	1918-11-2	0.02																						
対-067	トリクロピル	55335-06-3	0.006																						
対-068	トリクロロホソ (DEP)	52-68-6	0.005																						
対-069	トリシクラゾール	41814-78-2	0.1																						
対-070	トリフルラリン	1582-09-8	0.06	0.02		●																			
対-071	ナプロバミド	15299-99-7	0.03																						
対-072	バラコート	4685-14-7	0.005																						
対-073	ピベロホス	24151-93-7	0.0009																						
対-074	ピラクロニル	158353-15-2	0.01																						
対-075	ピラゾキシフェン	71561-11-0	0.004																						
対-076	ピラゾレート	58011-68-0	0.02																						
対-077	ピリダフェンチオン	119-12-0	0.002																						
対-078	ピリプチカルブ	88678-67-5	0.02																						
対-079	ピロキロン	57369-32-1	0.05																						
対-080	フィプロニル	120068-37-3	0.0005																						
対-081	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5	0.01	設定なし																					
対-082	フェノピカルブ (BPMC)	3766-81-2	0.03																						
対-083	フェリムロン	89269-64-7	0.05																						
対-084	フェンチオン (MPP)	55-38-9	0.006																						
対-085	フェントエート	2597-03-7	0.007																						

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 3/3)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4d raft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
対-086	フェントラザミド	158237-07-1	0.01																						
対-087	フサライド	27355-22-2	0.1																						
対-088	フタクロール	23184-66-9	0.03																						
対-089	フタミホス	36335-67-8	0.02																						
対-090	ブプロフェジン	69327-76-0	0.02																						
対-091	フルアジナム	79622-59-6	0.03																						
対-092	フレチラクロール	51218-49-6	0.05																						
対-093	フロシドン	32809-16-8	0.09																						
対-094	フロチオホス	34643-46-4	0.004																						
対-095	フロピコナゾール	60207-90-1	0.05														0.1								
対-096	フロピザミド	23950-58-5	0.05													0.07									
対-097	フロベナゾール	27605-76-1	0.05																						
対-098	フロモブチド	74712-19-9	0.1																						
対-099	ベシメル	17804-35-2	0.02														0.09								
対-100	ベンシクロン	66063-05-6	0.1																						
対-101	ベンゾピシクロン	156963-66-5	0.09																						
対-102	ベンゾフェナップ	82692-44-2	0.005																						
対-103	ベンダゾン	25057-89-0	0.2	設定なし													0.4						0.3		
対-104	ベンディメタリン	40487-42-1	0.3	0.02		●											0.4								
対-105	ベンブアラカルブ	82560-54-1	0.04																						
対-106	ベンフルラリン	1861-40-1	0.01																						
対-107	ベンプレセート	68505-69-1	0.07																						
対-108	ホスチアゼート	98886-44-3	0.003																						
対-109	マラソン (マラチオン)	121-75-5	0.7	設定なし									0.19		●	0.07		●				0.25		●	
対-110	メコプロップ (MCP)	7085-19-0	0.05																						
対-111	メソミル	16752-77-5	0.03														0.02		●						
対-112	カーバム	144-54-7	0.01														for MTI C: 0.001								
対-113	メタラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	0.06																						
対-114	メチダチオン (DMTP)	950-37-8	0.004														0.006								
対-115	メチルダイムロン	42609-73-4	0.03																						
対-116	トミノストロピン	133408-50-1	0.04																						
対-117	トリブジン	21087-64-9	0.03																						
対-118	メフェナセート	73250-68-7	0.02											0.08			0.07								
対-119	メブロニル	55814-41-0	0.1																						
対-120	モリネート	2212-67-1	0.005	0.006					CCL4								0.004		●						

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※2 国内目標値の網掛けの箇所はH28.4.1から適用。ただし、ダゾメット、ピロキロン、ベンゾフェナップ、メタムはH29.4.1より適用。

表 6-9 「要検討農薬」の諸外国・機関の目標値等

項目 番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン 値(mg/L)	位置 づけ 等※1	比較	NPD WR (mg/	NSD WR (mg/	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considerati on(mg/L)	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康 有害 影響	感覚 影響 (mg/	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較
要-001	アセタミプリド	135410-20-7	0.2																						
要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	0.1																						
要-003	エチプロール	181587-01-9	0.01												0.4										
要-004	クロロピクリン	76-06-2	-																						
要-005	テブコナゾール	107534-96-3	0.07						CCL4																
要-006	テフルトリオン	473278-76-1	0.002																						
要-007	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	0.04	設定なし											0.0007			●				0.02		●	
要-008	ヒドロキシイソキサゾール	10004-44-1	0.1																						
要-009	ピラクロホス	77458-01-6	-																						
要-010	フルスルファミド	106917-52-6	-																						
要-011	プロマシル	314-40-9													0.4										
要-012	ベントキサゾン	110956-75-7	0.6																						
要-013	ホサロン	2310-17-0	0.005																						
要-014	メタアルデヒド	108-62-3	0.06																						
要-015	メチルイソチオシアネート	556-61-6	0.01																						
要-016	外ラクロール	51218-45-2	0.2	0.01		●			CCL4				0.05		●	0.3									

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※2 国内目標値の網掛けの箇所はH28.4.1から適用。ただし、メチルイソシアネートはH29.4.1より適用。

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 1/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO				US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国					
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等 ※1	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health-based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較				
他-001	MCPM	17639-93-9	-																										
他-002	2, 4-DB	94-82-6	-	0.09																									
他-003	DBEDC	-	-																										
他-004	MCPBエチル	10443-70-6	0.08																										
他-005	アシベンゾラルSメチル	126448-41-7	0.2																										
他-006	アジムスルフロン	120162-55-2	0.2																										
他-007	アミトロール	61-82-5	0.003														0.009												
他-008	アトリン	834-12-8	0.2													0.07													
他-009	イナベンゾイド	82211-24-3	0.3																										
他-010	イマゾスルフロン	122548-33-8	0.2																										
他-011	ウニコナゾールP	83657-17-4	0.04																										
他-012	エトキシスルフロン	126801-58-9	0.1																										
他-013	エトベンザニド	79540-50-4	0.1																										
他-014	エンドタール	145-73-3	-						0.1								0.1												
他-015	オキサジアルギル	39807-15-3	0.02																										
他-016	オキサミル	23135-22-0	0.05						0.2							0.007													
他-017	オキソリニック塩	14698-29-4	0.05																										
他-018	キサロホップエチル	76578-14-8	0.02																										
他-019	クロチアニジン	210880-92-5	0.2																										
他-020	クロマフェノジド	143807-66-3	0.7																										
他-021	クロルタルジメチル (TCTP)	1861-32-1	-																										
他-022	クロルピリホスメチル	5598-13-0	0.03																										
他-023	シクロスルフアムロン	136849-15-5	0.08																										
他-024	ジクロフェンチオン (ECP)	97-17-6	0.006																										
他-025	シクロプロトリン	63935-38-6	0.008																										
他-026	シクロメジン	62865-36-5	0.05																										
他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	0.06	0.1																									
他-028	ケルセン (ジコホル)	115-32-2	0.06														0.004												
他-029	シノスルフロン	94593-91-6	0.2																										
他-030	シメタフラン	165252-70-0	0.6																										
他-031	シフェノコナゾール	119446-68-3	0.02																										
他-032	シフルトリン	68359-37-5	0.05														0.05												
他-033	ジフルベンズロン	35367-38-5	0.05	設定なし												0.07													
他-034	シプロコナゾール	94361-06-5	0.02																										
他-035	シプロジニル	121552-61-2	0.07														0.09												
他-036	シベレドリン	52315-07-8	0.1														0.2												
他-037	シメコナゾール	149508-90-7	0.02																										
他-038	ジメチルピニホス	2274-67-1	0.01																										
他-039	シラフルオフェン	105024-66-6	0.3																										
他-040	シメチリン	87818-31-3	0.1																										
他-041	スピノサド	168316-95-8	0.06	設定なし																									
他-042	セトキシジム	74051-80-2	0.4																										
他-043	チアクロプリド	111988-49-9	-																										
他-044	チアトキサム	153719-23-4	0.05																										
他-045	チオシクラム	31895-21-3	0.03																										

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等 (その 2/2)

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US			EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国			
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等 ※1	比較	NPD WR (mg/)	NSD WR (mg/)	CCL4 draft	比較	chemical arameter (mg/L)	indicator parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic considera tion	比較	health (mg/L)	aesthetic (mg/L)	比較	健康有 害影響 (mg/L)	感覚 影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考 指標 (mg/L)	比較
他-046	チフルザミド	130000-40-7	0.04																						
他-047	テクロフガム	76280-91-6	0.1																						
他-048	CVMP(テトラクロルピホス)	22248-79-9	0.01														0.1								
他-049	テトラコナゾール	112281-77-3	0.01																						
他-050	テブフェノジド	112410-23-8	0.04						CCL4																
他-051	トリネキサバクエチル	95266-40-3	0.01																						
他-052	トリフルミゾール	99387-89-0	0.04																						
他-053	トルフェンピラド	129558-76-5	0.01																						
他-054	ナフロアニリド	52570-16-8	0.02																						
他-055	ニテンピラム	150824-47-8	1.3																						
他-056	バクロプロトゾール	76738-62-0	0.05																						
他-057	バリダマイシン	37248-47-8	-																						
他-058	ビスピリバクナトリウム塩	125401-75-4	0.03																						
他-059	ピエトロジン	123312-89-0	0.03																						
他-060	ピラソスルフロエチル	93697-74-6	0.03																						
他-061	ピリミナバクメチル	136191-64-5	0.05																						
他-062	ピリホスメチル	29232-93-7	0.06	設定なし												0.09									
他-063	ピレトリン	8003-34-7	0.1																						
他-064	フェノキサニル	115852-48-7	0.02																						
他-065	フェンバレレート	51630-58-1	0.04													0.06									
他-066	フラチオカルブ	65907-30-4	0.008																						
他-067	フラマトビル	123572-88-3	0.02																						
他-068	フルアジホップP	83066-88-0	0.01																						
他-069	プロバニル	709-98-8	0.04	設定なし												0.7									
他-070	プロバホス	7292-16-2	0.001																						
他-071	プロバキギット又はBPPS	2312-35-8	0.02													0.007			●						
他-072	プロヘキサジオンカルシウム塩	88805-35-0	0.5																						
他-073	プロボキスル (PHC)	114-26-1	0.2																						
他-074	プロメトリン	7287-19-6	0.08																						
他-075	ベルメトリン	52645-53-1	0.1	設定なし					CCL4							0.2									
他-076	ベンスルタップ	17606-31-4	0.09																						
他-077	ベンダイオカルブ	22781-23-3	0.009											0.04											
他-078	ホキシム	14816-18-3	0.003																						
他-079	ホスカリド	188425-85-6	0.1																						
他-080	チアジアジン	3773-49-7	-																						
他-081	メタミドホス	10265-92-6	0.002						CCL4																
他-082	メチルイソシアネート	624-83-9	0.006																						
他-083	モノクロトホス	6923-22-4	0.002													0.002									
他-084	リニューロン	330-55-2	0.02																						

※1表中の記号は以下のとおり

P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

※ 国内目標値の網掛けの箇所はH28.4.1から適用

表 6-11 「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」とその過年度の検討状況

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度			食安委評価状況(H28.1) 評価結果通知日等
			過年度	H26	H27	
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	○			H20.9.25
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	○			H24.8.6
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	○			H20.11.6
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	○			H20.11.6
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	○			H22.9.2
基-020	ベンゼン	71-43-2	○			H20.11.6
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	○			—
基-045	フェノール類		○			—
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	○			H24.8.6
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○			H20.11.6
目-008	トルエン	108-88-3	○			H20.11.6
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○			H25.4.15
目-014	抱水クロラール	302-17-0	整理不可			H19.3.15
目-016	残留塩素	7782-50-5	○			H19.3.15
目-020	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	○			H20.4.17
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4	○			H20.4.17
目-029	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	○			H20.5.29
検-004	モリブデン	7439-98-7				—
検-005	アクリルアミド	79-06-1				—
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4				—
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8				—
検-011	塩化ビニル	75-01-4				—
検-016	スチレン	100-42-5				—
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2		整理不可		H26.6.10
検-040	キシレン	1330-20-7				—
対-005	MCPA	94-74-6	○			H26.7.29
対-006	アシュラム	3337-71-1		○		H26.10.21
対-008	アトラジン	1912-24-9	○			評価要請 H23.10.11
対-011	アラコール	15972-60-8	○			H25.3.18
対-030	カルバリル (NAC)	63-25-2				審議中 H25.8.7
対-036	グリホサート	1071-83-6	○			幹事会報告 H.27.3.19
対-041	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6				評価要請 H23.9.22
対-042	シアナジン	21725-46-2				審議中 H27. 6.19
対-045	ジクロロベンジル	1194-65-6		整理不可		H26.7.1
対-046	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7				評価要請 H21.3.24
対-053	シマジン (CAT)	122-34-9				評価要請 H25.1.30
対-055	ジメトエート	60-51-5	○			評価要請 H25.6.12
対-062	チウラム	137-26-8				—
対-070	トリフルラリン	1582-09-8	○			H24.1.26
対-081	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5		○		H26.6.3
対-104	ペンディメタリン	40487-42-1	○			H24.8.6
対-109	マラソン (マラチオン)	121-75-5		○		H26.5.13
対-111	メソミル	16752-77-5				—
対-120	モリネート	2212-67-1		○		H25.3.4
要-007	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0				評価要請 H21.3.24
要-016	メトラクロール	51218-45-2	○			H21.7.30
他-008	アメトリン	834-12-8	○			H19.9.13
他-016	オキサミル	23135-22-0				評価要請 H25.3.12
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2				—
他-071	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	○			H25.11.11

注: 目-030アルミニウム及びその化合物については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

6-4. 水質基準等に関する情報の更新

6-4-1. 水質基準等の見直しの動向

平成27年度水質基準逐次改正検討会（第1回～第2回）の検討結果及び第17回厚生科学審議会（生活環境水道部会）（平成28年2月17日）の審議結果に係る概要を、表6-12に示す（本業務に係る内容に限り抜粋）。また、その結果を過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、平成28年3月11日時点での情報に更新して表6-13～表6-18に取りまとめた。表中、着色した部分が今回更新した情報である。

表 6-12 厚生科学審議会（H28.2.17）等での審議の概要

審議事項		概要
1	水道水中における農薬類の目標値の見直しについて（案）	<p>●対象農薬リスト」に掲げる農薬6物質について、パブリックコメント手続きを経て、目標値を見直すものである。平成28年4月1日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アシュラム(0.2mg/L以下→0.9mg/L以下) ・ジクロベニル(0.01mg/L以下→0.03mg/L以下) ・ダイアジノン(0.005mg/L以下→0.003mg/L以下) ・トリシクラゾール(0.08mg/L以下→0.1mg/L以下) ・フェントロチオン(0.003mg/L以下→0.01mg/L以下) ・マラチオン(0.05mg/L以下→0.7mg/L以下)
2	最新の科学的知見に基づく今後の水質基準等の改正方針（案）	<p>●内閣府食品安全委員会の新たな健康影響評価等の知見等に基づき、今後の水質基準等の改正方針について検討する。</p> <p>1.農薬類以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フタル酸ブチルベンジル: 現行評価値(0.5mg/L(暫定))の暫定を削除。 <p>2.農薬類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダゾメット、ピロキロン等の「対象農薬」(4農薬) ・メチルイソチオシアネートの「要検討農薬類」(1農薬) ・アシベンゾラルSメチル、ジフルベンズロン等の「その他農薬類」(5農薬) <p>・ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネートについてグループとして評価することが適当であると考えられることから、項目及び評価値を設定することが考えられる。</p> <p>①「対象農薬リスト掲載農薬類」平成29年4月1日から適用する。 ②要検討項目(フタル酸ベンジルブチル)及び農薬類のうち対象農薬リスト掲載農薬類以外の農薬類 平成28年4月1日から適用する。</p>
3	水道原水での検出濃度が高い農薬への対応について（案）	<p>●テフリトリオンについては、原水からは目標値の10%値を超える検出が確認されていること及び平成25年の農薬分類の考え方に照らすと「対象農薬リスト掲載農薬類」へ掲載する選択基準に該当することから、パブリックコメント手続きを経て「対象農薬リスト掲載農薬類」へ掲載することとし、平成29年4月1日から適用することとする。</p>

注:表中の物質名の後の括弧内の情報は、見直し前と見直し後の評価値を意味する。

表 6-13 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討	
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等			
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当項は水質基準項目として掲げ置く		
基-002	大腸菌	不検出							糞便汚染の指標として適当		
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会(1970)ベースの0.01 mg/L を当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ を維持(奇与率10%で2.5 $\mu\text{g}/\text{L}$) ・食安委答申(食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3) →耐容週間摂取量 7 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。)	
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006(2005)	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001 mg/L が算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申(魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4) →ハイスケルグループ(胎児)を対象とした耐容週間摂取量 2.0 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{週}$ (メチル水銀) ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI=0.7(水銀として) ・食安委答申(H24.5.10) →TDI=0.7(水銀として)	
基-005	セレン及びその化合物	0.01			4			意見募集終了(H24.7.20 締切)	WHO第4版 暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当項水質基準として維持	・食安委答申(H24.10.29) →TDI=4 ・推奨摂取量=25~35 $\text{mg}/\text{日}$ 前後(成人、上限量400 $\text{mg}/\text{日}$ 前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切)
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.04			審議中(専門調査会) 自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P→0.01	4年答申では長期目標値を0.01 mg/L とし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中(H24.3.22専門調査会) 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01(暫定値)			0.01 A,T			H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T→P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10 $\mu\text{g}/\text{L}$ を維持	・WHO第3版第2次追補版ガイドライン値0.01 mg/L ・食安委答申(H.25.12.16) ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.05			0.05 P(全Cr)			審議中(清涼飲料水部会) 追加予定 →追加されず	WHO第4版 追加予定 →追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中(H21.8.17清涼飲料水部会) ・Crは必須元素(推奨摂取量=30~40 $\text{mg}/\text{日}$ 、成人)
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	3	H26.1.14	H25.7.22 答申済み		WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み		WHO第4版:ガイドライン値設定せず ガイダンス値:短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6(塩化シアンとして)、0.3(シアンとして)	水質基準として維持	・食安委答申(H22.10.14) →TDI=4.5(非発がん)
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50(NO3として) 3(NO2として)		H24.10.29 答申済み		WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず→0.2P	亜硝酸態窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申(H24.10.29) →硝酸態窒素:TDI=1500 →亜硝酸態窒素:TDI=15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み		WHO第3版 第2次追補版追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値:0.8 mg/L を継続	・食安委答申(H25.1.21) →TDI=0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5 mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92(AF=40%)	2.4			意見募集終了(H24.7.20 締切)	WHO第4版 変更 2.4→0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申(H24.8.6清涼飲料水) →TDI=96 ・食安委意見募集終了(H24.7.20締切) ・WHO/GDWQ:2008会合にてGV値2.4 mg/L で合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 6-13 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ _{※1} (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4-ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05 (2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17		H19.10.26	H19.3.15 (シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申 (H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17 (トランス体合算) ・食安委答申 (H20.5.29水質基準設定) →TDI=17 (シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から、現行基準を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申 (化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申 (H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申 (H26.10.7)はTDI=3.5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$ であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9 (非発がん) (TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10 ⁻⁵ リスク相当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申 (H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブromクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4 (非発がん) (TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO ₃ 濃度の調節やH ₂ O ₂ -UV法に限定	・食安委答申 (H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11 (非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申 (H26.10.7) →TDI=6

表 6-13 「水質基準項目」の基準等の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-029	プロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06 T (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=6.1 (非発がん) (TDI不変)
基-030	プロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	H22.12.21	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申 (H21.8.20清涼飲料水) →TDI=17.9 (非発がん) (TDI不変)
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申 (H20.4.17清涼飲料水) →TDI=15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色							・推奨摂取量=7~10mg/日 (成人、上限量30mg/日)の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時)			H19.10.26			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず				水質基準として維持	・推奨摂取量=10mg/日前後(成人、上限量40~50mg/日前後)の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 (洗濯染みは生じる可能性有)	H20.12.16	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申 (H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量=0.7~0.9mg/日 (成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚							
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申 (H.24.8.6清涼飲料水) →TDI=180 ・目安摂取量=3.5~4mg/日前後(成人、上限量10mg/日前後)の必須元素 ・食安委意見募集終了 (H24.7.20締切)
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等					WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量=1g/日前後(成人、上限量2.3g/日)の必須元素 ・Mgは推奨摂取量=300~400mg/日前後(成人)の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合: 20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L	
基-043	2-メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合: 20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合: 10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1~4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標							
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標						水質基準として維持	

※1 P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-14 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 1/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申(H24.8.6) →TDI=6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更 なし	0.2	0.015 PT (AF=80%)	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P.T	・LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:100 ・寄与率:10% ・評価値:0.002 mg/L	・食安委答申(H24.1.12) →TDI=0.2 (LOAEL:0.06 $\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$, UF:300)
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H.24.7.23) →TDI=4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更 なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=37.5(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.18 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7(C)	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.008	H27.4.1より 0.1→0.03	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申(H25.4.15) →TDI=30 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更 なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO ₂ が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO ₂ が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO ₂ の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・添加物としてはTDI29を答申(H18.11)
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更 なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申(H20.6.19清涼飲料水) →TDI=29 ・WHOは異臭味閾値を0.4 mg/L と設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04(暫定)→ 0.01(暫定)	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03(暫定)→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=4.5
目-015	農薬類		検出値/目標 値の総和が1 以下						・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル(殺虫剤)を追加(H20.4.1)
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1 mg/L 以上)	H15からの変更 なし	150	0.5~5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=136

表 6-14 「水質管理目標設定項目」の設定状況等 (その 2/2)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100								
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5 mg/L だが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=800
目-021	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI=143 ・WHOは異臭閾値を0.015 mg/L と設定
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度(TON)	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO ₃ 析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌(HPC)	2000cfu/ml (20°C7日間)	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来の細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1-ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以來基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.5.29) →TDI=46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きい場合設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
 ※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-15 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 1/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ* (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	-									浄水器等で消毒のために利用する事例があることから知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			0.7	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み			・食安委答申(H24.10.29) →TDI=20 (ヒトNOAEL 0.21 ($\text{mg}/\text{kg}/\text{体重}/\text{日}$))、UF 10)
検03	ビスマス	-									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3 (個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず→ 0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10 ⁻⁵		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	-									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002 mg/L 以下を設定	
検07	17- β -エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニル-エストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10 ⁻⁵ Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10 ⁻⁵ Risk	0.0003 10 ⁻⁵		線形外挿法を適用					10 ⁻⁵ リスク相当VSDから設定
検12	酢酸ビニル	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定
検13	2,4-ジアミノトルエン	-										施設基準省令で溶出基準0.002 mg/L を設定
検14	2,6-ジアミノトルエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定
検15	N,N-ジメチルアニリン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7						臭気の閾値と一致
検17	ダイオキシン類	1 pgTEQ/L	暫定値	4 $\text{pgTEQ}/\text{kg}/\text{日}$								
検18	トリエチレンテトラミン	-										施設基準省令で溶出基準0.01 mg/L を設定
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100								社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50								・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)
検21	ヒドラジン	-										日本水道協会規格の塗料の品質として0.005 mg/L 以下を設定
検22	1,2-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定
検23	1,3-ブタジエン	-										施設基準省令で溶出基準0.001 mg/L を設定

表 6-15 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 2/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5 $\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ 、 安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	暫定値	200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会)→TDI=200 $\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$
検26	マイクロシチン-LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	-									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	-										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	-										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	-	H15からの 変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21) →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk		0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5 (C)	179						

表 6-15 「要検討項目」の目標値の設定状況等 (その 3/3)

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	WHO/GDWQ※ (mg/L)	評価値 ($\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$)	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考					厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> ・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、$15\mu\text{g}/\text{l}$を定めている(RFD:$0.7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50=$0.11\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ (ヒト) UF=10 PMTDI=$0.01\text{mg}/\text{kg}/\text{d}$ PMTDI: 暫定最大一日耐容摂取量
検42	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	-										<ul style="list-style-type: none"> ・英国COTがTDI:$3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断
検43	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)	-										<ul style="list-style-type: none"> ・英国COTがTDI:$0.3\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中
検44	N-ニトロジメチルアミン (NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加		<ul style="list-style-type: none"> ・WHO/GDWQ第2次追補版追加($0.1\mu\text{g}/\text{l}$)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL= $7\text{mg}/\text{kg}/\text{日}$ UF=1000 TDI= $7\mu\text{g}/\text{kg}/\text{日}$	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS: 10^{-5}	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく 評価値= 0.02 TDI= 7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5				

- ※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
 ()内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「-」の後ろに健康上の評価値を記載した。
- ※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは $0.01\text{mg}/\text{L}$ 、PFOSは $0.0003\text{mg}/\text{L}$ で評価している。
- ※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
- ※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02b	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申(H25.2.18)→ADI=20 ・食安委答申(H27.10.20)→ADI=20
対-002	2, 2-DPA(ダラボン)	除草剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-003	2, 4-D(2, 4-PA)	除草剤	0.03		10	0.03		審議中		・評価第四部会審議中(H25.7.10)
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1より 0.006→0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H20.11.27 答申済み		・食安委答申(H20.11.27) →ADI=1.4(0.004mg/L)
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	0.002	H27.2.5	H26.7.29 答申済み		・食安委答申(H26.7.29) →ADI=1.9
対-006	アシユラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) →ADI=360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) →ADI=2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請(H23.10.11)
対-009	アニコホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-010	アミラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申(H19.5.17) →ADI=2.5(0.006mg/L)
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み		・食安委答申(H25.3.18) →ADI=10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.008		3			H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H28.2.23)→ADI=2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-015	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.3	H22.4.1より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) →ADI=100(0.3mg/L)
対-016	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申(H21.4.23) →ADI=35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006		2.3(イミノク タジンとし て)					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの 変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.2.23) → ADI = 10
対-020	エディフェンホス(エジフェン ホス、EDDP)	殺菌剤	0.006		2.5	0.05 (2006)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-021	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの 変更なし	30		H28.2.17	H25.8.5 H27.6.9 答申済み		・食安委答申(H25.8.5) → ADI = 31 ・食安委答申(H27.6.9) → ADI = 31
対-022	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	0.004		1.6					
対-023	エンドスルフエン(ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-024	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新 規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申(H15.9.18) → ADI = 9.0 ・食安委答申(H20.8.21) → ADI = 9.1
対-025	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申(H25.4.22) → ADI = 10
対-026	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申(H20.3.27) → ADI = 52
対-027	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新 規設定	0.25		H26.1.14	H20.7.3 答申済み		・食安委答申(H20.7.3) → ADI = 0.25
対-028	カフェンストール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの 変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申(H20.2.21) → ADI = 3 (0.008mg/L)
対-029	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3	H15年答申	100					
対-030	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.05		20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)
対-031	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの 変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申(H19.12.13) → ADI = 14 (0.04mg/L)
対-032	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事H: 23.12.26部会)
対-033	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005	H15年からの 変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申(H25.10.7) → ADI = 2.1
対-034	キャプタン	殺菌剤	0.3		125			H25.12.17 審議中		・評価第三部会にて審議中(最近の議事: H25.12.17評価第三部会)
対-035	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申(H19.8.9) → ADI = 10 (0.03mg/L)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-036	グリホサート	除草剤	2		750			H27.3.19 幹事会報告		・評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。(最近の議事:H27.3.19評価第四部会)
対-037	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申(H25.7.29) → ADI = 9.1
対-038	クロメブロップ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申(H21.7.23) → ADI = 6.2
対-039	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001		設定せず					
対-040	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申(H23.6.2) → ADI=1(0.003 mg/L) ・WHO/GDWQ第2次追補版追加(30 μ g/L)
対-041	クロタロニル(TPN)	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-042	シアナジン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H27. 6.19 審議中		・評価第一部会にて審議中(最近の議事: H27. 6.19部会)
対-043	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003	H15年答申	1					
対-044	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-045	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	4		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申(H26.7.1) →ADI=10 μ g/kg/日
対-046	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.3.24)
対-047	ジクワット	除草剤	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-048	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004		1.4					
対-049	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申(H22.6.17) → ADI=10
対-050	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-051	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) → ADI = 3.6 (0.009mg/L)
対-052	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-053	シマジン(CAT)	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-054	ジメタメリン	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申(H23.12.22) →ADI=9.4
対-055	ジメエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-056	シメリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-057	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため) ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出
対-058	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申(H26.8.19) →ADI=1 μ g/kg/日
対-059	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申(H19.11.8) → ADI = 300 (0.8mg/L)
対-060	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:ダゾメット	殺菌剤	0.006	H29.4.1より新	2.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 4
対-061	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新 規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申(H19.10.25) → ADI = 40
対-062	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-063	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-064	チオフアネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5 答申済み		・食安委答申(H22.8.5) → ADI=9(0.02 mg/L)
対-066	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り(浄水、原水からの検出が確認されたため)
対-067	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-068	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-069	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI=50
対-070	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02		H24.1.26 答申済み		・食安委答申(H24.1.26) →ADI=24
対-071	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-072	バラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					
対-073	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-074	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H23.6.2) → ADI = 4.4
対-075	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26 (0.07mg/L)
対-076	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-077	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申 (H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
対-078	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申 (H20.9.11) → ADI = 8.8 (0.02mg/L)
対-079	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19
対-080	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告 することとなった。(最近の議事:28.1.14幹事 会)
対-081	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長 調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H26.6.3 答申済み		・食安委答申 (H26.6.3) → ADI = 4.9 μ g/kg/日
対-082	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの 変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13
対-083	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H24.2.23) → ADI = 19
対-084	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006	H25.4.1より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申 (H25.9.30) → ADI = 2.3
対-085	フェントエート(PAP)	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申 (H25.1.21) → ADI = 2.9
対-086	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2
対-087	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-088	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの 変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申 (H23.8.25) → ADI = 10
対-089	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申 (H21.2.12) → ADI = 8 (0.02mg/L)
対-090	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H20.12.16	H24.12.10 答申済み		・食安委答申 (H24.12.10) → ADI = 9 (0.02mg/L)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 6/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-091	フルアジナム	殺菌剤	0.03	H23.4.1より 0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) →ADI = 10
対-092	ブレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) →ADI=18(0.05 mg/L)
対-093	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI = 35
対-094	プロチオホス	殺虫剤	0.004	H15年答申	1.5					
対-095	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H26.4.8 答申済み		・食安委答申(H26.4.8) →ADI=19 μ g/kg/日
対-096	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申(H26.1.20) →ADI = 19
対-097	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H23.9.28評価第三部会)
対-098	プロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申(H20.1.10) →ADI = 40 (0.1mg/L)
対-099	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-100	ベンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) →ADI=53(0.1 mg/L)
対-101	ベンゾビスシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新規 設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) →ADI =34
対-102	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申(H27.8.18) →ADI =2
対-103	ベシタゾン	除草剤	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-104	ベンディメタリン	除草剤 植物成長 調整剤	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) →ADI=120
対-105	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15					
対-106	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) →ADI=5
対-107	ベンプレセート	除草剤	0.07	H15から変更 なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申(H21.10.22) →ADI = 23
対-108	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査 会幹事会に報告することとなった。ただし、確 認事項に対する回答について評価部会で確 認することとなった。(最近の議事:H24.9.12 評価第三部会)

表 6-16 「対象農薬」の目標値の設定状況等 (その 7/7)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ ※ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-109	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) →ADI=290 μ g/kg/日
対-110	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-111	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新 規設定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申(H27.3.24) → ADI = 7.5
対-113	メトラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H22.2.2	H23.7.7 答申済み		・食安委答申(H23.7.7) →ADI=22 (0.06 mg/L) (メトラキシル及びメフェノキサムとして)
対-114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-115	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討
対-116	メミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16			H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16
対-117	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-118	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申(H20.3.13) → ADI = 7 (0.02mg/L)
対-119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更 なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申(H21.12.17) → ADI = 0.05
対-120	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申(H25.3.4) → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-17 「要検討農薬」の目標値の設定状況等

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る 備考	根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討
							厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H20.12.16 H24.3.5			・食安委答申 (H22.9.9) → ADI=57 (0.1 mg/L)
要-003	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H26.3.24 答申済み		・食安委答申 (H26.3.24) →ADI=5 μ g/kg/日
要-004	クロロピクリン	殺虫剤	-							
要-005	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H24.5.21 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H24.10.29) → ADI = 29 ・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 29
要-006	テフリルトリオン	除草剤	0.002		0.8		H25.3.19	H21.2.19 答申済み		・食安委答申 (H21.2.19) → ADI=0.8
要-007	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請(H21.3.24)
要-008	ヒメキサゾール (ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請 (H25.8.20)
要-009	ピラクロホス	殺虫剤	-	-	-					
要-010	フルスルファミド	殺菌剤	-	-	-					・評価要請 (H24.8.21)
要-011	ブロマシル	除草剤	-	-	-			H26.8.27 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H26.8.27評価第三部会)
要-012	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			
要-013	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より 新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申 (H26.3.10) →ADI=2 μ g/kg/日
要-014	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H27.2.5	H23.6.23 答申済み		・食安委答申 (H23.6.23) → ADI = 22
要-015	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート;メチルイソチオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より 新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-016	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変 更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 1/5)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2-クロロプロピオン酸メチル (MCPM)	農薬等原料	-		-			H24.10.29 答申済み		・食安委答申 (H24.10.29) →ADI = 9.8
他-002	2, 4-DB	除草剤	-		-	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	-		-					
他-004	MCPB	除草剤 植物成長調整 剤	0.08	H15年答申		33				
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2		50	H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 77
他-006	アジメスルフロン	除草剤	0.2	H15年から変 更なし		95	H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申 (H21.4.9) → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003		1.2	H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI=1.2
他-008	アメリリン	除草剤	0.2	0.003→0.2		72	H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申 (H19.9.13) → ADI = 72 (0.2mg/L)
他-009	イナベンフィド	植物成長調整 剤	0.3	H15年答申		130				
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申		89				
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整 剤	0.04	H15年から変 更なし		16	H20.12.16	H19.5.31 答申済み		・食安委答申 (H19.5.31) → ADI = 16 (0.04mg/L)
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から 変更なし		56		H25.10.21 答申済み		・食安委答申 (H25.10.21) → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし		44	H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) →ADI=44
他-014	エンドタール	除草剤	-							
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02			8		H19.10.11 答申済み		・食安委答申 (H19.10.11) → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申		20				評価要請 H25.3.12
他-017	オキシリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から 変更なし		21		H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) →ADI = 21
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし		9	H27.2.5	H26.4.8 答申済み		・食安委答申 (H26.4.8) →ADI=9 μ g/kg/日
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし		97	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		・食安委答申 (H26.10.7) →ADI=97 μ g/kg/日
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15年から変 更なし		270	H20.12.16	H24.5.24 答申済み		・食安委答申 (H24.5.24) → ADI = 270
他-021	クロルタルジメチル (TCT P)	除草剤	-		-					

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 2/5)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルフアムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申(H27.2.3) →ADI=85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事: H19.10.12部会)
他-027	ジクロロプロップ	植物成長調整 剤	0.06	H15年答申	22	0.1				
他-028	ジコホル(ケルセン)	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	0.006 (2007)				
他-029	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-030	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H27.2.5	H25.12.2 答申済み		・食安委答申(H25.12.2) →ADI=220
他-031	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H28.2.17	H27.3.2 答申済み		・食安委答申(H27.3.2) →ADI=9.6
他-032	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20					
他-033	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	0.12 (2006)	H28.2.17	H27.7.28 答申済み		・食安委答申(H27.7.28) →ADI=20
他-034	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-035	シプロジニル	殺菌剤	0.07					H24.9.24 答申済み		・食安委答申(H24.9.24) →ADI=27
他-036	シペルメトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	50					
他-037	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H25.3.19	H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申(H24.11.12) →ADI=8.5 ・食安委答申(H28.2.23) →ADI=8.5
他-038	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-039	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変 更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申(H24.2.9) →ADI=110(0.3mg/L)
他-040	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-041	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24			H27.2.17 答申済み		・食安委答申(H27.2.17) →ADI=24
他-042	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中(最近の議事: H26.2.27評価第一部会)

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 3/5)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-043	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	-							
他-044	チアメキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申 (H24.3.1) → ADI = 18 ・食安委答申 (H27.7.28) → ADI = 18
他-045	チオシクラム	殺虫剤	0.03	H15年答申	12					
他-046	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20			H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申 (H24.10.1) → ADI = 14 ・食安委答申 (H28.1.26) → ADI = 14
他-047	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-048	テトラクロルピホス(CVM P)	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					
他-049	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より 新規設定			H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI = 4
他-050	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→ 0.004	16		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) → ADI = 16 (0.04mg/L)
他-051	トリネキサパックエチル	植物成長調整 剤	0.01	H15から変 更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) → ADI = 5.9 (0.01mg/L)
他-052	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より 新規設定	15		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 15
他-053	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H23.2.10 答申済み		・食安委答申 (H23.2.10) → ADI = 5.6
他-054	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-055	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530					
他-056	バクプロトラゾール	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.05		20		H22.12.21	H21.4.2 答申済み		・食安委答申 (H21.4.2) → ADI = 20
他-057	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	-							
他-058	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					
他-059	ピメロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変 更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申 (H22.9.9) → ADI=13
他-060	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.003	H27.4.1より 0.1→0.003	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申 (H26.5.20) → ADI=10 μ g/kg/日
他-061	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20			H22.4.1 答申済み		・食安委答申 (H22.4.1) → ADI=20

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 4/5)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-062	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不相当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加	
他-063	ビレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					
他-064	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7			H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) → ADI = 6.9 ・食安委答申 (H20.11.27) → ADI = 7
他-065	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) → ADI = 17
他-066	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3					
他-067	フラメピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変 更なし	7		H24.3.5	H23.11.17 答申済み		・食安委答申 (H23.11.17) → ADI = 7
他-068	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申 (H27.7.7) → ADI = 4.4
他-069	プロバニル (DCPA)	除草剤	0.04	H15年答申	17					
他-070	プロバホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委 (H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する 意見書提出
他-071	プロパルギット (BPPS)	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3			H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 21
他-072	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整 剤	0.5	H15年答申	180					
他-073	プロボキスル (PHC)	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-074	プロメリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30
他-075	ペルメリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	0.3 (2008)			WHO/GDWQ 第3版第2次 追補版追加	
他-076	ベンスタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09	H15年答申	34					
他-077	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変 更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5
他-078	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請 (H21.2.3)

表 6-18 「その他農薬」の目標値の設定状況等 (その 5/5)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI (μ g/kg/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-079	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H24.8.6 答申済み		・食安委答申 (H24.8.6) → ADI = 44	
他-080	ミルネブ(チアジアジン)	殺菌剤	-							
他-081	メタミドホス	殺虫剤	0.002	0.01→ 0.002	0.6	H20.12.16	H20.5.1 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 (0.002mg/L)	
他-082	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間 体	0.006	H15年答申	2.5					
他-083	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-084	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

6-4-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

6.4.2.1 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 6-19 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。平成 27 年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲してデータの整理・拡充・更新を実施した。

表 6-19 情報収集の対象とする物質(H26 年度文献調査業務の表 25)

	物質グループ	物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質(化管法第一種指定化学物質)	462

*各グループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

6.4.2.2 収集するデータ項目の整理・拡充・更新

平成 27 年度文献調査業務では表 6-19 の対象物質の整理・拡充・更新を実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。

①整理・拡充フィールド

- ・物性：化学物質総合情報提供システム(CHRIP)及び日本語版 ICSC を基に、387 物質のデータを補完
- ・測定法：農薬類の分類一覧(厚労省資料)の検査方法を基にデータを補完

- ・用途：化学物質総合情報提供システム(CHRIP)を基に、357物質のデータを補完
- ・有害性：化学物質総合情報提供システム(CHRIP)を基に、GHS分類データを479物質について補完。なお、健康影響については特定標的臓器毒性(反復暴露)、生態影響については水生環境有害性(長期間)を選択した。

②更新フィールド

- ・CODE 対応：ゴルフ場排水口等における水質調査(環境省)、化学物質環境実態調査(水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果)、USEPA 基準値 に対応する項目を更新
- ・農薬出荷量：2012年度、2013年度を更新
- ・化学物質の製造・輸入数量(経済産業省)：2013年度を更新
- ・PRTR 届出排出量(公共用水域)：2013年度を更新
- ・水道水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目、農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬、要検討農薬、その他農薬：厚生科学審議会(H28.2)での審議を基に更新
- ・USEPA 基準値：ドラフトを基に、CCL3→CCL4に更新
- ・ゴルフ場排水口等における水質調査(環境省)：2014年度を更新
- ・化学物質環境実態調査(水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果)：2013年度を更新
- ・水質基準項目等の審議履歴、安全性評価履歴、水質基準項目等の基準値等の設定状況、農薬類の目標値の設定状況：2015年度を更新

③過年度のデータ活用

- ・薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準(人健康)、水質環境基準(地下水)、要監視項目(人健康)、要監視項目(地下水)、水濁法、毒劇法、化審法、化管法
- ・WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値
- ・水道統計、要調査項目存在状況調査、有害性情報
- ・農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧

6.4.2.3 検索要領：出力(物質別)

検索要領：出力(物質別)は下記とする。

- 1.物質名或いはCAS番号を入力する。CAS番号の方が物質の特定が有効である。
- 2.物質名で別名や異性体等がある場合は、登録物質シートで該当名称を検索して入力する。

例：1,2-ジクロロエチレン→対象物質名：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

例として、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの出力版を図1に示した。

図 6-1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの出力版

入力(物質名またはCAS番号を入力)		*入力要領は欄外右に記載	全角、ダッシュに変換	物質名から検索	CAS番号から検索
物質名	CAS番号				
	540-59-0				1

1. 物質特定情報

名称	CAS番号	分子式	分子量
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	540-59-0	C ₂ H ₂ Cl ₂	96.944

2. 物理化学的性状

物理的性状	環境中での挙動	融点(℃)	比重	蒸気圧	オクタノール/水 分配係数	水への溶解度	ヘンリー定数
特徴的な臭気のある、無色の液体		-57℃	約1.28	201mmHg	2	3500mg/L(25℃)	

出典

水中での分解性	
非生物分解	生物分解

出典

H27追加

出典						
主情報源	引用1	引用2	引用3	引用4	引用5	引用6
	CHRIP					

3. 主な用途・使用実績

主な用途	出典
塩素系溶剤原料, 染料・香料・樹脂などの抽出溶剤	化学物質総合情報提供システム(CHRIP) http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/ComprehensiveInfoDisplay_jp.faces

農薬原体コード	原体名	農薬出荷量(t又はkL)			
		2010農薬年度	2011農薬年度	2012農薬年度	2013農薬年度

化審法官報公示整理番号	製造・輸入数量(t/年)			
	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度

PRTR番号	物質名	PRTR届出排出量(公共用水域)(kg/年)				
		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度

4. 現行規制等 基準値単位:mg/L

4.1. 国内法規制・基準

水道法関係

水質基準項目

水質基準略記号	水質基準省令名	対象物質等	水質基準H28.4.1時点
基-016	ジブトランス-1,2-ジクロロエチレン及び シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04

水質管理目標設定項目

管理目標略記号	管理目標通知名	対象物質等	管理目標H28.4.1時点	暫定

要検討項目

要検討項目略記号	要検討項目名	対象物質等	要検討項目H28.4.1時点	暫定

対象農薬

農薬類略記号(新)	農薬類項目名(新)	対象物質等	農薬類目標H28.4.1時点	暫定

要検出農薬			
農薬類略記号(新)	農薬類項目名(新)	対象物質等	農薬類目標H28.4.1時点

その他農薬			
農薬類略記号(新)	農薬類項目名(新)	対象物質等	農薬類目標H28.4.1時点

除外農薬			
農薬類略記号(新)	農薬類項目名(新)	対象物質等	農薬類目標H28.4.1時点

薬品基準			
CODE	薬品基準名称	基準対象物質	基準値
薬品-13	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.004

資機材基準			
CODE	資機材基準名称	基準対象物質	基準値
資機-14	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.004

給水装置基準			
CODE	給水装置基準名称	基準対象物質	基準値
給水-14	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.004

その他国内規制等

環境基準			地下水環境基準		
健康項目	健康項目名称	基準値	CODE	地下水基準名称	基準値
			地下水-14	1,2-ジクロロエチレン	0.04

要監視項目			地下水要監視		
CODE	要監視項目名称	基準値	CODE	地下水基準名称	基準値

水質汚濁防止法	有害物質・指定物質	毒劇法	毒物・劇物	化審法(特/監/優先)	
CODE	物質名	CODE	対象物質	CODE	対象物質
有害-15	一・二-ジクロロエチレン				

ゴルフ場使用農薬	指針値設定農薬		化管法	指定物質
指針設定農薬名称	指針値対象物質	指針値(mg/L)	CODE	名称

4. 2. 諸外国等の水質基準値又はガイドライン値

WHO	GDWQ				
通し番号	物質名(DB統一名)	Chemical	ガイドライン値	暫定値等	備考
W-046	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及トランス-1, 2-ジクロロエチレン	Dichloroethene, 1,2-	0.05		trans体の試験データ

U.S. EPA		NPDWR MCLG		NPDWR MCL		NSDWR	CCL4
物質名CODE	Chemical	目標値	備考	基準値	備考	目標値	該当(該当する場合、CCL4 or 3と表示)

EU	Microbiological/chemical parameters	indicator parameter	備考		
物質名CODE	Chemical	基準値	基準値	Note-1	Note-2

カナダ		MAC	Other Value	remark
物質名CODE	Chemical	ガイドライン値		

MAC: health-based Maximum Acceptable Concentrations
 AO: Aesthetic Objectives based on aesthetic considerations
 OG: Operational Guidance Values established based on operational considerations

オーストラリア		Health-based value		Aesthetic-based value	
物質名CODE	Chemical	ガイドライン値	remarks	ガイドライン値	remarks
オ-090	1,2-dichloroethene	0.06			

韓国		健康有害影響	感覚影響
物質名CODE	Chemical	ガイドライン値	ガイドライン値

中国		指標	参考指標
物質名CODE	Chemical		
中-045	1,2-ジクロロエチレン	0.05	

5. 水道水(原水・浄水)での測定状況等

調査の種類	項目番号	物質名	調査年度	詳細データリンク先
水道統計	水道統計-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	H20_H21_H22_H23_H24_	http://www.iwawa.or.jp/mizu/
化学物質環境実態調査報告(環境省)				http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/index.html
要調査項目存在状況調査報告(環境省)				http://www.env.go.jp/water/chosa/index.html
ゴルフ場排水口等における水質調査(環境省)				http://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/golfchosa.html

6. 測定方法

物質名	測定法
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	

7. 処理技術

物質名	処理法

8. 有害性情報

健康影響	生態影響
<p>実験動物については、「全血球算定、赤血球、ヘモグロビンおよびヘマトクリットの顕著な減少」(ATSDR(1996))等の記述があることから、標的臓器を血液系とした。なお、実験動物への影響は区分2に相当するガイダンス値の範囲であった。以上より、分類は区分2(血液系)とした。</p>	<p>急性毒性が区分2、生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=2 (PHYSPROP Database, 2005))ものの、急速分解性が低い(BODによる分解度:0%(HSDB, 2004))ことから、区分2とした。</p>
出典	CHRIPGHS分類:特定標的臓器毒性(反復暴露)
	CHRIPGHS分類:水生環境有害性(長期間)

1	2	3	4	5

9. 安全性評価

9.1. 国内評価

評価値根拠物質名	水質基準等の分類	評価結果ID	評価機関	評価品目名	評価結果通知日	換算物質	暴露評価対象物質
シス-1, 2-ジクロロエチレン	基-016	kya20080411002	食安委	1,2-ジクロロエチレン	2008/5/29		

通知内容	特記事項
<p>1,2-ジクロロエチレン(シス-1,2-ジクロロエチレンとトランス-1,2-ジクロロエチレンの和)の耐容一日摂取量を17 μg/kg体重/日を設定する。</p>	<p>特にシス異性体において有用なデータが限られていることから、評価値はシス異性体とトランス異性体の和で算出</p>

非発がん毒性評価指標	評価値 [mg/kg体重/日]	不確実係数/安全係数
TDI	0.017	1000

発がん性評価指標	評価値 [mg/kg体重/日](発がん)	スロープファクター [1/(mg/kg体重/日)]	10-5に相当する摂取量[mg/kg体重/日]

9. 2. 海外諸機関の評価

WHO			
WHO種類	WHO導出方法	WHO評価値	WHO評価実施年
ADI		0.017	1993 (2003)
JECFA			
JECFA種類	JECFA導出方法	JECFA評価値	JECFA評価実施年
JMPR			
JMPR種類	JMPR導出方法	JMPR評価値	JMPR評価実施年

10. 審議履歴

CODE	物質名	審議/厚科審	審議/食安委	評価値に関連したその後の検討
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	2007/10/26	H19.3.15(シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み	<ul style="list-style-type: none"> 食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) 食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)

平成15年度	20020801生活環境水道部会	20020801生活環境水道部会	20020904生活環境水道部会	20021007生活環境水道部会	20021108生活環境水道部会	20021209生活環境水道部会	20021220生活環境水道部会
		水質管理専門委員会	水質管理専門委員会	水質管理専門委員会	水質管理専門委員会	水質管理専門委員会	
	20030203生活環境水道部会	20030217生活環境水道部会	20030303生活環境水道部会	20030311生活環境水道部会	20030421生活環境水道部会	20030428生活環境水道部会	20031027RR検討会
		水質管理専門委員会	水質管理専門委員会		水質管理専門委員会		
						水質基準の見直し	
平成16年度	20040514RR検討会						
平成17年度	20050428RR検討会						
平成18年度	20060418RR検討会	20060619RR検討会	20060804生活環境水道部会				
平成19年度	20070423RR検討会	20070625RR検討会	20071026生活環境水道部会				
平成20年度	20080609RR検討会	20080806RR検討会	20081216生活環境水道部会				
平成21年度	20090625RR検討会	20091201RR検討会	20100202生活環境水道部会				
平成22年度	20100712RR検討会	20101201RR検討会	20101221生活環境水道部会				
平成23年度	20110419生活環境水道部会	20110630生活環境水道部会	20120221RR検討会	20120305生活環境水道部会			

平成24年度	20120724RR検討会	20121204生活環境水道部会	20130228RR検討会	20130319生活環境水道部会	20130328H15局長通知改正	20130328H15課長通知改正	20130328H4課長通知改正
平成25年度	20130621RR検討会	20131211RR検討会	20140114生活環境水道部会				
平成26年度	20140724RR検討会	20141209RR検討会	20150205生活環境水道部会				
平成27年度	20150730RR検討会	20151215RR検討会	20160217生活環境水道部会				
	水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方	水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方	水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方				

6-5. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質（母集団物質リスト候補物質）に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質（過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む）について、平成 25 年度の環境中で各物質の検出状況（環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査）から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出状況検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を提案した。

6-5-1. 要検討項目への追加候補物質の検討

6.5.1.1 検討対象となる物質

過年度業務からの継続性を考慮し、環境省が実施している「化学物質環境実態調査(水質調査)」及び「要調査項目等存在状況調査」の河川、湖沼における調査結果を用いて検討を行った。本業務では、平成 25 年度化学物質環境実態調査及び平成 25 年度要調査項目等存在状況調査における物質のうち、表 6-20（次頁以降）に示す基礎情報収集対象物質(仕様書別紙 4)に該当する物質を検討対象とした。

表 6-21 に示すように対象物質は 3 物質（2 物質は H25 年度業務で検討済なので除く）である。

表 6-21 平成 25 年度水質調査実施の基礎情報収集対象物質

実測調査名	水質調査が行われた基礎情報収集対象物質		過年度の 検討状況
	番号	物質名	
平成25年度化学物質環境実態調査	51	チオ尿素	
	91	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	
	124	N,N-ジメチルドデシルアミン	
平成25年度要調査項目等存在状況調査	119	ヘキサメチレンテトラミン	H25
	120	N,N-ジメチルアニリン	H25

注1: 上記の実測調査はいずれも環境省で実施されている調査である。

注2: 番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

注3: 「過年度の検討状況」の年度は、過年度に「要検討項目への追加」の可能性について検討された年度を示す。

6.5.1.2 検討対象物質の水質検査検出状況等

上記、表 6-21 の検討対象物質について、過去 10 年間(化学物質環境実態調査 H16-H25)の水質調査結果を表 6-22 に整理した。

表 6-22 検討対象物質の水質検査状況（化学物質環境実態調査 H16-H25）

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	検出下限値 ($\mu\text{g/L}$)
				検体	地点		
51	チオ尿素	62-56-6	H25	2/23	2/23	0.25~310	0.14
91	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	87-68-3	H19	0/12	0/4	—	0.000096
				0/48	0/48	—	0.00034
			H25	1/48	1/48	0.000043	0.000037
124	N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5	H25	3/13	3/13	0.0063~1.2	0.0062

注: 番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

表 6-20 基礎情報収集対象物質

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-1	8	基礎情報収集対象物質	1	基礎情報-001		アクロレイン	107-02-8
8-2	8	基礎情報収集対象物質	2	基礎情報-002		アジピン酸ジ(2-エチルヘキシル)	103-23-1
8-3	8	基礎情報収集対象物質	3	基礎情報-003		アセトアミド	60-35-5
8-4	8	基礎情報収集対象物質	4	基礎情報-004		アニリン	62-53-3
8-5	8	基礎情報収集対象物質	5	基礎情報-005		2-アミノエタノール	141-43-5
8-6	8	基礎情報収集対象物質	6	基礎情報-006		アンモニア	7664-41-7
8-7	8	基礎情報収集対象物質	7	基礎情報-007		p-イソプロピルトルエン(p-シメン)	99-87-6
8-8	8	基礎情報収集対象物質	8	基礎情報-008		2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
8-9	8	基礎情報収集対象物質	9	基礎情報-009		ウレタン	51-79-6
8-10	8	基礎情報収集対象物質	10	基礎情報-010		エチルベンゼン	100-41-4
8-11	8	基礎情報収集対象物質	11	基礎情報-011		エチレンオキシド	75-21-8
8-12	8	基礎情報収集対象物質	12	基礎情報-012		エチレングリコール	107-21-1
8-13	8	基礎情報収集対象物質	13	基礎情報-013		エチレンジアミン	107-15-3
8-14	8	基礎情報収集対象物質	14	基礎情報-014		塩化ベンジル	100-44-7
8-15	8	基礎情報収集対象物質	15	基礎情報-015		オクチルフェノール	1806-26-4
8-16	8	基礎情報収集対象物質	16	基礎情報-016		4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
8-17	8	基礎情報収集対象物質	17	基礎情報-017		ε-カプロラクタム	105-60-2
8-18	8	基礎情報収集対象物質	18	基礎情報-018		カリウム	7440-09-7
8-19	8	基礎情報収集対象物質	19	基礎情報-019		キノリン	91-22-5
8-20	8	基礎情報収集対象物質	20	基礎情報-020		クメンヒドロペルオキシド	80-15-9
8-21	8	基礎情報収集対象物質	21	基礎情報-021		クロロアセトン類	—
8-22	8	基礎情報収集対象物質	22	基礎情報-022		クロロアルカン(C10-C13)	85535-84-8
8-23	8	基礎情報収集対象物質	23	基礎情報-023		クロロメタン	74-87-3
8-24	8	基礎情報収集対象物質	24	基礎情報-024		クロム及び三価クロム化合物	—
8-25	8	基礎情報収集対象物質	25	基礎情報-025		クロラミン	10599-90-3
8-26	8	基礎情報収集対象物質	26	基礎情報-026		ゲルマニウム	7440-56-4
8-27	8	基礎情報収集対象物質	27	基礎情報-027		コバルト	7440-48-4
8-28	8	基礎情報収集対象物質	28	基礎情報-028		酸化プロピレン	75-56-9
8-29	8	基礎情報収集対象物質	29	基礎情報-029		ジイソプロピルエーテル	108-20-3
8-30	8	基礎情報収集対象物質	30	基礎情報-030		ジエチレントリアミン	111-40-0
8-31	8	基礎情報収集対象物質	31	基礎情報-031		ジクロラミン	473-34-7
8-32	8	基礎情報収集対象物質	32	基礎情報-032		1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1
8-33	8	基礎情報収集対象物質	33	基礎情報-033		1,1-ジクロロプロパン	563-58-6
8-34	8	基礎情報収集対象物質	34	基礎情報-034		1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
8-35	8	基礎情報収集対象物質	35	基礎情報-035		1,3-ジクロロプロパン	142-28-9
8-36	8	基礎情報収集対象物質	36	基礎情報-036		2,2-ジクロロプロパン	594-20-7
8-37	8	基礎情報収集対象物質	37	基礎情報-037		1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1
8-38	8	基礎情報収集対象物質	38	基礎情報-038		1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1
8-39	8	基礎情報収集対象物質	39	基礎情報-039		1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
8-40	8	基礎情報収集対象物質	40	基礎情報-040		2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
8-41	8	基礎情報収集対象物質	41	基礎情報-041		2,6-ジニトロトルエン	606-20-2
8-42	8	基礎情報収集対象物質	42	基礎情報-042		2,4-ジニトロフェノール	51-28-5
8-43	8	基礎情報収集対象物質	43	基礎情報-043		1,3-ジニトロベンゼン	99-65-0
8-44	8	基礎情報収集対象物質	44	基礎情報-044		1,2-ジフェニルヒドラジン	122-66-7
8-45	8	基礎情報収集対象物質	45	基礎情報-045		N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
8-46	8	基礎情報収集対象物質	46	基礎情報-046		ジルコニウム	7440-67-7
8-47	8	基礎情報収集対象物質	47	基礎情報-047		ストロンチウム	7440-24-6
8-48	8	基礎情報収集対象物質	48	基礎情報-048		セシウム	7440-46-2
8-49	8	基礎情報収集対象物質	49	基礎情報-049		タリウム	7440-28-0
8-50	8	基礎情報収集対象物質	50	基礎情報-050		タングステン	7440-33-7
8-51	8	基礎情報収集対象物質	51	基礎情報-051		チオ尿素	62-56-6
8-52	8	基礎情報収集対象物質	52	基礎情報-052		1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
8-53	8	基礎情報収集対象物質	53	基礎情報-053		1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
8-54	8	基礎情報収集対象物質	54	基礎情報-054		テトラクロロテレフタル酸	2136-79-0
8-55	8	基礎情報収集対象物質	55	基礎情報-055		テトラクロロフタル酸	887-54-7
8-56	8	基礎情報収集対象物質	56	基礎情報-056		テルル	13494-80-9
8-57	8	基礎情報収集対象物質	57	基礎情報-057		テレフタル酸	100-21-0
8-58	8	基礎情報収集対象物質	58	基礎情報-058		トリエチルアミン	121-44-8
8-59	8	基礎情報収集対象物質	59	基礎情報-059		トリクロラミン	10025-85-1
8-60	8	基礎情報収集対象物質	60	基礎情報-060		1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
8-61	8	基礎情報収集対象物質	61	基礎情報-061		トリクロロベンゼン類	—
8-62	8	基礎情報収集対象物質	62	基礎情報-062		1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
8-63	8	基礎情報収集対象物質	63	基礎情報-063		—	—
8-64	8	基礎情報収集対象物質	64	基礎情報-064		1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6
8-65	8	基礎情報収集対象物質	65	基礎情報-065		トリメチレントリニトアミン	121-82-4

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-66	8	基礎情報収集対象物質	66	基礎情報-066		o-トルイジン	95-53-4
8-67	8	基礎情報収集対象物質	67	基礎情報-067		トルエンジイソシアネート	26471-62-5
8-68	8	基礎情報収集対象物質	68	基礎情報-068		ニトログリセリン	55-63-0
8-69	8	基礎情報収集対象物質	69	基礎情報-069		N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	621-64-7
8-70	8	基礎情報収集対象物質	70	基礎情報-070		N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5
8-71	8	基礎情報収集対象物質	71	基礎情報-071		N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6
8-72	8	基礎情報収集対象物質	72	基礎情報-072		N-ニトロソピロリジン	930-55-2
8-73	8	基礎情報収集対象物質	73	基礎情報-073		ニトロベンゼン	98-95-3
8-74	8	基礎情報収集対象物質	74	基礎情報-074		—	—
8-75	8	基礎情報収集対象物質	75	基礎情報-075		二硫化炭素	75-15-0
8-76	8	基礎情報収集対象物質	76	基礎情報-076		バナジウム	7440-62-2
8-77	8	基礎情報収集対象物質	77	基礎情報-077		ビスフェノールS	80-09-1
8-78	8	基礎情報収集対象物質	78	基礎情報-078		ビスフェノールS-monoP	95235-30-6
8-79	8	基礎情報収集対象物質	79	基礎情報-079		1,2-ビス(3-メチルフェノキシ)エタン	54914-85-1
8-80	8	基礎情報収集対象物質	80	基礎情報-080		ピフェニル	92-52-4
8-81	8	基礎情報収集対象物質	81	基礎情報-081		ピペラジン	110-85-0
8-82	8	基礎情報収集対象物質	82	基礎情報-082		ピリジン	110-86-1
8-83	8	基礎情報収集対象物質	83	基礎情報-083		1-ブタノール	71-36-3
8-84	8	基礎情報収集対象物質	84	基礎情報-084		ブチルヒドロキシアニソール (BHA)	25013-16-5
8-85	8	基礎情報収集対象物質	85	基礎情報-085		sec-ブチルベンゼン	135-98-8
8-86	8	基礎情報収集対象物質	86	基礎情報-086		n-プロピルベンゼン	103-65-1
8-87	8	基礎情報収集対象物質	87	基礎情報-087		2-プロペニ-1-オール	107-18-6
8-88	8	基礎情報収集対象物質	88	基礎情報-088		プロモベンゼン	108-86-1
8-89	8	基礎情報収集対象物質	89	基礎情報-089		フロン22; ジフルオロクロロメタン	75-45-6
8-90	8	基礎情報収集対象物質	90	基礎情報-090		ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4
8-91	8	基礎情報収集対象物質	91	基礎情報-091		ヘキサクロブタジエン	87-68-3
8-92	8	基礎情報収集対象物質	92	基礎情報-092		ヘキサン	110-54-3
8-93	8	基礎情報収集対象物質	93	基礎情報-093		バリウム	7440-41-7
8-94	8	基礎情報収集対象物質	94	基礎情報-094		ベンジル2-ナフチルエーテル	613-62-7
8-95	8	基礎情報収集対象物質	95	基礎情報-095		ベンゾフェノン	119-61-9
8-96	8	基礎情報収集対象物質	96	基礎情報-096		ポリ臭素化ジフェニルエーテル (PBDE)	—
8-97	8	基礎情報収集対象物質	97	基礎情報-097		無機すず	—
8-98	8	基礎情報収集対象物質	98	基礎情報-098		メタクリル酸	79-41-4
8-99	8	基礎情報収集対象物質	99	基礎情報-099		メタクリル酸メチル	80-62-6
8-100	8	基礎情報収集対象物質	100	基礎情報-100		メタノール	67-56-1
8-101	8	基礎情報収集対象物質	101	基礎情報-101		3-メチルピリジン	108-99-6
8-102	8	基礎情報収集対象物質	102	基礎情報-102		N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
8-103	8	基礎情報収集対象物質	103	基礎情報-103		2-メチルフェノール	95-48-7
8-104	8	基礎情報収集対象物質	104	基礎情報-104		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
8-105	8	基礎情報収集対象物質	105	基礎情報-105		4,4'-メチレンビスアニリン	101-77-9
8-106	8	基礎情報収集対象物質	106	基礎情報-106		2-メトキシエタノール	109-86-4
8-107	8	基礎情報収集対象物質	107	基礎情報-107		メラミン	108-78-1
8-108	8	基礎情報収集対象物質	108	基礎情報-108		モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	108-90-7
8-109	8	基礎情報収集対象物質	109	基礎情報-109		モノプロモアセテート	68-10-0
8-110	8	基礎情報収集対象物質	110	基礎情報-110		リチウム	7439-93-2
8-111	8	基礎情報収集対象物質	111	基礎情報-111		りん酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
8-112	8	基礎情報収集対象物質	112	基礎情報-112		りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)	13674-84-5
8-113	8	基礎情報収集対象物質	113	基礎情報-113		りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	78-51-3
8-114	8	基礎情報収集対象物質	114	基礎情報-114		ルビジウム	7440-17-7
8-115	8	基礎情報収集対象物質	115	基礎情報-115		硫酸塩	14808-79-8
8-116	8	基礎情報収集対象物質	116	基礎情報-116		ヨウ素	7553-56-2
8-117	8	基礎情報収集対象物質	117	基礎情報-117		ラジウム226及びラジウム228	7440-14-4
8-118	8	基礎情報収集対象物質	118	基礎情報-118		ラドン	10043-92-2
8-119	8	基礎情報収集対象物質	119	基礎情報-119		ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
8-120	8	基礎情報収集対象物質	120	基礎情報-120		N,N-ジメチルアニリン	121-69-7
8-121	8	基礎情報収集対象物質	121	基礎情報-121		ジメチルアミン	124-40-3
8-122	8	基礎情報収集対象物質	122	基礎情報-122		トリエチルアミン	121-44-8
8-123	8	基礎情報収集対象物質	123	基礎情報-123		2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8
8-124	8	基礎情報収集対象物質	124	基礎情報-124		N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5
8-125	8	基礎情報収集対象物質	125	基礎情報-125		1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
8-126	8	基礎情報収集対象物質	126	基礎情報-126		メチルアミン	74-89-5
8-127	8	基礎情報収集対象物質	127	基礎情報-127		トリメチルアミン	75-50-3
8-128	8	基礎情報収集対象物質	128	基礎情報-128		テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	110-18-9
8-129	8	基礎情報収集対象物質	129	基礎情報-129		1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン(TMT)	6130-87-6
8-130	8	基礎情報収集対象物質	130	基礎情報-130		3,5-ジメチルピラゾール	67-51-6
8-131	8	基礎情報収集対象物質	131	基礎情報-131		シクロヘキシルアミン	108-91-8
8-132	8	基礎情報収集対象物質	132	基礎情報-132		4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド)(HDMS)	69938-76-7
8-133	8	基礎情報収集対象物質	133	基礎情報-133		1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-(メチレンジ-p-フェニレン)ジセミカルバジド(TMDS)	85095-61-0

グループ 小分類	物質グループ コード	物質グループ(H26)	小分類 コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-134	8	基礎情報収集対象物質	134	基礎情報-134		N,N-ジメチルエチルアミン	598-56-1
8-135	8	基礎情報収集対象物質	135	基礎情報-135		ジメチルアミノエタノール	108-01-0
8-136	8	基礎情報収集対象物質	136	基礎情報-136		1,1-ジメチルグアニジン	6145-42-2
8-137	8	基礎情報収集対象物質	137	基礎情報-137		ジエチルメチルアミン	616-39-7
8-138	8	基礎情報収集対象物質	138	基礎情報-138		1-メチルピペリジン	626-67-5
8-139	8	基礎情報収集対象物質	139	基礎情報-139		1,1-ジメチルセミカルバジド	22718-49-6
8-140	8	基礎情報収集対象物質	140	基礎情報-140		2-ホルミル-1,1-ジメチルヒドラジン	3298-49-5
8-141	8	基礎情報収集対象物質	141	基礎情報-141		ジメチルスルファミド	3984-14-3
8-142	8	基礎情報収集対象物質	142	基礎情報-142		1,1,3,3-テトラメチルグアニジン	80-70-6
8-143	8	基礎情報収集対象物質	143	基礎情報-143		ジメチルジチオカルバミン酸	79-45-8
8-144	8	基礎情報収集対象物質	144	基礎情報-144		1-メチルピラゾール	930-36-9
8-145	8	基礎情報収集対象物質	145	基礎情報-145		1,3,5-トリメチルピラゾール	1072-91-9
8-146	8	基礎情報収集対象物質	146	基礎情報-146		テトラメチルアンモニウム	51-92-3
8-147	8	基礎情報収集対象物質	147	基礎情報-147		グリシン	56-40-6
8-148	8	基礎情報収集対象物質	148	基礎情報-148		トリメチルアミン-N-オキシド	1184-78-7
8-149	8	基礎情報収集対象物質	149	基礎情報-149		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2
8-150	8	基礎情報収集対象物質	150	基礎情報-150		アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2
8-151	8	基礎情報収集対象物質	151	基礎情報-151		ヘキサブROMシクロデカン	25637-99-4
8-152	8	基礎情報収集対象物質	152	基礎情報-152		アセトンジカルボン酸	542-05-2
8-153	8	基礎情報収集対象物質	153	基礎情報-153		1,3-ジハイドロキシルベンゼン	108-46-3
8-154	8	基礎情報収集対象物質	154	基礎情報-154		1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	108-73-6
8-155	8	基礎情報収集対象物質	155	基礎情報-155		アセチルアセトン	123-54-6
8-156	8	基礎情報収集対象物質	156	基礎情報-156		2'-アミノアセトフェノン	551-93-9
8-157	8	基礎情報収集対象物質	157	基礎情報-157		3'-アミノアセトフェノン	99-03-6
8-158	8	基礎情報収集対象物質	158	基礎情報-158		臭化カリウム	7758-02-3
8-159	8	基礎情報収集対象物質	159	基礎情報-159		ナフタレン	91-20-3
8-160	8	基礎情報収集対象物質	160	基礎情報-160		フェニルメチルエーテル	100-66-3
8-161	8	基礎情報収集対象物質	161	基礎情報-161		イソ吉草酸メチル	556-24-1
8-162	8	基礎情報収集対象物質	162	基礎情報-162		エチルアルコール	64-17-5
8-163	8	基礎情報収集対象物質	163	基礎情報-163		アクリル酸2-エチルヘキシル	103-11-7
8-164	8	基礎情報収集対象物質	164	基礎情報-164		ポリアクリル酸ブチル	9003-49-0
8-165	8	基礎情報収集対象物質	165	基礎情報-165		重炭酸アンモニウム	1066-33-7
8-166	8	基礎情報収集対象物質	166	基礎情報-166		チオ硫酸ナトリウム	7772-98-7
8-167	8	基礎情報収集対象物質	167	基礎情報-167		スルファミン酸	5329-14-6
8-168	8	基礎情報収集対象物質	168	基礎情報-168		硫酸アルミニウム	10043-01-3
8-169	8	基礎情報収集対象物質	169	基礎情報-169		水酸化ナトリウム	1310-73-2
8-170	8	基礎情報収集対象物質	170	基礎情報-170		ポリプロピレングリコール	25322-69-4

6.5.1.3 検討対象物質の有害性等評価値

過年度の評価指標の考え方と同様とした。詳細は次の通りである。

基礎情報収集対象物質は我が国においては評価未公開のため、Web等で公開されている一般情報やWHO飲料水水質ガイドライン（第4版）をはじめ、海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査対象とする国・機関で設定されている場合は、設定されている値の最小値を採用した。

基準値等が設定されていない場合は、ADI、TDI又はRfDを用いて試算した仮評価値を用いることとし、さらにADI等が得られない場合は、NOAEL又はLOAELと不確実係数を用いてADI等を算出することとした。

ADI等を用いての仮評価値の試算における条件は、15年答申における評価値の算出方法における基本条件と同一とし、飲水量2L/日、体重50kg、飲料水経由の暴露割合をADI等の10%とした。

また、NOAEL等からADI等の算出には、不確実係数（又は相当値）が記載されている場合はその値を用い、記載のない場合は不確実係数100（種間差及び個体差）を用いた。

仮評価値及び参照値の算出方法を以下にまとめた。

表 6-23 仮評価値及び参照値の算出方法

仮評価値の算出
<p>・仮評価値 [mg/L]=参照値×(飲料水経由の暴露割合/100)×体重/飲水量 参照値(ADI, TDI, RfD): [mg/kg体重/日] 飲料水経由の暴露割合:10 [%] 体重:50 [kg] 飲水量:2 [L/日] 飲料水経由の暴露割合、体重、飲水量の設定値は、いずれも15年答申で設定されている値である。</p>
参照値の算出
<p>・参照値 [mg/kg体重/日]=NOAEL(又はLOAEL)/不確実係数 NOAEL(無毒性量): [mg/kg体重/日] LOAEL(最小毒性量): [mg/kg体重/日] 不確実係数: [-] 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の100を用いる。 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。今回の試算の範囲では、種差(10)×個体差(10)の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用(5~10)、短期試験のデータを使用(5~10)が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差(10)×個体差(10)の100を用いる。</p>

6-5-2. 追加すべき候補物質の検討

前述の検出状況と毒性値に基づく評価指標との比較を行い、要検討項目への追加可能性について検討を行った。判断基準については、下記の過年度業務と同様とする。なお、毒性値に基づく評価指標（ここでは、「仮評価値」と表記する。）は前述した。

<要検討物質への追加候補となる物質の条件>

- 基礎情報収集対象物質に含まれていること
- 過去10年間のモニタリング調査（環境省が実施している要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査）における検出濃度が有害性を踏まえた仮評価値の10%の値を超えること
- 検出頻度がある程度あり、一部地域における偏りや単年度での特異現象等ではないこと

6.5.2.1. 評価値及び参照値の算出

①チオ尿素 (CAS: 62-56-6)

・検出状況(平成25年度): 全国23ヶ所にて測定、2ヶ所で検出

検出範囲: 0.25~310 µg/L

・有害性情報: 化学物質の初期リスク評価書 Ver. 1.0 No.49 (2005年11月)

経口経路では、調査した範囲のいくつかの動物試験で対照群の設置がない等の実験計画上の不備、試験の詳細の記載ないものなどが多い。これらの中からラットへの2年間混餌投与による甲状腺ろ胞の過形成を指標とした NOAEL 35 mg/kg/日を採用した (Fitzhugh & Nelson, 1948)。これより低い NOAEL の値 6.88 mg/kg/日 (Hartzell, 1945) が報告されているが、試験内容の詳細な記載が無く、信頼性が確認できなかったため採用しなかった。

なお、IPCS の CICAD は経口経路における無毒性量としてラットの2年間経口(飲水)投与試験 (Hartzell, 1942,1945) での体重減少及び甲状腺肥大を指標とした NOAEL 6.88 mg/kg/日を採用している (IPCS, 2003)。その他の機関ではチオ尿素のリスク評価を実施していない。

(評価値及び参照値の算出)

- ・ 仮 TDI : 無毒性量/100=35 mg/kg/day/100=0.35 mg/kg/day
- ・ 仮評価値=仮 TDIX(飲料水経由に暴露割合/100)X 体重/飲水量
 $0.35 \times 0.1 \times 50 / 2 = 0.875 \text{ mg/L}$
- ・ 検出最大値/仮評価値 : $0.31 / 0.875 \times 100 = 35.4\%$ (検出範囲 : 0.03-35.4%)
- ・ 判断 : 最大検出値:310 µg/L は、仮評価値の 10%を超える値である。

②ヘキサクロブタ-1,3-ジエン (CAS: 87-68-3)

- ・ 検出状況(平成 25 年度) : 全国 48 ヶ所にて測定、1 ヶ所で検出
検出範囲: 0.000043 µg/L
- ・ 有害性情報 : EHC 156 (1997)

ラットを用いた 6 件の短期経口投与試験、2 件の生殖試験、1 件の長期経口試験においても、腎臓は主要な標的臓器であった。用量関連の影響には、腎臓重量の減少および腎尿細管上皮の変性が含まれる。ラットにおける腎毒性の 2 年間の研究においては、有害影響の認められない濃度 (NOAEL) は 0.2 mg/kg 体重/日であった。マウスにおける 13 週間の研究では、NOAEL は 0.2 mg/kg 体重/日であった。双方の動物種において、成獣のメスは成獣のオスよりも影響を受け易かった。

(評価値及び参照値の算出)

- ・ 仮 TDI : 無毒性量/100=0.2 mg/kg/day/100=0.002 mg/kg/day
- ・ 仮評価値=仮 TDIX(飲料水経由に暴露割合/100)X 体重/飲水量
 $0.002 \times 0.1 \times 50 / 2 = 0.005 \text{ mg/L}$
- ・ 最大検出値 : $0.000043 / 5 \times 100 = 0.0009 \%$
- ・ 判断 : 検出値 0.000043 µg/L は、評価値を大きく下回る。

③N,N-ジメチルドデシルアミン (CAS: 112-18-5)

- ・ 検出状況(平成 25 年度) : 全国 13 ヶ所にて測定、3 ヶ所で検出
検出範囲: 0.0063~1.2 µg/L

- ・ 有害性情報 : 化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート (第 8 巻・平成 22 年 3 月)

ラットに 0、4、20、100 mg/kg/day を 28 日間強制経口投与した結果、20 mg/kg/day 以上の群の雄の心臓で限局性心筋変性/線維化、雌の前胃粘膜でび漫性の扁平上皮増生を認めた。この結果から、NOAEL を 4 mg/kg/day とする。

(評価値及び参照値の算出)

- ・ 仮 TDI : 無毒性量/100=4 mg/kg/day/100=0.04 mg/kg/day
- ・ 仮評価値=仮 TDIX(飲料水経由に暴露割合/100)X 体重/飲水量
 $0.04 \times 0.1 \times 50 / 2 = 0.1 \text{ mg/L}$
- ・ 検出最大値/仮評価値 : $1.2 / 100 \times 100 = 1.2\%$ (検出範囲 : 0.0063-1.2%)
- ・ 判断 : 最大検出値 : 1.2 µg/L は、仮評価値の 10%を超えない。

上記内容を表 6-24 に纏めた。

表 6-24 要検討項目の追加可能性に係る検討結果

No	物質名	検出範囲 ($\mu\text{g/L}$)	有害性情報	NOAEL (mg/kg/ day)	仮TDI (mg/kg/ day)	仮評価値 (mg/L)	検出値/ 仮評価 値(%)
51	チオ尿素	0.25～ 310	経口経路では、調査した範囲のいくつかの動物試験で対照群の設置がない等の実験計画上の不備、試験の詳細の記載ないものなどが多い。これらの中からラットへの2年間混餌投与による甲状腺ろ胞の過形成を指標としたNOAEL 35 mg/kg/日を採用した。(化学物質の初期リスク評価書Ver. 1.0 No.49 (2005年11月))	35	0.35	0.875	0.03- 35.4
91	ヘキサクロロ ブタ-1,3-ジ エン	0.000043	ラットを用いた6件の短期経口投与試験、2件の生殖試験、1件の長期経口試験においても、腎臓は主要な標的臓器であった。用量関連の影響には、腎臓重量の減少および腎尿細管上皮の変性が含まれる。ラットにおける腎毒性の2年間の研究においては、有害影響の認められない濃度 (NOAEL) は0.2 mg/kg体重/日であった。マウスにおける13週間の研究では、NOAELは0.2 mg/kg体重/日であった。双方の動物種において、成獣のメスは成獣のオスよりも影響を受け易かった。(EHC 156 (1997))	0.2	0.002	0.005	0.0009
124	N,N-ジメチル ドデシルアミ ン	0.0063～ 1.2	ラットに0、4、20、100 mg/kg/day を28日間強制経口投与した結果、20 mg/kg/day 以上の群の雄の心臓で限局性心筋変性/線維化、雌の前胃粘膜でび漫性の扁平上皮増生を認めた。この結果から、NOAEL を4 mg/kg/day とする。(化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート(第8巻・平成22年3月))	4	0.04	0.1	0.0063- 1.2

注:番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

6.5.2.2 追加すべき候補物質のまとめ

「判断基準：評価値の10%以上」となるのは、チオ尿素であり、要検討項目に追加する候補物質と判断される。ただし、検出範囲は0.25～310 $\mu\text{g/L}$ と幅広く、最大/最小で約1200倍の差がある。検出データ数を増やして最終判断をする必要があると考えられる。

6-6. 会議資料の作成

平成 27 年度第 2 回水質基準逐次改正検討会(平成 27 年 12 月 15 日)、第 17 回厚生科学審議会(生活環境水道部会)(平成 28 年 2 月 17 日)が開催されており、一部資料の作成に応じた。

以上

＜参考：文献調査業務関連の略語表＞

略号	原義	内容
ACGIH	American Conference of Governmental Industrial Hygienists	米国産業衛生専門家会議
ADI	Acceptable Daily Intake	許容一日摂取量
AF	Allocation Factor	水道水経由の暴露割合
ATSDR	Agency for Toxic Substance and Disease Registry	米国毒性物質疾病登録局
BW	Body Weight	体重
DFG	Deutsche Forschungsgemeinschaft	ドイツ学術振興会
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関
EPA	Environmental Protection Agency	米国環境保護庁
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization	国際連合食糧農業機関
FSC	Food Safety Commission	内閣府食品安全委員会
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関
ICSC	International Chemical Safety Card	国際化学物質安全性カード
<i>in vitro</i>		生体外（試験管内）で
<i>in vivo</i>		生体内で
IPCS	International Programme on Chemical Safety	国際化学物質安全性計画
IRIS	Integrated Risk Information System	統合リスク情報システム
JECFA	FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議
LC ₅₀	Lethal Concentration for 50 %	半数致死濃度
LCLo	Lowest Lethal Concentration	最小致死濃度
LD ₅₀	Lethal Dose for 50 %	半数致死量
LDLo	Lowest Lethal Dose	最小致死量
LOAEC	Lowest Observed Adverse Effect Concentration	最小毒性濃度
LOAEL	Lowest Observed Adverse Effect Level	最小毒性量
MRL	Minimum Risk Level	最小リスクレベル
NITE	National Institute of Technology and Evaluation	（独）製品評価技術基盤機構
NLM	National Library of Medicine	米国国立医学図書館
NOAEC	No Observed Adverse Effect Concentration	無毒性濃度
NOAEL	No Observed Adverse Effect Level	無毒性量
NOEC	No Observed Effect Concentration	無影響濃度
NOEL	No Observed Effect Level	無影響量
NTP	National Toxicological Programme	米国国家毒性計画
OECD SIDS	Organization for Economic Co-operation and Development Screening Information Data Sets	経済協力開発機構スクリーニング用情報データセット
PMTDI	Provisional Maximum Tolerable Daily Intake	最大耐容一日摂取量
RfC	Reference Concentration	参照濃度
RfD	Reference Dose	参照用量
SF	Slope Factor	発がんのスロープ係数
TDI	Tolerable Daily Intake	耐容 1 日摂取量
UF	Uncertainty Factors	不確実性係数
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
WHO	World Health Organization	世界保健機関

＜資料＞平成 26 年度 水道水質関連調査結果等整理業務 報告書（図表抜粋）

平成 26 年度水道水質関連調査結果等整理業務の内容および手順を以下に記す。なお、本報告書では、「全国担当者会議資料」に用いられた図表を載せ（図表番号は、会議資料における番号）、その他の集計結果については電子データで提出する。

1. 作業ファイル

厚生労働省より調査対象に対して依頼し、平成 26 年 11 月末日に回収した以下の調査ファイルを整理及び集計の対象とした。

①水道水質関連調査（対象機関に対して）

- ・ FILE01.xls 水道水質の被害状況調査
- ・ FILE02.xls クリプトスポリジウム等対策実施状況調査
- ・ FILE03.xls 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査
- ・ FILE04.xls 同上
- ・ FILE05.xls 水道水質検査の実施状況等に関する調査
- ・ FILE06.xls 要検討項目等の検出状況に関する調査
- ・ FILE07.xls 水安全計画の策定状況等に関する調査

②簡易専用水道の管理の検査に関する調査（対象 121 機関）

- ・ 回答.xls

2. 作業手順

1) 不足データの回収

①水道水質関連調査及び②簡易専用水道の管理の検査に関する調査について、回答期限までに回収された電子データを担当職員より受領し、未回答の機関及び回答のあった機関について不足するデータを確認する。

確認した結果を担当職員に確認の上、担当職員の指示に基づき、未回答の機関及び回答に不足のあった機関より、必要なデータを回収する。

2) 異常値の確認及び修正

回収等した①及び②のデータについて、前年度のデータと見比べ、明らかな異常値がないか確認する。異常値があった場合は担当職員に報告し、その指示に従い修正の上、正規化し、図表作成用データを作成する。

3) 一覧表の作成

①及び②の調査について、各機関からの回答データを、担当職員が提供する電子フォーマットに従い、ファイル（FILE01～FILE07）毎に一つの電子ファイルに取りまとめる。

4) 図表の作成

①及び②の調査について、担当職員の示す作業手順に基づき、3) で作成した図表作成用データを用いて図表を作成する。

5) フィードバック用データの作成

3) において正規化したデータを用い、それぞれの調査対象機関にフィードバックするため、機関毎に電子ファイルを作成する。

<水質汚染事故による水道の被害状況>

	平成22		平成23		平成24		平成25		平成26		平均	
上水道	36	(3)	49	(4)	154	(21)	44	(0)	46	(0)	64	(6)
簡易水道	12	(6)	11	(5)	7	(2)	5	(2)	8	(1)	9	(4)
専用水道	10	(4)	6	(3)	4	(2)	6	(0)	8	(3)	7	(3)
水道用水供給	18	(1)	15	(1)	15	(2)	10	(4)	29	(1)	17	(2)
合計	76	(14)	81	(13)	180	(27)	65	(6)	91	(5)	97	(14)

区分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道																					
東北	1																1				1
関東	12		1		1		2				2		11				24		5		29
中部	3	1					1	1			1		14				17	1	2	1	21
近畿	11				1						1		3				15		1		16
中国		1				1				1		1					1	2	1		4
四国					1												1				1
九州	16									1							17				17
沖縄										1			1				2				2
小計	43	2	1		3	1	3	1	3		5		29				78	3	9	1	91
合計	46(46)				8(8)				8(8)				29(29)				91(91)				

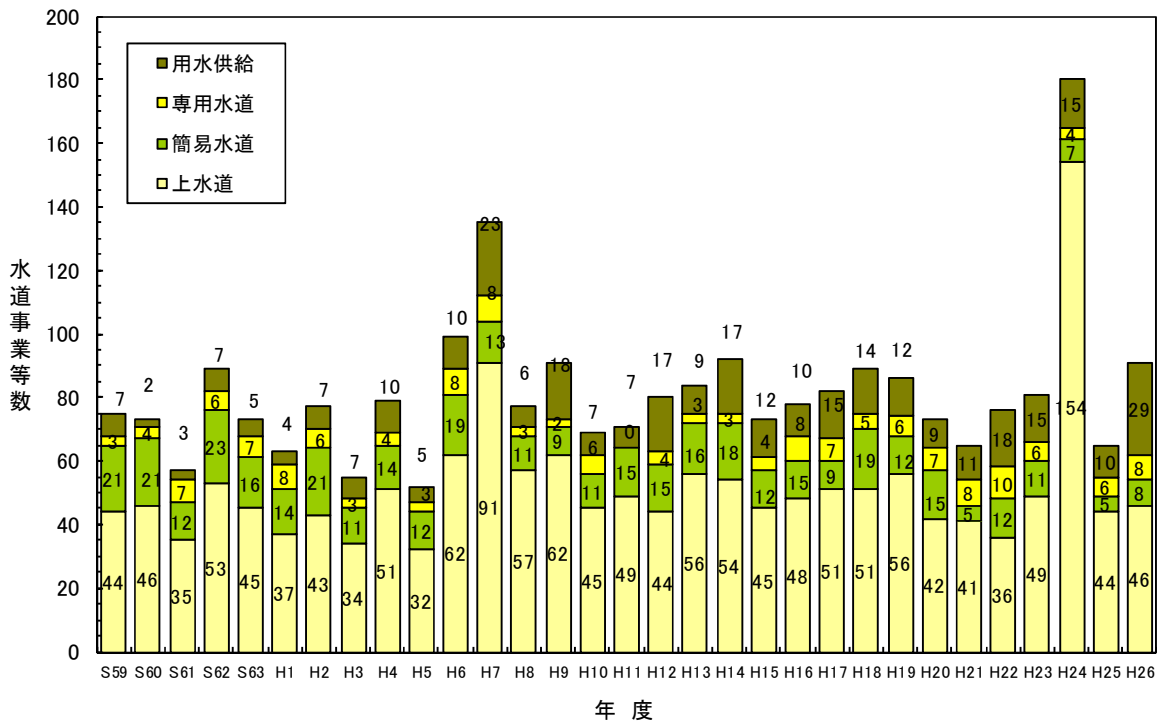
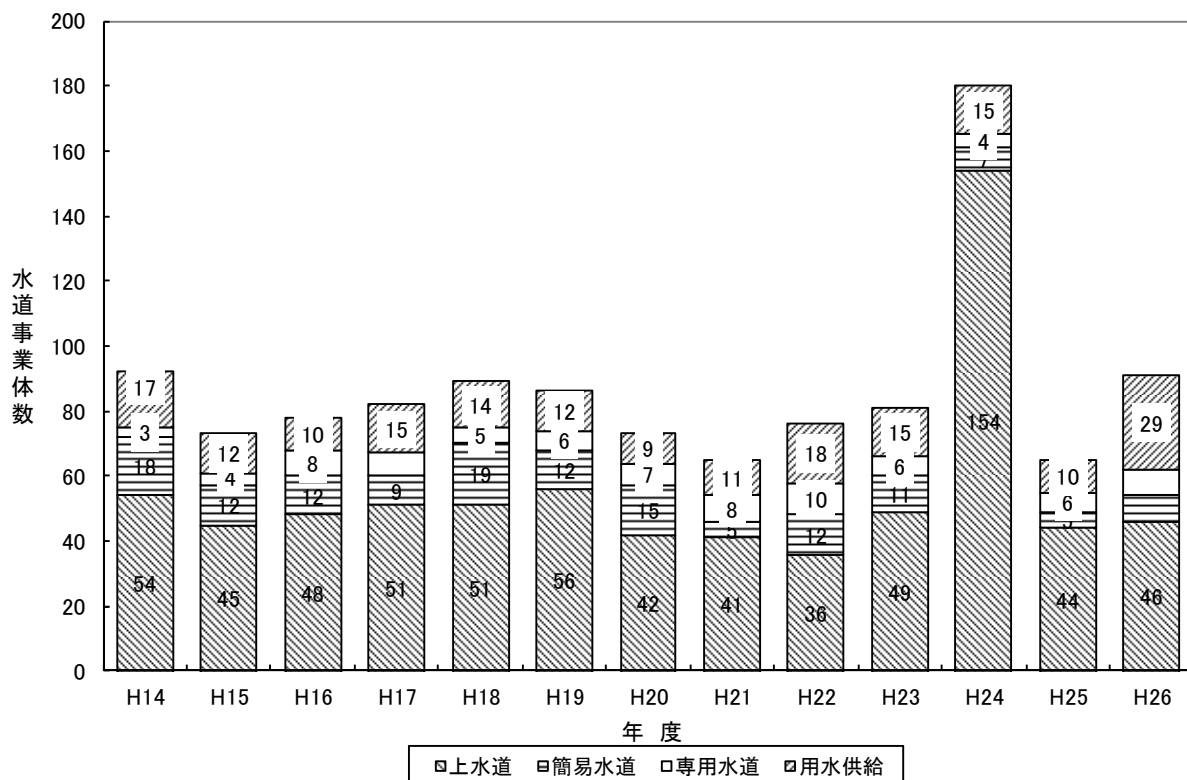


図1-1 水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化



水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化(近年)

汚染原因物質	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
油類	123	46.0%	110	57.9%	102	64.2%	96	67.1%	40	44.0%
有機物	7	14.5%	8	4.2%	7	4.4%	4	2.8%	4	4.4%
濁度	25	19.1%	11	5.8%	4	2.5%	5	3.5%	8	8.8%
臭気	14	2.1%	14	7.4%	4	2.5%	2	1.4%	3	3.3%
pH	2	0.0%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%	1	1.1%
農薬	5	0.4%	4	2.1%	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%
無機物	1	1.7%	4	2.1%	2	1.3%	5	3.5%	3	3.3%
界面活性剤	1	1.3%	2	1.1%	2	1.3%	2	1.4%	0	0.0%
色度	0	0.4%	1	0.5%	0	0.0%	3	2.1%	2	2.2%
硝酸態窒素	0	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%
アンモニア態窒素	14	5.1%	13	6.8%	22	13.8%	18	12.6%	20	22.0%
塩素イオン	0	0.0%	4	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	12	7.2%	19	10.0%	13	8.2%	6	4.2%	9	9.9%
合計	204		190		159		143		91	

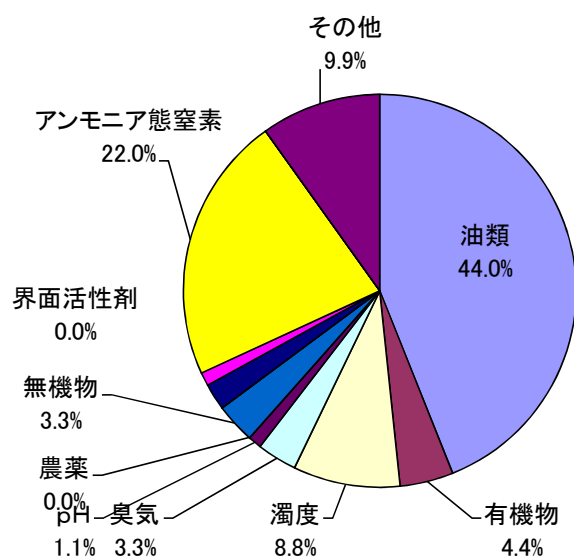


図1-2 水質汚染事故における水質汚染項目(平成26年度、全91事故)

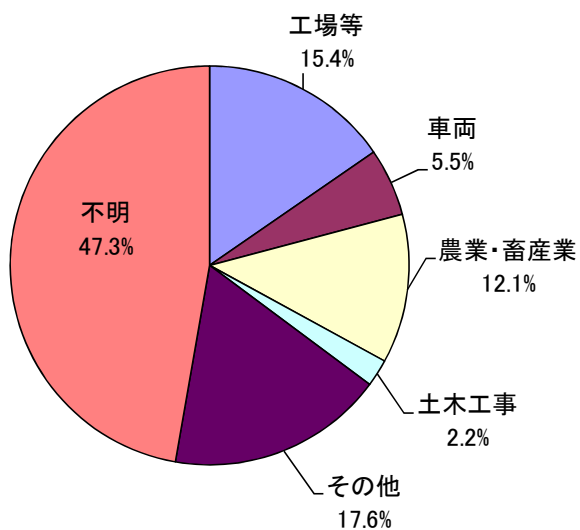


図1-3 水質汚染事故の汚染原因(平成26年度、全91事故)

＜異臭味等による水道の被害状況＞

表2-1 水道における異臭味の障害の発生状況

地域	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}	被害事業者数 ^{※1}	被害人口(千人) ^{※2}
北海道	0	0	0	0	7 (1)	3	3	3	0	0
東北	7	153	6	54	5 (2)	275	8	53	5	127
関東	17 (6)	57	30 (14)	708	46 (18)	1,369	50 (13)	190	26 (3)	846
中部	0	0	0	0	1	0	2	701	3	0
近畿	12 (1)	133	15 (3)	196	26 (4)	288	22 (3)	502	18 (2)	572
中国	12 (3)	910	25 (6)	951	18 (3)	305	19 (3)	51	14 (3)	539
四国	6	298	3	426	4 (2)	194	6	260	3	320
九州	12 (1)	626	19 (2)	248	16 (2)	327	24 (1)	660	13	432
計	66 (11)	2,177	98 (25)	2,583	123 (32)	2,761	134 (20)	2,420	82 (8)	2,836

注) ※1. 被害事業者数には原水のみ異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の()内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で示したものである。

※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

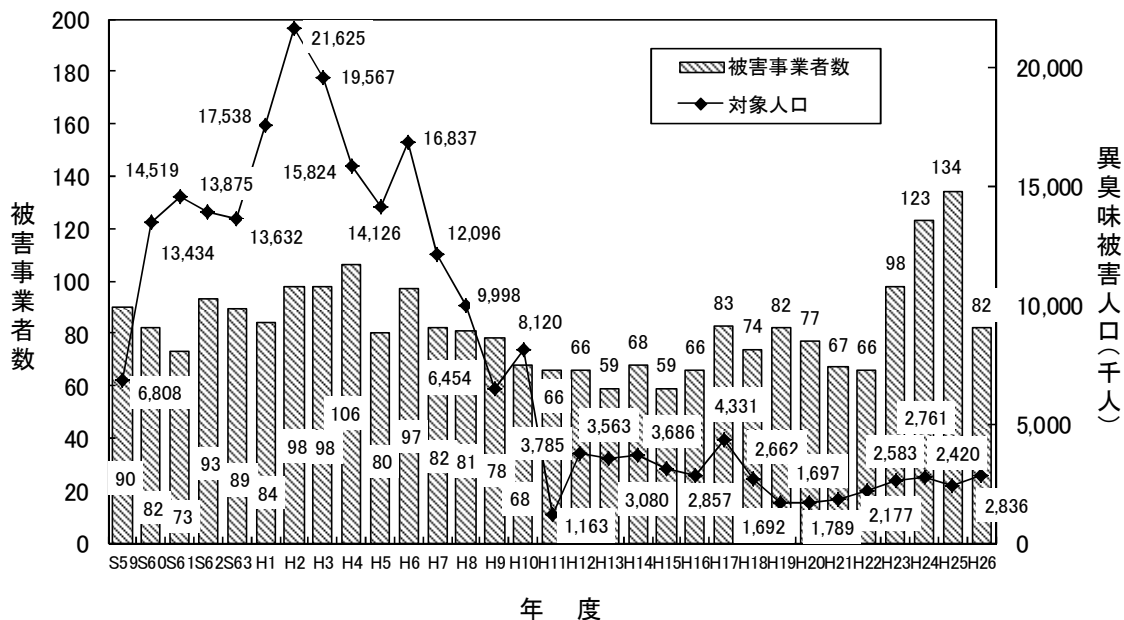


図2-1 水道における異臭味障害の発生状況経年変化

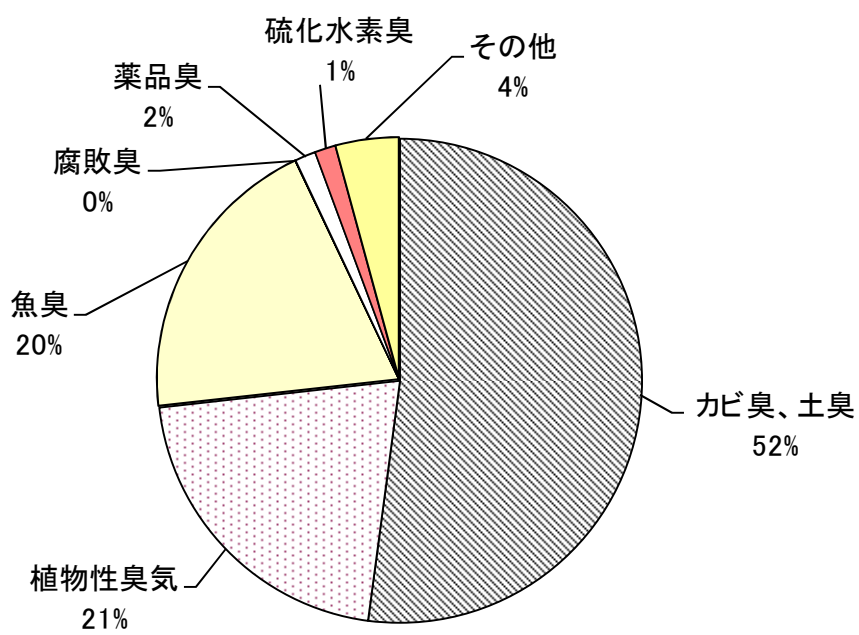


図2-2 浄水における異臭味被害の種類別内訳(平成26年度、全71件)

<水道におけるクリプトスポリジウム等対策の実施状況について>

表-1 対策指針に基づく予防対策の実施状況(平成27年3月末現在)

	水道事業		水道用水供給事業	専用水道	合計	(参考) H26年3月末時点
	上水道	簡易水道				
調査対象浄水施設 ^{注1} 数	5,602 (100%)	7,808 (100%)	167 (100%)	6,590 (100%)	20,167 (100%)	20,150 (100%)
給水人口 ^{注3} (人)	119,569,016 (100%)	4,380,923 (100%)	— (—%)	419,585 (100%)	124,369,524 (100%)	124,465,601 (100%)
レベル4施設数	1,269 (23%)	2,400 (31%)	154 (92%)	311 (5%)	4,134 (20%)	4,155 (21%)
対応済みの浄水施設数	1,229	1,943	153	260	3,585	3,583
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	40 (9)	457 (111)	1 (1)	51 (9)	549 (130)	572 (131)
給水人口(人)	159,625 (0.1%)	172,670 (3.9%)	0 (—%)	74,985 (17.9%)	407,280 (0.3%)	398,973 (0.3%)
レベル3施設数	1,165 (21%)	1,819 (23%)	5 (3%)	350 (5%)	3,339 (17%)	3,213 (16%)
対応済みの浄水施設数(ろ過)	464	703	4	152	1,323	1,254
対応済みの浄水施設数(紫外線照射)	137	59	0	25	221	193
対策施設を検討中の浄水施設 ^{注2} 数	564 (204)	1,057 (322)	1 (1)	173 (32)	1,795 (559)	1,766 (555)
給水人口(人)	2,574,013 (2%)	450,310 (10%)	0 (—%)	40,726 (10%)	3,065,049 (2%)	2,834,607 (2%)
レベル2施設数	1,195 (21%)	1,393 (18%)	5 (3%)	1,446 (22%)	4,039 (20%)	4,241 (21%)
レベル1施設数	1,770 (32%)	1,360 (17%)	2 (1%)	3,641 (55%)	6,773 (34%)	6,540 (32%)
レベル不明施設数 ^{注4}	203 (4%)	836 (11%)	1 (1%)	842 (13%)	1,882 (9%)	2,001 (10%)
指標菌の検査が未実施	153	731	1	741	1,626	1,723
地表水で指標菌検出 →レベル4	16	24	0	1	41	64
地表水以外で指標菌検出 →レベル3	5	12	0	1	18	29

表-2 都道府県別対応状況(施設数)

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,025	421	41.1%	311	73.9%	110	26.1%
青森県	254	80	31.5%	64	80.0%	16	20.0%
岩手県	442	224	50.7%	165	73.7%	59	26.3%
宮城県	264	117	44.3%	85	72.6%	32	27.4%
秋田県	406	141	34.7%	73	51.8%	68	48.2%
山形県	218	104	47.7%	66	63.5%	38	36.5%
福島県	523	192	36.7%	102	53.1%	90	46.9%
茨城県	431	82	19.0%	67	81.7%	15	18.3%
栃木県	511	92	18.0%	48	52.2%	44	47.8%
群馬県	531	159	29.9%	91	57.2%	68	42.8%
埼玉県	459	89	19.4%	70	78.7%	19	21.3%
千葉県	921	82	8.9%	68	82.9%	14	17.1%
東京都	294	63	21.4%	58	92.1%	5	7.9%
神奈川県	440	88	20.0%	53	60.2%	35	39.8%
新潟県	593	295	49.7%	139	47.1%	156	52.9%
富山県	307	78	25.4%	40	51.3%	38	48.7%
石川県	277	60	21.7%	39	65.0%	21	35.0%
福井県	244	107	43.9%	42	39.3%	65	60.7%
山梨県	536	172	32.1%	70	40.7%	102	59.3%
長野県	838	340	40.6%	173	50.9%	167	49.1%
岐阜県	675	339	50.2%	212	62.5%	127	37.5%
静岡県	915	207	22.6%	104	50.2%	103	49.8%
愛知県	401	125	31.2%	122	97.6%	3	2.4%
三重県	376	171	45.5%	102	59.6%	69	40.4%
滋賀県	187	96	51.3%	79	82.3%	17	17.7%
京都府	415	240	57.8%	195	81.3%	45	18.8%
大阪府	249	63	25.3%	59	93.7%	4	6.3%
兵庫県	512	333	65.0%	274	82.3%	59	17.7%
奈良県	209	72	34.4%	42	58.3%	30	41.7%
和歌山県	206	142	68.9%	126	88.7%	16	11.3%
鳥取県	369	70	19.0%	19	27.1%	51	72.9%
島根県	327	205	62.7%	170	82.9%	35	17.1%
岡山県	273	173	63.4%	136	78.6%	37	21.4%
広島県	365	202	55.3%	178	88.1%	24	11.9%
山口県	247	129	52.2%	92	71.3%	37	28.7%
徳島県	219	101	46.1%	75	74.3%	26	25.7%
香川県	129	94	72.9%	68	72.3%	26	27.7%
愛媛県	469	279	59.5%	223	79.9%	56	20.1%
高知県	338	106	31.4%	56	52.8%	50	47.2%
福岡県	542	141	26.0%	130	92.2%	11	7.8%
佐賀県	189	80	42.3%	61	76.3%	19	23.8%
長崎県	620	280	45.2%	208	74.3%	72	25.7%
熊本県	678	114	16.8%	73	64.0%	41	36.0%
大分県	509	182	35.8%	116	63.7%	66	36.3%
宮崎県	294	176	59.9%	106	60.2%	70	39.8%
鹿児島県	858	313	36.5%	231	73.8%	82	26.2%
沖縄県	82	54	65.9%	48	88.9%	6	11.1%
合計	20,167	7,473	37.1%	5,129	68.6%	2,344	31.4%

表-3 クリトスポリジウム等対応状況(給水人口)

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,312,053	5,186,892	97.6%	125,161	2.4%
青森県	1,290,954	1,249,542	96.8%	41,412	3.2%
岩手県	1,206,051	1,160,942	96.3%	45,109	3.7%
宮城県	2,293,679	2,272,666	99.1%	21,013	0.9%
秋田県	945,216	888,180	94.0%	57,036	6.0%
山形県	1,115,442	1,065,637	95.5%	49,805	4.5%
福島県	1,742,174	1,623,371	93.2%	118,803	6.8%
茨城県	2,734,311	2,711,406	99.2%	22,905	0.8%
栃木県	1,916,748	1,575,608	82.2%	341,140	17.8%
群馬県	1,966,888	1,840,215	93.6%	126,673	6.4%
埼玉県	7,208,036	7,132,104	98.9%	75,932	1.1%
千葉県	5,878,822	5,874,872	99.9%	3,950	0.1%
東京都	13,323,644	13,323,043	100.0%	601	0.0%
神奈川県	9,066,111	8,940,588	98.6%	125,523	1.4%
新潟県	2,297,349	2,215,096	96.4%	82,253	3.6%
富山県	996,346	983,499	98.7%	12,847	1.3%
石川県	1,141,795	1,138,137	99.7%	3,658	0.3%
福井県	773,894	676,317	87.4%	97,577	12.6%
山梨県	840,981	808,693	96.2%	32,288	3.8%
長野県	2,084,142	1,911,807	91.7%	172,335	8.3%
岐阜県	1,957,901	1,839,846	94.0%	118,055	6.0%
静岡県	3,670,470	3,539,343	96.4%	131,127	3.6%
愛知県	7,415,933	7,413,467	100.0%	2,466	0.0%
三重県	1,853,158	1,692,621	91.3%	160,537	8.7%
滋賀県	1,412,670	1,387,540	98.2%	25,130	1.8%
京都府	2,607,838	2,503,257	96.0%	104,581	4.0%
大阪府	8,843,196	8,828,813	99.8%	14,383	0.2%
兵庫県	5,530,518	5,396,652	97.6%	133,866	2.4%
奈良県	1,372,381	1,281,708	93.4%	90,673	6.6%
和歌山県	970,511	942,038	97.1%	28,473	2.9%
鳥取県	569,247	527,577	92.7%	41,670	7.3%
島根県	676,257	658,447	97.4%	17,810	2.6%
岡山県	1,906,158	1,771,535	92.9%	134,623	7.1%
広島県	2,701,546	2,681,350	99.3%	20,196	0.7%
山口県	1,316,596	1,231,030	93.5%	85,566	6.5%
徳島県	736,630	670,910	91.1%	65,720	8.9%
香川県	973,680	944,682	97.0%	28,998	3.0%
愛媛県	1,328,732	1,189,138	89.5%	139,594	10.5%
高知県	694,282	633,280	91.2%	61,002	8.8%
福岡県	4,754,883	4,736,287	99.6%	18,596	0.4%
佐賀県	804,956	799,249	99.3%	5,707	0.7%
長崎県	1,364,250	1,302,105	95.4%	62,145	4.6%
熊本県	1,558,578	1,545,480	99.2%	13,098	0.8%
大分県	1,068,307	974,772	91.2%	93,535	8.8%
宮崎県	1,084,429	969,755	89.4%	114,674	10.6%
鹿児島県	1,648,517	1,453,506	88.2%	195,011	11.8%
沖縄県	1,413,264	1,404,193	99.4%	9,071	0.6%
合計	124,369,524	120,897,196	97.2%	3,472,328	2.8%

表-4 水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例(給水停止等の対応を行ったもの)

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	—	貯水槽を更新	給水栓水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニュアル	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からクリプトスポリジウム及びジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からジアルジアを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からクリプトスポリジウムを検出。 感染症患者なし。
平成27年度 計	0 33	該当なし				

※ 原水からクリプトスポリジウム等が検出された場合で「対策指針」に基づく対策が講じられていない施設の事例を含む。

簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成26	
施設数		213,386	
検査実施施設数		163,019	
施設 の 外 槽	水槽の周囲の状態	4,635	
	受	受水槽本体の状態	6,232
		受水槽上部の状態	2,945
	水	受水槽内部の状態	20,693
		マンホールの状態	8,067
	槽	オーバーフロー管の状態	3,127
		通気管の状態	4,332
		水抜き管の状態	3,900
		計	53,931
	観 水 槽 査	高置	高置水槽本体の状態
高置水槽上部の状態			756
高置		高置水槽内部の状態	2,973
		マンホールの状態	5,587
槽		オーバーフロー管の状態	1,988
		通気管の状態	5,243
		水抜き管の状態	772
		計	20,893
他	給水管等の状態	424	
水 質 査	臭気	26	
	味	23	
	色	30	
	色度	36	
	濁度(濁りを含む)	41	
	残留塩素	183	
	計	339	
書類の整備保存の状況		13,013	

小規模受水槽水道の検査における不適合内容

		平成26	
施設数		861,707	
検査実施施設数		26,714	
施設 の 外 槽	水槽の周囲の状態	713	
	受	受水槽本体の状態	703
		受水槽上部の状態	308
	水	受水槽内部の状態	1,277
		マンホールの状態	1,579
	槽	オーバーフロー管の状態	849
		通気管の状態	743
		水抜き管の状態	739
		計	6,911
	観 水 槽 査	高置	高置水槽本体の状態
高置水槽上部の状態			107
高置		高置水槽内部の状態	570
		マンホールの状態	957
槽		オーバーフロー管の状態	400
		通気管の状態	732
		水抜き管の状態	361
		計	3,586
他	給水管等の状態	87	
水 質 査	臭気	129	
	味	30	
	色	132	
	色度	33	
	濁度(濁りを含む)	36	
	残留塩素	203	
	計	562	
書類の整備保存の状況		3,585	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

水槽周辺の状態	4,635
受水槽	53,931
高置水槽	20,893
給水管等の状態	424
水質検査	339
書類の整備・保存の状況	13,013
その他	2,407
延べ不適合数	95,642

水槽周辺の状態	713
受水槽	6,911
高置水槽	3,586
給水管等の状態	87
水質検査	562
書類の整備・保存の状況	3,585
その他	1,065
延べ不適合数	16,509

<貯水槽水道及び飲用井戸等に係る衛生管理状況について>

表 1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
検査対象施設数	211,720	211,717	213,558	216,324	213,386
検査実施施設数	169,037	168,026	167,995	165,416	163,019
受検率	79.8%	79.4%	78.7%	76.5%	76.4%

表 1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	
検査指摘施設数		46,088	42,464	43,964	42,138	39,440	
検査指摘率		27.3%	25.3%	26.2%	25.5%	24.2%	
施設 の外 観 検査	水槽	水槽の周囲の状態	13.4%	14.6%	12.4%	11.6%	11.8%
		受水槽本体の状態	17.5%	19.8%	16.4%	15.8%	15.8%
		受水槽上部の状態	8.2%	9.2%	7.5%	7.2%	7.5%
		受水槽内部の状態	12.6%	13.4%	11.7%	11.6%	52.5%
		マンホールの状態	20.5%	22.4%	20.0%	19.5%	20.5%
		オーバーフロー管の状態	8.3%	8.8%	7.9%	7.6%	7.9%
		通気管の状態	12.3%	12.7%	11.3%	10.9%	11.0%
	高置 水槽	高置水槽本体の状態	8.9%	9.5%	9.5%	8.7%	9.1%
		高置水槽上部の状態	1.9%	2.2%	1.8%	1.7%	1.9%
		高置水槽内部の状態	8.7%	9.2%	8.2%	7.7%	7.5%
		マンホールの状態	15.0%	16.2%	14.4%	13.8%	14.2%
		オーバーフロー管の状態	5.5%	6.0%	5.3%	4.8%	5.0%
	他	通気管の状態	13.9%	14.4%	13.3%	12.3%	13.3%
		水抜き管の状態	2.1%	2.1%	1.7%	1.9%	2.0%
給水管等の状態		2.0%	1.5%	1.3%	1.1%	1.1%	
水質 検査	臭気	0.03%	0.01%	0.02%	0.00%	0.07%	
	味	0.02%	0.02%	0.05%	0.00%	0.06%	
	色	0.02%	0.01%	0.03%	0.02%	0.08%	
	色度	0.04%	0.05%	0.08%	0.07%	0.09%	
	濁度(濁りを含む)	0.03%	0.04%	0.07%	0.03%	0.10%	
	残留塩素	0.6%	0.6%	0.8%	0.6%	0.5%	
書類の整備保存の状況		33.1%	34.8%	32.3%	31.7%	33.0%	

表 1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	
報告施設数		755	877	756	694	575	
報告率		0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	
施設 の 外 観 検 査	水槽の周囲の状態	7.3%	6.0%	8.6%	17.9%	47.5%	
	受 水 槽	受水槽本体の状態	33.0%	28.3%	30.2%	36.9%	37.9%
		受水槽上部の状態	6.0%	5.0%	8.6%	10.8%	10.4%
	水 槽	受水槽内部の状態	22.3%	15.5%	22.5%	36.2%	48.2%
		マンホールの状態	14.7%	18.5%	39.9%	34.4%	35.5%
		オーバーフロー管の状態	3.8%	4.1%	6.9%	9.9%	9.4%
	高 置 水 槽	通気管の状態	6.5%	7.9%	13.5%	14.1%	13.7%
		水抜き管の状態	2.3%	6.6%	3.6%	6.8%	8.0%
		高置水槽本体の状態	18.7%	15.3%	15.7%	14.6%	20.3%
		高置水槽上部の状態	2.4%	2.2%	2.5%	5.3%	3.5%
	水 槽 査	高置水槽内部の状態	8.9%	8.7%	13.2%	13.4%	15.1%
		マンホールの状態	15.2%	13.7%	22.4%	20.6%	18.8%
		オーバーフロー管の状態	5.4%	3.9%	7.1%	10.5%	5.0%
		通気管の状態	11.7%	9.1%	14.9%	13.1%	12.7%
他	水抜き管の状態	2.4%	1.7%	2.0%	4.3%	1.6%	
	給水管等の状態	4.4%	2.7%	6.7%	3.0%	1.9%	
水 質 検 査	臭気	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	
	味	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	
	色	0.4%	0.5%	0.1%	0.0%	4.9%	
	色度	1.6%	1.7%	1.5%	1.2%	0.9%	
	濁度(濁りを含む)	0.4%	0.6%	1.1%	0.4%	0.5%	
	残留塩素	18.8%	13.1%	19.0%	20.3%	14.6%	
書類の整備保存の状況		11.7%	12.3%	23.5%	19.3%	17.7%	

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
報告施設数		755	877	756	694	575
	報告率	0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	3.9%	24.9%	25.7%	16.7%	15.5%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	6.0%	3.8%	6.5%	4.2%	4.7%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	26.6%	14.8%	18.9%	21.3%	15.3%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	3.8%	4.2%	11.9%	5.0%	6.1%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.5%	50.3%	73.3%	50.9%	61.2%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	14.3%	11.2%	12.2%	10.5%	12.2%

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査・指導数(平成26年度)

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	617	144	54	2
保健所設置市を除く市	946	285	153	9
保健所設置市	6,082	1,562	1,075	1
特別区	185	40	13	0
合計	7,830	2,031	1,295	12

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成26年度)

(都道府県)					(保健所設置市を除く市)				
水道水質調査									
	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)		都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率(%)
北海道	704	380	54.0	北海道	室蘭市		100	53	53.0
青森県	178	163	91.6	北海道	釧路市		202	193	95.5
岩手県	234	188	80.3	北海道	帯広市		123	114	92.7
宮城県	518	431	83.2	北海道	北見市		63	52	82.5
秋田県	71	62	87.3	北海道	夕張市		14	6	42.9
山形県	165	102	61.8	北海道	岩見沢市		66	66	100.0
福島県	428	268	62.6	北海道	網走市		39	39	100.0
茨城県	326	253	77.6	北海道	留萌市		36	36	100.0
栃木県	299	183	61.2	北海道	苫小牧市		270	168	62.2
群馬県	446	266	59.6	北海道	稚内市		82	21	25.6
埼玉県	680	494	72.6	北海道	美唄市		26	5	19.2
千葉県	260	225	86.5	北海道	芦別市		11	11	100.0
東京都	2,583	2,573	99.6	北海道	江別市		114	101	88.6
神奈川県	794	552	69.5	北海道	赤平市		15	7	46.7
新潟県	118	101	85.6	北海道	紋別市		23	22	95.7
富山県	35	31	88.6	北海道	士別市		15	15	100.0
石川県	119	69	58.0	北海道	名寄市		29	0	0.0
福井県	70	86	122.9	北海道	根室市		27	25	92.6
山梨県	198	77	38.9	北海道	千歳市		164	115	70.1
長野県	551	371	67.3	北海道	滝川市		57	50	87.7
岐阜県	199	173	86.9	北海道	砂川市		9	4	44.4
静岡県	464	344	74.1	北海道	歌志内市		6	6	100.0
愛知県	457	342	74.8	北海道	深川市		14	14	100.0
三重県	112	92	82.1	北海道	富良野市		32	2	6.3
滋賀県	141	73	51.8	北海道	登別市		61	56	91.8
京都府	201	191	95.0	北海道	恵庭市		67	43	64.2
大阪府	216	177	81.9	北海道	伊達市		10	7	70.0
兵庫県	245	218	89.0	北海道	北広島市		74	30	40.5
奈良県	353	218	61.8	北海道	石狩市		50	0	0.0
和歌山県	109	90	82.6	北海道	北斗市		35	3	8.6
鳥取県	68	64	94.1	青森県	弘前市		216	170	78.7
島根県	54	43	79.6	青森県	八戸市		241	241	100.0
岡山県	95	90	94.7	青森県	黒石市		14	14	100.0
広島県	222	213	95.9	青森県	五所川原市		32	30	93.8
山口県	28	28	100.0	青森県	土和田市		56	43	76.8
徳島県	186	100	53.8	青森県	三沢市		37	37	100.0
香川県	285	156	54.7	青森県	むつ市		40	39	97.5
愛媛県	173	91	52.6	青森県	つがる市		11	11	100.0
高知県	105	102	97.1	青森県	平川市		12	9	75.0
福岡県	461	358	77.7	青森県	岩手県		64	35	54.7
佐賀県	152	144	94.7	岩手県	大船渡市		58	39	67.2
長崎県	142	107	75.4	岩手県	花巻市		115	115	100.0
熊本県	109	84	77.1	岩手県	北上市		127	109	85.8
大分県	37	35	94.6	岩手県	久慈市		33	28	84.8
宮崎県	110	61	55.5	岩手県	遠野市		25	17	68.0
鹿児島県	119	117	98.3	岩手県	陸前高田市		12	11	91.7
沖縄県	534	502	94.0	岩手県	釜石市		0	0	-
合計	14,154	11,088	78.3	岩手県	二戸市		36	30	83.3
				岩手県	八幡平市		33	23	69.7
				岩手県	奥州市		147	122	83.0
				岩手県	滝沢市		0	0	-
				宮城県	石巻市		315	231	73.3
				宮城県	塩竈市		82	60	73.2
				宮城県	気仙沼市		112	83	74.1
				宮城県	白石市		36	32	88.9
				宮城県	名取市		108	101	93.5
				宮城県	角田市		37	29	78.4
				宮城県	多賀城市		130	100	76.9
				宮城県	岩沼市		74	66	89.2
				宮城県	登米市		79	56	70.9
				宮城県	栗原市		74	75	101.4
				宮城県	東松島市		57	53	93.0
				宮城県	大崎市		152	126	82.9
				秋田県	能代市		59	59	100.0
				秋田県	横手市		80	64	80.0
				秋田県	大館市		83	79	95.2
				秋田県	男鹿市		52	29	55.8
				秋田県	湯沢市		34	31	91.2
				秋田県	鹿角市		30	28	93.3
				秋田県	由利本荘市		69	64	92.8

本表は、保健所の設置市、保健所設置市を除く市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合があります。

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す。

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
秋田県	潟上市	16	16	100.0
秋田県	大仙市	51	44	86.3
秋田県	北秋田市	25	21	84.0
秋田県	にかほ市	32	18	56.3
秋田県	仙北市	30	25	83.3
山形県	山形市	422	46	10.9
山形県	米沢市	114	96	84.2
山形県	鶴岡市	118	86	72.9
山形県	酒田市	148	98	66.2
山形県	新庄市	53	0	0.0
山形県	寒河江市	42	29	69.0
山形県	上山市	33	29	87.9
山形県	村山市	13	11	84.6
山形県	長井市	0	0	-
山形県	天童市	84	15	17.9
山形県	東根市	0	0	-
山形県	尾花沢市	4	4	100.0
山形県	南陽市	20	2	10.0
福島県	福島市	634	449	70.8
福島県	会津若松市	282	173	61.3
福島県	白河市	61	56	91.8
福島県	須賀川市	86	61	70.9
福島県	喜多方市	45	31	68.9
福島県	相馬市	46	26	56.5
福島県	二本松市	75	52	69.3
福島県	田村市	24	18	75.0
福島県	南相馬市	101	61	60.4
福島県	伊達市	45	35	77.8
福島県	本宮市	44	34	77.3
茨城県	水戸市	525	378	72.0
茨城県	日立市	156	114	73.1
茨城県	土浦市	254	165	65.0
茨城県	古河市	141	104	73.8
茨城県	石岡市	58	59	101.7
茨城県	結城市	46	38	82.6
茨城県	龍ヶ崎	67	63	94.0
茨城県	下妻市	42	26	61.9
茨城県	常総市	66	34	51.5
茨城県	常陸太田市	65	40	61.5
茨城県	高萩市	39	31	79.5
茨城県	北茨城市	46	41	89.1
茨城県	笠間市	92	67	72.8
茨城県	取手市	120	107	89.2
茨城県	牛久市	62	54	87.1
茨城県	つくば市	449	309	68.8
茨城県	ひたちなか市	218	166	76.1
茨城県	鹿嶋市	71	52	73.2
茨城県	潮来市	30	27	90.0
茨城県	守谷市	52	50	96.2
茨城県	常陸大宮市	61	38	62.3
茨城県	那珂市	52	51	98.1
茨城県	筑西市	69	56	81.2
茨城県	坂東市	53	39	73.6
茨城県	稲敷市	43	30	69.8
茨城県	かすみがうら	52	28	53.8
茨城県	桜川市	36	27	75.0
茨城県	神栖市	129	90	69.8
茨城県	行方市	27	23	85.2
茨城県	鉾田市	34	30	88.2
茨城県	つくばみらい	43	28	65.1
茨城県	小美玉市	42	31	73.8
栃木県	足利市	186	142	76.3
栃木県	栃木市	186	127	68.3
栃木県	佐野市	164	97	59.1
栃木県	鹿沼市	94	61	64.9
栃木県	日光市	211	115	54.5
栃木県	小山市	205	125	61.0
栃木県	真岡市	79	58	73.4
栃木県	大田原市	96	66	68.8
栃木県	矢板市	59	31	52.5

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
栃木県	那須塩原市	289	130	45.0
栃木県	さくら市	58	27	46.6
栃木県	那須烏山市	21	12	57.1
栃木県	下野市	82	56	68.3
群馬県	桐生市	92	83	90.2
群馬県	伊勢崎市	221	162	73.3
群馬県	太田市	342	239	69.9
群馬県	沼田市	51	43	84.3
群馬県	館林市	93	58	62.4
群馬県	渋川市	116	89	76.7
群馬県	藤岡市	55	45	81.8
群馬県	富岡市	82	59	72.0
群馬県	みどり市	49	49	100.0
埼玉県	ふじみ野市	292	154	52.7
埼玉県	羽生市	72	55	76.4
埼玉県	越谷市	509	317	62.3
埼玉県	桶川市	113	85	75.2
埼玉県	加須市	123	82	66.7
埼玉県	吉川市	96	66	68.8
埼玉県	久喜市	241	142	58.9
埼玉県	狭山市	317	198	62.5
埼玉県	熊谷市	413	260	63.0
埼玉県	戸田市	436	351	80.5
埼玉県	幸手市	57	42	73.7
埼玉県	行田市	95	56	58.9
埼玉県	鴻巣市	168	127	75.6
埼玉県	坂戸市	173	133	76.9
埼玉県	三郷市	192	151	78.6
埼玉県	志木市	134	85	63.4
埼玉県	春日部市	363	254	70.0
埼玉県	所沢市	661	437	66.1
埼玉県	上尾市	332	213	64.2
埼玉県	新座市	371	207	55.8
埼玉県	深谷市	214	127	59.3
埼玉県	川口市	1557	1069	68.7
埼玉県	草加市	432	331	76.6
埼玉県	秩父市	125	61	48.8
埼玉県	朝霞市	418	306	73.2
埼玉県	鶴ヶ島市	170	123	72.4
埼玉県	東松山市	193	92	47.7
埼玉県	日高市	73	40	54.8
埼玉県	入間市	290	206	71.0
埼玉県	白岡市	63	40	63.5
埼玉県	八潮市	140	83	59.3
埼玉県	飯能市	147	127	86.4
埼玉県	富士見市	203	133	65.5
埼玉県	北本市	101	78	77.2
埼玉県	本庄市	217	83	38.2
埼玉県	蓮田市	68	40	58.8
埼玉県	和光市	266	163	61.3
埼玉県	蕨市	230	138	60.0
千葉県	銚子市	68	12	17.6
千葉県	浦安市	277	230	83.0
千葉県	市川市	723	521	72.1
千葉県	館山市	88	65	73.9
千葉県	木更津市	145	124	85.5
千葉県	松戸市	802	607	75.7
千葉県	野田市	140	121	86.4
千葉県	茂原市	108	105	97.2
千葉県	成田市	189	147	77.8
千葉県	佐倉市	283	194	68.6
千葉県	東金市	55	43	78.2
千葉県	旭市	47	40	85.1
千葉県	習志野市	343	292	85.1
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	市原市	308	296	96.1
千葉県	流山市	218	185	84.9
千葉県	八千代市	197	174	88.3
千葉県	我孫子市	168	138	82.1
千葉県	鴨川市	74	69	93.2

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す。

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千葉県	鎌ヶ谷市	88	78	88.6
千葉県	君津市	100	88	88.0
千葉県	富津市	52	47	90.4
千葉県	四街道市	82	77	93.9
千葉県	袖ヶ浦市	60	57	95.0
千葉県	八街市	29	0	0.0
千葉県	印西市	105	99	94.3
千葉県	白井市	52	26	50.0
千葉県	富里市	49	37	75.5
千葉県	南房総市	55	43	78.2
千葉県	匝瑳市	35	32	91.4
千葉県	香取市	76	63	82.9
千葉県	山武市	5	5	100.0
千葉県	いすみ市	36	0	0.0
千葉県	大網白里市	33	25	75.8
東京都	立川市	382	358	93.7
東京都	武蔵野市	334	308	92.2
東京都	三鷹市	304	289	95.1
東京都	青梅市	213	204	95.8
東京都	府中市	437	423	96.8
東京都	昭島市	175	157	89.7
東京都	調布市	411	389	94.6
東京都	小金井市	165	150	90.9
東京都	小平市	260	232	89.2
東京都	日野市	192	169	88.0
東京都	東村山市	219	192	87.7
東京都	国分寺市	146	138	94.5
東京都	国立市	117	106	90.6
東京都	福生市	82	75	91.5
東京都	狛江市	74	69	93.2
東京都	東大和市	84	83	98.8
東京都	清瀬市	101	90	89.1
東京都	東久留米市	147	127	86.4
東京都	武蔵村山市	39	35	89.7
東京都	多摩市	203	186	91.6
東京都	稲城市	91	85	93.4
東京都	羽村市	99	91	91.9
東京都	あきる野市	58	56	96.6
東京都	西東京市	286	256	89.5
神奈川県	平塚市	504	312	61.9
神奈川県	鎌倉市	252	131	52.0
神奈川県	小田原市	326	210	64.4
神奈川県	茅ヶ崎市	277	241	87.0
神奈川県	逗子市	100	72	72.0
神奈川県	三浦市	73	45	61.6
神奈川県	秦野市	240	147	61.3
神奈川県	厚木市	457	294	64.3
神奈川県	大和市	533	367	68.9
神奈川県	伊勢原市	163	22	13.5
神奈川県	海老名市	242	174	71.9
神奈川県	座間市	199	120	60.3
神奈川県	南足柄市	44	36	81.8
神奈川県	綾瀬市	124	89	71.8
新潟県	長岡市	400	268	67.0
新潟県	三条市	114	110	96.5
新潟県	柏崎市	129	105	81.4
新潟県	新発田市	141	96	68.1
新潟県	小千谷市	36	26	72.2
新潟県	加茂市	27	26	96.3
新潟県	十日町市	61	41	67.2
新潟県	見附市	24	20	83.3
新潟県	村上市	65	59	90.8
新潟県	燕市	70	53	75.7
新潟県	糸魚川市	31	29	93.5
新潟県	妙高市	78	52	66.7
新潟県	五泉市	78	52	66.7
新潟県	上越市	182	160	87.9
新潟県	阿賀野市	44	24	54.5
新潟県	佐渡市	90	66	73.3
新潟県	魚沼市	48	37	77.1

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
新潟県	南魚沼市	74	56	75.7
新潟県	胎内市	46	16	34.8
富山県	高岡市	119	105	88.2
富山県	魚津市	30	30	100.0
富山県	氷見市	43	39	90.7
富山県	滑川市	28	26	92.9
富山県	黒部市	24	21	87.5
富山県	砺波市	106	35	33.0
富山県	小矢部市	17	17	100.0
富山県	南砺市	53	46	86.8
富山県	射水市	119	96	80.7
石川県	七尾市	75	45	60.0
石川県	小松市	118	82	69.5
石川県	輪島市	24	13	54.2
石川県	珠洲市	17	12	70.6
石川県	加賀市	115	71	61.7
石川県	羽咋市	18	15	83.3
石川県	かほく市	12	0	0.0
石川県	白山市	46	39	84.8
石川県	能美市	39	32	82.1
石川県	野々市市	44	44	100.0
福井県	坂井市	69	69	100.0
福井県	福井市	239	164	68.6
福井県	敦賀市	68	0	0.0
福井県	小浜市	26	0	0.0
福井県	大野市	7	7	100.0
福井県	勝山市	10	0	0.0
福井県	鯖江市	75	0	0.0
福井県	あわら市	53	0	0.0
福井県	越前市	43	0	0.0
山梨県	甲府市	522	404	77.4
山梨県	富士吉田市	73	49	67.1
山梨県	都留市	70	0	0.0
山梨県	山梨市	0	26	-
山梨県	大月市	39	32	82.1
山梨県	韮崎市	51	51	100.0
山梨県	南アルプス市	80	52	65.0
山梨県	北杜市	129	55	42.6
山梨県	甲斐市	98	0	0.0
山梨県	笛吹市	85	127	149.4
山梨県	甲州市	47	68	144.7
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	上野原市	30	22	73.3
長野県	松本市	573	267	46.6
長野県	上田市	181	133	73.5
長野県	岡谷市	57	56	98.2
長野県	飯田市	43	40	93.0
長野県	諏訪市	79	74	93.7
長野県	須坂市	56	34	60.7
長野県	小諸市	51	35	68.6
長野県	伊那市	48	47	97.9
長野県	駒ヶ根市	18	18	100.0
長野県	中野市	28	21	75.0
長野県	大町市	15	15	100.0
長野県	飯山市	26	17	65.4
長野県	茅野市	68	48	70.6
長野県	塩尻市	69	52	75.4
長野県	佐久市	90	86	95.6
長野県	千曲市	44	36	81.8
長野県	東御市	35	24	68.6
長野県	安曇野市	66	44	66.7
岐阜県	大垣市	125	120	96.0
岐阜県	高山市	95	73	76.8
岐阜県	多治見市	152	100	65.8
岐阜県	関市	82	76	92.7
岐阜県	中津川市	77	69	89.6
岐阜県	美濃市	21	20	95.2
岐阜県	瑞浪市	36	31	86.1
岐阜県	羽島市	35	33	94.3
岐阜県	恵那市	67	50	74.6

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す。

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
岐阜県	美濃加茂市	51	50	98.0
岐阜県	土岐市	49	32	65.3
岐阜県	各務原市	120	118	98.3
岐阜県	可児市	91	81	89.0
岐阜県	山県市	6	5	83.3
岐阜県	瑞穂市	30	27	90.0
岐阜県	飛騨市	30	21	70.0
岐阜県	本巣市	24	18	75.0
岐阜県	郡上市	28	25	89.3
岐阜県	下呂市	41	36	87.8
岐阜県	海津市	22	21	95.5
静岡県	沼津市	460	344	74.8
静岡県	熱海市	281	207	73.7
静岡県	三島市	273	179	65.6
静岡県	富士宮市	161	96	59.6
静岡県	伊東市	148	101	68.2
静岡県	島田市	88	71	80.7
静岡県	富士市	246	246	100.0
静岡県	磐田市	179	148	82.7
静岡県	磐津市	216	165	76.4
静岡県	掛川市	205	160	78.0
静岡県	藤枝市	149	135	90.6
静岡県	御殿場市	184	125	67.9
静岡県	袋井市	141	87	61.7
静岡県	下田市	61	37	60.7
静岡県	裾野市	73	56	76.7
静岡県	湖西市	88	69	78.4
静岡県	伊豆市	67	39	58.2
静岡県	御前崎市	57	47	82.5
静岡県	菊川市	74	54	73.0
静岡県	伊豆の国市	89	64	71.9
静岡県	牧之原市	67	56	83.6
愛知県	一宮市	220	301	136.8
愛知県	瀬戸市	175	159	90.9
愛知県	半田市	159	114	71.7
愛知県	春日井市	453	63	13.9
愛知県	豊川市	184	161	87.5
愛知県	津島市	88	69	78.4
愛知県	碧南市	79	63	79.7
愛知県	刈谷市	277	229	82.7
愛知県	安城市	392	319	81.4
愛知県	西尾市	132	98	74.2
愛知県	蒲郡市	104	70	67.3
愛知県	犬山市	87	74	85.1
愛知県	常滑市	75	50	66.7
愛知県	江南市	99	88	88.9
愛知県	小牧市	336	146	43.5
愛知県	稲沢市	214	127	59.3
愛知県	新城市	51	51	100.0
愛知県	東海市	154	144	93.5
愛知県	大府市	141	131	92.9
愛知県	知多市	84	71	84.5
愛知県	知立市	102	60	58.8
愛知県	尾張旭市	152	118	77.6
愛知県	高浜市	63	44	69.8
愛知県	岩倉市	70	43	61.4
愛知県	豊明市	98	80	81.6
愛知県	日進市	159	107	67.3
愛知県	田原市	69	61	88.4
愛知県	愛西市	43	36	83.7
愛知県	清須市	75	46	61.3
愛知県	北名古屋	67	66	98.5
愛知県	弥富市	78	47	60.3
愛知県	みよし市	100	43	43.0
愛知県	あま市	69	63	91.3
愛知県	長久手市	13	0	0.0
三重県	津市	456	296	64.9
三重県	伊勢市	115	81	70.4
三重県	松阪市	155	117	75.5
三重県	桑名市	181	140	77.3

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
三重県	鈴鹿市	258	130	50.4
三重県	名張市	111	65	58.6
三重県	尾鷲市	17	12	70.6
三重県	亀山市	51	44	86.3
三重県	鳥羽市	72	19	26.4
三重県	熊野市	14	8	57.1
三重県	いなべ市	27	23	85.2
三重県	志摩市	111	54	48.6
三重県	伊賀市	90	47	52.2
滋賀県	彦根市	190	145	76.3
滋賀県	長浜市	125	96	76.8
滋賀県	近江八幡市	240	91	37.9
滋賀県	草津市	470	298	63.4
滋賀県	守山市	106	99	93.4
滋賀県	栗東市	170	111	65.3
滋賀県	甲賀市	114	84	73.7
滋賀県	野洲市	82	76	92.7
滋賀県	湖南市	88	65	73.9
滋賀県	高島市	51	45	88.2
滋賀県	東近江市	97	49	50.5
滋賀県	米原市	49	31	63.3
京都府	福知山市	154	82	53.2
京都府	舞鶴市	167	84	50.3
京都府	綾部市	53	46	86.8
京都府	宇治市	412	240	58.3
京都府	宮津市	43	37	86.0
京都府	亀岡市	115	73	63.5
京都府	城陽市	79	65	82.3
京都府	向日市	91	62	68.1
京都府	長岡京市	132	110	83.3
京都府	八幡市	74	49	66.2
京都府	京田辺市	157	139	88.5
京都府	京丹後市	57	35	61.4
京都府	南丹市	59	30	50.8
京都府	木津川市	89	68	76.4
大阪府	岸和田市	372	236	63.4
大阪府	池田市	336	193	57.4
大阪府	吹田市	649	577	88.9
大阪府	泉大津市	172	107	62.2
大阪府	貝塚市	158	130	82.3
大阪府	守口市	309	148	47.9
大阪府	枚方市	793	552	69.6
大阪府	茨木市	670	450	67.2
大阪府	八尾市	319	275	86.2
大阪府	泉佐野市	205	132	64.4
大阪府	富田林市	186	149	80.1
大阪府	寝屋川市	353	285	80.7
大阪府	河内長野市	158	123	77.8
大阪府	松原市	146	115	78.8
大阪府	大東市	170	119	70.0
大阪府	和泉市	285	251	88.1
大阪府	箕面市	198	149	75.3
大阪府	柏原市	112	82	73.2
大阪府	羽曳野市	104	89	85.6
大阪府	門真市	281	139	49.5
大阪府	摂津市	126	95	75.4
大阪府	高石市	120	101	84.2
大阪府	藤井寺市	92	65	70.7
大阪府	泉南市	79	66	83.5
大阪府	四條畷市	85	53	62.4
大阪府	交野市	80	62	77.5
大阪府	大阪狭山市	129	92	71.3
大阪府	阪南市	49	42	85.7
兵庫県	明石市	738	532	72.1
兵庫県	洲本市	59	50	84.7
兵庫県	芦屋市	437	404	92.4
兵庫県	伊丹市	355	315	88.7
兵庫県	相生市	58	42	72.4
兵庫県	豊岡市	138	72	52.2
兵庫県	加古川市	305	290	95.1

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す。

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
兵庫県	赤穂市	75	72	96.0
兵庫県	西脇市	44	41	93.2
兵庫県	宝塚市	462	439	95.0
兵庫県	三木市	118	118	100.0
兵庫県	高砂市	88	85	96.6
兵庫県	川西市	280	267	95.4
兵庫県	小野市	65	61	93.8
兵庫県	三田市	230	181	78.7
兵庫県	加西市	71	60	84.5
兵庫県	篠山市	55	44	80.0
兵庫県	養父市	30	16	53.3
兵庫県	丹波市	56	56	100.0
兵庫県	南あわじ市	51	39	76.5
兵庫県	朝来市	19	19	100.0
兵庫県	淡路市	64	64	100.0
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	加東市	93	47	50.5
兵庫県	たつの市	94	68	72.3
奈良県	大和高田市	102	58	56.9
奈良県	大和郡山市	176	121	68.8
奈良県	天理市	241	205	85.1
奈良県	橿原市	243	164	67.5
奈良県	桜井市	76	70	92.1
奈良県	五條市	2	14	700.0
奈良県	御所市	3	22	733.3
奈良県	生駒市	202	207	102.5
奈良県	香芝市	97	37	38.1
奈良県	葛城市	72	56	77.8
奈良県	宇陀市	27	20	74.1
和歌山県	海南市	49	42	85.7
和歌山県	橋本市	58	42	72.4
和歌山県	有田市	15	15	100.0
和歌山県	御坊市	36	36	100.0
和歌山県	田辺市	59	0	0.0
和歌山県	新宮市	24	21	87.5
和歌山県	紀の川市	28	0	0.0
和歌山県	岩出市	61	59	96.7
鳥取県	鳥取市	315	214	67.9
鳥取県	米子市	275	232	84.4
鳥取県	倉吉市	66	60	90.9
島根県	松江市	432	313	72.5
島根県	浜田市	95	77	81.1
島根県	出雲市	199	194	97.5
島根県	益田市	59	49	83.1
島根県	大田市	39	35	89.7
島根県	安来市	30	26	86.7
島根県	江津市	23	22	95.7
島根県	雲南市	25	20	80.0
岡山県	津山市	89	77	86.5
岡山県	玉野市	56	50	89.3
岡山県	笠岡市	43	43	100.0
岡山県	井原市	22	20	90.9
岡山県	総社市	69	43	62.3
岡山県	高梁市	32	24	75.0
岡山県	新見市	15	15	100.0
岡山県	備前市	38	37	97.4
岡山県	瀬戸内市	20	18	90.0
岡山県	赤磐市	14	13	92.9
岡山県	真庭市	25	15	60.0
岡山県	美作市	25	25	100.0
岡山県	浅口市	18	18	100.0
広島県	竹原市	47	38	80.9
広島県	三原市	177	148	83.6
広島県	尾道市	210	163	77.6
広島県	府中市	39	31	79.5
広島県	三次市	69	61	88.4
広島県	庄原市	65	45	69.2
広島県	大竹市	33	32	97.0
広島県	東広島市	312	226	72.4
広島県	廿日市市	208	175	84.1

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
広島県	安芸高田市	27	20	74.1
広島県	江田島市	10	10	100.0
山口県	宇部市	170	102	60.0
山口県	山口市	258	164	63.6
山口県	萩市	44	33	75.0
山口県	防府市	194	65	33.5
山口県	下松市	53	46	86.8
山口県	岩国市	113	89	78.8
山口県	光市	39	39	100.0
山口県	長門市	24	18	75.0
山口県	柳井市	38	26	68.4
山口県	美祢市	37	19	51.4
山口県	周南市	194	155	79.9
山口県	山陽小野田	47	33	70.2
徳島県	徳島市	613	363	59.2
徳島県	鳴門市	84	42	50.0
徳島県	小松島市	35	24	68.6
徳島県	阿南市	74	46	62.2
徳島県	吉野川市	0	17	-
徳島県	阿波市	31	17	54.8
徳島県	美馬市	41	16	39.0
徳島県	三好市	41	26	63.4
香川県	丸亀市	188	139	73.9
香川県	坂出市	100	84	84.0
香川県	善通寺市	47	38	80.9
香川県	観音寺市	74	54	73.0
香川県	さぬき市	69	0	0.0
香川県	東かがわ市	45	0	0.0
香川県	三豊市	40	35	87.5
愛媛県	今治市	466	157	33.7
愛媛県	宇和島市	108	67	62.0
愛媛県	八幡浜市	60	41	68.3
愛媛県	新居浜市	240	175	72.9
愛媛県	西条市	69	48	69.6
愛媛県	大洲市	82	39	47.6
愛媛県	伊予市	50	35	70.0
愛媛県	四国中央市	150	60	40.0
愛媛県	西予市	32	15	46.9
愛媛県	東温市	62	23	37.1
高知県	安芸市	16	16	100.0
高知県	土佐市	25	22	88.0
高知県	須崎市	31	30	96.8
高知県	土佐清水市	25	17	68.0
高知県	四万十市	21	21	100.0
福岡県	直方市	57	41	71.9
福岡県	飯塚市	215	149	69.3
福岡県	田川市	59	47	79.7
福岡県	柳川市	72	33	45.8
福岡県	八女市	23	15	65.2
福岡県	筑後市	45	32	71.1
福岡県	大川市	61	37	60.7
福岡県	行橋市	113	68	60.2
福岡県	豊前市	33	20	60.6
福岡県	中間市	37	29	78.4
福岡県	小郡市	31	31	100.0
福岡県	筑紫野市	209	114	54.5
福岡県	春日市	123	84	68.3
福岡県	大野城市	273	126	46.2
福岡県	宗像市	72	51	70.8
福岡県	太宰府市	32	32	100.0
福岡県	古賀市	110	64	58.2
福岡県	福津市	62	50	80.6
福岡県	うきは市	1	1	100.0
福岡県	宮若市	17	14	82.4
福岡県	嘉麻市	41	39	95.1
福岡県	朝倉市	25	17	68.0
福岡県	みやま市	32	26	81.3
福岡県	糸島市	104	79	76.0
佐賀県	佐賀市	526	380	72.2
佐賀県	唐津市	172	146	84.9

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す。

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
佐賀県	鳥栖市	121	120	99.2
佐賀県	多久市	26	22	84.6
佐賀県	伊万里市	64	61	95.3
佐賀県	武雄市	85	63	74.1
佐賀県	鹿島市	29	25	86.2
佐賀県	小城市	37	34	91.9
佐賀県	嬉野市	29	22	75.9
佐賀県	神埼市	34	34	100.0
長崎県	島原市	26	26	100.0
長崎県	諫早市	137	110	80.3
長崎県	大村市	115	107	93.0
長崎県	平戸市	40	32	80.0
長崎県	松浦市	40	29	72.5
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	20	20	100.0
長崎県	五島市	31	31	100.0
長崎県	西海市	19	19	100.0
長崎県	雲仙市	33	22	66.7
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	八代市	56	51	91.1
熊本県	人吉市	76	38	50.0
熊本県	荒尾市	33	33	100.0
熊本県	水俣市	25	24	96.0
熊本県	玉名市	26	25	96.2
熊本県	山鹿市	13	13	100.0
熊本県	菊池市	24	4	16.7
熊本県	宇土市	8	8	100.0
熊本県	上天草市	7	7	100.0
熊本県	宇城市	23	22	95.7
熊本県	阿蘇市	16	15	93.8
熊本県	天草市	38	37	97.4
熊本県	合志市	20	20	100.0
大分県	別府市	339	200	59.0
大分県	中津市	75	70	93.3
大分県	日田市	57	53	93.0
大分県	佐伯市	47	43	91.5
大分県	臼杵市	41	40	97.6
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	18	18	100.0
大分県	豊後高田市	15	14	93.3
大分県	杵築市	8	8	100.0
大分県	宇佐市	33	33	100.0
大分県	豊後大野市	18	17	94.4
大分県	由布市	35	34	97.1
大分県	国東市	23	22	95.7
宮崎県	都城市	94	65	69.1
宮崎県	延岡市	124	85	68.5
宮崎県	日南市	35	30	85.7
宮崎県	小林市	17	15	88.2
宮崎県	日向市	76	36	47.4
宮崎県	串間市	8	3	37.5
宮崎県	西都市	16	9	56.3
宮崎県	えびの市	8	8	100.0
鹿児島県	鹿屋市	66	63	95.5
鹿児島県	枕崎市	8	8	100.0
鹿児島県	阿久根市	23	23	100.0
鹿児島県	出水市	40	39	97.5
鹿児島県	指宿市	40	39	97.5
鹿児島県	西之表市	21	21	100.0
鹿児島県	垂水市	10	10	100.0
鹿児島県	薩摩川内市	98	95	96.9
鹿児島県	日置市	31	31	100.0
鹿児島県	曾於市	14	14	100.0
鹿児島県	霧島市	162	159	98.1
鹿児島県	いちき串木野	21	20	95.2
鹿児島県	南さつま市	36	36	100.0
鹿児島県	志布志市	23	23	100.0
鹿児島県	奄美市	68	68	100.0
鹿児島県	南九州市	10	10	100.0
鹿児島県	伊佐市	16	16	100.0

都道府県	市名	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
鹿児島県	始良市	44	42	95.5
沖縄県	宜野湾市	189	175	92.6
沖縄県	石垣市	79	77	97.5
沖縄県	浦添市	268	253	94.4
沖縄県	名護市	127	118	92.9
沖縄県	糸満市	99	95	96.0
沖縄県	沖縄市	215	191	88.8
沖縄県	豊見城市	86	84	97.7
沖縄県	うるま市	145	137	94.5
沖縄県	宮古島市	78	76	97.4
沖縄県	南城市	56	56	100.0
合計		83,993	61,378	73.1

※ 検査対象施設数が「-」は未回答であった市を示す。

(保健所設置市)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
札幌市	3,479	2,835	81.5
函館市	469	331	70.6
小樽市	230	216	93.9
旭川市	449	327	72.8
青森市	446	352	78.9
盛岡市	818	539	65.9
仙台市	3,911	3,087	78.9
秋田市	550	443	80.5
郡山市	737	546	74.1
いわき市	457	388	84.9
宇都宮市	1,263	805	63.7
前橋市	510	388	76.1
高崎市	511	393	76.9
さいたま市	2,988	1,973	66.0
川越市	828	588	71.0
千葉市	1,611	1,314	81.6
船橋市	1,128	846	75.0
柏市	567	502	88.5
八王子市	749	666	88.9
町田市	493	437	88.6
横浜市	7,631	6,621	86.8
川崎市	2,909	2,700	92.8
相模原市	1,116	1,010	90.5
横須賀市	589	409	69.4
藤沢市	934	648	69.4
新潟市	1,529	1,405	91.9
富山県	467	420	89.9
金沢市	493	466	94.5
長野市	480	415	86.5
岐阜市	405	391	96.5
静岡市	4,238	1,265	29.8
浜松市	1,105	960	86.9
名古屋	5,435	4,699	86.5
豊橋市	567	405	71.4
岡崎市	608	404	66.4
豊田市	608	440	72.4
四日市市	252	205	81.3
大津市	694	528	76.1
京都市	3,643	3,268	89.7
大阪市	7,724	6,298	81.5
堺市	1,237	1,038	83.9
豊中市	802	664	82.8
高槻市	292	265	90.8
東大阪市	873	726	83.2
神戸市	2,737	2,144	78.3
姫路市	1,144	1,094	95.6
尼崎市	927	702	75.7
西宮市	1,348	1,150	85.3
奈良市	730	571	78.2
和歌山市	671	560	83.5
岡山県	1,183	1,052	88.9
倉敷市	488	444	91.0
広島市	2,702	2,292	84.8
呉市	449	338	75.3
福山市	660	481	72.9
下関市	524	333	63.5
高松市	872	867	99.4
松山市	1,129	621	55.0
高知市	821	478	58.2
北九州市	2,632	1,861	70.7
福岡市	4,510	4,156	92.2
大牟田市	126	122	96.8
久留米市	370	253	68.4
長崎市	822	684	83.2
佐世保市	484	322	66.5
熊本市	1,227	879	71.6
大分市	840	780	92.9
宮崎市	546	457	83.7
鹿児島市	950	868	93.1
那覇市	1,053	847	89.4
合計	96,770	76,982	79.6

(特別区)

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)
千代田区	728	749	102.9
中央区	1,675	902	53.9
港区	1,347	1,253	93.0
新宿区	1,554	463	29.8
文京区	446	326	73.1
台東区	527	450	85.4
墨田区	581	198	34.1
江東区	1,059	916	86.5
品川区	870	462	53.1
目黒区	423	366	86.5
大田区	882	821	93.1
世田谷区	943	887	94.1
渋谷区	937	720	76.8
渋谷区	390	270	69.2
中野区	471	37	7.9
杉並区	471	37	7.9
豊島区	725	486	67.0
北区	512	491	95.9
荒川区	312	276	88.5
板橋区	864	802	92.8
練馬区	852	708	83.1
足立区	910	794	87.3
葛飾区	708	561	79.2
江戸川区	753	633	84.1
合計	18,469	13,571	73.5

	検査対象 施設数	検査実施 施設数	受検率
都道府県	14,154	11,088	78.3
保健所設置市	96,770	76,982	79.6
保健所設置市を除く市	83,993	61,378	73.1
特別区	18,469	13,571	73.5
合計	213,386	163,019	76.4
平成25年度	216,324	165,416	76.5

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易
専用水道の一部(延べ面積10,000㎡以上)
については、東京都分として計上した。

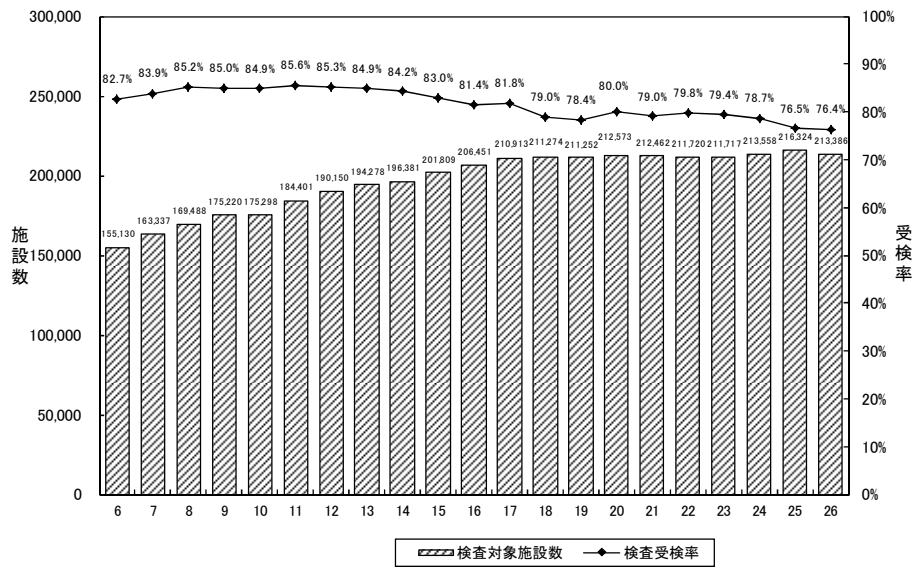


図1-1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

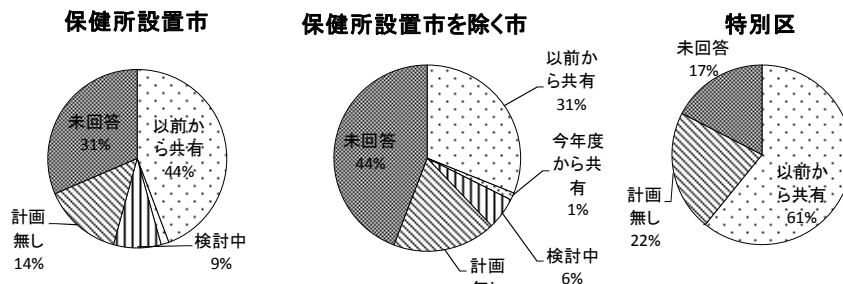
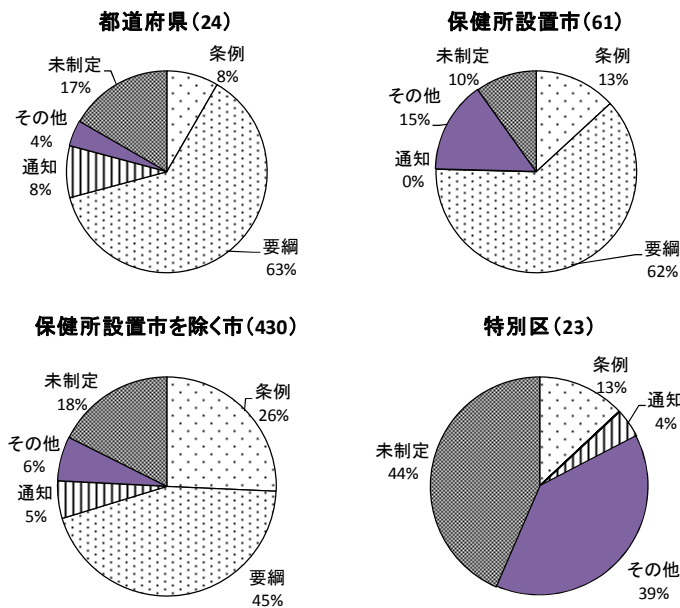


図1-2 衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況



注) 未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図1-3 簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況(平成25年度)

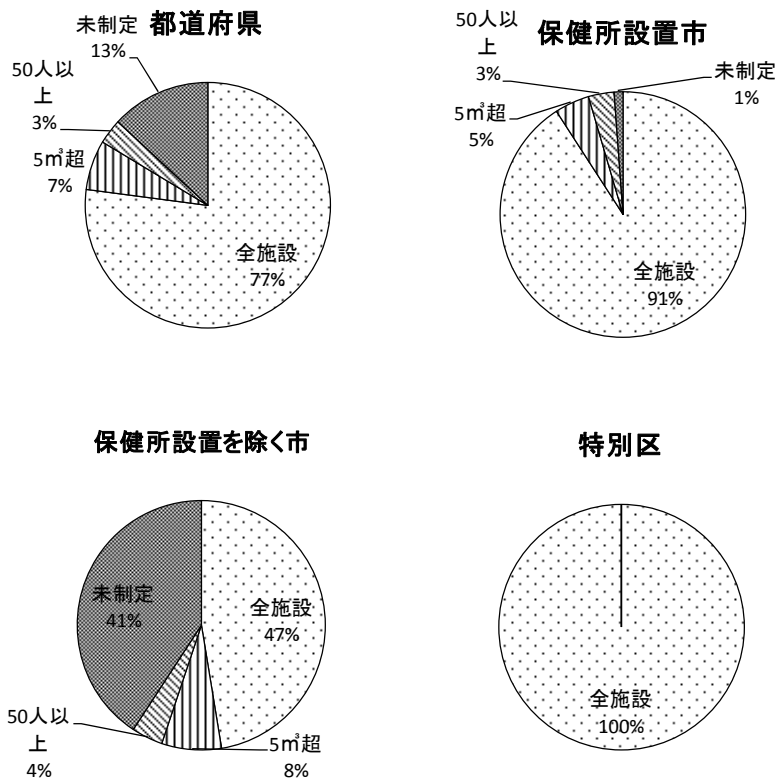


図2-1 小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 2-1 小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
検査対象施設数	882,909	873,088	873,345	905,758	861,707
検査実施施設数	28,541	25,929	27,710	26,789	26,714
受検率	3.2%	3.0%	3.2%	3.0%	3.1%

表 2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	
検査指摘施設数		9,158	8,409	8,127	7,621	7,547	
検査指摘率		32.1%	32.4%	29.3%	28.4%	28.3%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	9.7%	10.9%	9.8%	7.8%	9.4%
		受水槽本体の状態	10.5%	11.1%	10.0%	9.2%	9.3%
		受水槽上部の状態	5.2%	5.0%	4.4%	4.1%	4.1%
		受水槽内部の状態	18.2%	21.6%	20.2%	19.2%	16.9%
		マンホールの状態	22.0%	25.9%	22.2%	18.4%	20.9%
		オーバーフロー管の状態	12.8%	14.7%	13.9%	11.4%	11.2%
		通気管の状態	10.8%	11.1%	10.0%	8.6%	9.8%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	5.3%	6.6%	6.7%	6.4%	6.1%
		高置水槽上部の状態	1.3%	1.6%	1.2%	1.3%	1.4%
		高置水槽内部の状態	10.6%	9.4%	7.6%	7.3%	7.6%
		マンホールの状態	16.2%	15.6%	13.8%	12.8%	12.7%
		オーバーフロー管の状態	7.7%	7.2%	5.5%	5.6%	5.3%
		通気管の状態	10.6%	10.7%	10.6%	12.8%	9.7%
		水抜き管の状態	2.4%	3.1%	2.6%	2.8%	4.8%
他	給水管等の状態	1.2%	1.0%	1.1%	1.3%	1.2%	
水 質 検 査	臭気	0.04%	0.05%	0.15%	0.26%	1.71%	
	味	0.02%	0.06%	0.03%	0.05%	0.39%	
	色	0.07%	0.06%	0.02%	0.07%	1.75%	
	色度	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.4%	
	濁度(濁りを含む)	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	
	残留塩素	2.7%	3.4%	3.3%	3.1%	2.7%	
書類の整備保存の状況		35.1%	36.8%	43.5%	40.1%	47.5%	

注: 上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設であり、割合は、検査実施施設に対する割合(複数回答)

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成26年4月現在)

: 今年度記載なし(昨年の記載を残している)
 : 今年度調査で新規に記載されたもの
 : 記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.11.20	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.5.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H15.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	条例		全施設
	その他		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	全施設
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	全施設
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0㎡ < V ≤ 10㎡

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市			
岡山市	要領	H16.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H22.3.19	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	V ≤ 10
松山市	要領	H17.4.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領		
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m3以下
鹿児島市	条例		全施設

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	-
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H18.6.15	全施設
	要領	H22.2.4	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
	要領	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	H10.11.4	-
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況（平成26年4月現在）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	条例	H26.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	V ≤ 10
北海道	留萌市	条例	H15.4.1	簡専以外
北海道	美唄市	条例	H10.4.1	貯水槽水道
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	根室市	条例	S34.8.25	全施設
		条例	H18.4.1	簡専以外
		要領	H25.9.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.12.24	全施設
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	簡専以外
北海道	恵庭市	要綱	H15.3.28	簡専以外
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	条例	S38.12.19	簡専以外
青森県	八戸市	要領	H25.4.1	5 < V
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	5 < V
青森県	五所川原市	条例	H17.3.28	簡専以外
		条例	H17.1.1	簡専水道
		要綱	H17.1.1	V ≤ 10
青森県	十和田市	要綱	H25.3.28	簡専水道
		要綱	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	V ≥ 5
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	V ≥ 5
青森県	平川市	条例	H18.1.1	5 < V ≤ 10
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	要綱	H27.2.13	V ≤ 10
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
		条例	H18.1.1	簡専以外
岩手県	奥州市	条例	H18.2.20	V < 10
岩手県	滝沢市	条例	S49.12.1	-
		条例	H26.1.1	簡専以外
		条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	5 < V ≤ 10
秋田県	横手市	条例	H17.10.1	貯水槽水道
秋田県	大館市	条例	H15.4.1	簡専以外
		その他	H15.4.1	簡専以外
		条例	H23.4.1	貯水槽水道
山形県	山形市	条例	H21.4.1	貯水槽水道
		要綱	H20.4.1	V ≤ 10
		条例	H20.4.1	簡専以外
山形県	酒田市	その他	H20.4.1	簡専以外
山形県	村山市	条例	H15.4.1	全施設
福島県	福島市	条例	H24.12.27	5 < V ≤ 10
		要領	H25.4.1	V ≤ 5
福島県	会津若松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	白河市	条例	H25.3.22	5 < V ≤ 10
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	5 < V ≤ 10
		要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H18.1.4	V ≤ 5
		条例	H25.4.1	5 < V ≤ 10
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	5 < V ≤ 10

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	5 < V ≤ 10
福島県	田村市	条例	H25.4.1	5 < V ≤ 10
		要領	H25.4.1	全施設
		要領	H26.4.1	全施設
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	5 < V ≤ 10
		要領	H25.4.1	V ≤ 5
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	準簡易水道
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	古河市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	石岡市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	龍ヶ崎市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	下妻市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	つくば市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	那珂市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	筑西市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	稲敷市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	鉾田市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	V ≥ 5
栃木県	足利市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	栃木市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	佐野市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	鹿沼市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	日光市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	小山市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	真岡市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	大田原市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	矢板市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	那須塩原市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	さくら市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	那須烏山市	要領	H1.6.5	全施設
栃木県	下野市	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	伊勢崎市	条例	H17.1.1	簡専以外
		その他	H17.1.1	簡専以外
群馬県	太田市	条例	H17.3.28	全施設
群馬県	沼田市	条例	-	-
群馬県	館林市	条例	H15.4.1	V ≤ 10
		その他	H15.4.1	V ≤ 10
群馬県	渋川市	条例	H18.2.20	全施設
群馬県	富岡市	要綱	H18.8.20	全施設
		条例	H18.3.27	貯水槽水道

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
群馬県	みどり市	条例	H18.3.27	V≤10
埼玉県	熊谷市	その他	H17.10.1	簡専以外
埼玉県	本庄市	条例	H18.1.10	貯水槽水道
埼玉県	上尾市	その他	H21.3.10	貯水槽水道
埼玉県	上尾市	条例	S38.10.1	V≤10
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	小規模水道
千葉県	館山市	その他	H25.4.1	小規模水道
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	V≤10
千葉県	木更津市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	松戸市	その他	H25.4.1	-
千葉県	松戸市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	松戸市	条例	H25.4.1	-
千葉県	松戸市	要領	H25.4.1	-
千葉県	野田市	要領	H25.4.1	V≤10
千葉県	茂原市	要領	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	市原市	要領	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	V≤10
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ヶ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	君津市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	君津市	その他	H25.4.1	-
千葉県	富津市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	富津市	その他	H25.4.1	-
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	袖ヶ浦市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	袖ヶ浦市	その他	H25.4.1	-
千葉県	八街市	-	-	-
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	簡専以外
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	匝瑳市	要領	H25.4.1	50人以上
千葉県	匝瑳市	その他	H25.4.1	50人以上
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	V≤10
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	50人以上
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	V<10
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	簡専以外
神奈川県	茅ヶ崎市	条例	H24.12.19	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	簡専以外
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	簡専以外
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	要綱	H25.3.15	検査機関
神奈川県	大和市	要領	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	簡専以外
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	簡専以外
新潟県	長岡市	その他	H20.4.1	全施設
新潟県	三条市	条例	H17.5.1	全施設
新潟県	柏崎市	要綱	H19.4.1	全施設
新潟県	新発田市	要綱	H26.4.1	全施設
新潟県	小千谷市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	加茂市	要綱	H24.4.1	-
新潟県	村上市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	糸魚川市	要綱	H22.3.26	全施設
新潟県	妙高市	要綱	H19.4.1	簡専以外
新潟県	上越市	要綱	H20.4.1	全施設
新潟県	阿賀野市	要綱	H25.4.1	全施設
新潟県	佐渡市	要綱	H21.4.1	全施設
新潟県	魚沼市	要綱	H21.3.25	全施設
新潟県	南魚沼市	要綱	H26.4.1	-
新潟県	胎内市	要綱	H23.4.1	全施設
富山県	高岡市	条例	H17.11.1	簡専以外
富山県	高岡市	その他	H17.11.1	簡専以外
富山県	氷見市	条例	H15.4.1	簡専以外
富山県	氷見市	要綱	H20.11.1	簡専以外
富山県	滑川市	条例	H10.3.27	全施設
富山県	射水市	条例	H17.11.1	小規模貯水槽
福井県	大野市	要領	H25.4.1	簡専以外
長野県	本松市	要綱	H25.3.29	-
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要綱	H25.4.1	-
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	須坂市	要綱	H26.3.28	全施設
長野県	小諸市	要領	H25.3.21	全施設
長野県	小諸市	要綱	H25.3.21	全施設
長野県	伊那市	要綱	H26.10.20	全施設
長野県	中野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要綱	H25.3.5	小規模水道
長野県	飯山市	要綱	H26.4.1	小規模水道
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	簡専以外

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	V≤10
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	簡専以外
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	東御市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要綱	H25.4.1	簡専以外
岐阜県	大垣市	条例	H10.3.31	V≤10
岐阜県	瑞浪市	要綱	H25.4.1	全施設
岐阜県	美濃加茂市	その他	H24.4.1	簡専以外
静岡県	沼津市	要綱	H25.4.1	全施設
静岡県	熱海市	条例	H15.4.1	簡専以外
静岡県	三島市	要領	H25.4.1	全施設
静岡県	富士宮市	条例	H21.4.1	V≤10
静岡県	伊東市	条例	S35.3.31	全施設
静岡県	島田市	条例	H17.5.5	全施設
静岡県	富土市	要綱	H17.4.1	全施設
静岡県	磐田市	条例	H17.4.1	V≤10
		その他	H17.4.1	V≤10
静岡県	焼津市	条例	H15.4.1	-
		条例	H15.4.1	-
		要綱	H15.4.1	簡専以外
静岡県	御殿場市	条例	H10.4.1	簡専以外
		その他	H10.4.1	簡専以外
		要綱	H15.4.1	全施設
静岡県	下田市	要領	H15.4.1	V≤10
		その他	H15.4.1	V≤10
		その他	H15.4.1	V≤10
静岡県	伊豆市	条例	H21.9.30	V≤10
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	簡専以外
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	簡専以外
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	V≤10
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	V≤10
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	-
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	V≤10
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	V≤10
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	簡専以外
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
		要領	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	要領	H25.4.1	簡専以外
		その他	H25.4.1	簡専以外
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	-
		要領	H25.4.1	-
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	簡専以外
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	簡専以外
愛知県	田原市	その他	H15.4.1	簡専以外
愛知県	北名古屋	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	-
三重県	桑名市	その他	H20.4.1	全施設
滋賀県	湖南市	条例	H16.10.1	簡専以外
京都府	福知山市	条例	H10.3.30	全施設
京都府	宇治市	要綱	H18.4.1	全施設
京都府	城陽市	条例	H14.12.26	簡専以外
京都府	向日市	要綱	H15.4.1	-
京都府	京辺市	要領	H25.4.1	簡専以外
京都府	京丹後市	条例	H16.4.1	貯水槽水道
京都府	南丹市	条例	H18.1.1	簡専以外
大阪府	池田市	要領	H25.4.1	簡専以外
大阪府	吹田市	要領	H25.4.1	V≤10
大阪府	泉大津市	要領	H5.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	貝塚市	要領	H25.1.1	全施設
大阪府	守口市	要綱	H25.4.1	簡専以外
大阪府	枚方市	要領	H24.10.1	全施設
大阪府	茨木市	その他	H25.4.1	全施設
大阪府	八尾市	要領	H25.11.1	V≤10
大阪府	泉佐野市	要領	H25.4.1	V≤10
大阪府	富田林市	要領	H25.4.1	簡専以外
大阪府	河内長野市	要領	H25.4.1	簡専以外
大阪府	松原市	要領	H25.4.1	簡専以外
大阪府	大東市	要領	H25.4.1	小規模貯水槽
大阪府	柏原市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	羽曳野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	門真市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	摂津市	要綱	H25.4.1	簡専以外
大阪府	高石市	要領	H25.4.1	簡専以外
大阪府	藤井寺市	要綱	H25.4.1	簡専以外
大阪府	泉南市	要領	H25.4.1	V≤10
大阪府	四條畷市	要領	H25.4.1	-
大阪府	交野市	要領	H25.4.1	簡専以外
大阪府	大阪狭山市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	要領	H25.1.1	簡専以外
兵庫県	洲本	要綱	H25.4.1	簡専以外
兵庫県	伊丹市	要領	H15.4.1	V≤10
兵庫県	豊岡市	要綱	H17.4.1	簡専以外
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	-	-
兵庫県	宝塚市	条例	H17.10.1	全施設
兵庫県	加西市	要綱	H11.4.1	全施設
兵庫県	篠山市	条例	H11.4.1	簡専以外
兵庫県	たつの市	要領	H25.4.1	V≤10
奈良県	大和郡山市	条例	S36.3.23	簡専以外
		要綱	H15.4.1	簡専以外
和歌山県	田辺市	条例	H17.5.1	-
鳥取県	鳥取市	条例	H26.5.16	簡専以外
鳥取県	米子市	条例	-	貯水槽水道
鳥取県	倉吉市	条例	S33.4.1	貯水槽水道
		条例	S33.10.7	貯水槽水道
		その他	S55.4.1	貯水槽水道
島根県	松江市	条例	H17.3.31	V≤10
		その他	H17.3.31	V≤10
島根県	浜田市	条例	H17.10.1	V≤10
		その他	H17.10.1	V≤10
		要領	H17.10.1	V≤10
島根県	出雲市	条例	H17.3.22	V≤10
		その他	H17.3.22	V≤10
島根県	益田市	条例	H16.4.1	V≤10
		その他	H16.4.1	V≤10
島根県	大田市	条例	H17.10.1	V≤10
		その他	H17.10.1	V≤10
島根県	安来市	条例	H16.10.1	V≤10
		その他	H16.10.1	V≤10
島根県	江津市	条例	H16.10.1	V≤10
		要領	H16.4.1	V≤10
島根県	雲南市	条例	H16.11.1	V≤10
		その他	H16.11.1	V≤10
岡山県	玉野市	要綱	H25.3.29	-
岡山県	高梁市	要領	H19.7.3	簡専以外
岡山県	瀬戸内市	要領	H26.4.1	-
山口県	山口市	要領	H19.4.1	簡専以外

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	簡専以外
		条例	H15.4.1	簡専以外
		その他	H15.4.1	簡専以外
山口県	下松市	要綱	H15.4.1	貯水槽水道
山口県	岩国市	条例	H18.3.20	V \leq 10
		要綱	H18.3.20	V \leq 10
		その他	H18.3.20	V \leq 10
山口県	光市	要綱	-	-
		要綱	-	-
山口県	周南市	要綱	H15.4.21	貯水槽水道
山口県	山陽小野田市	条例	H17.3.22	簡専以外
		要綱	H17.3.22	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	V \leq 10
徳島県	三好市	要領	H25.4.1	貯水槽水道
香川県	観音寺市	その他	H17.10.11	簡専以外
愛媛県	大洲市	その他	H17.1.11	V \leq 10
愛媛県	四国中央市	要領	S62.1.29	貯水槽水道
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	V \leq 10
高知県	須崎市	条例	H17.4.1	簡専以外
福岡県	直方市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	飯塚市	条例	H18.3.26	簡専以外
福岡県	田川市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	八女市	条例	H22.2.1	簡専以外
福岡県	筑後市	その他	S55.12.1	簡専以外
福岡県	大川市	条例	H15.4.1	貯水槽水道
福岡県	行橋市	要綱	H15.4.1	貯水槽水道
福岡県	豊前市	要領	H15.4.1	貯水槽水道
福岡県	中間市	要綱	H26.4.1	V $<$ 10
福岡県	筑紫野市	条例	S50.7.25	簡専以外
福岡県	春日市	条例	H15.4.1	簡専以外
福岡県	宗像市	その他	H22.4.1	簡専以外
福岡県	太宰府市	条例	H15.4.1	簡専以外
福岡県	古賀市	条例	H16.4.1	簡専以外
福岡県	福津市	その他	H22.4.1	簡専以外
福岡県	宮若市	条例	H26.6.30	-
		その他	H26.8.29	-
福岡県	朝倉市	条例	H18.3.20	簡専以外
福岡県	糸島市	条例	H22.1.1	簡専以外
佐賀県	佐賀市	要領	H25.4.1	V \leq 10
佐賀県	鳥栖市	要綱	H25.4.1	簡専以外
佐賀県	多久市	要綱	H25.4.1	V $<$ 10
佐賀県	小城市	要綱	H25.4.1	V \leq 10
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	V \leq 10
長崎県	対馬市	条例	H16.3.1	簡専以外
熊本県	玉名市	その他	H17.10.3	簡専以外
熊本県	山鹿市	条例	H17.1.15	簡専以外
熊本県	合志市	条例	H18.2.27	貯水槽水道
大分県	別府市	要綱	H20.3.8	貯水槽水道
大分県	日田市	要綱	H21.4.1	貯水槽水道
大分県	佐伯市	要綱	H23.3.29	簡専以外
大分県	津久見市	要綱	H21.4.1	V \leq 10
大分県	豊後高田市	条例	H20.4.1	簡専以外
大分県	宇佐市	その他	H19.3.6	全施設
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	-
宮崎県	日南市	要領	H25.4.1	V \leq 10
宮崎県	小林市	条例	H18.3.20	簡専以外

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成26年度全国計)

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易 専用水道	全体計※	213,386	163,019	76.4%	39,440	24.2%	4,125	11,753
	100m ³ <V	7,557	5,591	74.0%	901	16.1%	189	306
	80m ³ <V≤100m ³	5,024	3,873	77.1%	812	21.0%	129	283
	60m ³ <V≤80m ³	7,617	5,963	78.3%	1,252	21.0%	174	366
	40m ³ <V≤60m ³	18,896	14,879	78.7%	3,357	22.6%	428	1,146
	20m ³ <V≤40m ³	61,776	49,150	79.6%	12,038	24.5%	1,389	3,980
10m ³ <V≤20m ³	91,310	65,245	71.5%	18,288	28.0%	1,814	5,612	
小規模貯 水槽 水道	全体計※	861,707	26,714	3.1%	7,547	28.3%	967	1,965
	5m ³ <V≤10m ³	147,364	14,425	9.8%	4,021	27.9%	504	1,009
	0m ³ <V≤5m ³	605,316	7,538	1.2%	2,391	31.7%	452	625

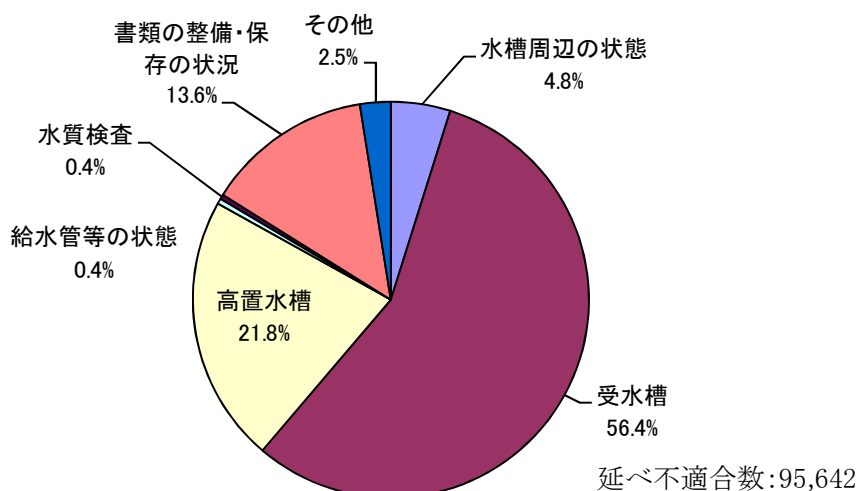


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成26年度)

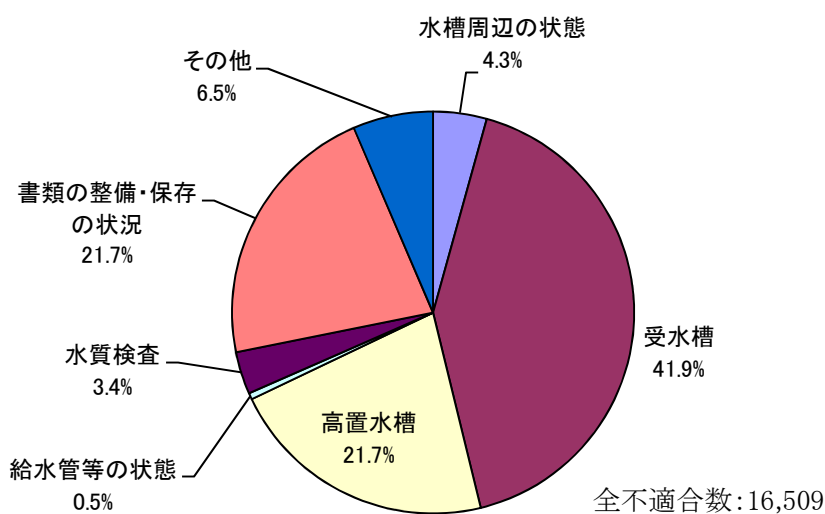


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平成26年度)

表3-1 一般項目に係る水質検査状況（平成26年度）

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
検査井戸数 ^{※2}	38,893	41,825	34,997	38,979	34,552
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	6,509 (16.7%)	7,018 (16.8%)	7,437 (21.3%)	8,762 (22.5%)	7,143 (20.7%)
一般細菌	4,976 (12.8%)	5,135 (12.3%)	4,529 (12.9%)	5,344 (13.7%)	3,960 (11.5%)
大腸菌(群)	2,543 (6.5%)	2,105 (5.0%)	1,878 (5.4%)	1,775 (4.6%)	1,670 (4.8%)
硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	1,459 (3.8%)	1,723 (4.1%)	1,300 (3.7%)	1,203 (3.1%)	941 (2.7%)
その他項目 ^{※1}	5,332 (13.7%)	4,488 (10.7%)	3,779 (10.8%)	3,933 (10.1%)	4,535 (13.1%)

表3-2 一般項目の水質基準超過井戸の対応状況(平成26年度)

年度	対応状況 ^{※4}									
	専用井戸 ^{※5}					併用井戸 ^{※5}				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成21	154	446	100	316	1,016	557	135	24	70	786
平成22	156	283	67	317	823	489	114	34	69	706
平成23	84	649	57	183	973	855	285	35	120	1,295
平成24	89	448	50	428	1,015	688	132	13	52	885
平成25	37	551	109	301	998	692	281	36	34	1,043
平成26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571

表3-3 トリクロロエチレン等の水質基準超過状況

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
検査井戸数 ^{※2}	5,282	5,235	4,878	6,347	4,914
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	180 (3.4%)	122 (2.3%)	163 (3.3%)	121 (1.9%)	104 (2.1%)
四塩化炭素	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (0.1%)	27 (0.4%)	27 (0.5%)
1,4-ジ'オキサン ^{※1}	0 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (0.1%)	3 (0.1%)
1,1-ジ'クロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス-1,2-ジ'クロロエチレン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
シス及びトランス-1,2-ジ'クロロエチレン	17 (0.3%)	11 (0.2%)	14 (0.3%)	13 (0.2%)	7 (0.1%)
ジ'クロロメタン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)
テトラ'クロロエチレン	94 (1.8%)	83 (1.6%)	93 (1.9%)	76 (1.2%)	47 (1.0%)
トリ'クロロエチレン	49 (0.9%)	42 (0.8%)	86 (1.8%)	52 (0.8%)	47 (1.0%)
ベンゼン	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,2-ジ'クロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1,1,1-トリ'クロロエタン ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
その他有機溶剤等 ^{※1}	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

表3-4 トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成26年度）

年度	対応状況 ^{※4}							
	専用井戸 ^{※5}				併用井戸 ^{※5}			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成22	68	12	38	118	59	9	4	72
平成23	1	3	6	10	42	10	3	55
平成24	2	44	32	78	34	5	7	46
平成25	5	6	29	40	28	1	2	31
平成26	3	2	38	43	23	2	2	27

表3-5 その他項目の水質基準超過状況（平成26年度）

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
検査井戸数 ^{※2}	18,616	19,488	17,962	20,966	18,491
基準超過井戸数(超過率 ^{※3})	1,403 (7.5%)	1,323 (6.8%)	1,498 (8.3%)	1,469 (7.0%)	1,313 (7.1%)
ヒ素	252 (1.4%)	265 (1.4%)	183 (1.0%)	172 (0.8%)	236 (1.3%)
フッ素	399 (2.1%)	324 (1.7%)	295 (1.6%)	268 (1.3%)	389 (2.1%)
水銀	14 (0.1%)	16 (0.1%)	7 (0.0%)	17 (0.1%)	7 (0.0%)
六価クロム	8 (0.0%)	6 (0.0%)	2 (0.0%)	2 (0.0%)	0 (0.0%)
その他水質基準項目 ^{※4}	1,700 (9.1%)	1,566 (8.0%)	1,351 (7.5%)	1,319 (6.3%)	1,121 (6.1%)

表3-6 その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成26年度）

年度	対応状況 ^{※5}					
	専用井戸 ^{※6}			併用井戸 ^{※6}		
	水道加入	その他 ^{※7}	計	飲用中止	その他 ^{※7}	計
平成22	97	200	297	140	9	149
平成23	13	222	235	129	145	274
平成24	11	253	264	92	6	98
平成25	7	239	246	135	8	143
平成26	2	247	249	45	14	59

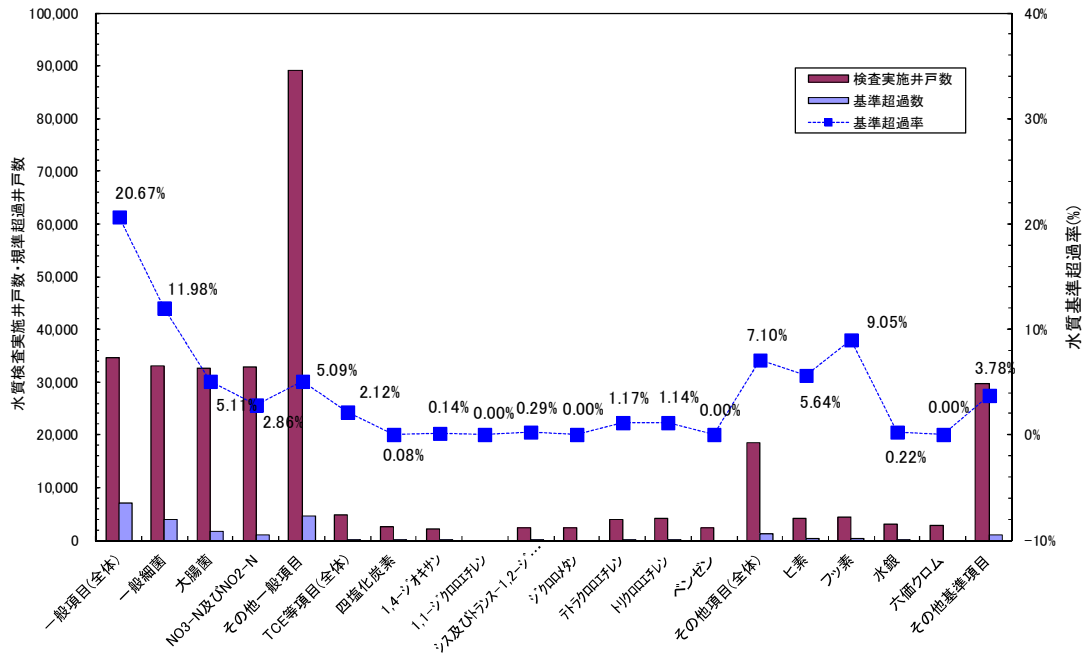


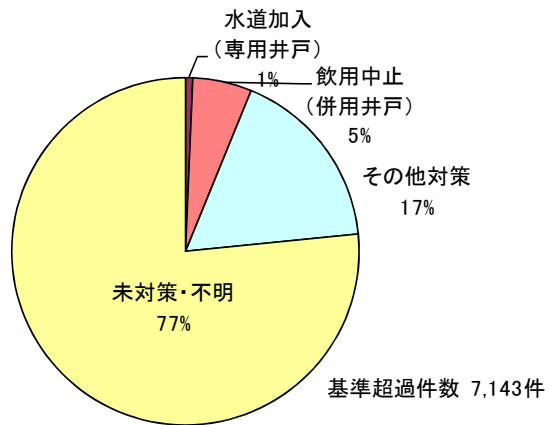
図3-1 飲用井戸等における項目別水質検査状況（平成26年度）

表 3-7 規制種別による飲用井戸等の水質検査実施状況（平成26年度）

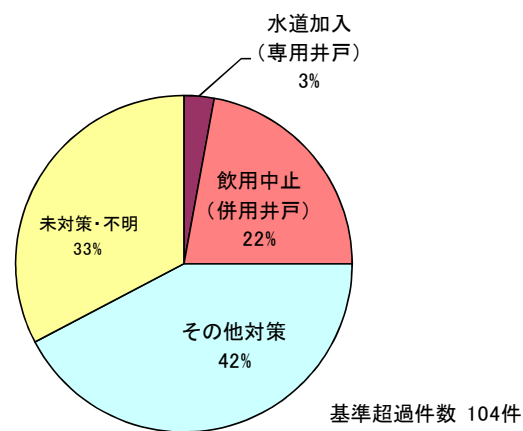
規制種別	区分	設置数	検査井戸数		
			一般項目	TCE等項目	その他項目
条例対象施設	公営	(681)	483	251	298
	その他	(4,828)	3,249	1,385	2,410
	小計	(5,509)	3,732	1,636	2,708
要綱対象・施設等	一般飲用井戸	203,420 (47,840)	7,265	727	2,492
	業務用飲用井戸	19,860 (6,166)	2,675	214	1,117
	その他の井戸	64,464 (36,220)	1,926	154	828
	小計	287,744 (90,226)	11,866	1,095	4,437
規制対象外施設	一般飲用井戸	126,318 (49,896)	12,393	888	7,942
	業務用飲用井戸	4,525 (1,618)	3,601	246	1,568
	その他の井戸	56,403 (5,431)	2,506	155	1,300
	小計	187,246 (56,945)	18,500	1,289	10,810
合計		480,499 (152,680)	34,098	4,020	17,955

注) 一般飲用井戸とは、個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設)。

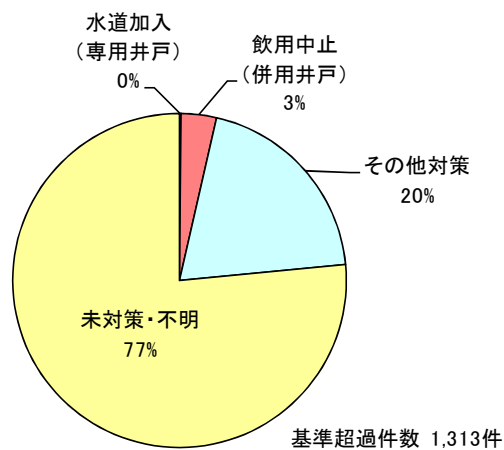
業務用飲用井戸とは、官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸設置数のうち括弧内は、台帳等により実数が把握できている井戸数を示す。



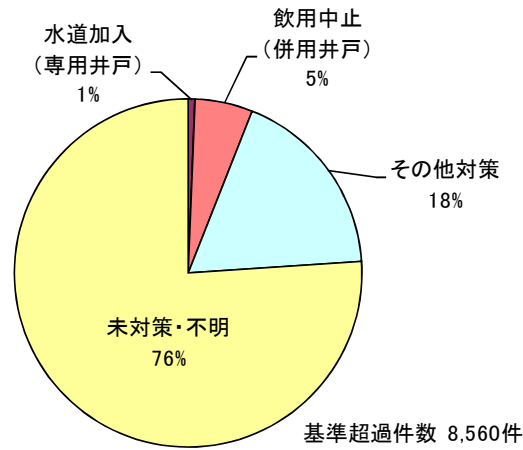
一般項目基準超過井戸対策状況



トリクロロエチレン等基準超過井戸対策状況



その他基準超過井戸対策状況



水質基準超過井戸対策状況

表3-8 都道府県等が実施した設置者への啓発・指導等の実施状況（平成26年度）

各種対象	条例対象		要綱・要領等対象			対象外・未制定		
	公営	その他	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸	一般 飲用 井戸	業務用 井戸	その他 の井戸
規制状況別都道府県等数	45		75			36		
啓発・指導等の内容								
検査項目・結果への助言	15 (33.3%)	17 (37.8%)	25 (55.6%)	21 (46.7%)	14 (31.1%)	37 (82.2%)	13 (28.9%)	16 (35.6%)
周辺汚染情報の提供	11 (24.4%)	14 (31.1%)	12 (26.7%)	11 (24.4%)	8 (17.8%)	15 (33.3%)	6 (13.3%)	7 (15.6%)
条例等による水質検査の指導	14 (31.1%)	18 (40.0%)	19 (42.2%)	17 (37.8%)	10 (22.2%)	4 (8.9%)	3 (6.7%)	3 (6.7%)
設置届出指導	11 (24.4%)	16 (35.6%)	8 (17.8%)	9 (20.0%)	4 (8.9%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)
PRパンフレット	9 (20.0%)	11 (24.4%)	17 (37.8%)	15 (33.3%)	12 (26.7%)	19 (42.2%)	4 (8.9%)	3 (6.7%)
研修会、講習会	3 (6.7%)	4 (8.9%)	4 (8.9%)	3 (6.7%)	3 (6.7%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)	1 (2.2%)

啓発・指導等を実施した都道府県等数（啓発・指導等を実施した割合）

飲用井戸等に係る要綱等制定状況
(平成27年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要綱	H1.5.1	全施設
	条例	S47.12.23	一般需用100人以下又は、一般需用以外で30人以上100人以下
		S62.6.21	全施設(旅館、公衆浴場は除く)
岩手県			
宮城県	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	30人以上
	要綱	S62.4.1	飲用井戸及び簡易専用水道以外の貯水槽水道
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要綱	H3.12.1	
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要綱	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び全ての賃貸住宅
	条例	S38.10.8	
群馬県	要綱	H1.6.15	50人未満
	条例	H23.4.1	30人以上(一般、寄宿舎、社宅、療養所、学校、事務所、事業所等)
埼玉県	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
神奈川県	要綱	H19.10.23	全施設
	条例	S33.3.31	30人以上
新潟県	要綱	H14.4.22	全施設
富山県	要綱	S63.4.1	
石川県	要綱	H16.11.1	施行日以降に設置する井戸
山梨県	要綱	H14.12.4	全施設
	要綱	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
長野県	要綱	H13.4.1	井戸設置者、特定施設設置事業者
静岡県	要綱	S62.4.1	全施設
愛知県	要綱	S41.7.5	全施設
三重県	要綱	H17.4.1	全施設
滋賀県	要綱	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	要綱	H25.7.1	全施設
京都府	条例	S33.10.13	50人以上又は一日最大給水量が7.5立方メートル以上のもの
	要綱	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要綱	H3.7.24	全施設
島根県			
岡山県	要綱	H1.4.1	
広島県	要綱	H5.12.1	全施設
山口県	要綱	H21.4.1	全施設
徳島県	要綱	S63.4.1	全施設
香川県	要綱	H1.7.16	全施設
愛媛県	要綱	S62.7.1	全施設
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要綱	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	50人以上
	要綱	H16.3.25	全施設
鹿児島県			
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	
目黒区	要綱	S63.4.1	全施設
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要綱	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.3.31	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
小樽市	要綱	H1.1.20	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	
旭川市	要綱	H18.4.1	全施設
青森市	要綱	H19.10.1	全施設
盛岡市	要綱	H25.4.1	
	条例	S50.7.1	30人以上
仙台市	要綱	H12.4.1	30人未満
	条例	S35.3.30	30人以上
秋田市	要綱	H10.4.1	
	条例	H9.4.1	50人超
郡山市	要綱	H11.4.1	50人超
	要綱	H12.4.1	50人以下
いわき市	要綱	H14.12.1	
宇都宮市	要綱	H21.4.1	30人以上
前橋市	要綱	H23.4.1	30人以上
高崎市	要綱	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
さいたま市	要綱	H4.4.1	50人以上
川越市	要綱	H15.4.1	50人以上
千葉市	要綱	H20.4.1	50人以上
船橋市	要綱	H19.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に水を供給するものを除く)
柏市	要綱	H19.4.1	全施設
	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
町田市	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	要綱	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
川崎市	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅に飲用水を供給する井戸(水道加入者は除く)
	条例	H8.10.1	全施設
横須賀市	要綱	H23.4.1	全施設
藤沢市	要綱	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
相模原市	要綱	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
新潟市	要綱	H12.4.1	水道水以外の水を使用する食品営業施設
富山市			
金沢市	要綱	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要綱	H15.4.1	全施設
名古屋	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する施設
豊橋市	要綱	H12.4.1	全施設
豊田市	その他	H16.2.12	簡易専用水道、小規模貯水槽水道、井戸等自己水施設
岡崎市	要綱	H18.9.4	全施設
四日市市			
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要綱	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市			
豊中市	要綱	H24.4.1	全施設
東大阪市	要綱	S63.4.1	全施設
高槻市	要綱	H15.4.1	全施設(大阪府特設水道条例の適用を受ける施設は除く)
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
西宮市			
姫路市	その他	H17.4.1	全施設
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要綱	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要綱	S62.4.1	全施設
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	一般飲用井戸、業務用飲用井戸、小規模受水槽水道
松山市	条例	H12.4.1	50人以上
	要綱	S62.7.1	全施設(愛媛県条例の適用を受ける施設は除く)
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要綱	S64.1.1	全施設
久留米市			
北九州市			
大牟田市	要綱	H11.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市			
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要綱	H16.4.1	全施設
宮崎市	要綱	H10.4.1	
鹿児島市			

飲用井戸等に係る要綱等制定状況(保健所設置市以外の市)
(平成27年4月現在)

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要綱	H25.4.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	根室市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≦10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.3.18	V≦10
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	八戸市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	五所川原市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	十和田市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	三沢市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	花巻市	要領	H27.2.13	全施設
岩手県	久慈市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	要領	H25.4.1	-
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
岩手県	八幡平市	要領	H25.4.1	-
岩手県	奥州市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	要領	H26.1.1	全施設
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要綱	H25.4.1	全施設
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	大仙市	条例	S35.3.31	30人以上
山形県	山形市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	山形市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	米沢市	要領	H3.11.20	-
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	鶴岡市	要綱	H3.11.20	-
山形県	寒河江市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	寒河江市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	上山市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	上山市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	村山市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	村山市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	長井市	要領	H3.11.20	-
山形県	天童市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	天童市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	東根市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	東根市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	尾花沢市	条例	S44.3.5	50人以上
山形県	尾花沢市	要領	H3.11.20	全施設
山形県	南陽市	要領	H3.11.20	-
福島県	福島市	条例	H25.4.1	50人以上
福島県	福島市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	51人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
福島県	会津若松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	喜多方市	要領	H26.11.1	全施設
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	50人以下
福島県	二本松市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	田村市	要領	H25.4.1	全施設
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	51人以上
福島県	南相馬市	要領	H25.4.1	50人以下
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	-
福島県	伊達市	要領	H25.4.1	-
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	50人以下
福島県	本宮市	要領	H25.4.1	全施設
群馬県	桐生市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	太田市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	館林市	その他	H25.4.1	30人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	50人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H25.3.28	30人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	行田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	100人以下
千葉県	木更津市他	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	松戸市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	野田市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	原安市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	鎌ヶ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	八街市	条例	H25.3.26	-
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.3.21	-
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	-
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	立川市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	武蔵野市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	三鷹市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	青梅市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	府中市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	昭島市	要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	調布市	要綱	S62.10.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
		その他	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H26.4.1	全施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	100人以下
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	七尾市	要領	H25.4.1	-
石川県	小松市	要領	S63.4.1	-
石川県	加賀市	要領	H25.4.1	-
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	能美市	要領	S63.4.1	-
石川県	野々市市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	福井市	要領	H6.4.1	全施設
福井県	敦賀市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	小浜市	条例	S26.12.25	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	坂井市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	月形市	要領	H25.4.1	-
山梨県	韭崎	その他	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	松本市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.3.27	全施設
長野県	岡谷市	要綱	H25.4.1	-
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要領	H25.3.21	全施設
長野県	伊那市	要綱	H25.3.29	全施設
長野県	中野市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	飯山市	要綱	H26.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	-
岐阜県	下呂市	要綱	H25.4.1	全施設
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	その他	S54.7.20	全施設
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	-
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H25.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	新城市	要領	H25.4.1	-
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	-
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	100人以下
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	井戸等自己水施設
愛知県	あま市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	-
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H26.4.1	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.11.1	全施設
大阪府	泉佐野市	要領	H25.4.1	全施設
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
大阪府		要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.1.1	全施設
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	50人未満
兵庫県	豊岡市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	加古川市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	西脇市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	三木市	要領	H25.4.1	-
兵庫県	篠山市	条例	H5.12.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	たつの市	要領	H25.4.1	-
鳥取県	倉吉市	要領	H9.4.1	全施設
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	宇部市	要領	H26.4.1	-
山口県	下松市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	-
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H23.4.1	全施設
香川県	丸亀市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H25.3.18	-
愛媛県	今治市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.4.1	-
高知県	室戸市	要領	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	要領	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要領	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要領	H25.4.1	全施設
佐賀県	唐津市	条例	H25.10.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	鹿島市	条例	H25.3.28	50人以上
佐賀県	嬉野市	条例	H25.4.1	-
佐賀県	神埼市	条例	-	-
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	全施設
熊本県	人吉市	要領	H26.9.1	全施設
大分県	別府市	要領	H25.3.26	全施設
大分県	中津市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大分県	日田市	要領	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H16.3.25	全施設
大分県	臼杵市	要領	H25.3.31	全施設
大分県	豊後高田市	その他	H25.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	-
大分県	豊後大野市	要領	H25.4.1	-
大分県	由布市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	条例	H18.1.1	全施設
宮崎県	都城市	要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	小林市	条例	H18.3.20	全施設

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容

水道水質調査 簡専水調査

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成26	
検査指摘施設数		46,088	42,464	43,964	41,414	39,440	46,758	
検査指摘率		27.3%	25.3%	26.2%	25.2%	24.2%	27.5%	
施設 の 外 観 検 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	13.4%	14.6%	12.4%	11.8%	11.8%	13.1%
		受水槽本体の状態	17.5%	19.8%	16.4%	16.1%	15.8%	16.2%
		受水槽上部の状態	8.2%	9.2%	7.5%	7.3%	7.5%	8.2%
		受水槽内部の状態	12.6%	13.4%	11.7%	11.8%	52.5%	12.0%
		マンホールの状態	20.5%	22.4%	20.0%	19.8%	20.5%	21.4%
		オーバーフロー管の状態	8.3%	8.8%	7.9%	7.8%	7.9%	8.0%
		通気管の状態	12.3%	12.7%	11.3%	11.1%	11.0%	11.5%
		水抜き管の状態	9.2%	9.6%	9.9%	9.6%	9.9%	9.2%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	8.9%	9.5%	9.5%	8.8%	9.1%	10.7%
		高置水槽上部の状態	1.9%	2.2%	1.8%	1.7%	1.9%	2.0%
		高置水槽内部の状態	8.7%	9.2%	8.2%	7.9%	7.5%	7.6%
		マンホールの状態	15.0%	16.2%	14.4%	14.1%	14.2%	15.5%
		オーバーフロー管の状態	5.5%	6.0%	5.3%	4.8%	5.0%	5.2%
		通気管の状態	13.9%	14.4%	13.3%	12.5%	13.3%	14.0%
水抜き管の状態		2.1%	2.1%	1.7%	1.9%	2.0%	1.5%	
他	給水管等の状態	2.0%	1.5%	1.3%	1.1%	1.1%	1.2%	
水 質 検 査	臭気	0.03%	0.01%	0.02%	0.00%	0.07%	0.00%	
	味	0.02%	0.02%	0.05%	0.00%	0.06%	0.00%	
	色	0.02%	0.01%	0.03%	0.02%	0.08%	0.01%	
	色度	0.04%	0.05%	0.08%	0.07%	0.09%	0.02%	
	濁度(濁りを含む)	0.03%	0.04%	0.07%	0.03%	0.10%	0.02%	
	残留塩素	0.6%	0.6%	0.8%	0.6%	0.5%	0.3%	
書類の整備保存の状況		33.1%	34.8%	32.3%	32.3%	33.0%	34.5%	

注)

※1：検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設数

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

・検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 1-3-1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

水道水質調査 簡専水調査

		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成26	
報告施設数		755	877	756	694	575	588	
報告率		0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	
施設 の 外 観 査	受 水 槽	水槽の周囲の状態	7.3%	6.0%	8.6%	17.9%	47.5%	4.3%
		受水槽本体の状態	33.0%	28.3%	30.2%	36.9%	37.9%	27.0%
		受水槽上部の状態	6.0%	5.0%	8.6%	10.8%	10.4%	7.0%
		受水槽内部の状態	22.3%	15.5%	22.5%	36.2%	48.2%	16.7%
		マンホールの状態	14.7%	18.5%	39.9%	34.4%	35.5%	18.7%
		オーバーフロー管の状態	3.8%	4.1%	6.9%	9.9%	9.4%	3.7%
		通気管の状態	6.5%	7.9%	13.5%	14.1%	13.7%	5.8%
	高 置 水 槽	高置水槽本体の状態	18.7%	15.3%	15.7%	14.6%	20.3%	17.5%
		高置水槽上部の状態	2.4%	2.2%	2.5%	5.3%	3.5%	1.7%
		高置水槽内部の状態	8.9%	8.7%	13.2%	13.4%	15.1%	8.8%
		マンホールの状態	15.2%	13.7%	22.4%	20.6%	18.8%	12.2%
		オーバーフロー管の状態	5.4%	3.9%	7.1%	10.5%	5.0%	3.7%
		通気管の状態	11.7%	9.1%	14.9%	13.1%	12.7%	10.2%
	他	水抜き管の状態	2.4%	1.7%	2.0%	4.3%	1.6%	1.4%
水 質 査	給水管等の状態	4.4%	2.7%	6.7%	3.0%	1.9%	2.2%	
	臭気	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.2%	
	味	0.1%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.2%	
	色	0.4%	0.5%	0.1%	0.0%	4.9%	0.7%	
	色度	1.6%	1.7%	1.5%	1.2%	0.9%	1.0%	
	濁度(濁りを含む)	0.4%	0.6%	1.1%	0.4%	0.5%	0.7%	
残留塩素		18.8%	13.1%	19.0%	20.3%	14.6%	18.7%	
書類の整備保存の状況		11.7%	12.3%	23.5%	1093.0%	17.7%	13.4%	

注)

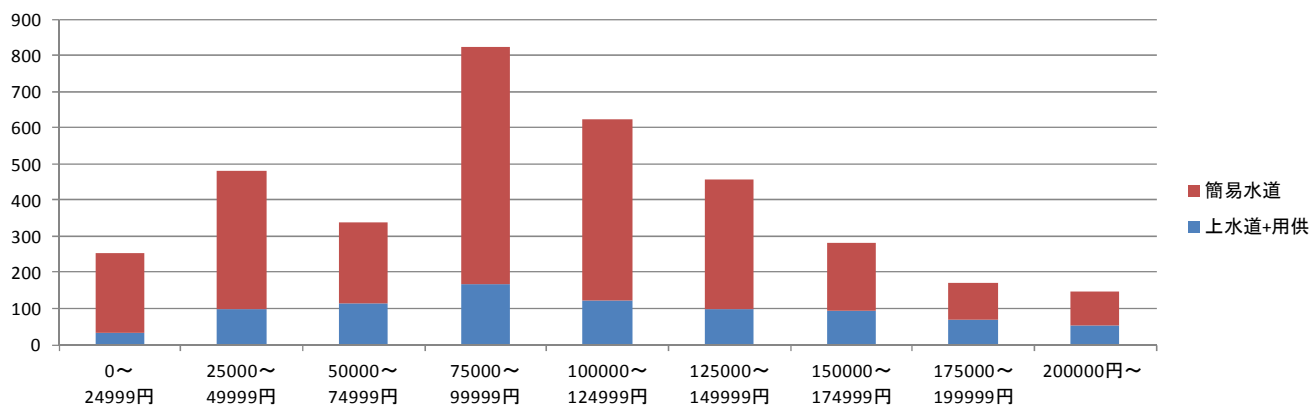
- ※1：報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2：報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
 - ・ 検査項目別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表 1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		水道水質調査				簡専水調査	
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成26
報告施設数		755	877	756	694	575	588
報告率		0.3%	0.5%	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	3.9%	24.9%	25.7%	16.7%	15.5%	4.4%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	6.0%	3.8%	6.5%	4.2%	4.7%	6.6%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	26.6%	14.8%	18.9%	21.3%	15.3%	19.0%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	3.8%	4.2%	11.9%	5.0%	6.1%	3.9%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	50.5%	50.3%	73.3%	50.9%	61.2%	59.2%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	14.3%	11.2%	12.2%	10.5%	12.2%	12.2%

注)

- ※1： 報告施設数は、平成 15 年 7 月 23 日付厚生労働省告示第 262 号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、設置者から行政庁へ報告の措置が行われた(代行報告等を含む)施設数である。
- ※2： 報告率は、検査実施施設数に対する衛生上問題があるとして報告(通報)された施設数の割合である。
- ・ 内訳別の報告率は、報告施設数に対する割合(複数回答あり)



水質検査委託料金分布
(水質基準50項目1試料分の金額)

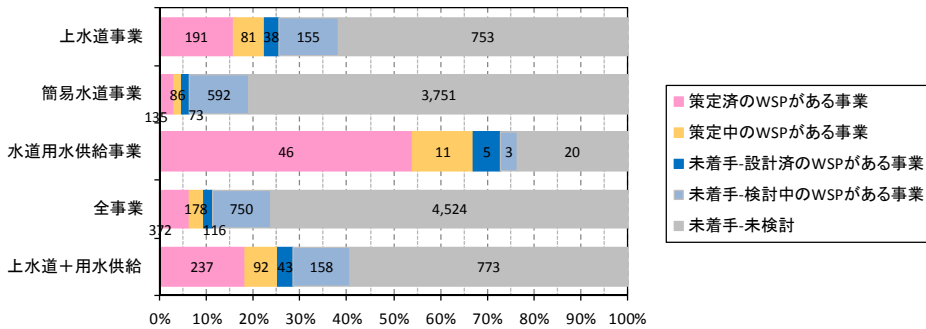
図表 WSP策定状況(事業者)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道+用水供給
回収状況	事業者数	1,393 (100.0%)	5,849 (100.0%)	87 (100.0%)	7,329 (100.0%)	1,480 (100.0%)
	回答のあった事業	1,218 (87.4%)	4,637 (79.3%)	85 (97.7%)	5,940 (81.0%)	1,303 (88.0%)
	検討中	175 (12.6%)	1,212 (20.7%)	2 (2.3%)	1,389 (19.0%)	177 (12.0%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,393 (100.0%)	5,849 (100.0%)	87 (100.0%)	7,329 (100.0%)	1,480 (100.0%)
	着手済み	272 (19.5%)	221 (3.8%)	57 (65.5%)	550 (7.5%)	329 (22.2%)
	策定済	191 (13.7%)	135 (2.3%)	46 (52.9%)	372 (5.1%)	237 (16.0%)
	策定中	81 (5.8%)	86 (1.5%)	11 (12.6%)	178 (2.4%)	92 (6.2%)
	未着手	946 (67.9%)	4,416 (75.5%)	28 (32.2%)	5,390 (73.5%)	974 (65.8%)
	1年以内	38 (2.7%)	73 (1.2%)	5 (5.7%)	116 (1.6%)	43 (2.9%)
2年以内	155 (11.1%)	592 (10.1%)	3 (3.4%)	750 (10.2%)	158 (10.7%)	
3年以内	753 (54.1%)	3,751 (64.1%)	20 (23.0%)	4,524 (61.7%)	773 (52.2%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答があるので、合計は回答事業者と一致しない場合がある。(上水道事業のみ)

設計済みのWSP: 策定作業は始めていないが、作業内容はほぼ固まっている。

検討中のWSP: 作業困難な事項がある等策定作業の一部が決まっていない。着手したが作業が中断している場合も含む。



図表 WSP策定状況(事業者)

		上水道事業 (一事業) のみ経営	上水道事業 (複数事業) のみ経営	上水道事業 のみ経営	簡易水道 事業 (一事業) のみ経営	簡易水道 事業 (複数事業) のみ経営	水道用水 供給事業 のみ経営	上水道事業 と簡易水道 事業を経営	上水道事業 と水道用水 供給事業 を経営	簡易水道 事業と 水道用水 供給事業 を経営	全事業者	上水道事業 又は 水道用水 供給事業 を経営	簡易水道 事業 のみ経営
回収状況	事業者数	755 (100.0%)	22 (100.0%)	777 (100.0%)	874 (100.0%)	242 (100.0%)	66 (100.0%)	497 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	2,461 (100.0%)	1,345 (100.0%)	1,116 (100.0%)
	回答あり	677 (89.7%)	18 (81.8%)	695 (89.4%)	629 (72.0%)	188 (77.7%)	64 (97.0%)	427 (85.9%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	2,008 (81.6%)	1,191 (88.6%)	817 (73.2%)
	検討中	78 (10.3%)	4 (18.2%)	82 (10.6%)	245 (28.0%)	54 (22.3%)	2 (3.0%)	70 (14.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	453 (18.4%)	154 (11.4%)	299 (26.8%)
※策定・進捗状況	事業者数	755 (100.0%)	22 (100.0%)	777 (100.0%)	874 (100.0%)	242 (100.0%)	66 (100.0%)	497 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	2,461 (100.0%)	1,345 (100.0%)	1,116 (100.0%)
	着手済み	177 (23.4%)	6 (27.3%)	183 (23.6%)	4 (0.5%)	7 (2.9%)	43 (65.2%)	69 (13.9%)	3 (75.0%)	1 (100.0%)	310 (12.6%)	299 (22.2%)	11 (1.0%)
	策定済	130 (17.2%)	5 (22.7%)	135 (17.4%)	1 (0.1%)	4 (1.7%)	36 (54.5%)	42 (8.5%)	1 (25.0%)	1 (100.0%)	220 (8.9%)	215 (16.0%)	5 (0.4%)
	策定中	47 (6.2%)	1 (4.5%)	48 (6.2%)	3 (0.3%)	3 (1.2%)	7 (10.6%)	27 (5.4%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	90 (3.7%)	84 (6.2%)	6 (0.5%)
	未着手	500 (66.2%)	12 (54.5%)	512 (65.9%)	625 (71.5%)	181 (74.8%)	21 (31.8%)	358 (72.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1,698 (69.0%)	892 (66.3%)	806 (72.2%)
	1年以内	30 (4.0%)	0 (0.0%)	30 (3.9%)	1 (0.1%)	3 (1.2%)	3 (4.5%)	7 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	44 (1.8%)	40 (3.0%)	4 (0.4%)
2年以内	82 (10.9%)	0 (0.0%)	82 (10.6%)	30 (3.4%)	18 (7.4%)	3 (4.5%)	70 (14.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	203 (8.2%)	155 (11.5%)	48 (4.3%)	
3年以内	388 (51.4%)	12 (54.5%)	400 (51.5%)	594 (68.0%)	160 (66.1%)	15 (22.7%)	281 (56.5%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1,451 (59.0%)	697 (51.8%)	754 (67.6%)	

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

(例: 策定中WSPと未着手(設計済)WSPの両方を有する場合は、策定中WSPを有する事業者としてのみカウント)

設計済みのWSP: 策定作業は始めていないが、作業内容はほぼ固まっている。

検討中のWSP: 作業困難な事項がある等策定作業の一部が決まっていない。着手したが作業が中断している場合も含む。

<水道水質関連調査及び簡易専用水道調査の比較>

表 1 - 1 簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

簡専水調査

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成26
検査対象施設数	211,720	211,717	213,558	216,324	213,386	
検査実施施設数	169,037	168,026	167,995	165,416	163,019	169,919
受検率	79.8%	79.4%	78.7%	76.5%	76.4%	

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成26年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除く

(保健所設置市)

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成26年度)

(都道府県)		水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象施設数	検査実施施設数	検査実施施設数	受検率 (%)	検査実施施設数	
北海道	2,538	1,644	612	64.8	925	
青森県	837	757	757	90.4	809	
岩手県	884	717	717	81.1	844	
宮城県	1,774	1,443	1,442	81.3	1,464	
秋田県	632	540	508	85.4	559	
山形県	1,216	518	527	42.6	1,104	
福島県	1,871	1,264	1,264	67.6	3,095	
茨城県	3,566	2,649	2,649	74.3	2,686	
栃木県	2,029	1,230	1,230	60.6	1,267	
群馬県	1,547	1,093	1,090	70.7	1,147	
埼玉県	10,745	7,149	7,149	66.5	7,258	
千葉県	5,401	4,289	4,289	79.4	4,458	
東京都	7,202	6,841	3,823	95.0	3,945	
神奈川県	4,328	2,812	2,790	65.0	3,396	
新潟県	1,856	1,397	1,371	75.3	1,507	
富山県	574	446	372	77.7	426	
石川県	627	422	408	67.3	471	
福井県	660	326	325	49.4	603	
山梨県	1,437	968	949	67.4	1,143	
長野県	2,098	1,418	1,418	67.6	1,443	
岐阜県	1,381	1,179	1,243	85.4	1,508	
静岡県	3,771	2,830	2,830	75.0	3,364	
愛知県	5,119	3,684	3,603	72.0	4,591	
三重県	1,770	1,128	1,117	63.7	1,131	
滋賀県	1,923	1,263	1,263	65.7	1,222	
京都府	1,883	1,311	1,310	69.6	427	
大阪府	6,952	5,054	5,054	72.7	4,362	
兵庫県	4,245	3,615	3,598	85.2	3,837	
奈良県	1,594	1,192	1,162	74.8	969	
和歌山県	439	305	10	69.5	19	
鳥取県	724	570	566	78.7	819	
島根県	956	779	779	81.5	795	
岡山県	561	488	488	87.0	488	
広島県	1,419	1,162	1,162	81.9	7,645	
山口県	1,239	817	778	65.9	818	
徳島県	1,105	651	651	58.9	789	
香川県	848	506	459	59.7	633	
愛媛県	1,492	751	670	50.3	867	
高知県	223	208	188	93.3	276	
福岡県	2,308	1,557	1,515	67.5	1,781	
佐賀県	1,275	1,051	1,048	82.4	1,156	
長崎県	657	557	552	84.8	521	
熊本県	474	381	334	80.4	476	
大分県	753	594	571	78.9	588	
宮崎県	488	312	331	63.9	331	
鹿児島県	850	834	834	98.1	842	
沖縄県	1,876	1,764	1,760	94.0	1,776	
合計	98,147	72,466	67,566	73.8	80,581	

(保健所設置市)		水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象施設数	検査実施施設数	検査実施施設数	受検率 (%)	検査実施施設数	
札幌市	3,479	2,835	2,835	81.5	3,129	
仙台市	469	331	331	70.6	428	
小樽市	230	216	96	93.9	100	
旭川市	449	327	327	72.8	386	
青森市	446	352	352	78.9	368	
盛岡市	818	539	539	65.9	503	
仙台市	3,911	3,087	3,235	78.9	2,878	
秋田市	550	443	446	80.5	451	
郡山市	737	546	546	74.1	556	
いわき市	457	388	388	84.9	398	
宇都宮市	1,263	805	805	63.7	808	
前橋市	510	388	388	76.1	388	
高崎市	511	393	393	76.9	373	
さいたま市	2,988	1,973	1,944	66.0	1,957	
川越市	828	588	588	71.0	545	
千葉市	1,611	1,314	1,314	81.6	1,214	
船橋市	1,128	846	846	75.0	802	
柏市	567	502	502	88.5	509	
八王子市	749	666	570	88.9	625	
町田市	493	437	357	88.6	375	
横浜市	7,631	6,621	6,621	86.8	6,060	
川崎市	2,909	2,700	2,728	92.8	2,637	
相模原市	1,116	1,010	1,010	90.5	1,062	
横須賀市	589	409	409	69.4	411	
藤沢市	934	648	648	69.4	657	
新潟市	1,529	1,405	1,405	91.9	1,431	
富山県	467	420	420	89.9	420	
金沢市	493	466	466	94.5	467	
長野市	480	415	415	86.5	420	
岐阜市	405	391	426	96.5	418	
静岡市	4,238	1,265	1,265	29.8	966	
浜松市	1,105	960	960	86.9	834	
名古屋市	5,435	4,699	4,699	86.5	4,970	
豊橋市	567	405	405	71.4	463	
岡崎市	608	404	404	66.4	379	
豊田市	608	440	440	72.4	482	
四日市市	252	205	205	81.3	208	
大津市	694	528	528	76.1	505	
京都市	3,643	3,268	3,268	89.7	1,635	
大阪市	7,724	6,298	6,298	81.5	6,351	
堺市	1,237	1,038	1,038	83.9	1,081	
豊中市	802	664	664	82.8	228	
高槻市	292	265	265	90.8	86	
東大阪市	873	726	726	83.2	579	
神戸市	2,737	2,144	2,144	78.3	2,151	
姫路市	1,144	1,094	1,094	95.6	1,135	
尼崎市	927	702	702	75.7	753	
西宮市	1,348	1,150	1,150	85.3	1,163	
奈良市	730	571	782	78.2	472	
和歌山市	671	560	9	83.5	29	
岡山市	1,183	1,052	1,052	88.9	1,052	
倉敷市	488	444	444	91.0	444	
広島市	2,702	2,292	2,292	84.8	4,727	
呉市	449	338	338	75.3	354	
福山市	660	481	481	72.9	504	
下関市	524	333	333	63.5	333	
高松市	872	867	867	99.4	944	
松山市	1,129	621	621	55.0	636	
高知市	821	478	478	58.2	478	
北九州市	2,632	1,861	1,861	70.7	1,756	
福岡市	4,510	4,156	4,157	92.2	4,191	
大牟田市	126	122	99	96.8	103	
久留米市	370	253	253	68.4	245	
長崎市	822	684	684	83.2	684	
佐世保市	484	322	322	66.5	322	
熊本市	1,227	879	862	71.6	1,083	
大分市	840	780	780	92.9	782	
宮崎市	546	457	457	83.7	459	
鹿児島市	950	868	868	91.4	895	
那覇市	1,053	847	847	80.4	857	
合計	96,770	76,982	76,492	79.6	76,095	

本表は、保健所の設置市、特別区を除いた各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合があります。

(特別区)	水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)	検査実施 施設数
千代田区	728	749	360	102.9	360
中央区	1,675	902	406	53.9	507
港区	1,347	1,253	871	93.0	983
新宿区	1,554	463	425	29.8	784
文京区	446	326	326	73.1	412
台東区	527	450	327	85.4	392
墨田区	581	198	198	34.1	318
江東区	1,059	916	813	86.5	857
品川区	870	462	308	53.1	509
目黒区	423	366	366	86.5	352
大田区	882	821	746	93.1	825
世田谷区	943	887	829	94.1	907
渋谷区	937	720	539	76.8	584
中野区	390	270	270	69.2	281
杉並区	471	37	0	7.9	446
豊島区	725	486	346	67.0	376
北区	512	491	491	95.9	477
荒川区	312	276	255	88.5	271
板橋区	864	802	744	92.8	772
練馬区	852	708	679	83.1	696
足立区	910	794	794	87.3	909
葛飾区	708	561	542	79.2	604
江戸川区	753	633	633	84.1	621
合計	18,469	13,571	11,268	73.5	13,243

	水道水質調査 (登録検査機関のみ)			簡専水調査	
	検査対象 施設数	検査実施 施設数	検査実施 施設数	受検率 (%)	検査実施 施設数
都道府県	98,147	72,466	67,566	73.8	80,581
保健所 設置 市	96,770	76,982	76,492	79.6	76,095
特別区	18,469	13,571	11,268	73.5	13,243
合計	213,386	163,019	155,326	76.4	169,919
平成25年度	216,324	165,416	154,934	76.5	165,428

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部(延べ面積 10,000m²以上)については、東京都分として計上した。

※把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、簡易専用水道検査機関による検査実績の報告により都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。